2/9

2/9
1

朝鮮事情

昭和十五年版

朝鮮總督府

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

302
114

朝鮮事情

内閣文庫
和書
一冊
ハ〇三七三号

本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹介する爲編纂したものである。

昭和十四年十二月

朝鮮事情

昭和十五年版

目次

一 總說……1
沿革……1
地勢……1
氣候……11
戶口……14
二 行政組織……10
中央行政……10
地方行政……13
道府郡島……14

目次
公共團體……一五
道……一五
府……一五
邑・面……一七
學校費……一〇
學校組合……一〇
府郡島臨時恩賜金……一三
三　財政……一四
歲計……一四
國債……一六
租稅……一六
內國稅……一六
關稅……一六
噸稅……一六
出港稅……一七
四　敎育……一七
普通敎育……一七
實業敎育及專門敎育……一八
師範敎育……一八
在內地朝鮮學生……一八
朝鮮美術展覽會……一八
朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所……一九
社會敎化……一九
經學院……一九
明倫專門學院……一九
圖書館……一九
古蹟調查・博物館……一九
朝鮮史の編修……一九

五　地籍圖・林野圖及地形圖……八三
六　神社・宗教……九一
神　社……九一
宗　教……九一
七　國民精神總動員……九六
八　情報宣傳……一〇四
九　司　法……一〇八
裁判竝に檢察制度……一〇八
適用法規……一〇九
小作調停……一一一
人事調停……一一二

不動産登記……一一三
戸籍事務……一一四
公證事務……一一五
執達吏事務……一一六
供託事務……一一六
思想犯保護觀察……一一七
行刑制度……一一八
司法保護事業……一二一
一〇　警　察……一二三
治安狀況……一二三
警察機構……一二四
防　空……一二六
一一　衛　生……一二七

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

醫療機關……一二七
藥品取締……一三六
食品取締……一三七
汚物掃除……一三九
上水……一四〇
傳染病豫防……一五一

一二 專賣……一五一
煙草……一五三
人蔘……一五四
鹽……一五六
阿片……一五八

一三 交通通信……一五八
鐵道……一六六
道路……一六八
港湾……一六九
河川……一七三
窮民救濟土木事業……一七四
海事……一七六
航空……一七九
通信事業……一八一
放送無線電話……一八三
朝鮮簡易生命保險……一八六

一四 金融……一八六
通貨……一八七
金融機關……一八八

一五 農業……一九八

土地……一九八
國有未墾地……一九九
公有水面……二〇〇
農業者……二〇〇
農産……二〇一
養蠶……二〇五
畜産……二〇七
穀物檢査……二一〇
肥料……二一三
勸農機關……二一七
農業團體……二一九
水利組合及關係團體……二二〇
米穀倉庫……二二三

一六　林業……二二六

國有林野の保護……二二七
民有林と奬勵施設……二二九
砂防事業……二三二
造林貸付竝に成功讓與……二三六
國有林野の實測調査……二四八
國有緣故森林の讓與……二五〇
國有林經營……二五一
北鮮開拓事業……二五七
林業試驗……二六〇

一七　農山漁村の振興・更生事業……二六一

一八　水産業……二六八

概況……二六八
漁業處分……二七〇

水産業の保護奨勵……二七一
水産試驗及調査……二七二
水産業の發展……二八三
水産業の改良……二八五
一九　鑛　業……二八九
概況及特許鑛山……二八九
鑛業の助長施設……二九五
主要鑛物……二九八
二〇　工　業……三〇四
概　況……三〇四
家內工業……三〇五
工場工業……三一〇
中央試驗所……三一八

工業奬勵……三一九
度量衡……三一九
物資調整・燃料事業……三一〇
電氣及瓦斯事業……三一一
二一　商　業……三一五
朝鮮人の商業……三一五
內地人の商業……三一六
會　社……三一七
取引所及正米市場……三一八
商工會議所……三一八
重要物產同業組合……三一〇
產業組合……三一〇
商工奬勵館……三一三

二二　物資動員計畫……三三四
二三　貿易……三三六
概況……三三六
國別貿易……三三七
港別貿易……三三八
輸移出重要品……三四〇
輸移入重要品……三四一
貿易船舶……三四三
在外貿易促進施設……三四四
二四　社會事業……三四六
罹災救助……三四六
賑恤救護……三四八
方面事業……三四九

福利施設……三四九
勞働者保護……三五一
兒童保護……三五三
救療機關……三五四
二五　軍事援護事業……三五七
軍事扶助……三五七
職業上の保護……三五七
傷痍軍人の保護……三五八
軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英……三五八
敎化竝に敎養……三五九
軍事援護相談機關……三五九
軍事後援聯盟……三六〇
傷痍軍人會……三六〇

目次

二六　軍事……三六一
陸軍……三六一
二七　在外朝鮮人に對する保護施設……三六三
在滿朝鮮人の概況……三六四
在滿者に對する施設……三六五
朝鮮農民の滿洲への新規入植……三六八
在支朝鮮人の概況……三七二
在支者に對する施設……三七四
〔附〕
一、參考統計表（別に目次を付す）……八十四表
二、最近の朝鮮地圖（裏面に道府郡島一覧あり）……卷末に折込一葉
三、挿入寫眞……書中に挿入三十葉

村農の下局時

針　　人　　千

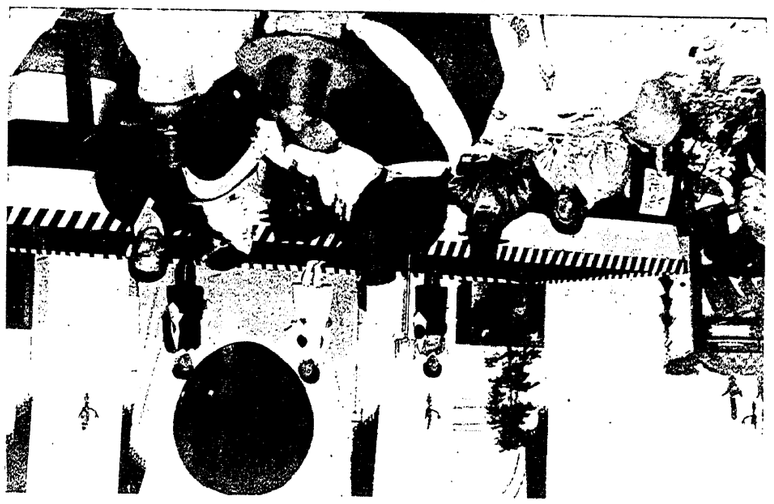

朝鮮事情

昭和十五年版

一 總說

沿革

朝鮮はその地理上、古來我國と密接不離なる關係に在り、平和的交通に依る血緣的混和、文化の傳承は更なり、半島が優勢な外國諸民族の脅かすところとなるや我國は多大の犧牲を拂つてその急を救つたこと一再でなかつた。この間半島は三國・新羅・高麗を經て、李朝と革つたが、李朝中期以後は國勢頓に衰へ、內には國政紊亂して生民其の堵に安んぜず、外には加はり來る外國の壓力に抗して、その存立を保つ能はず、延いて、極東禍亂の危機を醸成するに至つた。是に於て、我國は之が爲に日淸・日露の兩役を重ねて、この外難を擊攘し極東の安全を永遠に保障する必要より、明治四十三年、遂に之を完全に併合し、その人民は悉く皇國臣民として　天皇陛撫の下に立ち、總督に依つて施政せられることゝなつたのである。

爾來、歷代總督は、よく併合の國是に遵つて民力の涵養に專念し、時勢の進展に應じて敎育の改善・產業の開發其他諸般の施設に努力せる結果、經濟・產業の發達より民力の向上、極めて著しく、國民精

神また次第に涵養せられつゝあつた。適々、滿洲事變の發生により、我國威を中外に宣揚し、之に引續く王道滿洲國の建設を見るに及び、之を契機として民衆間に於ける國民精神の成長、顯著なるものあり、更に今次、支那事變の勃發するに至るや、二千餘萬の民衆儼然として皇國臣民たるの忠誠を發露し內鮮一體の實を高度に具現したのである。かくて朝鮮は益々その健全なる發展を期するとゝもに、その物心兩面よりする我が大陸前進基地たるの重要性を愈加へつゝあるのである。

地　勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島であつて、地形南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數の島嶼を擁してゐる。東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位し、面積二二〇、七九二方粁（本州より靑森縣を除いたものに等しい）、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔てゝ九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界してゐる。東部海岸には元山・城津・淸津・羅津・雄基等の諸港があり、南部及西部海岸は島嶼散在し岬灣出入し、釜山・鎭水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎭南浦等の良港を形成してゐる。地勢は長白山脈東北より西南に連つて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北・咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成してゐる。脊梁山脈以東の地は斜面急峻であつて大川平野に乏しいが、其の以西は比較的緩斜であつて處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね肥沃である。

氣　候

氣溫　年平均氣溫は南岸地方に最も高く十四度を示し、北進するにつれて遞減し、中部地方では十度內外、國境附近に於ては四度乃至三度であるが、國境に近き蓋馬高臺は最も低くて一、二度に降り南北兩地方では約二度內外の高溫を示すのが常である。又同緯度地方を比べれば東岸は西岸地方より溫和で、夏季を除いては約二度の高溫である。これは西海岸は冬季北西の季節風が多きに反し、東海岸は脊梁山脈の爲風勢弱く、且つ海水溫度は西岸に比し高溫である等、山脈とか海流とかの地形的影響を蒙るとゝが主因であると思はれる。又朝鮮には冬季大陸高氣壓の盛衰が殆んど周期的に來るが、之が爲め所謂三寒四溫の現象が起り、寒暖が交互に來る。

風　風向は氣壓の配置に據つて定まるものであるから、それが氣壓配置の季節的變化に隨つて變化するとゝは勿論である。今半島に於ける冬と夏の季節風に就いて述べて見るに、冬期は大陸方面に大陸高氣壓が蟠居する影響で季節風は、黃海沿岸、南岸及北東岸に於ては北乃至北西であるが、內陸地方及中部の東海岸では地形の影響を承けて西偏風が卓越する。之と反對に夏季の氣壓配置は冬季と全く交代して、大陸方面が低壓部となり太平洋上に高氣壓が滯留してゐる爲、南岸、黃海沿岸及北東岸では南偏風流行し、

中部以南の東海岸では南東乃至東風が卓越する。而して雨季節風の交替期である春秋の候は風向が區々で一定しない。又雨季節風は風向が相反するのみでなく、冬季は空氣が一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜が急で風力が強いが、夏季は濕潤で曇天雨天の日多く且つ氣壓の傾斜が緩やかな爲風勢は甚だ弱い。又冬季季節風は夏季季節風に比べて共の間が永い。尙全域を通じて、風勢は沿海に於て強く、內陸に於て弱い傾向がある。

雨　雨の年總量は內地のそれと比べて約二分の一に當る寡量である。卽ち凡そ五百粍乃至千五百粍で、今共の分布狀態を見ると咸鏡南北道と大同江下流域地方卽ち西鮮灣の南部に面する地域は最寡雨地域で年量八百粍に達せず、就中豆滿江中流域は僅に五百粍に過ぎない。千粍に達しないのは以上の外に鴨綠江流域と洛東江の上流域とであつて、共の他の所は孰れも千粍を超え、千三百粍以上の地域は西鮮北部の內陸と朝鮮中部の內陸及湖南地方から海峽沿岸に擴がり、就中蟾津江の河口附近には千五百粍に達する最多雨地域がある。降雨は季節に因つて共の差異が甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期で雨量は極めて寡く、六月より八月に至る間は降雨期に屬する。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月であるが北鮮地方は後れて八月となつてゐる。斯樣に各地方を通じて降雨期と乾燥期との判然とした區別があるのは半島の一特色であらう。

霜　初霜は鬱島高臺地方に最も早く九月上旬に現はれる。斯樣に早現するのは本邦の版圖內には見當らず、樺太の內陸に於ても漸く九月中旬頃である。其の他は概ね十月上旬より十一月上旬の間にあるが、濟州島では十二月下旬に入つて初めて降霜を見、最早現より實に三箇月餘の遲れである。終霜は濟州島の三月中旬に始まり他は一般に四月中に終るが鬱島高臺のみは五月下旬である。而して南部では往々五月中旬頃晩霜を見ることがある。

霧　朝鮮近海は北海道、千島列島と共に本邦に於ける最多霧地帶である。就中最も多い箇所は多島海附近で濃霧日數は一年中七十日內外に達し、之に亞いでは西朝鮮灣及北東岸で五十日內外、最も少ない場所は東海岸の永興灣以南で僅に二十日に充たないのである。濃霧は沿岸に近づくにつれて減少し、內陸に入つては殆んど皆無となり、又季節的には冬季に於ては殆んど見ない程少なく、初春から段々發生して晩春初夏の候が最も盛んで盛暑期に入るに及んで減退する。

雪　降雪期は年に依つて差異はあるが、初雪の最早はやはり鬱馬高臺地方で十月の上、中旬に始まり、共の他は概ね十一月であつて南東岸地方の十二月下旬が最晩となつてゐる。終雪は濟州及南岸が最も早くて三月上旬に、共の他は概して三月中旬から中旬が最も遲い。然し乍ら冬季は一般に雨雪量が寡いから、積雪が一、二尺に及ぶのは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を超ゆること稀である。

戶口

昭和十三年末現在戶口調査に依れば、總戶數四百二十七萬一千三百八戶、內地人十五萬八千八百四十

三戸（發滯人九戸を含む）、朝鮮人四百十萬二千百二戸、外國人二萬三百六十四戸、總人口二千二百六十三萬千七百五十一人、內地人六十三萬三千三百二十人（發滯人三十三人を含む）、朝鮮人二千百九十五萬六百十六人、外國人四萬九千八百十五人である。而して之を昨今常時に比すれば戸口ゝも約二倍に增加してゐる。

各道面積ト現住戸口（昭和十三年末）

道廳	面積	戸數 總數	戸數 內地人	戸數 朝鮮人	戸數 外國人	人口 總數	人口 內地人	人口 朝鮮人	人口 外國人
總數	二二〇、八二七・三	四三五、一〇八	二六〇、四二一	一七〇、一〇一	四、五八六	二、二六三、一五一	一、三〇〇、三二〇	九五二、〇一一	一〇、八二〇
京畿道	三、八三〇・八	四五、一四一	三六、五四〇	八、四九〇	一、一〇四	二、三五八、八九五	一、三一一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
忠清北道	七、四八六・六	二六、六三一	二、四四四	二四、一八七	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
忠清南道	八、一〇六・四	三五、〇四四	二、四四四	三二、六〇〇	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
全羅北道	八、三五一・五	三六、〇〇〇	二、四四四	三三、五五六	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
全羅南道	一二、六二九・五	四三、一四三	一〇、六六六	三二、四七七	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
慶尚北道	八、八八八・八	四五、一九一	一一、六六六	三三、五二五	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
慶尚南道	一〇、四〇四・六	四五、一九一	一一、六六六	三三、五二五	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
黃海道	八、四四四・四	三五、一四四	一〇、一一一	二四、〇三三	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
平安南道	七、四八四・三	三八、一四四	一〇、一一一	二七、〇三三	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
平安北道	一〇、一四四・三	四五、一九一	一一、六六六	三三、五二五	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三
江原道	一六、三四一・九	三五、一四四	一〇、一一一	二四、〇三三	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三

現住戸口職業別（昭和十三年末）

道廳	外朝內總	戸數 總數	戸數 農業	戸數 水產業	戸數 鑛業	戸數 工業	戸數 商業	戸數 交通業	戸數 自公由營業務	戸數 有業者の	戸數 無業
總數	內地人	四三五、一〇八	二六〇、四二一	一七〇、一〇一	四、五八六	一〇、一〇四	三五、一四四	一〇、一一一	二四、〇三三	一〇、一一一	二四、〇三三
	朝鮮人	二六〇、四二一	一四、一四一	一〇、一一一	二四、〇三三	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇、一〇四	二、四四四	二四、一八七	一〇	一、三一、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
京畿道	內地人	四五、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三六、五四〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	八、四九〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
忠清北道	內地人	二六、六三一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	二四、一八七	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
忠清南道	內地人	二六、六三一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三二、六〇〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
全羅北道	內地人	二六、六三一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三三、五五六	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
全羅南道	內地人	四三、一四三	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三二、四七七	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
慶尚北道	內地人	四五、一九一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三三、五二五	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
慶尚南道	內地人	四五、一九一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三三、五二五	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
黃海道	內地人	三五、一四四	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	二四、〇三三	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
平安南道	內地人	三八、一四四	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	二七、〇三三	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
平安北道	內地人	四五、一九一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	三三、五二五	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
江原道	內地人	三五、一四四	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	二四、〇三三	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
咸鏡北道	內地人	三〇、四八六・六	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	一四、一四一	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
咸鏡南道	內地人	三五、一四四	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	朝鮮人	二四、〇三三	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三
	外國人	一〇	一、三一、一四一	一、〇三四、一一一	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三	一〇、六四三

備考　內地人中京畿道には戸數七、人口三千、平安南道には戸數二、人口七の發滯人を含む。

備考　內地人中には發滯人「工業」に戸數二、人口六、「商業」に戸數二、人口一〇、「公務自由業」に戸數一、人口四、「無業」に戸數四、人口一二を含む。

現住内地人戸口本籍地別（昭和十三年末）

本籍地別	戸数	人口 総数	人口 男	人口 女
総数	一、九六五、四三一	六、四三五、〇一五	三、二五五、〇一四	三、一八〇、〇〇一
北海道	一、〇一五	三、一五一	一、六一五	一、五三六
青森県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
岩手県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
宮城県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
秋田県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
山形県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
福島県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
茨城県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
栃木県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
群馬県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
埼玉県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
千葉県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
東京府	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
神奈川県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
新潟県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
富山県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
石川県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
福井県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
山梨県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
長野県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
岐阜県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
静岡県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
愛知県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
三重県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
滋賀県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
京都府	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
大阪府	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
兵庫県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
奈良県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
和歌山県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
鳥取県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
島根県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
岡山県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
広島県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
山口県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
福岡県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
佐賀県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
長崎県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
熊本県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
大分県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
宮崎県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
鹿児島県	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
沖縄県	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
樺太	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
朝鮮	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
台湾	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
関東州	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
南洋群島	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九
委任統治地	一、〇一一	三、一五一	一、六一五	一、五三六
外国	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九

現住戸口累年別

年別	戸数 総数	人口 総数	人口 内地人	人口 朝鮮人	人口 外国人
明治三十九年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
同四十四年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
大正二年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
同七年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
同十二年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
昭和五年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
同十年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一
同十三年	一、一七一	三、六一〇	一、八四一	一、七六九	一、〇一一

二 行政組織

中央行政

沿革

明治四十三年韓國の併合と同時に詔書（韓國ヲ帝國ニ併合ノ件）を以て特に朝鮮總督を置き　天皇の命を承け朝鮮に於て陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしめることを宣言し朝鮮總督を設置したが當分の內統監府及び其の所屬官署を存置し朝鮮總督の職務は姑く統監をして之を行はしめ且つ韓國政府に屬したる諸官廳は內閣及表勳院を除くの外總て之を總督府の所屬官署と看做して政務の執行に當らしめた（明治四十三年勅令第三百十九號朝鮮總督府官制及び朝鮮總督府設置ニ關スル件）。其の後約一箇月間に各種機關の廢合統一を爲し同年九月三十日朝鮮總督府官制及び其の所屬官署の諸官制を公布し十月一日より之を施行した。

當初、朝鮮總督は親任とし陸海軍大將を以て之に充て天皇に直隷し、委任の範圍內に於て陸海軍を統率し、朝鮮防備のことを掌ると共に朝鮮の諸般の政務を統轄し、內閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受け職權又は特別の委任に依り朝鮮總督府令を發する事を得ることに定められ、所屬官署としては諮詢機關としては中樞院を設け、又警務機關としては中央に警務總監部を、各道に警務部を置き憲兵隊司令官をして警務總長を、憲兵隊長をして警務部長を兼ねしめ地方行政機關の外に特立して一般警察衛生事

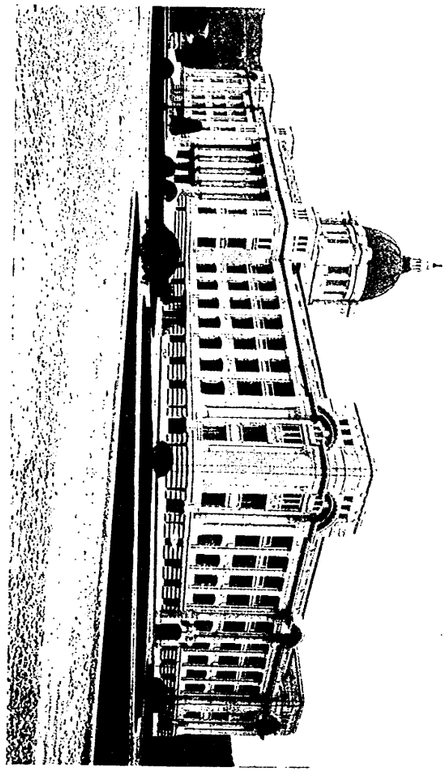

務を統理執行せしむることゝした。

其の後數回官制は改正せられたが、大正八年八月の改正は總督の武官たる資格制限を撤廢し、總督に對する陸海軍統率權委任の條項を削り、朝鮮に於ける陸海軍の司令官に對する出兵を請求することを得しむると共に憲兵警察制度を廢止し、以て所謂文化政治への一轉機を劃したのであつた。

行政組織

一、朝鮮に朝鮮總督府を置き其の長官を朝鮮總督とする（朝鮮總督府官制）。總督は朝鮮を管轄し諸般の行政事務を統理する朝鮮最高の行政官廳である。總督の權限の主なるものは

(一) 政務總理權　特に中央政府の權限に留保するもの以外、朝鮮に於ける行政事務は包括的に朝鮮總督の權限に屬し上奏裁可を要する事項に付ては內閣總理大臣を經て上奏を爲し及び裁可を奏請する（朝鮮總督府官制第三條、第六條、第七條）

(二) 出兵請求權　安寧秩序保持の爲め必要と認めるときは朝鮮に於ける陸海軍司令官に兵力の使用を請求し得る（同三條ノ二）

(三) 制令制定權　朝鮮に於ては法律を要する事項は總督の命令（制令）を以て之を規定することを得る（明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第一條、第六條）

(四) 命令權　職權又は委任に依り總督府令を發し得る。之に附し得る罰則の限度は自由刑一年、財產刑二百圓迄である（同第四條）

(五)監督權　下級行政官廳を指揮監督しその違法不當の命令、處分の取消し又は停止を爲し、所部の官吏を統督する（同五條、六條）

(六)王公族及朝鮮貴族に關する權限　皇室令の委任に依り朝鮮に於ける李王職・李王歲費・朝鮮貴族の監督をする（明治四十三年皇室令第三十九號）等である。

總督に故障があるときには、勅命を以つて他の親任官をして臨時その職務を代理せしめる。

總督府には事務分掌の爲めに總督官房及內務・財務・殖産・農林・法務・學務・警務の七局竝に外事部及企畫部を置き、總督の補助機關として總督を補佐し府務を統理し各部局の事務を監督する爲め親任官たる政務總監があり以下局長・外事部長・企畫部長・秘書官・事務官・理事官・統計官・土木事務官・山林事務官・敎學官・視學官・編修官・銀行檢査官・技師・通譯官・屬・統計官補・編修書記・技手・通譯生等を設置せられてゐる。

二、中樞院は朝鮮總督に隷し其の諮詢に應ずる所であつて兼ねて朝鮮の舊慣及制度に關する調査を行ふ場合がある。中樞院には議長（政務總監を以て之に充つ）、副議長（親任待遇）、顧問（親任待遇）及び參議（勅任又は奏任待遇）等を置き、議長の外は何れも朝鮮人中の有力者、達識の士を採り、總督の諮詢に應ぜしむるのである。副議長以下の任期は何れも三年を原則とし、總督の奏請に依り內閣に於て之を任命する。書記官長以下の事務職員が附屬する。

三、次に總督の管理の下に各官制を以て特別行政廳を置く。其の主なるものは

(イ)遞信官署（朝鮮總督府遞信局官署官制）　中央に遞信局を置き、朝鮮に於ける郵便・郵便爲替・郵便貯金・朝鮮簡易生命保險・電信・電話・航路標識・海員の養成・發電水力及航空に關する事務を管理し、航路・船舶・海員・電氣事業及瓦斯事業の監督を掌る。地方には貯金管理所・郵便局・電信局・電話局・郵便所及飛行場を置く。

(ロ)鐵道局（朝鮮總督府鐵道局官制）　國有鐵道及其の附帶業務竝に私設鐵道及軌道の監督の事務を掌る爲めに中央に鐵道局を置き、地方事務分掌の爲めに出張所を置く。

(ハ)專賣局（朝鮮總督府專賣局官制）　專賣局は朝鮮總督の管理に屬し煙草・鹽・人蔘・阿片・廳藥類の專賣事務を行ふ。中央に專賣局、地方に地方專賣局等を置く。

(ニ)稅務官署（朝鮮總督府稅務官署官制）　內國稅に關する事務は從來道財務部の所管であつたが、昭和九年五月財務部を廢止し特別地方官署たる稅務官署を設置し稅務監督局は內國稅に關する事務を監督し稅務署は內國稅に關する事務を執行することゝした。

(ホ)稅關（朝鮮總督府稅關官制）

稅關は朝鮮總督の監理に屬し關稅・噸稅・移入稅・出港稅等に關する事務を掌る。下級官署として稅關支署・稅關監視署を置く。

以上の外朝鮮に於ける行政官廳としては警察官講習所・刑務官練習所・營林署・濟生院・癩療養所・中央試驗所・農事試驗場・水產試驗場・氣象臺・陸軍兵志願者訓練所・各種學校等の所屬官署がある。

今朝鮮總督府及所屬官署（司法官廳を含む）の分課狀況を表示すれば別紙の如くである。

地方行政

道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて二十府、二百十八郡、二島、七十七邑、二千二百七十一面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・內務部・產業部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、內務部は地方行政・學務・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を產業部は勸業一般事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。

朝鮮總督府及所屬官署分課一覽表

昭和十四年十二月一日現在

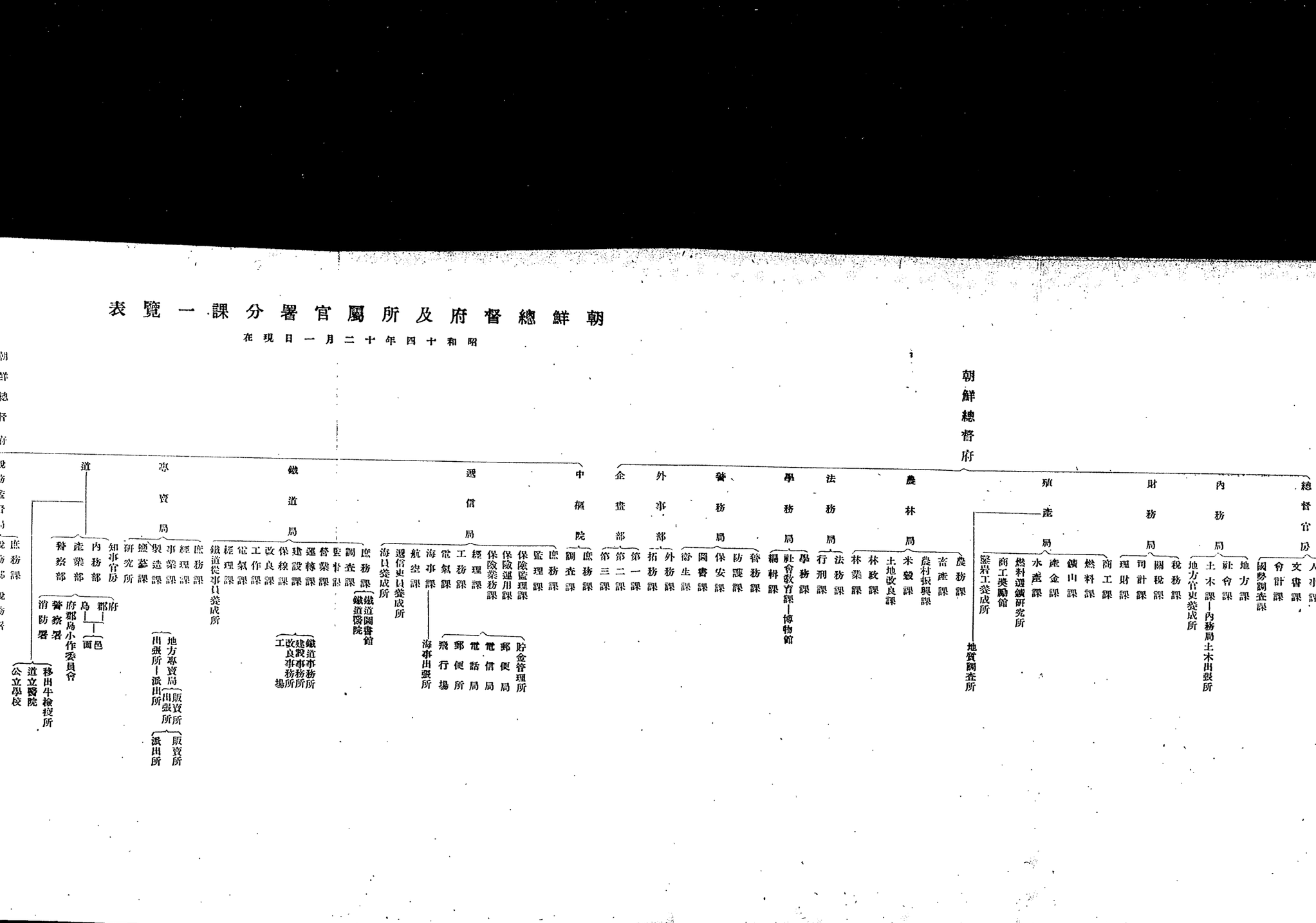

平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて二十府、二百十八郡、二島、七十七邑、二千二百七十一面とする。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置き官廳事務の執行者たらしむると共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・內務部・産業部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、內務部は地方行政・學務・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、産業部は勸業一般事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌する。

朝鮮總督府及所屬官署分課一覽表

昭和十四年十二月一日現在

- 朝鮮總督府
  - 官房
    - 庶務課
    - 會計課
    - 調査課
    - 文書課
    - 人事課
    - 法制課
    - 統計課
    - 情報課
  - 內務局
    - 庶務課
    - 地方課
    - 學務課
    - 社會課
    - 衛生課
    - 土木課
    - 港灣課
    - 都市計劃課
    - 土地改良課
    - 水利組合課
    - 地方財政課
    - 警務課
    - 保安課
    - 防護課
    - 圖書課
    - 衛生課
  - 財務局
    - 庶務課
    - 主計課
    - 理財課
    - 國庫課
    - 國債課
    - 稅務課
    - 專賣課
    - 關稅課
    - 稅關監視課
    - 稅關出張所
    - 稅關支署
  - 殖產局
    - 庶務課
    - 農務課
    - 畜産課
    - 園藝課
    - 蠶業課
    - 山林課
    - 水産課
    - 商工課
    - 礦山課
    - 地質調査所
    - 農事試驗場
    - 種馬牧場
    - 種羊牧場
    - 獸疫血清製造所
    - 林業試驗場
    - 水産試驗場
    - 朝鮮關稅顧問審査委員會
  - 土木局
    - 庶務課
    - 道路課
    - 河川課
    - 港灣課
    - 營繕課
    - 都市計劃課
    - 土地改良課
    - 水利組合課
    - 海事課
    - 航空課
    - 遞信吏員養成所
    - 海員養成所
  - 鐵道局
    - 庶務課
    - 經理課
    - 工務課
    - 電氣課
    - 運轉課
    - 建設課
    - 改良課
    - 電氣課
    - 經理課
    - 鐵道從事員養成所
  - 遞信局
    - 庶務課
    - 經理課
    - 工務課
    - 電氣課
    - 海事課
    - 航空課
    - 遞信吏員養成所
    - 海員養成所
  - 中樞院
    - 庶務課
    - 調査課
  - 外事部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 企畫部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 學務局
    - 庶務課
    - 普通學務課
    - 編輯課
    - 社會教育課
    - 博物館
  - 警務局
    - 庶務課
    - 防護課
    - 保安課
    - 圖書課
    - 衛生課
  - 外事部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 企畫部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 專賣局
    - 庶務課
    - 經理課
    - 製造課
    - 製蔘課
    - 研究所
  - 鐵道局
    - 庶務課
    - 調査課
    - 鐵道圖書館
    - 鐵道醫院
    - 監督課
    - 運轉課
    - 建設課
    - 保線課
    - 改良課
    - 工作課
    - 電氣課
    - 經理課
    - 鐵道從事員養成所
  - 遞信局
    - 庶務課
    - 監理課
    - 保險監理課
    - 保險運用課
    - 保險業務課
    - 經理課
    - 工務課
    - 電氣課
    - 海事課
    - 航空課
    - 遞信吏員養成所
    - 海員養成所
  - 中樞院
    - 庶務課
    - 調査課
  - 外事部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 企畫部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 學務局
    - 庶務課
    - 普通學務課
    - 編輯課
    - 社會教育課
    - 博物館
  - 警務局
    - 庶務課
    - 防護課
    - 保安課
    - 圖書課
    - 衛生課
  - 外事部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 企畫部
    - 庶務課
    - 第一課
    - 第二課
    - 第三課
  - 道
    - 內務部
      - 知事官房
      - 府郡島
        - 面
        - 邑
      - 警察部
        - 警察署
        - 消防署
      - 產業部
        - 地方專賣局
          - 販賣所
          - 出張所
        - 出張所
          - 販賣所
          - 派出所
      - 土木課
      - 學務課
      - 社會課
      - 衛生課
      - 地方課
      - 財務課
      - 農務課
      - 畜産課
      - 山林課
      - 商工課
      - 水産課
      - 土木出張所
      - 道立醫院
        - 公立學校
        - 移出牛檢疫所
      - 府郡島小作委員會
      - 地方費土木出張所
      - 地方費土木事務所
      - 地方費土木派出所
      - 地方費土木工事務所
      - 地方費土木工事務所出張所
      - 地方費土木工事務所派出所
      - 地方費土木工事務所支所
      - 地方費土木工事務所支所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張所
      - 地方費土木工事務所支所派出所出張

公共團體

道　從來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道稅・夫役現品・使用料又は手數料の賦課徵收・起債・基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長（道知事）の外に副議長（議員中より選出）を置く。道會議員の定數は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選擧區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選擧し、殘り三分の一は道知事之を任命する。而して道會議員の任期は四年である。

現在道の施設せる主なる事業は土木・砂防・勸業・敎育・衞生・救濟及各種補助等である。而して其の主たる財源は道稅・使用料及手數料竝に國庫補助金で、道稅の稅目は地稅附加稅・第一種所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・營業稅附加稅・取引所稅附加稅・鑛稅附加稅・林野稅・戶別稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動産取得稅である。

府　府制は大正二年十月之を發布したが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行した。

イ、**府の區域**　法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・大田・群山・全州・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・晋州・海州・平壤・鎭南浦・新義州・元山・咸興

清津・羅津である。

ロ、府の事務及府住民の權利義務　府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を處理し、府内に住所を有する者を以て住民とする。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し府の負擔を負ふの義務を有する。

ハ、府稅及使用料手數料　府稅は國稅たる地稅・營業稅・取引所稅・鑛稅・道稅たる戸別稅・家屋稅・車輛稅・特別所得稅・不動産取得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滯在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並に神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の構内地、墓地、外國政府の所有に關する領事館及其の敷地等には府稅を課しない。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することが出來る。

ニ、府の機關及權限　府尹は府を統轄し及代表する。必要あるときは府費を以て吏員を置くことを得る。府尹は吏員を任免し懲戒するの權限を有する。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選擧す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要なる事件の議決、副議長及檢査委員の選擧、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決の執行及出納の檢査を爲すの權限を有する。

府會議員の定數は最低二十四人にして、府の人口に應じて增加し、其の任期は四年である。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齡二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者が之を選擧する。選擧權のない者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校の教員等の如きは府會議員たることを得ないのは他の公共團體に於けると同樣である。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織する。教育部會は各特別經濟に關する重要なる事件の議決、副議長又は檢査委員の選擧、事務檢査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會と殆んど同樣の權限を有する。

邑面　邑面制は大正六年十月發布せられ、大正九年及昭和五年の大改正を經て現行制度と爲つたものである。

イ、邑面の區域　法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、現在に於ける邑の數は七十七、面の數は二千二百七十一である。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務　邑面は法人であつて官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とする。邑面住民は邑面制の規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有すると共に、邑面の負擔を分任する義務を有する。

ハ、邑面稅及使用料手數料　邑面稅は國稅たる地稅・營業稅・鑛稅・地方稅たる戶別稅・家屋稅・不動産取得稅・車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滯在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課する。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物廟神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、敎會所・說敎所の用に供する建物及共の構内地には邑面稅を課しない。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することが出來る。

ニ、邑面の機關及權限　邑面長は邑面を統轄し之を代表すると共に邑面の事務を擔任する。尙邑長は邑會の議決を經べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有する。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有する。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の辭職に關しては、郡守又は島司の認可を必要とする。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て之に充つ）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要なる事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見書の提出、官廳の諮問に對する答申竝に邑の事務に關する書類及計算書を檢閱し、事務の管理、議決の執行及出納の檢査を爲すの權限を有する。

面協議會は議長（面長を以て之に充つ）及面協議會員を以て組織し、面に關する重要なる事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有する。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人で、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同樣四年である。

邑會議員及面協議會員の選舉權は、府會議員の選舉に於けると同樣帝國臣民たる獨立の生計を營む年齡二十五年以上の男子で、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者が之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長竝に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校の敎員に非ざる者で、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有する。

ホ、邑面組合　邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものがあるから邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徵し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得る。

學校費　現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正した。

イ、學校費　朝鮮人敎育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理する。

ロ、學校評議會及評議會員　學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議會員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とする。學校評議會員の定員は郡島内の邑面數と同數である。學校評議會に諮問すべき事項は歲入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徵收及起債に關する事項等である。

學校評議會員は名譽職であつて其の任期は四年であり、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員が之を選擧する。

ハ、事業　學校費は朝鮮人敎育に關する費用を總て支辨し得るを原則とするが、郡島の財力には自ら限度があるから其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられなければならぬ。現今に於ては公立小學校の經營を普通とし、簡易初等敎育の普及を圖る目的を以て既設小學校に簡易學校を附設經營するの外稀に實業補習學校を經營するものもある。

學校組合　明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營した朝鮮に於ける内地人敎育に關する事務を處理したもので、本令は大正三年四月及昭和五年十二月に改正された。

イ、學校組合の設置と組合規約及組合員の權利義務　學校組合を設置せんとする場合は發起人區域（府の區域を除く）を定め、其の區域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の認可を受けなければならぬ。組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會と議決事項　學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧する。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年で、議員の選擧及被選擧資格は組合規約を以て之を定める。而して組合會の議決事項概目は左の通りである。

（一）組合規約を變更する事　（二）歲入出豫算を定むる事　（三）決算報告を認定する事　（四）基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事　（五）不動産の管理及處分に關する事　（六）財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限でない　（七）法令に定むるものを除く外使用料手數料組合費及夫役現品竝其の賦課徵收に關する事　（八）組合債に關する事　（九）歲入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事　（十）組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會　組合員の數寡少なる組合共の他特別の事情ある組合に在りては、組合員の總會を以て組合會に代へ得る。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用する。

ニ、學校組合管理者と組合吏員　學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とするが、必要に依り有給と爲すことを得る。

學校組合には管理者の外に有給又は名譽職の吏員を置くことが出來る。其の任免・懲戒處分等は管理

者が之を行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り、退隱料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給するこゝを得、名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することが出來る。

ホ、學校組合の經費ニ組合費徴收及寄附又は補助　組合は營造物の使用に付使用料を徴收するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徴收することが出來る。又組合は內地人の教育に關し必要なる場合に於ては寄附又は補助を爲すことが出來る。

ヘ、組合の監督　學校組合の監督は第一次は郡守島司、第二次道知事、第三次は朝鮮總督である。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要する。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことが出來る。

尙左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要する。

（一）基本財産の管理及處分に關する事　（二）特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限でない　（三）不動産の處分に關する事　（四）寄附又は補助を爲す事　（五）使用料・手數料・組合費及夫役現品の賦課徴收に關する事　（六）一時の借入金を爲す事　（七）繼續費を定め又は變更する事　（八）歲入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔を爲し及權利の拋棄を爲す事。

府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられた臨時恩賜金三千萬圓の內一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救濟の資に充つる方針を以て之を道費に編入して事業を計畫し、若は適切な事業に對して補助を與へ、洽く惠恤撫養の本義に副はしめるこゝとなし來つたのであるが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てた資金の一部を割いて新に社會救濟に關する事業を行ひ來つたが、凶歉救濟の資に充つべき利子收入に限り昭和十三年八月制令第二八號を以て公布された朝鮮罹災救助基金令に基き各道に於て設置した罹災救助基金特別會計豫算を通じて凶歉救濟施設費に充つることゝした。

三　財政

歳計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問を設置し、鋭意刷新を圖つたが、積弊の救す所容易に清掃することが出來ず、後統監府が設置され、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歳出著しく增加し、到底其の支出を辨じ難くなつたので、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付した。けれども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すことが出來なかつたので、同四十四年以降中央政府の一般會計から一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬四を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方産業奬勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸稅の增徵竝に新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がぬこゝとした。處が、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴つて、再び補充金を要する樣になり、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては一千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於は一千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度以降同六年度に於ては各一千五百萬圓、同七年度及同八年度に於ては一千二百五十萬圓、同九年度に於ては一千二百八十二萬五千六百六十四、同十年度に於ては全く一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十一年度に於ては一千二百九十一萬八千百七圓同十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十三年度に於ては一千二百九十萬九千百十五圓、同十四年度に於ては一千二百九十萬四千三百十三圓の補充を受けて居る。

朝鮮總督府特別會計歳入歳出

歳入

年度	經常	臨時	合計
昭和五年度	二〇三、〇五九、五四〇	円	二九九、七九、八三五
同六年度	二〇六、三二、五七七	同	二九八、九三、八〇七
同七年度	一九九、五六六、九八八	同	二九〇、一四〇、六七七
同八年度	一八四、四八二、五八八	同	二八九、六四、四五三
同九年度	三二、五八八、三八	同	二七〇、九七、九七七
同十年度	二四〇、四六三、四三七	同	三六九、八四、四一四
同十一年度	三六九、九八八、九四一	同	三九九、六四五、五七〇
同十二年度	三四四、四四六、五九一	同	四一七、四三三、九四四
同十三年度	三五九、八一四、二五〇	同	四三七、八二五、二四〇
同十四年度	四一六、一三三、二四四	同	四五六、〇九九、八八八

歳出

年度	經常	臨時	合計
昭和五年度	一八六、六三、八二七	円	二九九、七九、八三五
同六年度	一八六、六八、四五五	同	二九八、九三、八〇七
同七年度	一八四、二四四、八〇六	同	二九〇、一四〇、六七七
同八年度	一八〇、〇七七、二六六	同	二八九、六四、四五三
同九年度	一九九、三五五、三五九	同	二七〇、九七、四一四
同十年度	二一〇、九一、〇七〇	同	三六九、八四、四一四
同十一年度	二四四、四九、八三一	同	三九九、六四五、五七〇
同十二年度	二六六、四五三、八四〇	同	四一七、四三三、九四四
同十三年度	二九九、〇九六、八四一	同	四三七、八二五、二四〇
同十四年度	三六六、天一、六九	同	四五六、〇九九、八八八

國債

明治四十四年以降道路修築・海關工事竝に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要なる繼續事業費は朝鮮の一般歲入を以て支辨する餘裕がなかつたので、此等財源は總て公債若は借入金に依ることゝし、明治四十四年三月朝鮮事業公債法の公布あり、而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法の公布を見、之に據つて國債を整理して來たのであるが、大正八年三月事業公債金特別會計法は廢止された。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は、前記公債法に依つて當初五千六百萬圓に限定されたのであるが、其後事業の進捗、計畫の變更に伴ひ八億四千百五十萬圓に增大した。國債の償還は大正十一年度以降行はれなかつたのであるが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き、總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つる樣になつた。

租稅

一、內國稅

イ、所得稅　本稅は朝鮮所得稅令に依り、朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付、

住所又は一年以上居所を有しない者に付ては（一）朝鮮に資產又は營業を有するとき（二）朝鮮に於て公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式會社の預金を含む）の利子又は貸付信託利益の支拂を受けるとき（三）朝鮮に本店を有する法人から利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與を受けるとき（四）朝鮮に於て一時恩給又は之に類する退職給與の支拂を受けるときの各號の所得に付本稅を賦課するものであつて、第一種所得稅は（一）朝鮮に本店又は主なる事務所を有する法人の所得（二）所得稅法施行地、臺灣、樺太・關東州又は南洋群島以外に本店又は主なる事務所を有する法人であつて朝鮮內に資產又は營業を有するときは其の資產又は營業より生ずる所得に付左の稅率に依つて其の法人に之を賦課する。但し當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧內稅率と此の差增額に相當する稅額を增徵する。本稅の昭和十四年度に於ける收入豫算額は八百十九萬一千五百四十六圓である。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人　百分の五（事變特別稅百分の十二・二五）

朝鮮に本店を有しない法人　百分の八（事變特別稅百分の十六・五）

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し遞次に各稅率を適用する。

一、普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を

以て算出した金額を超える金額　百分の四（非變特別稅百分の四・四）
一、同百分の二十の割合を以て算出した金額を超える金額　百分の十（非變特別稅百分の十一）
一、同百分の三十の割合を以て算出した金額を超える金額　百分の二十（非變特別稅百分の二十二）

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用する。

積立金又は本令に依り所得稅を課せられない所得から

成る金額　百分の三（非變特別稅百分の五・二）

其の他の金額　百分の八（非變特別稅百分の十六・五）

第二種所得稅は（甲）朝鮮に於て支拂を受ける公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式會社の預金を含む）の利子又は貸付信託の利益、（乙）稅令第一條の規定に該當しない者の朝鮮の本店を有する法人から受ける利益若は利息の配當又は利益の處分である賞與若は賞與の性質を有する給與、（丙）朝鮮に於て支拂を受ける一時恩給又は之に類する退職給與に付、左の稅率に依り之を賦課する。但し甲及乙の所得に對しては當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り下段の通り課稅標準を區分の上括弧內稅率に依り賦課する。其の昭和十四年度に於ける收入豫算額は百三十一萬四百四十二圓である。

甲　國債の利子　百分ノ一

國債の利子
利率年四分以下のもの　（百分の一）
利率年四分を超ゆるもの　（百分の一・三）

國債以外の公債の利子　百分ノ二

國債以外の公債の利子
利率年四分五厘以下のもの　（百分の二・二）
利率年四分五厘を超ゆるもの　（百分の二・六）

社債の利子
利率年四分五厘以下のもの　（百分の三・三）
利率年四分五厘を超ゆるもの　（百分の三・九）

乙、

共の他	百分の三（百分の三・三）
	百分の五（百分の六・五）

丙、

二萬圓以下の金額	百分の三
二萬圓を超ゆる金額	百分の六
十萬圓を超ゆる金額	百分の十四
五十萬圓を超ゆる金額	百分の二十

第三種所得稅は、第二種に屬しない個人の所得に付左に掲げる稅率に依つて之を賦課する、但し所得一千二百圓以上の者に對しては當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧內稅率この差增額に相當する稅額を增徵する。本稅の昭和十四年度に於ける收入豫算額は一千百八十三萬九千四百九十七圓である。

所得金額	稅率	支那事變に依る稅率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	（百分の〇・四）
八百圓を超える金額	百分の〇・四	（百分の〇・五）

所得金額	稅率	依支那非戰費に
千圓を超える金額	百分の	○・六(百分の○・八)
千二百圓を超える金額	百分の	一・〇(百分の一・三)
千五百圓を超える金額	百分の	一・五(百分の二)
二千圓を超える金額	百分の	二・〇(百分の二・五)
二千四百圓を超える金額	百分の	二・五(百分の三)
三千圓を超える金額	百分の	三・〇(百分の三・五)
三千六百圓を超える金額	百分の	三・五(百分の四)
四千圓を超える金額	百分の	四・〇(百分の四・五)
四千八百圓を超える金額	百分の	四・五(百分の五)
五千圓を超える金額	百分の	五・〇(百分の五・五)
六千圓を超える金額	百分の	五・五(百分の六)
七千圓を超える金額	百分の	六・〇(百分の六・五)
八千圓を超える金額	百分の	六・五(百分の七)
九千圓を超える金額	百分の	七・〇(百分の七・五)
一萬圓を超える金額	百分の	七・五(百分の八)
一萬二千圓を超える金額	百分の	八・〇(百分の八・五)
一萬五千圓を超える金額	百分の	八・五(百分の九)
二萬圓を超える金額	百分の	九・〇(百分の九・五)
二萬五千圓を超える金額	百分の	九・五(百分の十)
三萬圓を超える金額	百分の	十・〇(百分の十・一)
三萬五千圓を超える金額	百分の	十・一(百分の十・二)
四萬圓を超える金額	百分の	十・二(百分の十・三)
四萬五千圓を超える金額	百分の	十・三(百分の十・四)
五萬圓を超える金額	百分の	十・四(百分の十・五)
七萬圓を超える金額	百分の	十・五(百分の十・六)
十萬圓を超える金額	百分の	十・六(百分の十・七)
二十萬圓を超える金額	百分の	十・七(百分の十・八)
五十萬圓を超える金額	百分の	十・八(百分の十・九)
百萬圓を超える金額	百分の	十・九(百分の二十)
二百萬圓を超える金額	百分の	二十(百分の二十一)
三百萬圓を超える金額	百分の	二十一(百分の二十二)
四百萬圓を超える金額	百分の	二十二(百分の二十三)

備考　一時恩給及之に類する退職給與及山林の所得及其の他の所得と之を區分し前者に對しては其の所得金額を以つて其の稅額とし後者は其の所得金額を五分したる金額を以つて其の稅額とする。

【減免規定】

(一)　昭和十二年制令第十七號に依る減免

一、支那事變の爲從軍したる軍人及軍屬に對しては概略左の通り減免せられる。

一、所得金額決定後出征したる軍人及軍屬に付ては俸給及手當の所得額を從軍中の俸給及手當を算入せざるものに依り其の所得金額を更訂する。

二、所得金額決定後召集に應じ從軍したる軍人に付ては稅令第十五條第一項第五號の所得額を從軍中の俸給及手當を算入せざるものに依り更訂する。

三、所得金額三千圓（同居の戶主及家族の所得を合算したるものに依る）以下の者召集に因り出征の爲農業・漁業及職業の所得額四分の一以上を減少したるときは其の所得額を更訂する（同居の戶主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ）。

四、出征軍人及軍屬並に應召軍人戰死したるときは所得稅額中戰死の日以後に納期の終了する各期分の稅額は之を免除す、但し所得金額三千圓（同居の戶主及家族の所得を合算したる更訂前の金額に依る）を超ゆるものにして所得額中勤勞所得額が全所得額の二分の一を超ぺざるものに付ては此の限に在らず。

(二)　朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

一、法人の各事業年度の普通所得中帶水したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の四に相當する金額を超過する場合に於て其の超過部分の全部又は一部に相當する金額を朝鮮總督の定むる方法に依り選用するときは朝鮮總督の定むる所に依り其の選用金額に百分の二・四五を乘じて算出したる金額に相當する所得稅を輕減する。

二、朝鮮所得稅令第二十八條の規定に依り指定したる物產の製造業に付其の設備を拡張したる者には朝鮮總督の定むる所に依り設備增設の年及其の翌年より三年間其の增設したる設備に依る物產の製造業より生ずる所得に付所得稅を免除する。

朝鮮總督の指定する製造方法に依る物産の製造を開始したる者又は其の設備を增設したる者には朝鮮總督の定むる所に依り製造開始又は設備增設の年及其の翌年より三年間其の製造方法に依る物産の製造業務又は其の增設したる設備に依る物産の製造業務より生ずる所得に付所得稅を免除す。

三、朝鮮總督は左に揭ぐる事項に付ては朝鮮所得稅令に依る所得及朝鮮臨時利得稅令に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くることを得

一、朝鮮總督の指定する國庫補助金の收入

二、朝鮮總督の指定する事業に關し研究を爲すに要したる支出

三、朝鮮總督の指定する事業の用に供する建物(工場用以外の建物を除く)、機械其の他の設備及船舶の償額の償却

ロ、**地稅**　昭和十四年度收入豫算額は一千三百五十萬二千二百六十八圓を算し、租稅收入豫算額一億八百四十九萬六百三十四の一割二分强に當つてゐる。而して本稅は地稅令に依つて田(畑)畓(田)垈(宅地)・池沼・雜種地及有料借地である社寺地に、土地の收益を標準とした地價を課稅標準として其の千分の十五を課し、土地臺帳に登錄した土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收する。納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限とする。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下であるときは第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下であるときは之を徵收しない。

【減免規定】

(一)　昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲應召したる軍人(同居の戶主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ)の納付する自作田畓の所得に著しき減少ある場合に限り其の年分の地稅に付て從軍の日以後に納期の終了する各納期分の地稅額の二分の一を輕減す。

(二)　朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の內自作田畓の所得が昭和十一年以前三年內の平均所得に對し二割五分以上減少したる者の納付する地稅を左記の割合に依つて輕減する。

減少割合が二五割分以上三割五分未滿なるとき　田畓地稅額の二割

同　三割五分以上五割未滿なるとき　田畓地稅額の三割

同　五割以上七割未滿なるとき　田畓地稅額の四割

同　七割以上なるとき　田畓地稅額の五割

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員　(昭和十四年一月一日現在)

道府県名	区分	段別					地価	地租	納税人員
		田(畝)	畑(畝)	宅地(坪)	池沼(畝)	地種別外地等(町)	合計(町)	(円)	(円)	(人)
東京	一、八三〇、一〇	一、八三〇、一〇	三〇、八〇〇	一、三四〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	三、四四〇	四四、六八〇、三五一	一、一四四、六四一	三四、三二二
北海道	一、四四四、三五	四、八四五	三、八〇〇、三五〇	一、三四〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	三、四四〇	三、四四

營業名	課稅標準	稅率
銀行業	資本金額	萬分の七
	預金額	萬分の三
	社債及借入金	萬分の一
保險業	資本金額	萬分の七
	保險料額	萬分の七
無盡業	資本金額	萬分の三・五
	無盡掛金額	萬分の三・五
金錢貸付業	收入金額	千分の十二
物品貸付業	收入金額	千分の七
製造業	收入金額	萬分の三
		萬分の八
		萬分の十三
運送業・印刷業・出版業・寫眞業	收入金額	萬分の十三
瓦斯供給業・電氣供給業	收入金額	萬分の三十三
倉庫業	收入金額	萬分の五十三
鐵道業	收入金額	萬分の二十
請負業	請負金額	萬分の十三
席貸業・料理店業	收入金額	萬分の六十七
旅人宿業	收入金額	萬分の四十
運送取扱業	報償金額	千分の七
周旋業・代理業	報償金額	千分の十
仲立業・問屋業・信託業		

備考　一、物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・石油・白綿布・砂糖及麥粉の卸賣に對しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用する。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用する。

二、製造業中の籾摺又は精米に對しては甲の稅率を、製紛・製絲・繰棉・製油・紡織・人造絹又は製材に對しては乙の稅率を、其の他に對しては丙の稅率を適用する。

【減免規定】

（一）昭和十二年制令第十七號に依る減免

支那事變の爲召集に應じ從軍したる軍人（同居の戶主又は家族中に應召軍人ある者に付亦同じ）に對しては營業稅額五十圓以下の者に限り召集に因り課稅標準額四分の一以上を減少したるときは之を更訂する。

（二）朝鮮臨時租稅措置令に依る減免

當分の內本令により營業稅の課稅標準額が平常課稅標準額に對し二割五分以上減少したるときは左の割合により營業稅を輕減す、但し（イ）營業稅額が百圓以上となるとき（ロ）法人の資本金額が二十萬圓以上なるとき（ハ）法人の營業の利益が資本金額に對し年百分の七の割合を以つて算出したる金額を超ゆるときは輕減せられぬ。

減少割合が二割五分以上三割五分未滿なるとき	營業稅額の二割	
同　三割五分以上五割未滿なるとき	同　三割	

同　五割以上七割未滿なるとき
同　七割以上なるとき

平常課稅標準額は昭和十一年以前三年の平均課稅標準額に依る但し昭和十二年一月一日より新に營業を開始したる者に對しては昭和十二年の課稅標準額に依る。

ニ、資本利子稅　本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮に於て資本利子の支拂を受ける者に對し左の區分に依り賦課する。

甲種　公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式會社の預金を含む）の利子又は貸付信託の利益
乙種　第三種の所得に付納稅義務を有する者の第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子

稅率は資本利子金額の百分の二なるも當分の內朝鮮臨時租稅增徵令に依り稅率百分の三としたる場合の差增額に相當する稅額を增徵する。昭和十四年度に於ける本稅の收入豫算額は百三十九萬五千二百九十三圓である。

ホ、法人資本稅　本稅は朝鮮法人資本稅令に依り（一）朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の資本（二）法人資本稅法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、朝鮮に資本を有するときは其の資本に付賦課するものであつて稅率は資本額の千分の一を朝鮮支那事變特別稅令に依り稅率千分の一・二としたる場合の差增額に相當する稅額を增徵する。昭和十四年度に於ける本稅の收入豫算額は七十八萬三千四百五十五圓である。

ヘ、外貨債特別稅　本稅は朝鮮外貨債特別稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の外貨債利子額に賦課するもので外貨債利子金額中外貨國債に在りては利率年五分、外貨國債以外の外貨債に在りては利率年五分五厘に相當する金額を超ゆる金額に十分の七を乘じたる金額を以て其の稅額とするのである。昭和十四年度に於ける本稅の收入豫算額は二千百六十二圓である。

ト、鑛稅　本稅は鑛產稅及鑛區稅の二者を總稱したもので、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛產稅は鑛產物の價格百分の一の割合を以て課し（金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鉱）鑛區稅は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す（に限り鑛產稅を課せざるものとする（千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す）。但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登錄のあつた月より起算して三年間は上記の半額とする。昭和十四年度に於ける本稅の收入豫算額は二百五十七萬七千十六圓である。

【減免規定】

鑛產稅に付ては朝鮮臨時租稅措置令に依り時局に鑑み特殊重要鑛產物の增產を奬勵する趣旨の下に左に揭ぐる鑛物に付新に鑛業權の設定せられた場合又は昭和十二年の鑛物產出量を超過した場合は鑛產稅を免除する。

銅鑛・亞鉛鑛・タングステン鑛・水鉛鑛・硫化鐵鑛・黑鉛・ニッケル鑛・雲母・螢石・石油。

チ、相續稅　本稅は昭和九年六月に創設せられたのであるが、昭和十三年三月從來の財產所在地課稅主義を改め相續開始地綜合課稅主義を採ることになつたものであつて、被相續人が朝鮮に住所を有する

ときは相續財産の所在地の如何に拘らず總ての相續財産を綜合して課稅することゝした。其の課稅標準稅率課稅區分方法等は概ね內地と同じで、昭和十四年度に於ける本稅の收入豫算額は七十六萬五千三百四十圓である。

リ、臨時利得稅　本稅は朝鮮臨時利得稅令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の利得に付及住所又は一年以上居所を有しない者に付ては朝鮮に資產又は營業を有するときその利得に賦課するのであつて（一）法人の利得稅と（二）個人の利得稅に分れる。

（一）法人の利得稅　（イ）朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人の利得（ロ）臨時利得稅法施行地臺灣・樺太又は關東州外に本店又は主たる事務所を有する法人であつて朝鮮內に資產又は營業を有するときは其の資產又は營業より生ずる利得に付左の稅率に依つて其の法人に之を賦課する。

甲種利得	利得金額の百分の二十	（資本金額十萬圓以下なる法人に限り百分の三十）
乙種利得	利得金額の百分の四十	

本稅の昭和十四年度に於ける收入豫算額は四百八十五萬八百三十八圓である。

（二）個人の利得稅　朝鮮營業稅令第一條に掲ぐる營業（鑛業を含む）に因る個人の利益が昭和十一年以前三箇年の平均利益を超過する場合に其の超過額を以て普通利得とする。但し營業の利益が一萬五千圓以上なる場合に於て利得金額一千圓未滿なるとき又は營業利益が一萬圓未滿なる場合は課せられない。

船舶及鑛業に關する權利若は設備は讓渡に因る收入金額より取得價格、設備費、改良費及讓渡に關する必要の經費を控除したる金額を以て讓渡利得とする。

稅率は左の通である。

普通利得	利得金額の百分の十八	
讓渡利得	利得金額の百分の二十三	

本稅の昭和十四年度に於ける收入豫算額は三百五十九萬六千八百九十五圓である。

ヌ、利益配當稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り朝鮮に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に賦課し配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十、同年一割の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十五に相當する金額を以て其の稅額とする。

本稅の昭和十四年度收入豫算額は七十七萬五千五百九十三圓である。

ル、公債及社債利子稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り朝鮮に於て支拂を受くる公債又は社債の利子に付賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を超ゆる金額の百分の十五に相當する金額を以て稅額とする。

本稅の昭和十四年度收入豫算額は七萬四千百三十五圓である。

ヲ、通行稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り汽車、電車及汽船の乘客に對して賦課する。

本稅の昭和十四年度收入豫算額は百二萬九千四百四十七圓である。

ワ、入場稅及特別入場稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り入場稅は左に揭ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に賦課する。特別入場稅に付ては運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入場する者より料金を徵する場合に於て其の入場者に賦課するもので稅率は共に入場料の百分の五である。昭和十四年度收入豫算額は入場稅十九萬三千四百十五圓、特別入場稅二千三百十四圓である。

第一種

一、演劇、活動寫眞、演藝又は觀物（相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）を催す場所

二、競馬場

三、博覽會場、展覽會場、遊園地及遊覽所

第二種

一、舞踏場、麻雀場、撞球場

二、ゴルフ場、スケート場

カ、物品稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り左に揭ぐる物品に賦課し、第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より搬出せられたる物品の價格又は數量に應じ引取人より引取の際之を徵收する。但し保稅地域より引取らるゝ第一種の輸入物品及第二種又は第三種の輸移入物品に付ては引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より引取の際之を徵收する。稅率は次の如くである。

第一種

甲　類　貴金屬製品其他　　物品の價格百分の十五

乙　類　時計萬年筆等　　物品の價格百分の十

第二種

甲　類　寫眞機樂器等　　物品の價格百分の十五

乙　類　ラヂオ受信機、化粧品等　　物品の價格百分の十

第三種

一、燐寸　　千本に付　五錢

二、酒類

イ　清酒、黄酒、白酒、味淋及麥酒　　一石に付　八圓

ロ　燒酎　　一石に付　三圓四十錢

ハ　其の他の酒類　　一石に付　十二圓

三、飴、葡萄糖及麥芽糖

イ　麥芽糖化の方法に依り製造したる飴　百斤に付　一圓十錢

ロ　其の他の飴並に葡萄糖及麥芽糖　百斤に付　一圓五十錢

本稅の昭和十四年度收入豫算額は九百八十六萬七千六百九十九圓である。

ヨ、建築稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り（一）居住の用に供する家屋（二）料理店業、席貸業又は貸座敷業の用に供する家屋（三）演劇・活動寫眞・演藝又は觀物（相撲・野球・拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む）の開催の用に供する家屋の建築價額より五千圓を控除したる金額の百分の十に相當する金額を以て稅額とする。但し建築價格一萬圓未滿の家屋なる場合は課せられない。

本稅の昭和十四年度に於ける收入豫算額は十七萬二千五百十四圓である。

タ、遊興飮食稅　本稅は朝鮮支那事變特別稅令に依り料理店・貸席・旅館・貸座敷等の場所に於て遊興及飮食に賦課する。

稅率は前揭の場所の經營者が花代・揚代・飮食料・席料其の他名儀の何たるを問はず遊興又は飮食を爲したる者より領收すべき合計金額の百分の十なるも藝妓の花代に付ては百分の十四とする。但し一人一回の金額が五圓に滿たざる場合は課せざるも藝妓の花代に付ては一人一回五圓に滿たざるも課せらる。

本稅の昭和十四年度收入豫算額は三百三萬百二十八圓である。

レ、酒稅　本稅は酒稅令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算額二千四百八萬六千二百五十三圓である。

本稅令に於て酒類と稱するは酒精及酒精分一度以上を含有する飮料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

一　釀造酒　清酒・濁酒・麥酒と稱する類にして醪其の他の醱酵液より製成したるもの

二　蒸溜酒　燒酎・高樂酒・酒精と稱する類にして醪其の他の醱酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸溜して製成したるもの

三　再製酒　白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨黃酒と稱する類にして釀造酒又は蒸溜酒の一種と他の釀造酒若は蒸溜酒又は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依つて酒稅を課する。

一　釀造酒		
朝鮮酒たる濁酒	一石に付	三圓四十錢
朝鮮酒たる淸酒	一石に付	十三圓
藥酒	一石に付	十九圓

共の他の醸造酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの	一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額
原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの	一石に付 十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一箇毎に八十錢を加へたる金額

二　酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの	一石に付 二十三圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額
原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの	一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一箇毎に一圓二十錢を加へたる金額
原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの	一石に付 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢

三　酒　精　一石に付　三十三圓

四　再製酒

原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの	一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆる一箇毎に一圓を加へたる金額
原容量百分中純酒精の容量二十を超ゆるもの	一石に付 原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢

ソ、**清涼飲料稅**　本稅は清涼飲料稅令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算額は五十六萬五千七百五十二圓である。

本稅令に於て清涼飲料と稱するものは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ。但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。

清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對し製造場より移出せられ又は保稅地域より引取らるゝものに對し其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依つて清涼飲料稅を課する、但し當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧內稅率にて增徵する。

第一種　玉ラムネ壜詰のもの	百リットルに付　二圓七十五錢（三圓三十五錢）
第二種　共の他の壜詰のもの	百リットルに付　五圓五十錢（八圓二十五錢）
第三種　壜詰以外のもの	炭酸瓦斯使用量一キログラムに付　三圓（四圓五十錢）

ツ、**砂糖消費稅**　本稅は砂糖消費稅令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算額四百十萬八千九百五十九圓である。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より取引るさき其の引取人より左の割

合に依つて砂糖消費稅を徵收する。但し當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧內稅率にて增徵する。

一　砂　糖

第一種　砂糖色相和闕標本第十一號未滿の砂糖　百斤に付九　十　錢（事變特別稅一圓四十五錢）

甲　樽入黑糖

乙　樽入白下糖　但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの及全部又は一部の新式機械に依つて製造したるものを除く　百斤に付一圓八十錢

丙　其の他のもの

第二種　砂糖色相和闕標本第十八號未滿の砂糖　百斤に付二圓二十五錢（事變特別稅三圓四十五錢）

第三種　砂糖色相和闕標本第二十二號未滿の砂糖百斤に付六圓七十五錢（事變特別稅五圓七十五錢）

第四種　砂糖色相和闕標本第二十二號以上の砂糖百斤に付七圓七十五錢（事變特別稅八圓九十五錢）

第五種　氷砂糖・角砂糖・棒砂糖其の他類似のもの百斤に付九圓五十錢（事變特別稅十一圓十五錢）

二　糖　蜜

第一種　氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付二圓七十錢（事變特別稅三圓六十五錢）

乙　其の他のもの　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの　百斤に付四　十　五　錢（事變特別稅七　十　錢）

第二種　甜菜を原料として砂糖を製造するときに生ずる糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の五十を超えざるもの　百斤に付四　十　五　錢（事變特別稅七　十　錢）

乙　其の他のもの

第三種　其の他の糖蜜

甲　糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの　百斤に付九　十　錢（事變特別稅一圓四十五錢）

乙　其の他のもの　百斤に付二圓二十五錢（事變特別稅三圓四十五錢）

三　糖　水　百斤に付六圓七十五錢（事變特別稅七圓四十五錢）

ネ、揮發油稅　本稅は揮發油稅令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算は百五十八萬九百二十四圓である。本稅に於て揮發油と稱するものは攝氏十五度に於ける比重　〇・八〇一七を超えざる礦油を謂ふ。但し石炭・亞炭・油母頁岩又は天然瓦斯を原料として製造したる揮發油を除く。製造場又は保稅地域より揮發油を引取るとき引取人より左の割合に依つて揮發油稅を徵收する。

一キロリツトル　十三圓二十錢

ナ、骨牌稅　本稅は朝鮮內に於て製造し又は朝鮮外より輸移入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及

朝鮮總督の認許を得た骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在つては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在つては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裏に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌稅を免除せられる。尙本稅の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢である。

ラ、取引所稅　取引所稅は取引所稅令に依つて之を賦課する。昭和十四年度收入豫算八十七萬五千三百九十六圓である。取引所稅は株式組織の取引所に賦課する取引所稅と會員又は取引員に賦課する取引稅とより成つてゐる。取引所稅は賣買各約定金高に對し、取引稅は賣買手數料に對し、取引稅は賣買手數料に對し每月分を翌月末日迄に徵收する。稅率は左の割合に依る。但し當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り括弧內稅率とのの差增額に相當する稅額を增徵する。

取引所稅　賣買手數料收入金額の百分の十

取引稅

第一種　地方債證券又は社債券の賣買取引

甲　七日以內の期限を以つて履行期と爲すべき取引に屬するもの　萬分の〇・六

乙　其の他のもの　萬分の〇・八

第二種　有價證券の賣買取引

甲　七日以內の期限を以つて履行期と爲すべき取引に屬するもの　萬分の一・五（事變特別稅萬分の二・二）

乙　其の他のもの　萬分の二・〇（事變特別稅萬分の二・七）

第三種　商品の賣買取引

甲　銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ履行期に於てのみ差金の授受に依りて決濟を爲し得る取引に屬するもの　萬分の一

乙　其の他のもの　萬分の二

賣買を解約するも取引稅は免除せず（國債證券の賣買取引には取引稅を課せず）

ム、登錄稅　本稅は朝鮮登錄稅令に依つて（一）不動產に關する登記を受けるとき（二）船舶に關する登記を受けるとき（三）信託財產たる不動產又は船舶を受託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得の登記を受けるとき（四）鑛業の登錄を受けるとき（五）海員の身分に關する登錄を受けるとき（六）工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・自動車交通財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登錄を受けるとき（七）商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受けるとき（八）商號の設定・支配人の選任等に付登記を受けるとき（九）法人の合併に因る不動產又は船舶に關する權利の取得に付登記を受けるとき（十）鑛業權に關し鑛業原簿に登錄を受けるとき（十一）漁業權に關し漁業權原簿に登錄を受けるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲したのである。其の內主なる不動產に關する登記を受ける者に對しては左記の區別に從つて之を賦課する。

一　相續に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五
二　贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十
三　前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十
四　所有權保存は不動産價格の千分の五
五　共有物の分割は分割に因つて受ける不動産價格の千分の五
六　地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超えるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきもので民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四
七　地役權の取得は要役地價格の千分の一
八　朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
九　先取特權の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
十　質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
十の一　質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
十の二　信託の登記所有權に付ては不動産價格の千分の五・五
十一　競賣又は强制管理の申立債權金額の千分の四
十二　假差押又は假處分は債權金額の千分の五・五
十三　抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の千分の五・五
十四　相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五、所有權以外の權利に付ては不動産價格の千分の一

十五　滯納處分以外の原因に依る權利の處分であつて特に掲げないものに付ては債權金額の千分の四
十六　抹消した登記の回復は不動産毎一箇四十錢
十七　假登記は不動産毎一箇四十錢
十八　附記登記は不動産毎一箇二十錢
十九　登記の更正・變更又は抹消は不動産毎一箇二十錢

ウ、印紙稅　本稅は印紙稅令に依つて證書・帳簿を作成する者に之を賦課す。但し當分の內朝鮮支那事變特別稅令に依り物品切手に關する印紙稅は印紙稅法第四條第一項第二十八號の規定に拘らず一通毎に左の區別に依り納付することゝなる。

記載金高三圓以下のもの　三錢
同　五圓以下のもの　十錢
同　十圓以下のもの　三十錢
同　二十圓以下のもの　六十錢
同　三十圓以下のもの　九十錢
同　五十圓以下のもの　一圓五十錢
同　百圓以下のもの　三圓
同　百圓を超ゆるもの　百圓又は其の端數毎に三圓

記載金高なきもの

キ、朝鮮銀行券發行稅　本稅は朝鮮銀行法に據つて朝鮮總督の認可を受け、國債證券其の他確實な證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するとき、其の發行高に對し一年百分の三を下らない割合（割合は其の時々之を定む）を以て之を賦課する。昭和十四年度に於ける本稅豫算額は二萬四千二百六十八圓である。

徵收　國稅の徵收は國稅徵收令の規定する所に據る。而して徵稅機關は從前は內地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行させ、特に定めた稅種に限つて、府邑面をして徵收させて來たが、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徵收事務は稅務署長に移管せられたのである。徵收の方法は略內地に同じく、府邑面をして徵收させる稅目は國稅徵收令施行規則の規定に依つて第三種所得稅・地稅・營業稅・乙種資本利子稅・個人臨時所得稅ミし、其の他の國稅は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徵收する。但し府邑面をして徵收せしめる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしめるのを便利であるミ認めるときは直接稅務署に於て徵收し得るのである。

二、關稅

イ、輸入稅　朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明した十年間關稅據置の宣言に基いて、舊韓國政府ミ通商各國ミの協定に成つた關稅を踏襲して來たものであるが、大正九年八月二十八日右期

間滿了ミ共に帝國共通の關稅制度が布かれ、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、假置場法等總て朝鮮に共の施行を見るに至つたのであつて、朝鮮は內地共の他の帝國領土ミ共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては內地共の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅ミ同率の關稅を賦課せられるものであるが、朝鮮に於ては共の產業、民度共の他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率竝免稅特例を存置した處、後者は產業の進展共の他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に內鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を廢止し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅したのである。共の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に卽應せしむる爲昭和十二年免稅特例の內容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へた。越へて昭和十三年には鮮滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖る爲、國境河川に跨る橋梁・水力發電設備等に要する特定物品に對し免稅特例を設け、又同十四年は旱害對策及食糧對策の一項目ミして、粱・高粱及小豆に對し同年九月一日より向ふ一年間之が輸入稅を免除するこゝしたのである。昭和十三年度中に於ける輸入稅收入額は一千百十七萬四千七百十八圓である。

ロ、移入稅　移入稅は統一關稅制度採用ミ共に內鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めるこゝを根本の方策ミし、內地に於ては新制度の施行ミ共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於て

は大正九年度の財政計畫に當つて、政費の膨脹を來し、朝鮮歳入中の主要財源である移入稅を撤廢することが出來ない事情に際會した爲內地側と同時に之を實行することが出來なかつたばかりでなく、共の後も延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飮料及織物を除く一切の物品に對して移入稅の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品であるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、稅率の三分の一を減じて之を從價五分としたのであるが、最近財界の好轉に伴ふ一般歳入の自然增加及昭和九年度より實施の稅制整理に依る增收、產業界好況等に依り昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に移入稅の輕減及廢止に關する制令を公布し、昭和十二年度より酒精、酒精含有飮料及織物を除く一切の物品從來の稅率を大體三分の一宛二回に亙り低減し昭和十六年度以降之を全廢することゝしたのである。

尙內鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正九年移入稅の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來共の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず共の出入を許し、貨物に對しては從來共の出入を開港に制限したのを全然自由にして開港不開港を問はず共の出入することの出來る樣にし、移入稅、消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として內地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て鮮內重要諸港の自由交通に支障のない樣にしたのである。昭和十三年度中に於ける移入稅收入額は五百五十八萬五千九百七十五圓である。

三、噸稅

噸稅は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、從來關稅と同樣併合當時の宣言に基いて、外國又は內地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては奢率に據つて課稅したが、大正九年八月二十九日以後は總て內地に於ける噸稅法の例に依ることに改めると同時に、朝鮮と內地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸稅を課さないことにしたのである。昭和十三年度中に於ける噸稅收入額は七萬六千五百十三圓である。

四、出港稅

出港稅は內地・臺灣又は樺太に於て內國稅を課する物品及朝鮮に於て輸入稅の特例を設けた物品に對し、朝鮮と內地・臺灣又は樺太との間に於ける內國稅及關稅の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を內地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとする。其の課稅物件及稅率は左の如くである。

一、課稅物件　移出先に於て內國稅を課する物品、但し揮發油、朝鮮支那事變特別稅令第三十七條に揭ぐる物品にして朝鮮總督の指定したるもの及移出先に輸入する場合に內國稅を課さない物品で朝鮮に輸入したものを除く

　稅　率　移出先に於ける內國稅の稅率と同一の稅率

二、課稅物件　朝鮮に於て移出先に於ける輸入稅の稅率より低い稅率に依つて輸入稅を課し又は朝鮮に於てのみ輸入稅を免除し若は無稅と爲した物品

　稅　率　輸入稅を免除し又は無稅と爲した物品に在つては移出先に於ける輸入稅の稅率と同一の稅率、其

公立小學校

の他の物品に在つては移出先に於ける輸入稅の稅率と朝鮮に於ける輸入稅の稅率との差に相當する稅率

三、課稅物件　帝國内に於て製造した左記織物製品、但し既に使用したもの及移出先に於て内國稅を課さない織物を以て製造したものを除く

稅　率　衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴巾・手巾・テーブルクロース・窓掛・蒲團及寢具

四、課稅物件　課稅物件の原料として使用した織物の價格の百分の九

稅　率　朝鮮に於て砂糖又は糖水を原料として製造したる菓子又は糖菓中に含有する蔗糖百斤に付　七圓八十錢

五、課稅物件　朝鮮に於て飴・葡萄糖又は麥芽糖を原料として製造したる菓子又は糖菓

稅　率　百斤に付　二圓

昭和十三年度中に於ける出港稅收入額は二十六萬三千九百六十七圓である。

志願兵訓練所と教練

四　教　育

朝鮮に於ける教育は從來內地人と朝鮮人とに付其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの機運に達し、大正十一年普通教育に付てのみ國語を常用する者（主として內地人）と國語を常用せざる者（主として朝鮮人）との二種に分ち、其の他の實業教育・專門教育・大學教育及師範教育に在りては總て內鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至つた。而して普通教育に在りても、特別の事情ある場合は內鮮人相互に入學し得るの途を開いた。然るに半島の實情と時勢の進運は愈々著しきものあるに鑑み、昭和十三年普通教育に付ても、內鮮人に依る教育機關の區別を撤廢せらるゝに至り、朝鮮に於ける教育は殆んど全く制度上內地に於ける教育に比較し何等の差等なきこゝろとなつた。

普　通　教　育

從來國語を常用する者（主として內地人）の教育は、明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢として、爾來各地にもその設立を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達した。而して其の前年統監府は小學校規則を發布し、同四十三年三月中學校官制及中學校規則を發布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制竝諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者

の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、內地に於ける教育と何等の差別なく、修業年限教科課程及編制等も亦略內地と同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の入學を認むることゝした。又國語を常用せざる者の教育としては、古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし、京城に成均館及四學があつて一國の最高學府とし、各府郡に鄕校、各所に書堂があつて教育の機關とせられて居た。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したが、此等は悉く日本の制度を模倣したもので、當時の民度に適合しなかつたのみならず、其の運用亦宜きを得なかつた爲め見るべき效果なく、既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に內地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府の開かるゝや其の指導下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を增設して內地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に本府は各般に亙りて制度の改革を行つたが、教育事業は國家百年の大計であるが故に、時勢の趨向、民度の實際を考慮して愼重の研究を重ぬるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布し、同年十月各學校官制及規則を發布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行つた。處が、時勢の進歩と向學心の旺盛とは再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以內の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亙りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制竝普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得ること同じく、內地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の　聖旨に依りて內鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至つた。然し乍ら內地人と朝鮮人とは風俗習慣自ら共の趣を異にするものがあるから、國語を常用せざる者（主として朝鮮人）の教育は此等の事情に鑑みて教科目共の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖つた結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎなかつたが昭和十二年には二千六百一校に上り、九十萬一千百八十二人の生徒を有するに至つた。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられた臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財產收入授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域內に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめたが、學校の增設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に大正九年十一月朝鮮學校費令の制定施行を見たのである。此の外初等普通教育機關の普及を補足する目的を以て昭和九年度より新に簡易學校の制度を設け之を公立普通學校に附設せしめて簡易卑近なる程度に於て修身・國語及朝鮮語・算術・職業等を授け來つた。

然しながら朝鮮の實情は諸般の事情に於て舊時の面目を一新するものあるに至り、一面內外の情勢は一層皇國臣民育成を强化するの緊切なるものあるに至つたので、昭和十三年三月朝鮮教育令を改正して

學校別	學校數	職員數	兒童又は生徒數		
			内地人	朝鮮人	計
官立小學校	一〇	一九二	六二八	三〇〇	三五八
公立小學校	三一〇	三五三	九〇〇	一〇〇四	一九〇四
私立小學校	一〇〇	一一	四九九	一〇〇	五〇〇
公立小學校附設簡易科	一三	一五九	一九〇	五二	二四二
公立中學校	一	一四	一一	一〇	二一
私立中學校	一	一一	一一	一〇	二一
公立高等女學校	一	一四	一一	一〇	二一
私立高等女學校	一	一一	一一	一〇	二一
公立小學校朝鮮人兒童數欄中×印は外國人にして外書す。					

●書堂　書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關で、一洞又は個人或は數箇自ら設立に係り、極めて不完全な教育を施したものであるが、其の數各道に亙つて頗る多く、遽に廢止し得ない事情にあるので、幾分なき限りを存置し來つた。然し乍ら近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、常事者をして書堂の名稱・位置・學級數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十四年三月末書堂數五千二百九十三、教員數五千八百三十二人、生徒數十七萬二千四百五十六人である。

●幼稚園　幼稚園は昭和十三年五月末に於ける公私立併せて園數三百三十七、兒童數二萬一千百四人である。

實業教育及專門教育

實業及專門教育は從來以前既に二三の商業學校、農業學校等があり、其の公立に屬するものは內地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定はなかつたが、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で同四十五年三月內地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並に朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に、實業教育・專門教育は內鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及同令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依らしめた。

從來普通教育の普及に伴つて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる實學校は大正十一年四月新

教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く內地に於ける專門學校と異なる所はない。

實業及專門教育機關

（昭和十三年五月末現在）

種別	學校數	職員數	生徒數
官立專門學校	五	二五四（三三〇）	一、三八八
公立專門學校	二	三五（七六）	五七七
私立專門學校	八	二四五（三二七）	二、四〇八
官立工業學校	一	二四（四〇）	二六七
公立工業學校	一	一一	一七二
公立農業（農林・農蠶）學校	三六	四二八（四六三）	八、三四七
私立農業學校	一	四	六〇
公立商業（商工）學校	一八	三〇五（三三五）	七、〇三七
私立商業學校	八	一二七（一三七）	三、八二〇
公立水產學校	三	三四（四二）	二六九
公立職業學校	六	八九（一一一）	一、四五三
私立職業學校	三	四五	九〇六
公立實業補習學校	一四	三七三（四八六）	六、六六七
私立實業補習學校	一一	三四（四六）	七四六

備考　實業・專門・教育に於ける職員數中括弧內のものは雇務者を含む。

大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要領を定め、大學教育及其の豫備教育は內地の大學令に依り、同令中支部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこゝとなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設したが、昭和九年度よりは內地高等學校同樣其の修業年限を三年とした。大學の組織內容は共に內地に於ける帝國大學と殆んど同樣であつて、內鮮人共學であるが、各學部に於ては共の設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歷史等に關する研究をも爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を爲し、大に其の特色を發揮せんとしてゐる。

尙時勢の進運に伴ひ朝鮮に於ける產業經濟の急激なる躍進特に國策に對應する諸工業の物與地下資源の開發、動力資源の利用等の急務なるに鑑み、之が攻究の中樞機關として昭和十六年度より新に理工學部を設置することとし、昭和十三年度より右學部に進むべき豫科生徒の增容をなしたり。

昭和十三年五月末大學職員六百二十四（六四五）人、學生五百一人、豫科職員四十五（六二）人、生徒五百十四人である。

師範教育

師範教育は內鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來朝鮮の實狀に鑑みて內地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定である。昭和四年四月其の制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は當分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。尙昭和十年四月新に京城女子師範學校、同十一年四月に全州師範學校、同十三年四月に光州師範學校及公州女子師範學校、同十四年四月に春川師範學校の設立を見、同十三年五月末では職員二百十五人、生徒四千九百五十九人を算する。

在內地朝鮮學生

內地に於て勉學する朝鮮學生は九千八十六名（昭和十三年十月一日現在）であつて、之を地方別にすれば、東京在學者六千九百八十三名、地方在學者二千百三名で、之等學生中最も多數を占むるは、上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部其の他に於て法政經濟等を修學する者である。之等在內地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたが、大正九年十一月に從前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在內地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を擧げて東洋協會に委託し、之に必要なる經費を補助することゝした。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめたが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を奬學部と改めたのである。在內地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へてゐる。

朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第十八回展覽會は昭和十四年六月新裝の美術館に於て開催、出品總數一千百六十三點に達し、中入選東洋畵七十點、西洋畵百八十點、工藝品七十一點、彫塑十二點を出し、會則中認覽者總數四萬五千百三十八人に及んだ。回を重ねるに從ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所

施政三十年隱徵の裡に培はれた半島の民心は、滿洲事變を經て支那事變勃發するに及んで益々醇化の度を增し、愛國的熱情はこゝに迸發して湧き起つた。此の眞摯なる愛國の赤誠天に通じ誕生したものが陸軍特別志願兵制度である。

本制度は昭和十三年二月發布せられ同年四月より施行せられた陸軍特別志願兵令に依るものであるが然し朝鮮現在の風俗・習慣・民度を以てしては直ちに兵として採用するを得ない事情にある。爲に總督府では官立の陸軍兵志願者訓練所を新設し、本所を修了した者が兵としての採用資格を與へらるゝことゝした。同所の訓練期間は六箇月で毎年六月入所の者を前期生十二月入所の者を後期生と稱してゐるが前期修了生は現役歩兵に後期修了生は第一補充兵として入營又は召集せられるのである。

本府は勅令の發布あるや直ちに訓練所生徒募集に着手し昭和十三年度四百名（前期後期各二百名）を採用した。處が鮮内はいふに及ばず鮮外各地の半島同胞約三千名の應募者殺倒し、昭和十四年度には採用人員を六百名（前期後期各三百名）に增員したに對し、約一萬二千三百名の半島青年が熱誠を以て應募した有樣である。而して同訓練所では嚴格なる規律の下に學力や技術よりも寧ろ精神道場として半島青年志願者の育成に當つてゐる。昭和十三年前期を修了し現役歩兵となつた者の中約半數は現在北支に從軍、一般兵に伍して何等遜色なき武勳を立てゝ居り、其の中既に二柱の護國の英靈を出し（昭和十四年九月現在）內鮮一體精神の具現者として輿望の礎石を打ち建てゝゐる。

社會敎化

一、地方改良

イ　優良部落助成　各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方敎化・農村振興に貢獻し、其の成績優良にして他の模範となるものを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあるが、之は以下叙述する所の社會敎化諸施設と相俟つて、多大の成績を擧げつゝある。

ロ　勤儉貯蓄の奬勵　農閑期を利用し、筵・繩・叺・草鞋の製作及布織・養蠶・養鷄に從事し、又冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節約して之を貯蓄せしめたが、效果は見るべきものがある。

ハ　篤志者の表彰　大正三年以降面長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良で他の模範となる者及產業・土木・敎育・救濟其の他公共事業に功勞があつて地方の儀表たるに足る篤行者に就いて、本府に於て之を表彰すると共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資してゐる。

二、鄕校財產

鄕校財產は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成り、公共的性質を有してゐて、殆ど不動產である。現行の鄕校財產管理規程は專ら文廟の維持と社會敎化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしむることになつてゐるが、其の使途に關しては儒林中より選出せる衆議の意見を聽いて決定することゝし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會敎化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期してゐる。

三、社會敎化

ト　民心作興　民衆教化の基調を物心両方面に置き農山漁村に於ける経済更生運動に多大の努力を拂ひつゝある一方精神方面の指導には特に意を用ひ、各種の施設を講じ来つたが更に宗教を振起して民衆に信仰を涵養せしむることが其徹底振興のため従来宗教家・教育家・教化事業関係者を招致して屢々意見の交換を行ひ一方宗教家及名士の巡回講演放送にラヂオ放送等を行ふ外、冊子の印刷頒布、映画等の開催等を実施して居る。支那事変発生以来は、一層之等の諸施設を強化拡充して、時局認識、犠牲奉仕観念の喚起等に資しつゝある。

チ　青少年の指導　朝鮮に於ける青年団は現在約四千、団員数約十七万人であるが、従来動もすれば民族主義又は社会主義の思想に感染し、徒に党派的となつて社会各方面に害毒を流し、遂に警察検束の悲歎に終るものが少くなかつた。斯くては青年団本来の使命に副はないのみならず、社会政策上より見るも将又一般民衆の思想善導上より見るも適当ならざるを以て夙うの前項指導を図り、内容緊縮なるものを奨励誘掖して社会各方面に活動せしめんことを期し、其の具体的方策を樹立し、之が実行を勧奨すると共に優良団に対しては昭和七年度より助成金を交付して居る。昭和十三年には全鮮各道の青年団を統合して朝鮮連合青年団の結成を見、茲に朝鮮の青年団指導は完璧の域に達した。

リ　少年団健見教育法によつて社会訓練並に団体一般の素地を培養するこゝゝし、之が教育指導の為昭和七年度より毎夏少年団指導者講習所を開設し来り、昭和十四年度に於ても七月右指導者講習所を金剛山に開設して講習を行ひ六五名の修了者を出し（主として学校団体者）すでに昭和七年以来此の講習を修了せる者約五百名に及んで居る。本府としては将来此の教育運動に対して可及的助長を図る方針である。

ヌ　青年訓練所　朝鮮に於ては昭和四年十月青年訓練所規程の発布を見、爾来各地に訓練所設立せられて逐次増設しつゝあつたが、昭和十三年関係規程を改正して、其の内容を青年学校と同様ならしめ、大に其の充実向上を期することゝした。現在公立訓練所一〇六、私立訓練所二二、合計一二八であるが、将来益々之が普及を図る方針である。

ル　巡回講演　社会教化に関する講演は、学識経験ある人士を嘱託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風改善・勤倹貯蓄の奨励・民力涵養等に資してゐるが、支那事変発生と共に、一般民衆に対し時局の認識、帝国の方針等を徹底せしめ、内鮮民一致団結して難局の克服打開に邁進すべき覚悟を新にせしむる目的を以て、内鮮知名の有力者数名を嘱託して、数次巡回講演を為さしめ多大の効果を収めつゝある。

ヲ　中堅青年修練所　中堅青年の養成に付ては、昭和六年以来毎春秋二回つゝ講習会を開き、各道亦之に倣つて同様の施設を行ひ来つたが、一層之が徹底を期するため、昭和十四年四月百済の都たる忠清南道扶餘に中堅青年修練所を設置し、各道より、中堅青年・青年団指導者・精動実践指導者・婦人団体指導者等を収容し、何れも二個月つゝ強力なる訓練を施しつゝある。

ヘ　國語の普及　一般民衆に可及的國語の普及奬勵を圖るため「國語教本」を編纂配付し、講習會を行はしめつゝあるが、昭和十三年度の實績は、配本數及受講者數各三十萬、講習會開設數三千個所に達した。

ト　鄕約の復興助成　李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學に依つて廣く行はれた鄕約なる社會制度は、元來支那宋代の制度を移し、民風改善・相互扶助等を目的とするもので、よく一般の人心を支配し、效果尠なからざるものがあつたに鑑み、其の精神を復興助成し、時代に卽したる機構として之が普及を奬勵することゝした。而して今地方に行はれて居る改良團體、振興團體は殆ど鄕約精神を基調とせるものである。

チ　婦人の敎養施設奬勵　青少年の敎化、生活改善等は一家の主婦である婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は敎養の程度未だ充分ならざるものがあるので、其の敎養施設の普及奬勵を講じ、一面婦人の社會的地位向上を期するど同時に、彼等の自覺を喚起する事に努め、其の優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖ることゝして居る。

リ　小冊子の刊行　社會敎化の一助として適切なる小冊子を隨時刊行して、各種團體及一般に頒布してゐる。其の種類は各方面に亙つて居るが、社會一般に與へた稗益は蓋し少くない。

ヌ　映畫　最も平易に而も多數人に內外事情を理解せしむるには映畫を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設、產業・敎育・社會事業等の一班を映畫に作製し、之を內地等に於て公開し、專ら朝鮮紹介に努め、一面內地の風光支物其の他模範とすべき事物を朝鮮に紹介して內鮮一體化の促進に資し、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるのであるが、映畫は敎化方面に最も有效の施設であるから益々此の方面に利用することに努めてゐる。

四、生活の刷新

イ　生活の簡易化　刻下の非常時局に處して生活の刷新を圖るに、先づその基調となるものは、生活樣式の簡易合理化である。依つて本府に於ては、衣は色服、食は簡單圍棊、住は淸潔といふことを以て之が基準樣式と爲し、之が一般普遍及實行の徹底を期して居るが、效果促進のため社會敎化諸團體、婦人團體等を動員して或は冊子、ビラの刊行頒布、或は巡回講演、座談會等を實施する外、國民精神總動員朝鮮聯盟も本運動に乘出し、非常時生活改善基準を制定普く之が實行を促した結果社會各層の民衆は漸次覺醒自戒し、一面時局の影響によつて、本施設の實效は著々として擧りつゝある。

ロ　儀禮準則の發布　朝鮮は古來禮の國である、而して特に冠婚葬祭の四禮は人生の最も尊重すべき禮とされて居る。冠禮は近時廢れて來たが、婚葬祭の三禮は、依然として昔ながらの形式を踏襲し共の執行には社會的に頗る煩瑣な約束があつて、共の間諸種の弊害を生じ、加之一回の儀禮執行のため莫大の費をかけ、之がため倒產する者もあるといふ始末である。依つて本府は、之が弊累打破

の目的を以て、舊慣を査覈し民度に照し、形式を簡素にして精神に重きを置き、最も適切と認むる婚葬祭三禮の基準を示す爲め、昭和九年十一月十日國民精神作興に關する詔書渙發の日を卜して、儀禮準則を發布し、同時に總督より諭告を發し、又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等之が趣旨の普及に努めたが、一般民衆も亦久しく待望して居た所であるから、大に之を歡迎し實行しつゝある狀況である。

ハ　色服の奬勵　從來朝鮮では一般に白衣を好み、四季を通じて之を着用するの風があり、爲に汚損の度甚しく、之が洗濯裁縫に多大の勞力と時間と經費とを浪費して居る。斯くては民衆の經濟更生上將又主婦の教養上にも影響する所大なるを以て、昭和六年以來特に白衣を廢して染色衣を着用するやう、或は冊子を印刷配布し、或は共同染色所を設け、或は工業試驗場と連絡を保ち優良確實の染料には同場の封緘を用ひしめ、又婦人問題研究會をして四季に於ける着衣の標準色を調査せしめて之を普及する等、之が奬勵を圖りたる結果近來著しく色服の普及を見つゝあるのみならず、民衆は衣服の色彩に對し多大の關心をもつに至つた。

五、體育

國民體力の向上と活動力の增進は、國家興隆の源泉である。特に青少年に對し體育運動を奬勵して、明朗快活、而も質實剛健なる氣象と、不屈不撓の精神を鍊成することは、軈て國民精神を涵養する所以にして、國民教養の中軸である。朝鮮に於ける體育運動は、學校教育の進展に伴ひ、學生生徒兒童の間には、近時大いに發達し來つたが、一般青年層にありては、今猶極めて幼稚であり、其の他の民衆に至つては殆んど、無理解の現狀である。之は一面未だ教育の普及しない爲でもあるが、又一面體育運動の奬勵機關が、發達して居ないからでもある。そこで本府は、朝鮮體育協會を中心として、各道體育協會及各種體育運動團體を統制して、組織內容の充實と、事業の振興を指導助長し、且補助金を下付して、之が發達を奬勵し、又朝鮮神宮奉贊體育大會を中心として、各種體育運動競技會の開催、並に各方面の競技會に參加するものゝ指導統制に任じ、更にラヂオ體操の會を組織せしめ、中央及地方と連絡提携して、一般民衆の體育運動を奬勵すると共に、之に關する理解を深め、趣味の涵養に努め、更に都會地に於ける青少年に對しては、其の環境職業娛樂等、生活の態樣に鑑み、特に體育運動を强調する等、各種の施設を講じて體育運動に依る國民身體の健康と、活動力との增進に努めて居る。尙近時朝鮮にありては青年の身體は均整を缺き動もすれば體力亦低下するやに見ゆるを以て、今後は既設體育運動機關の組織內容並に指導奬勵の方法等に付き、一大刷新を加ふると共に、新に指導機關の擴大を圖り、大いに之が奬勵に努め、國民體力の向上と活動力の增進とを、一層旺ならしむることを企圖して居る。

(1)　社會體育運動團體指導統制概況

各種社會一般體育運動團體を統轄助成し、之が健全なる普及發達を期し、國民精神の昂揚に任ぜしむる爲に、朝鮮體育協會をして、之に當らしめつゝあるが、之が統制下の諸團體左の如くである。

1、各道體育協會。2、全朝鮮陸上競技協會。3、朝鮮氷上競技聯盟。4、朝鮮排球協會。5、朝鮮氷上競技聯盟。6、大日本籠球協會朝鮮支部。7、朝鮮庭球聯盟。8、朝鮮車球協會。9、朝鮮軟式庭球聯盟。10、朝鮮體操聯盟。11、全朝鮮軟式野球聯盟。12、朝鮮蹴球協會。13、全鮮相撲協會、14、全朝鮮體操聯盟。15、朝鮮神宮奉賛馬術會。16、全鮮重量擧聯盟。17、朝鮮航空聯盟。18、朝鮮自轉車競技聯盟。19、全朝鮮拳鬪聯盟。

(2) 朝鮮神宮奉賛體育大會狀況

朝鮮に於ける運動競技は、朝鮮神宮奉賛體育大會を中心として、今日の隆盛を見るに至つたもので本大會は大正十四年以來毎年開催して今日に至り、今や各般の運動競技も、國民體育の眞義に徹底しつゝある好況を示してゐる。其の參加者數左表の如し。

第十四回朝鮮神宮奉賛體育大會參加者數調（昭和十三年）

陸上競技	六一七	排球	四〇八	籠球	四一四
ラグビー蹴球	二二〇	蹴球	二二八	野球	二七八
軟式庭球	五四七	卓球	二八〇	相撲	一三三
漕艇	九一	軟式庭球	四九	自轉車	四二
漕艇	八三	拳闘	六九	合計	四、二四一名

以上參加人員合計 四、二四一名は、何れも各道毎に豫選會を通過して參加資格を得た者のみであるから、此の大會を中心として、全鮮に活躍する人員は、其の數莫大に及ぶこと勿論であらう。

經學院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風敎德化を扶くるを以て其の目的とし、嚢に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年本府より約一萬餘圓を補助してゐる。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士とし、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尚大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道內各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、倫理の扶持、人心の啓發に努めてゐる。

明倫專門學院

儒學に關する敎授を爲し、併せて人格を陶冶する目的の下に、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、地方鄕校財產寄附金を以て維持することゝし、同年五月開院した。本院は修業年限を三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期するにあり、生徒定員を九十名とし、儒林子弟及中等學校卒業者にして道知事の推薦せる者の中より銓衡する。敎科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學敎授

共の他碩儒十餘名を嘱託してゐる。昭和十四年には名稱を明倫專門學院と改め、一層内容の充實を期することゝした。

圖　書　館

圖書館は社會教育上最も重要な機關であるから、本府は之が實現に努め大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來鋭意開館準備に着手したが速に公開民衆の敎化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館した。尙同十五年四月婦人閲覽室・特別閲覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年大衆文庫を創始した。尙この外各道に亙り公私設の圖書館二十七あり、以上全部の藏書數は四十七萬一千八百八十三冊にして（昭和十三年度）その閲覽者は昭和十三年度には百二十九萬一千百三十三人の多きに達し、漸次增加の趨勢に在り、社會教育上齎す效果決して少くない。

尙總督府圖書館に於ては、將來圖書の蒐集保存に努め、可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期すると共に、極力内部の充實を圖り、一面名士、學者等を招聘して時々講習講演會を開催し、以て民衆の敎化を期してゐる。

古蹟調査・博物館・朝鮮史編修

一、古蹟調査　本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物竝古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一班に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達竝産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸遷滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこゝとし、調査事項を先史遺蹟（貝塚・遺物包含層・遺物散布地・竪穴）古墳（高麗以前に國する墳墓の調査竝遺物蒐集朝鮮中期以前に屬する主要なる墳墓の形狀の調査）史蹟（都城・其の他先史遺蹟の調査竝遺物の蒐集）古建築（歴史上又は工藝上參考となるべき宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟の調査竝遺物の蒐集）古建築（歴史上又は工藝上參考となるべき宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・客館・校舍・寺刹）金石其の他の遺物（佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・橋梁等の調査）金石製作物木製品等の調査竝蒐集）古文書（歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査竝蒐集）等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結したのであるが、毎年の調査は報告書に印刷して之を公にした。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及竪穴等の先史遺蹟・古蹟竝都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟竝に其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を經たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價値あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登錄し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ、臺帳に登錄したる物件に關して現狀を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受

くることゝし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對し順次其の保存工事を施し來つたのである。斯くて遺蹟遺物の主要なものは略々調査を遂げたのであるが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの尚甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に發見するものも亦少くないので、之が調査を依然繼續することゝし、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふことゝし、臨時調査に於ては物件の破壞・古蹟の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書として之を公にすることゝし、大正五年度より現在に至る迄各種の調査報告書及特別報告を發行しつゝある。尚朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有樣を紹介するが爲め朝鮮古蹟圖譜十五冊を刊行した。又古代の建造物中國有及寺刹の所有に屬するもの五百餘棟の多數あり、此等の中、歷史の證徴若は美術の模範となり、共の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事を施し、既に慶尚北道慶州郡芬皇寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尚北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺・殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿、京畿道水原華虹門・西門・長安門及黃海道黃州郡成佛寺極樂殿、同應眞殿、平壤練光亭及大同門等の修理工事を完了し、目下全羅南道求禮郡華嚴寺の覺皇殿、忠淸南道論山郡修德寺大雄殿、平安南道成川東明館等の修理に着手して居る。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定**　朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物に就ては、之が保存維持を圖るため、昭和八年八月制令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、同時に、勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられ、昭和九年五月第一回保存會總會を開催以來昭和十三年十一月第四回保存會總會を開き、該會に諮問したる後、寶物三百三十五件、古蹟百十七件及天然記念物九十八件、古蹟及名勝二件、名勝及天然記念物二件を指定した。

三、**博物館**　大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、共の陳列館の一部たる京城景福宮構內に新築せる美術館を中心とし、同構內の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗敎・美術・工藝共の他歷史の參考證徴となるべき資料を集め、一般の參考竝に觀覽に供して居り、又新羅の舊都たる慶尚北道慶州には大正十五年六月博物館分館を開館したが、共の陳列品は主として慶州金冠塚共の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會竝個人よりの寄託品を以て之に充て、更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物竝に三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代佛敎藝術品を蒐集陳列し、尙百濟最後の舊都たる忠淸南道扶餘にも昭和十四年四月博物館分館を開設し主として百濟時代の遺物を蒐集陳列の上一般の觀覽に供することゝした。

四、**朝鮮史の編修**　朝鮮の文化は共淵源甚だ遠く、且つ優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記錄・古文書共他史料の保存方法不充分な爲、遂年湮滅の傾向があつたので、大正十一年十二月斯道專門の內鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に亙りて史料を蒐集し、之を基礎として學術的なる朝鮮史の編纂に着手したが、所期の目的を達成せんには、更に權威ある組織に改

むるの要あり、同十四年六月官制を制定して朝鮮史編修會を設置した。爾來逐年其の事業を進め、昭和四・五年に至り史料の一般的蒐集竝に整理が略々完了したので、昭和六年度より其の印刷に着手し、昭和十三年三月を以て全三十三卷二萬四千頁、挿入圖版三百九十五葉の朝鮮史を完了したのである。倘この朝鮮史の編修刊行に伴つて、蒐集せる重要史料を廣く一般に紹介せんが爲、昭和八年度より寫眞版或は活版を以て「朝鮮史料叢刊」二十種と「朝鮮史料集眞」三帙をも刊行した。本會の事業は十有六年間の歳月と九十四萬餘圓の經費を費したもので、朝鮮史の稿本三千五百三十八冊、地方より採訪せる史料は四千九百五十種、其重要史料を複製せしもの二千冊に達し、其の外古文書繪像等を寫眞撮影せしもの三千五百種に及ぶ。倘朝鮮史は既に刊行を完了したが、未だ編纂せざる李太王三十一年甲午七月以後より日韓併合に至る迄の最近代の史料は、是非將來の爲め蒐集して置く必要があるので、昭和十三・十四の兩年度に於て之を行ふ計畫を樹て目下着々進捗中である。又朝鮮史全三十五冊に對する總目錄同索引をも編纂中であつて之亦昭和十四年度には完了の豫定である。

五　地籍圖・林野圖及地形圖

本府は明治四十三年土地調査令に基き全鮮一圓の三角測量を施行し、大正五年これが完成を見るに至つた。此の成果を基礎として土地測量を施行し、地籍圖を調製し、又地形測量に依つて地形圖竝に輿地圖を調製したのであるが、これ等の諸地圖は朝鮮産業開發上重要なる資料に供せられ、半島文化の向上に寄與するところ頗る多く、現今一般の需要に應じつゝあるものである。今その特性及效用を概說すれば、

一、三角測量　先づ全鮮十三箇所に於て大三角測量の基礎たる實測基線を設け、その測定長を中等海水面上の長さに換算したのである。それがため半島海岸の要所五箇所に驗潮所を設け、平均中等潮位を觀測して、前記換算の基礎たるべき高程を決定したのである。然れども之等の實測基線は邊長短く直ちに大三角の本點網の一邊となること能はざるため、基線網を編成して漸次其の長さを擴大し、平均約三〇粁の長さとなして、本點網の一邊に供し、全鮮を掩覆する大三角網を編成したのである。一方に於ては、その測地學的位置を決定するため、本點三角網をして朝鮮海峽を越え、對馬に於ける陸地測量部の一等三角本點に連結せしめ、茲に內鮮共通の測量基礎たる根幹が形成されたのである。然れども之等の大三角點は彼我の距離約三〇粁に亙り、之を以て直ちに地籍測量の基礎と爲すには稀疎に失するがため、更に數次に亙る小三角點を配置したので、之等大小三角總點數は 三四、四四七點の多

きに及んでゐる。

又中等補位の決定に基準して全鮮に二、八二三點の水準點を測設した外、多角形狀の道線を以て三角點間を聯結せる圖根三、五五一、六〇六點を設け地籍測量の直接基礎こしたのである。

三角點及水準點にはその定礎たる盤石を埋定し、其の上に柱石を据付けてその位置を標示せしめ、之を標石こする。又圖根點に對しては市街地等の特定區域を限り標石を埋設し、其の上部表面にT・Pなる符號を刻しその識別を容易ならしむるのである。そして之等三種の標石を土地測量標こ稱し、朝鮮土地測量標令に依り保護取締られてゐる。

二、地籍圖　土地登錄の原簿たる土地臺帳こ相俟つて、地籍の狀態を明確に表示する唯一の地圖で、前述の三角點・圖根點を基礎こし、圖解的方法に依りて地籍測量を行ひ一筆毎の土地の位置、形狀及境界なき相互の關係を精密に測定し、之に地番・地目なきを記入し、地籍の狀態を一目瞭然たらしめたものであるが、土地に關する各種地圖は何れもこの地籍圖に基本を求めざるものなく實に重要なものである。地籍圖の大きさは東西約〇・四一七米（一尺三寸七分五厘）、南北〇・三三三米（一尺一寸）の矩形に一定せられ、此の圖郭内に包容する土地は全部描畫せられる。その包容面積は縮尺の大小に依り異なるも、千二百分一地籍圖の場合には六萬五百坪である。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種であるが、一般には千二百分一を用ゐ、市街地の如く微細に其の境界を表示し、精確に其の面積の算定を要する區域に在つては六百分一を用ゐ、西、北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在つては二千四百分一を用ゐてゐる。そして地籍原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各稅務署に備付けて、一般の閲覧及謄本の下附申請に應じてゐるが、又更に廣く公衆の利便を圖るため府邑面に地籍略圖を備付けてある。地籍圖は頗る浩瀚なるもので總數約八十萬枚に達してゐる。

三、地籍圖縮尺變更　土地經濟の發達に伴つて都邑・市街地の發展著しく、土地異動頻繁に行はれ千二百分一地籍圖では不便こ認められるゝものは漸次縮尺を六百分一に改測し、地籍圖の改作を行ひつゝあるが、既に改測を行つた區域は裡里・咸興・清州・開城・金泉・光州・晋州等の市街地である。

四、林野圖　地籍圖を基本こして地籍圖上に登載なき林野・墳墓地等を測圖し、その相互關係位置・境界等を表示してある。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等があつて、一般には六千分一を用ゐて居る。又五萬分一林野圖にして不便こ認むる地域は昭和三年以來漸次六千分一縮尺を以て改測を行つて居る。そして林野臺帳こ共に各稅務署に備付け林野に關する地籍圖を明にしてゐる。こゝに於て朝鮮の地籍は地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳こ相俟つて全く明確こなり、土地經濟の伸長も完全なる立脚地を得たこ云ふべきである。

五、地籍整理　地籍圖及林野圖實施後地籍異動整理事務は本府稅務課に於て主掌し、各稅務監督局及稅務署に技術員を配置して地籍の異動整理を遂行しつゝある。土地臺帳實施後二十餘年も經過したので地籍圖の磨滅・汚損甚しく、既に地籍圖の更改時期が到來したので昭和八年度より町・里洞を單位こ

して漸次改訂を行つてゐる。

六、財團法人朝鮮地籍協會　地籍異動整理事務は各稅務監督局及稅務署技術員に依り遂行しつゝあるも、近時各種企業の勃興に伴ひ道路・河川・鐵道等の諸工事を初め土地改良・市街地計畫等の諸事業に伴ふ土地の異動は著しく增加し、其の整理は益々複雜多岐に亙り現在の機構を以てしては此の狀勢に應ずる能はざるを以て國家機關に代るべき機關を設置し、之に優秀なる職員を充實し國家に代り地籍維持の事業を擔當せしむる目的を以て昭和十三年四月本協會の設立を見、本部は朝鮮總督府財務局内、支部は各稅務監督局内、出張所は各稅務署内に置き之が整理の萬全を期しつゝある。

七、地形圖　三角測量の成果を基として地形圖根を組成し、地籍圖中より地形圖に必要な部分を縮寫參酌して地上のあらゆる物體の位置形狀を測圖し、水準測量の成果に因る等高曲線を用ゐて地貌を現はし、夫等の關係を明瞭に描示したもので朝鮮地形圖と呼稱してゐる。

朝鮮地形圖の樣式は陸地測量部のものと同樣で共の記號も殆んど同じにしてある。地形測量は大正三年の着手で同六年外業を終へ同七年に内業整理によつて完成した。玆に朝鮮の位置・形狀・廣袤面積は詳細に數學的に確定したのである。

八、地形圖の製版印刷並に發行　朝鮮地形圖の製版は大正四年着手同七年に完成した。其の原版は陸地測量部に委託し同部から印刷發行する事にしてある。經年の久しきに從つて變化する地物・地貌の狀態は本府で地形圖を修正補測し、原版の改訂は陸地測量部が行ふことに協定してある。

製版完了と共に發行した地形圖は特殊地形圖五四枚、五萬分一圖七二枚、二萬五千分一圖九七枚、一萬分一圖四五箇所で五〇枚である。

尙概要地二十八箇所を一萬分一縮尺に改測する計畫にて既に十五箇所を測量し、十一年度に於て下記十八箇所を假裝版圖として陸地測量部より發行した。沙里院・兼二浦・安州・興南・天安・井州・北靑・新安州・松汀里・黃州・江陵・宣川・定州・金堤・江界・惠山鎭・南原・三陟。

九、奥地圖　朝鮮五萬分一地形圖は（秘扱區域を除く）全土に亙つて發行せられてはゐるが、其の一枚の圖は經度十五分（東西約二三・二粁―二〇粁）緯度十分（南北約一八・五粁）の區域で詳密ではあるが、大規模の計畫又は大勢を通覽する場合等には不便を感ずるので、五萬分一圖を基礎として大正七年小縮尺の圖を作り同八年に製版した。

原版は本府に保管し印刷は朝鮮印刷株式會社に、其の發行と販賣は小林又七（本店は東京、支店は京城府長谷川町にあり）に扱はせてゐる。

共種類は

イ、朝鮮二十萬分一圖　六五枚
五萬分一地形圖十六枚の區域を一圖面にした四色刷

ロ、朝鮮五十萬分一圖　一三枚
道別にした四色刷

ハ、朝鮮百五十萬分一及二百五十萬分一圖

兩圖とも一枚の圖面にし朝鮮全圖で四色刷

地形圖業務　各地方の發展に伴ひ地物・地形が變遷して圖面修正の必要から是等を調査測量して修正原圖を作り陸地測量部に送つて版面を改訂してゐる。

大正七年には京城・大田・大邱地方の修正を土地調査局で行つたが、同八年以降は土木課で地方の發展狀況に應じて修正してゐる。昭和十三年度末迄に修正した地形圖の枚數と其面積は

一萬分一	百三十六圖葉	百五十三方里
二萬五千分一	百七十四圖葉	八百二十三方里
五萬分一	四百三十六圖葉	三千九百六十八方里

であつて、其の原版の修正は漸次進行して新版の發行を見てゐる。右修正圖の內經年變化に因り修正量の多き圖葉は同一圖にして二回乃至三回に亙りて修正したものもある。

朝鮮地形圖の發行は前記の如くであるが、秘圖區域が全土の約一割弱あつて一千餘方里の地形圖は一般に用ふる事が出來ず、施政上にも亦產業開發上にも支障を來すので、大正十一年軍當局と交涉して軍事上差支ない程度の五萬分一圖を調製し得ることになつて、同十二年着手同十三年に原圖を完成し、三色刷の交通圖七九枚を、同十五年六月以降から陸地測量部で印刷發行した。以上で要塞近傍を除いた全土の五萬分一圖が揃つたのである。其後秘圖の中

大正九年　一萬分一圖　三枚、二萬五千分一圖十枚

昭和七年　五萬分一圖二十二枚、五萬分一圖　十五枚

が解秘されて、陸地測量部は假製版にして印刷發行した。從つて解秘された部分の交通圖發行を停止した。又昭和十一年度に於て軍事上の必要に依り五萬分一圖二十枚、二萬五千分一圖三枚、一萬分一圖一枚を秘圖區域に編入せられた。

一萬分一市街圖の中、京城は市街が郊外に發展膨脹した爲め圖幅の擴張を要し、大正十年其の東部を昭和四年西南部を補測し、平壤も亦同樣に同十一年西・東・南部の三方面に擴張測量を行つた。其他釜山・大邱・大田・清州・全州・光州・木浦・仁川・元山・咸興・清津・羅南等多少の擴張測量を行つた。尙共他に於ても擴張を必要としてゐる。

以上の外名勝舊蹟等の案內圖として特殊地圖があり、又京城市街の案內圖として特殊建造物の所在索引及番地を記入した市街圖を作り、昭和七年大修正を加へて同年發行した。京城市街圖・龍山市街圖が之であつて普通番地入圖と稱へて重寶がられてゐる。

以上各種の圖面は年約四十數萬枚を發行し需要は年々增加しつゝある。地方產業交通の發達するに從つて地物・地貌の變遷が著しいので、本府は努めて圖面の修正を行ひ新版の發行を圖つてゐる。

原版維持の爲め昭和十一年末迄に製版したものは　二百十二版

宮神鮮朝

今文博

六　神社及祭祀、宗教

神　社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し、此等の成規に遵由して神社を創立せるもの五十四に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は四百七十所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮（京城南山鎭座）は朝鮮の總鎭守として　天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎭座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社（京城倭城臺鎭座）並に龍頭山神社（釜山府辨天町鎭座）の兩社をば國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社（大邱府達城町鎭座）並に平壤神社（平壤府慶上里鎭座）をも國幣小社に列格仰出され、尙昭和十四年六月十五日には官幣大社扶餘神宮の御創立を仰出された。

宗　教

一、宗教の概況　佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年であつて、爾來百濟・新羅を經て高麗朝の末に

神社及祭祀、宗教

至る迄は大いに隆盛を極めたが、其の反面頗る弊害も生じたので、李朝に至つては概ね排斥の方針を執つて、寺領を減じたり寺刹の土田藪獲を官没したり又は度僧の制限を行ふ等、逐年抑壓を加へた爲教勢は甚だ衰へ、多くは荒廢に歸したのである。然るに李太王三十三年始めて信教の自由が許され、次いで明治四十四年九月寺刹令施行と共に傳法布教等の宗教的活動を公認され、寺刹の財産は始めて完全に保有することが出來たので、數百年來衰へて來た佛教は玆に漸く蘇生の觀を呈して來たのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立して漸次講學布教の發展を見るに至り、現在本寺(本山)三十一、末寺一千三百四、布教所三百二十二、僧侶六千二百七十五、尼僧九百七十九、信徒十九萬四千八百餘人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は其の準運に從ひ種々併立したが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗と爲し、今日では多く兩者を併稱して居る。內地佛教の朝鮮に於ける布教は、大正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信が釜山に來たのがその創めで、其の後文祿の役に遭ひ同派の布教も亦其の跡を絶つたが、明治十年淨信の後裔圓心等が再び釜山に開教し、又同十四年には日蓮宗の渡邊日運も釜山に會堂を建て、同二十八年には眞宗本願寺派、同三十年には淨土宗等の諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年增加するに至つた。現在朝鮮布教に從事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黄檗宗及天台宗に屬する二十八派で、其の寺院首二十五、布教所六百二、布教者七百八十九、信徒三十萬九千七百餘、內朝鮮人一萬五千三百餘人を數へる。

內地神道各派中最も早く朝鮮の布教に着手したのは天理教であつて明治二十六年である。現在は天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教・神道修成派・御嶽教の十一派であり、各派を通じて布教所三百一、布教者六百十三、信徒九萬五千九百餘、內朝鮮人二萬一千餘人である。

基督教は十八世紀の中葉、朝鮮の使者が北京から歸朝する時に天主公教の聖書を輸入したのが濫觴であつて、遂に其の旺盛を見ることを得ず、憲宗王の二年佛國人宣教師が竊に京城に於て布教に從事し、京畿忠清國道に亙つて教旨を傳へたが政府の迫害依然として止まなかつた。斯くて李太王の十年に至り大院君勢力を失墜して、政治上の關係が一變して、政府から嚴禁されたのにも拘はらず、更に再燃したこともあつたの十九年以後歐米諸國との外交關係が成立してから天主公教も亦教勢を回復して漸次隆盛になり、又嘉園正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年に開始されて、日露戰役の際一時傳道を停止したが其の後復興した。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし次で翌年には更に同派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派宣教師の渡鮮する者尠からず、現在外國人の關係して居る教派は朝鮮耶蘇教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶蘇再臨教・東洋宣教

會・救世軍・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教會及基督教會の九派である。又內地側新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣して、釜山に教會を設立して傳道を開始したに始まり、同年又日本メソヂスト教會・日本組合教會も渡來した。現在は以上の外にきよめ教會・日本聖教會及基督教同信會がある。又一方朝鮮人側を見ると大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、同十一年日本組合基督教會は其の經營方針を變更して、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することになつて京城に朝鮮會衆基督教會を設立したのである。尙他に神の教會及基督の教會がある。爾來各派とも其の教旨の宣布に努めて相當發展しつゝある有樣である。以上新舊各派を通じて現在布教所五千百八十五、布教者四千五百二十九、內外國宣教師四百二十、信徒內地人五千八百餘、朝鮮人四十九萬四千五百餘、外國人四百餘、合計五十萬八百餘人である。

二、宗教團體の社會事業　宗教團體の社會的施設としては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。內鮮佛教團體の經營する主なるものを擧ぐれば、專門程度の學校一、中學程度のもの四、初等程度のもの七、幼稚園五十三、講習所及書堂二十七箇所である。又隣保救濟の事業としては眞宗大谷派の向上會館・淨土宗の和光教園・共生園・曹洞宗の福壽會・京城・仁川・大田・平壤及羅南に於ける內地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會及羅南旅行病人救護所がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され、新舊各派を通じて學校は專門學校四、中學校三、高等女學校六、實業學校三、小學校三十三の外、專門中等並に初等程度の男女各種學校百五十九、幼稚園百九十一、講習所及書堂百五十八である。又特殊の學校としては盲啞學校一箇所を經營してゐるのである。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭偲病院外二十四箇所の病院並に海州に於ける肺結核療養院・麗水・達城・東萊の各地に癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても施療を行つて居るのである。其の他社會事業には天主公教の京城・仁川・大邱の孤兒院・平壤・大同・鎭南浦に於ける養老院・朝鮮耶穌教長老會の養老院・孤兒院・基督教朝鮮監理會の京城泰和女子館・公州中央嬰兒院・聖公會の聖彼得孤兒院・救世軍の育兒ホーム・女兒ホーム・婦人ホーム等がある。

七　國民精神總動員

一、朝鮮に於ける國民精神總動員運動の由來及其の特色

朝鮮統治の根本方針は一視同仁の　御聖旨に遵ひ、半島同胞の國體觀念を確立し皇國臣民たるの信念を堅確ならしめ、內鮮一體以て皇運を扶翼し奉り皇道を宣揚せしむるに在る。是れ歷代總督が特に施政上意を用ひ來た所であつて、殊に現總督は昭和十二年四月道知事會議の訓示中、總督施政の根本五政綱の劈頭に「國體明徵」を掲げ、更に「敎學刷新」の一綱目を加へ、爾來之が强化徹底に勗め來りたる所以である。時偶々同年七月七日蘆溝橋事件を契機として、支那事變勃發し、日本全國を擧げて事變處理に集中し、東亞新秩序建設の大業に邁進するこゝとなり、物心兩方面に亙つて國家總力發揮の體制を採るに至つた。かくて大陸に於ける日本の一翼たる朝鮮の地位も亦愈々重大化し來つたのである。卽朝鮮は大陸に於ける帝國の前進兵站基地たる地位に在り、支那事變は勿論、張鼓峰事件、ノモンハン事件等の國境紛爭を通じ對蘇關係より觀たる現時局下に於て、其の負荷せる責務の一層加重し來れる感がある。斯かる事態に於て半島同胞二千三百萬擧つて皇國臣民としての動ぎなき精神的態勢の下に、內鮮一體協心戮力以て時局の急務に應ずるこゝは、帝國の大陸政策遂行上絕對肝要事たるは云ふ迄もない。玆に於て朝鮮に於ては、半島同胞の急速なる皇國臣民化並に內鮮一體の具現を最急務とするに鑑み、之が最善の方策として、國民精神總動員運動の徹底强化を圖るこゝとしたのである。

日章旗の下に

勤労報国作業

卽ち支那事變發生直後より屢々臨時道知事會議、中樞院會議、民間有力者又は言論機關代表者との懇談會を開催し、總督より時局認識竝に精神總動員に關する重大決意に付訓示又は懇談し鮮内官民一致して此の難局に對處するやう懇諭する所あり、又他方、朝鮮中央情報委員會を設置し情報啓發宣傳に力を注ぎ銃後民心の啓導に努めたる所、官の指導に呼應し鮮内民衆の間に澎湃たる愛國の赤誠が漲生ぎり渡り、朝鮮統治三十年の結實を如實に示すに至つた。此の如く朝鮮に在りては、事變の發共に内地に於ける精神總動員運動の本格的開始前、既に本運動に朝鮮統治上の特殊の意義を加へて力を注ぎ、爾來内地の運動と呼應して實施し來つたのである。從つて朝鮮獨特の考慮の下に獨自の立場に於て實施する事項亦少くない。今朝鮮に於ける精神總動員運動を内地の該運動に比し、其の特色と認めらるゝ主要な點を擧げる。

（一）　朝鮮に於ける精神總動員運動は、前述の如く内地の該運動に於ける擧國一致、堅忍持久、盡忠報國の三目標の外、一視同仁の　聖旨に基き内鮮一體の徹底竝に半島同胞の急速なる皇國臣民化を眼目とする。從て精神總動員運動は單に支那事變對處の應急一時的運動に非ずして、朝鮮統治大方針の恒久的實踐其のものゝ謂ひ得る、卽ち本運動は單に支那事變中のみならず對蘇關係其の他如何なる重大事態に對しても、半島同胞が微動だもすることなき確固たる精神的體制を豫め樹立せんとするにある。斯の如く朝鮮に於ける精神總動員運動は、常に「内鮮一體」と「皇國臣民化」を最も重要なる目標とするのであるから、其の實施も亦自ら此の兩目標に含致すべく進められ、例へば志

願兵制度、朝鮮教育令の改正、官幣大社扶餘神宮御創設の如く、內鮮一體に關する劃期的事項並に宮城遙拜、神社參拜、皇國臣民誓詞制定、愛國日の制定、愛國班の結成等の如く皇國臣民化に關する具體的考慮こに依つて相伴はるゝものであつて、單に抽象的に擧國一致、盡忠報國を說くが如きものではない。

（二）朝鮮に於ける精神總動員運動の機構は從て前項の目的に合致する如く構成せられ、國民精神總動員朝鮮聯盟及之が下級聯盟の整然たる組織及其の基底實踐機構たる愛國班の全鮮的結成を有するもので、內地に於ける精神總動員聯盟の如く各種團體の連絡機關たるものこ性質を異にし、夫れ自體が下部の實踐機構を有する組織團體たるを其の特色こする。而して之が實踐機構たるこゝを顯著に示すものは後述の愛國班の組織及之が活動である。

（三）朝鮮に於ける精神總動員運動の指導企劃機構も亦、前項の目的に合致すべく構成せられ、軍官民一致して之が指導に任じ、官の機構こしては朝鮮總督府に國民精神總動員委員會及同幹事會あり聯盟自體の最高指導機構こしては國民精神總動員朝鮮聯盟理事會及參事會あり、而して兩者は密接なる聯繫を採りつゝ本運動の指導企劃に任ずるが、右國民精神總動員朝鮮聯盟理事會及參事會は總督府局長及關係課長、朝鮮軍及朝鮮憲兵隊の關係武官が委員又は參事こして參加し、民間有力者、言論關係者其の他各階層より網羅せられた委員、參事こ共に本運動實施上の重要事項を審議するものである。而して軍部は本運動に對する熱心且極めて好意的援助を爲しつゝある。

二、朝鮮に於ける國民精神總動員運動の機構

朝鮮に於ける國民精神總動員運動の機構は、國民精神總動員朝鮮聯盟及其の下部組織たる地方聯盟及之を構成する愛國班である。

（イ）國民精神總動員朝鮮聯盟　本府は支那事變勃發以來逸早く中央情報委員會を中心こして、專ら官の指導の下に日本精神の昂揚、時局認識の徹底等國民精神總動員に努め來つたが、時局の進展こ共に朝鮮同胞の銃後の赤誠を集結し、一大組織の下に國民運動の統制强化を圖る必要あり、官こ表裏一體こ爲り整然たる組織下に强力な實踐力を有する民間の大機構出現が期待された。斯くて國民運動の統制强化及び內鮮一體强化の一方途こして國民精神總動員運動機構の樹立が研究せられ、他方民間內鮮有力者の輿論も一致して此處に昭和十三年七月七日支那事變一周年記念日を期し國民精神總動員朝鮮聯盟の結成を見たのである。即ち本聯盟は總督政治の强力な外廓的機關こして、鮮內に於ける各種有力團體を網羅するは勿論、所屬の地方聯盟並に全鮮的に結成せられた愛國班に依り鮮內民衆を統合するものである。

（ロ）地方聯盟　朝鮮聯盟の結成こ前後して地方にも之こ密接な連繫を保ち實踐組織網的使命を帶びた地方聯盟を各道・府・郡・島・邑・面・町・洞・里・部落の最尖端に至る迄結成し、官・公・民の各首腦者又は有力者を擧げて之が幹部こなし、運動實踐並に指導に當るこゝとなつた。更に又本運動が國家總力の集中運動たる關係上、官公署・學校・銀行・會社其の他諸團體の共同組織體內

にも聯盟を結成し、國民精神昂揚と銃後報國の指標下に健全なる團體生活を馴致すると共に知識階級の自覺反省を促すことゝした。此等聯盟は前述の一般地方聯盟と區別するがため各種聯盟と稱し、夫々其の構成の如何に依り或は直接に朝鮮聯盟に、又は各其の所在地に存する一般聯盟に加盟して、相互連絡を緊密にし、全鮮一貫本運動遂行上齟齬支障なからしむる方針である。

(ハ)　愛國班　以上の一般聯盟と各種聯盟とを問はず、愛國班は國民精神總動員運動組織網中最末端の基底的實踐機構として、概ね十戸を以て一愛國班を構成せしめ、隣保共助、本運動實踐の中心機構たらしむるものである。斯くの如く第一線の實踐機構としての愛國班の存在及其の活動は、地方聯盟以下の組織網完成と共に朝鮮に於ける精神總動員の一大特色を爲すもので、愛國班の實踐的活動に依り「半島同胞の皇國臣民化」並に「內鮮一體」の完成を期すると共に、本運動の組織を極めて強靱且普遍的ならしめて居る。昭和十四年六月末現在全鮮愛國班數は約三十五萬、愛國班員數は約四百六十餘萬人であり、班員數は戸數を以て數ふるから之に包含する家族を入れる場合、半島住民の全部を包含するものと觀られる。

三、國民精神總動員運動の現況

朝鮮に於ける國民精神總動員運動は國民精神總動員朝鮮聯盟の結成せられてより以來官民一致して目的達成に邁進して居る。今其の概況を述ぶれば次の通りである。

其の實踐事項は、精神的方面及物質的方面の根本を爲すべき事項即ち、一、宮城遙拜、二、勤勞貯蓄を當面の必行二目と定めて、本運動發展の礎石とし之に基つきて多方面に健全なる進展を圖りつゝある。左に實踐狀況の主なるものを一、二例示するに、

(イ)　愛國日の制定　之は支那事變勃發直後より全鮮に隅無く實施した行事である。卽ち學校・官公署・銀行・會社其の他の諸團體、各部落毎に每月一日を愛國日と定め、團體行事としては「神社參拜」、「宮城遙拜」、「皇國臣民ノ誓詞(後に示す如きもので、諸儀式の場合は勿論機會ある每に之を唱へ、皇國臣民たるの自覺と、矜持とを新にせんとするものである)齊誦」、「勤勞奉仕」等を行つたのであるが、今回內閣に於て每月一日を興亞奉公日と定め、特に戰場を偲び自肅・自省・的確に之を實際生活に具現し、恒久實踐の源泉たらしむることゝなつたから、朝鮮に於ては愛國日卽ち興亞奉公日とし一層之が徹底强化を期する事とした。卽ち昭和十四年九月一日よりは從來行ひ來つた愛國日行事の外自肅・自省・生活刷新の源泉たらしむべき適切なる事項を併せ行ひ、國民精神を集結し、國家總力の發揮に勗め以て、叡旨に奉對せんとして居る。

(參照)

皇國臣民ノ誓詞　(一)　(幼少年用)

一　私共ハ　大日本帝國ノ　臣民デアリマス
二　私共ハ　心ヲ合セテ　天皇陛下ニ忠義ヲ盡シマス
三　私共ハ　忍苦鍛錬シテ　立派ナ强イ國民トナリマス

國民精神總動員

皇國臣民ノ誓詞　（二）（青年以上）

一　我等ハ皇國臣民ナリ　忠誠以テ君國ニ報ゼン

二　我等皇國臣民ハ　互ニ信愛協力シ　以テ團結ヲ固クセン

三　我等皇國臣民ハ　忍苦鍛錬力ヲ養ヒ　以テ皇道ヲ宣揚セン

（ロ）宮城遙拜　忠誠愛國の思想涵養を圖り、殊に半島同胞をして、皇國臣民たるの信念を堅確にし、急速に內鮮一體の實を具現せんが爲、每朝一定時にラヂオの號令に依り全鮮一齊に宮城遙拜を爲す。

（ハ）勤勞報國　官民何れを問はず、自己の生業に精勵して御奉公する所謂「生業報國」及び團體作業に依つて奉仕する「勤勞奉仕」等の勤勞報國觀念を徹底せしめ、之が實踐に邁進する。

（ニ）貯蓄勵行　全鮮に貯蓄組合を結成し、一般家庭に於て愛國貯金、節米貯金等を勵行すると共に、官廳等に於ける從前の規約貯金の增額、其の他國債の購入等に主力を注ぎ、相當の效果を收めつゝある。

四、愛國班の活動

愛國班は聯盟の基底組織として國民精神總動員の實踐を擔當し、特に愛國班自體の自發的積極的活動に依り、國體觀念の明徵、皇國臣民化意識の深化、時局認識の徹底を初め勤勞・貯蓄・節約・生產增進等物心兩方面に亙り國民總動員體制の完成に貢獻するものである。卽ち愛國班は聯盟の組織網と

して、團體運動たると共に其の構成上聯盟員の家庭生活に迄進展し、本運動の源泉的性質を有するものである。

而して愛國班の活動は、聯盟運動の何れの方面に亙つても其の第一線に立つて活躍するものであるが、今其の活動の一般を掲ぐれば、宮城遙拜、神社・神祠の淸掃竝に補修の勤勞奉仕、廢品囘收、愛國貯金の勵行、道路工事等の愛國作業、班員住居附近の淨化淸掃勤勞作業を初め、日常生業の共同作業等物心兩方面に亙り廣汎なる範圍に及んで居る。鮮內二千三百萬同胞は、何れかの愛國班に屬して活動するもので、此の點貴賤階級を問ふものでない。尙ほ愛國班の活動は聯盟精神の徹底と共に益々其の效果大なるべきは勿論であるが、偶々昭和十四年の中南鮮地方の旱害災變に於て、果然其の强靱なる組織力と實踐的體驗の實效を如實に示し旱害施策上見るべきものが甚だ多たつたのである。

八 情報宣傳

一、概　要

本府は從來文書課に於て施政方針竝に其の實績の周知宣傳竝に一般朝鮮事情の調査及紹介に關する業務を處理して來たが、支那事變の勃發以來時局に關し內閣、陸海軍省及拓務省等との連絡總督府內各局部課との連絡調整竝に鮮內各廳、軍部內地及他の外地官廳との連絡協調・情報の蒐集整理・啓發宣傳の實施・新聞通信ラヂオ其他報道に關する業務等、諸般の事務が激增したので、昭和十二年七月本府に朝鮮中央情報委員會を又各道に各道情報委員會を急設し情報・啓發宣傳・國民精神總動員諸對策竝に此等業務の連絡協調及調査審議に當ることゝした。而して中央情報委員會は特に重要問題の場合の外は、幹事會を每週二回(最近は一回)開催して、情報・宣傳に關する當面の事項を處理し、なほ全鮮各道に於ける道情報委員會との密接なる連繫を保ち、文書課內に、情報・宣傳事務に當る情報係新聞・通信に施政關係のニュースを供給する報道係を特置し、官報附錄「通報」(月二回)、雜誌「朝鮮」の發行、映畫・寫眞・ポスター・紙芝居・放送・講演・展覽會等による宣傳を總續して居る。尙時局以來朝鮮の大陸前進兵站基地としての使命增大に伴ひ、之が宣情を內地各府に一層認識せしむるは、帝國の新東亞建設途上極めて緊切なものがあり、加へて施政三十年の成果を道義的示範として滿洲・支那及諸外國に知悉せしむることは、帝國の大陸政策の眞意を諒解せしむる所以であるから、

此の方面の紹介宣傳にも力を注いで居る。

二、朝鮮に於ける情報宣傳の特殊性

朝鮮に於ける情報宣傳は、施政の方針竝に其の實績を內外に周知せしむる情報宣傳と鮮內民衆の啓發協力を目的とする啓發宣傳とに分れ、此等宣傳の對象たる民衆は內外地人と朝鮮人との別があり、朝鮮人中には比較的程度高き一部と今猶ほ程度低き大衆との區別があるから、各種宣傳事項は事每に其の內容と相手方とに依り種々其の手段方法を異にしなければならない有樣である。

三、情報宣傳の方法

(イ)　情報の受發　內閣情報部情報を初め臺灣及總督府派遣員(內地・滿洲・支那等)等各方面よりの情報竝に總督宛齎らされた特種情報を接受し、之が報告、連絡調整を圖ると共に總督府より中央部宛電報報告中の支那事變情報を紹介し、又陸・海軍御用掛より戰況を、戰地歸來者より現地の狀況、其の他參考講演等を聽取する外時局關係印刷物の席上配付、事變ニュース其の他時局映畫の觀覽竝に紙芝居の試演等に依り時局認識の適正竝に所管事務處理の參考に資しつゝある。

(ロ)　對內關係　幹事會に於て協議研究せられた事項は、情報及啓發宣傳、國民精神總動員運動に關する事項或は各局課の主務に關連を有する事項であるから、各主務局部課に於ては此の協議研究の結果に基き必要なる措置を講じつゝある。

(ハ)　對外關係

△新聞通信社方面
新聞通信社の社長及出入記者等と懇談の機會を多くし、之と密接なる連絡協調を保ちて啓發宣傳の效果を擧げて居る。

△各種團體・銀行會社・官公署方面
敎化團體・宗敎團體・在鄕軍人會・婦人會・官公署・學校・銀行會社・商工會議所等各方面に亙り、隨時代表者を集めて週間行事竝に啓發宣傳等に關する協力方を要望し、時局認識の徹底及勤奬事項の實踐に努め以て國家總動員內鮮一體の實績を擧げつゝある。

△軍部方面
朝鮮軍報道部と情報宣傳上の連絡をはかり居らが、特に每月第一水曜日に定例懇談會を開催、以て圓滑な協調連絡を保つて居る。

△內閣情報部との連絡
情報宣傳に關しては常に內閣情報部と密接な連絡を保つて居るが、昭和十三年十二月及昭和十四年十一月內閣情報部長一行の來鮮を機に懇談打合會を開催し今後の連絡協調に一層圓滑の度を加へ得た。

（二）ニュース發表　ニュース發表の方法としては、本府出入記者に對し每日正午各種の發表を爲し、又放送に適する資料は直ちに之を放送局に送りて官廳公示事項等の方法に依り迅速なる宣傳周知に努めてゐる。

九 司法

裁判並に檢察制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を置く。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並に非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且內地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判廳に屬せしむることゝし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪竝に昭和五年法律第九號（盜犯等の防止及處分に關する法律）第二條、第三條の罪にして豫審を經ざるものを除きたる事件短期一年

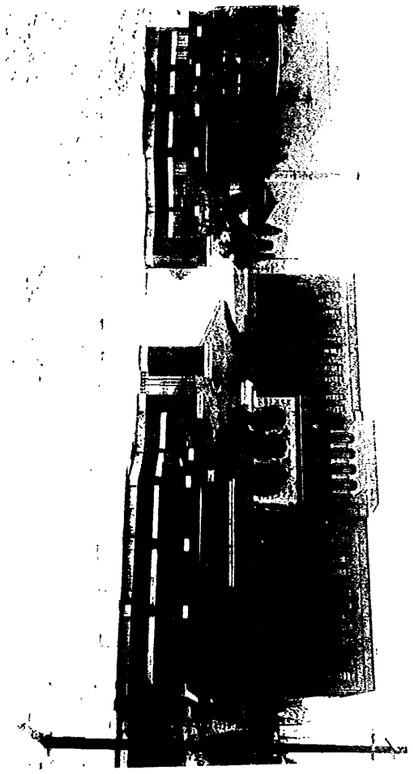

に滿たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を經たるもの、竝に此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲すのである。

各裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしめて居る。

適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法、刑法其の他重要なる內地法規に依るべき旨を定め且民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることゝし、不動產に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることゝしたが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することゝし同十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同樣、婚姻年齡・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財產の分離に關する規定を朝鮮人に適用することゝし、分家・絕家再興・婚姻・協議上の離婚・緣組及協議上の離緣等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に屆出るに因りて其の效力を發生することゝし、同十二年七月一日よ

り施行した。

舊商法破產編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したのであるが、大正十一年四月破產法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の機利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期する必要あるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の內容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國內法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても內鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二十三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることゝし、昭和九年一月一日より之を實施した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるる例が尠くなかつた爲內地に於ては、身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので朝鮮に於ても當然之に依るの必要を認め、昭和十年八月制令第十號を以て朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の內容とし同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることゝし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等內地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正とを圖る目的を以て、大正十五年四月民事訴訟法の改正公布せらるゝに至つた結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられた。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の內、殺人罪・强盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることゝしたが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮現時の一般社會の實情は內地と同じからざるものがあるので、玆に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれてをつた笞刑制度も之を存置することの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮笞刑令を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の內容として實施することに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期した結果今日に於ては二三の制令等の他、內地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつたのである。

小作調停

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年增加し、之が解決を司法裁判に求むる場合は往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸すの虞があつて、爭議解決の對策上遺憾なしとせぬ。仍て事件の性質に鑑み地主・小作人の自由意思を尊重し其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、同八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙ほ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年二月十二日制令第二號を以て同令を改正し小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることゝし、又不當に調停に應じない者に對しては調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行した。かくて爭議は着々其の解決を見、實績を擧げつゝある。

人事調停

古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて圓滿に之が解決を圖ることが極めて望ましく、斯くて始めて古來の醇風美俗を顯揚し東洋獨得の家族制度を維持確保することが出來るのである。加ふるに今や東亞新秩序建設の非常時局に際會し、骨肉間の相剋を公正圓滿に解決して銃後に於ける家庭生活の安定强化を圖ることは焦眉の急務であり、就中萬一出征者を繞つて人事の患が惹起した場合之を斐除して後顧の憂を絶ち、遺族の爭が生じた場合之を圓滿公正に解決し以て護國の英靈を安んずることは喫緊の要務である。仍てかゝる紛爭の生じたる場合、之が解決の礎石を道義倫常と當事者の和衷互讓に置き、迅速圓滿且僅少なる費用を以て事件を解決せんことを期し、內地と呼應して昭和十四年制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し同年八月十日より之を施行した。同令は家族親族間の紛爭其の他一般に家庭に關する事件に付、地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得るものとし、裁判所は直接に又は調停委員會に於て道義に本づき溫情を以て之が調停を行ひ、調停が成立したときは之に確定判決と同樣な效力を附與するものであるから、實質的にも形式的にも適切妥當なる解決を齎すことが出來るのである。

不動產登記

不動產の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動產登記令を施行し、原則として不動產登記法に依ることゝした。不動產所有權の得喪に關しては文記又は文券と稱する私署證書の引渡に由り之を行ふに過ぎなかつたので、併合前韓國政府時代既に土地建物證明規則並に土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外、所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利を確保せしめて居た。爾來時勢の推移に伴ひ複雜な權利關係の生ずるに至るや明治四十五年改めて朝鮮不動產證明令を公布し、府尹・郡守を以て證明官吏と爲し、證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限つたことは從前と異らないが、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗する要件

と爲し、權利確保上若規則の缺點を補つた。然し該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置に過ぎなかつたので、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備した地域に對しては朝鮮不動產登記令を施行し、同時に證明事務を廢止することゝし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行した。

親族團體たる宗中・門中等が祖先の墓地又は祭位土等の不動產を共同所有する場合に、宗中・門中等は法人に非ざる爲其の名を以て登記を爲すことを得ず、又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數であつて全鮮に散在し、各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざる嫌があつたので、昭和五年制令第十號を以て朝鮮不動產登記令中一部を改正し、宗中・門中其の他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動產に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し同六年十月一日より施行した。

戶籍事務

戶籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戶口の實査を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戶籍に關する事務は府尹・面長の管掌に移した。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつて、朝鮮在住の內地人は一に戶籍法に依つて身分に關する屆出を爲すものとせられ、又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來內地朝鮮相互間戶籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有效に行はるゝことを得なかつたが、大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戶籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に同年七月一日より內鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝことゝなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたのみならず、單に戶籍手續の大綱を示すに止り、之が運用上の困難も亦少くないので夙に之が根本的改正の企てあり、一面之と密接な關係を有する親族・相續に關する實體法規の改正も着手せられた爲、其の完成を待つて實行することゝなり、同十一年十二月總督府令を以て朝鮮戶籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、玆に始めて多年の懸案を解決した。朝鮮戶籍令の內容は、大體に於て內地の戶籍法に則り、戶籍の記載事項、屆出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戶籍の確保を期したるものである。改正の特色の一二を擧ぐれば、戶籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬せしを司法機關たる裁判所に移したこと、朝鮮內地間婚姻に因る入除籍手續のみを認めしを、廣く各地域の有效なる原因に基く家の出入に關し其の戶籍手續を定めたが如き、從來の戶籍制度に比し遙に進步したものである。

公證事務

大正二年五月朝鮮公證令及朝鮮公證令施行規則を施行し、公證人の職務は專ら地方法院及同支廳に於

て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこゝゝした。次で同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於て共の事務を取扱はしめつゝある。

執達吏事務

執達吏に屬する職務は從來之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當と認むる者をして該職務を行はしめ得る定めであつて、當初は警察官吏をして兼掌せしめたのであるが、逐年事務の增加に伴ひ專務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至つた結果、官吏に非ざる執達吏職務取扱者を指命するこゝゝなり、現在に於ては地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分共の他主要なる地に共の事務所を設置せしめて居る。

供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめて居た。共の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむるこゝゝなつたので、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、內地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむるこゝゝした。然し邊隅の地に於ては一一同局を設置するこゝ能はざるに拘らず、隨所共の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すると共に、共の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其の他適當と認むるものをして之を取扱はしむるこゝゝした。

思想犯保護觀察

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激增し、爾來年々增加の傾向を辿る情勢にあつたが、不斷周到なる檢舉の勵行と滯溜事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ共の跡を絕つた譯ではなく、その運動は益々執拗巧妙となり、之が査察は愈々困難を加へ、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴエート聯邦と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に一瞬の偸安を許さないものがある。於玆叙上の特殊事情を考慮の上襄に內地に於て施行せられたる思想犯保護觀察法と內容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令共の他關係法令の制定を見、昭和十一年十二月二十一日より實施、保護觀察所は全鮮七箇所卽京城・成興・淸津・平壤・新義州・大邱・光州に設置された。實施以來各保護觀察所は各方面の理解、關係官廳の協力等と相俟て、極めて積極的に保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關

する正確なる認識を得せしむると共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある。

行刑制度

明治四十二年十一月統監府監獄及內地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舍の改善、事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮笞刑令廢止と共に之を擴張して永登浦外四分監を本監と爲し、新に分監七箇所を開設した。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改め、內容を改善し職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇格、翌年四月更に金泉支所を昇格して、何れも特設少年刑務所と爲し、前者は年齡十八歲未滿の受刑者を後者は十八歲以上二十三歲未滿の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き、青少年に對する行刑の適實を期して居る。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵・濟州兩支所を廢止した爲、京城・西大門・公州・大田・咸興・淸津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所と春川・淸州・元山・鎭南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十支所となつたが、其後在監者益々激增しその收容に困難を來したので遂に昭和七年より三年間の繼續事業で西大門刑務所に新に一大拘留監を特設し其の他各刑務所共各監房を增築して之が緩和を圖つてゐる。又昭和十年九月癩患受刑者は別に小鹿島支所を設け此處に集禁して特別取扱をなし、同十一年七月には仁川少年刑務所を設け累增する少年受刑者の拘禁緩和を圖り、次で同十二年三月馬山支所を不具老衰者の集禁刑務所に指定し

同十三年六月には心神耗弱者を公州刑務所に集禁するこゝせる等塵垢與藥的行刑を爲し以て處遇の萬全を期して居る。更に昭和十三年一月朝鮮行刑累進處遇規則を制定し受刑者の奬勵努力の程度に從ひ累進的に處遇を緩和し漸次社會生活に適應せしめ其の更生を促進確保する階級處遇制を樹立し半島行刑上一新機軸を劃した。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次增加し、特に大正八年全鮮各地に亙りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢擧され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたが、翌九年四月減刑の恩典に浴した受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たのである。然るに其後笞刑令廢止・財界不振等に影響せられたる爲か、逐次增加を見たが、大正十三年一月及昭和二年二月同三年十一月恩赦行はれて在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至つたけれども、同年二月以降更に其の數遞增し、昭和八年八月末現在收容者は實に一萬九千二百五十四人に激增し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千二百四名に達したが、昭和九年二月行はれた恩赦に因り一時的ながら人員の減少を見るに至つた。然し同十年四月頃より又又漸增を示し、昭和十三年八月末現在に於ける收容者は實に一萬九千四百五十九人を示し、之を最高記錄として漸次減少の狀態にあつた昭和十四年八月末現在に於ては一九、一六四人を算する。支那事變勃發以來思想犯者は漸減をしてゐるが智能犯者、盜犯者等の增加勢からず收容者全體の增減線を通觀すれば依然上昇の傾向にある。拘禁處遇は諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁狀態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齡・

性格の法定分類は略之が勵行を期しつゝある。行刑及作業に鋭意努力せる結果、囚情本穩にして改過遷善の實を擧ぐる者增加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々一千名前後を算する。監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、隨つて就業歩合も低く、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を增し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り其の就業歩合は百分の九十八に達し、著しく囚情を緩和することを得たが、益〻適當に受刑者の技能及勞力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要があるので、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めた結果、豫期以上の成績を擧げ、今や收容費以上の作業收入を擧ぐるに至つた。作業種類の主なるものは指物・裁縫・煉瓦・抄紙・防具・機織・革・印刷・金物・漆器・陶磁器・耕耘等であつて、輓近一般工業界の趨勢に從ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝある。尚昭和九年度より新に受刑者職業訓練總則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益〻刑務作業の特殊性を闡明し、其の確立性を得るに至り、今や作業狀態は舊時に比し全く面目を一新した。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・管刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計ると共に、指紋の實際的效果をして標榜あらしむる爲、司法省及臺灣總督府ミ協定し、相互間に於て內地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は內地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十二年末に於ける保管原紙數實に二十七萬二千七百五十五枚に達し、近來刑事被告人竝被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに從ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め來るもの增加し、昭和十三年に於ては其の數四萬九千五百八十一件を算し、其の內七千二百二十四件の前科を發見し、同十四年には八月末日迄の累計三萬五千九百三十九件を算し內四千九百九十件の前科を發見した。又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て增加しつゝあるが、我ハンブルグ式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみでは右手の犯罪現場指紋に對する效果は充分其の性能を發揮し得ない缺點があるので、之が缺點を補ふ對策ミして右手排列番號に依る小票を作成し、以て現場指紋の利用に資することゝした。

司法保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より每年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に增加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、更に又昭和十二年には二萬二千八十四圓に各增加し、共の發達助長に力めてゐる。共の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に依り昭和十三年度末に於ては共の數二十六を算

し、設立後日尚淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡ニ事業の發展を期圖する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完璧を期する等一般施設ニ相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつゝある。

所内案察警

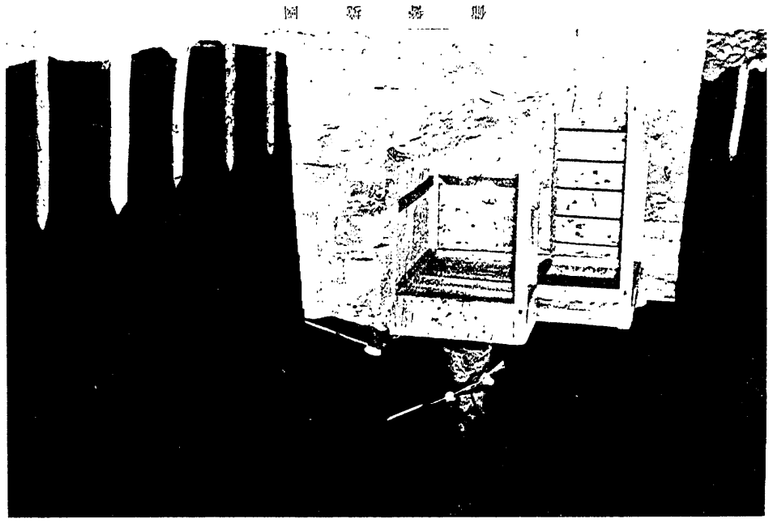

一〇 警察

治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日に起つた騷擾事件後一時平靜を缺き不安の氣四方に漲り、屢々兇暴行爲も敢行せられたが、警察制度の一大改革を行ひ、鋭意警察諸般の施設を整備し、且つ警察力を充實したので不穩事件漸く其の跡を絶ち、時日の經過と共に一般民衆も迷夢より醒め、曾て不逞行動に參加したる者にも前非を悟つて官憲に歸する者が續出した。當時の不逞企畫乃至之に關聯する各種の犯罪事件は多くは在外不逞者の使嗾煽動に因るものであるから、鮮内人心の安定すると共に國外に於ける不逞團の聲望も衰へ、辛うじて餘喘を保つに過ぎず、かくて大正十年以降内外の形勢一變して著しく平穩に歸したが、ただ國境地方だけは對岸に根據する匪賊の出沒が尚絶えなかつた。然しこれも大正十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の取締と一面國境警備の强化によつて徹底的に掃蕩せられ、殆ど其の影を絶つに至つた。然るに昭和六年九月十八日滿洲事變勃發以來、國境對岸一帶に亙り匪賊の蠢動往年の狀況に復歸し、朝鮮軍警の越境討伐に依り稍々安定を見たが、毎年草木繁茂期に至るや盛に活動を開始するので、朝鮮軍派遣部隊及滿洲國軍の大部隊を以て大討伐を敢行其の根據地を壞滅した。之に依つて匪害著しく減少し一時小康を得た。處が全滿各地に分散せる共産匪軍は之が統合强化の爲昭和

十一年中北拓目勝事を組織し、次いで其の優勢を利し兵匪、鮮匪等の大小匪團に呼び掛けを等を其の傘下に加へ逐次之を其匪化したので其の勢力漸次大し匪害亦漸增した。この匪勢は北部滿蘇國境三江省及び滿北邊一帶の地區に於て猖獗せらるに至り、滿洲國警察及關東軍に於て鋭意討伐を敢行し、爾來匪勢は漸く衰へたが匪團の兇行尙依然猖獗され、殊に支那事變發生以來益々滿抗日共產主義的運動を激化せる等形勢は幾變を許さざるものがある。昭和十三年中に於ける對匪賊の出沒は一三四回、一三三名、殺害殺人五名、傷害三名、拉去一九三名で、前年に比し著しく減少したが、警備の回隊に乘じて入鮮せんと畫行策動を爲しつゝある有樣であるから、國境警備は寸隙を許さない狀態に在る。

警察機構

一、定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・警手及通譯生を指揮監督せしめて居る。昭和十三年末の警察職員は左の通りである。

事務官	警視	警部	警部補	巡査	計
三	二七	四七	八九	二、三五六	二、四八二

二、警察區劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎として、一府郡に一警察署を原則として居るのであるが、地方の事情に依つて二警察署以上を配置して居る所もあり、現在二百三十八府郡島に對して二百五十四の警察署を配置して居る。警察署管内には派出所駐在所を設けてある。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置いて居る。駐在所は原則として一面一駐在所主義に據つて居るが、地方の事情に依つては一面に二箇所以上設置して居るところもあり、現在二千三百五十三總面に對して二千三百七十六箇所の駐在所、二百八十二箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點二百箇所に警察官出張所を設置して居る。

三、警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡査教習所があつて、警察官たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關であつて、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分ち、本科は現に監督者である者又は將來監督たらんとする者に對して獨擅を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、其の修

業期間は九箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に從事し、又は將來特種勤務に從事せんとする者に對して其の德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であつて、朝鮮全土に配置する內地人たる初任巡査に對して警察官に必要なる訓育教養を施すものである。各道の巡査教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡査の教養機關になつて居る。

防　空

朝鮮に於ける防空は昭和八年軍司令部と總督府の防空協定に始り、昭和十二年十一月十八日防空法が朝鮮に施行せらるゝに至り、之が事務を文書課に於て或は資源課の一係として取扱ひ來つたが、防空情勢の變化に依り昭和十四年二月三日事務分掌規程を改正して新に警務局に防護課を設置し、防空事務と水火消防の事務を一轄管掌することゝなつた。尙同年十月一日より全鮮に亙つて警防團の結成を見、半島防空の護りの萬全を期しつゝある。

而して防空に關する事務の概要は、防空の訓練及實施に關する事項、防空計畫に關する事項、防空思想の普及宣傳に關する事項、防空に關する調査研究に關する事項、官廳防空に關する事項、工場特別防空に關する事項、防空資材の整備に關する事項、防空委員會に關する事項、防空協會に關する事項、警防團及警防協會に關する事項等である。

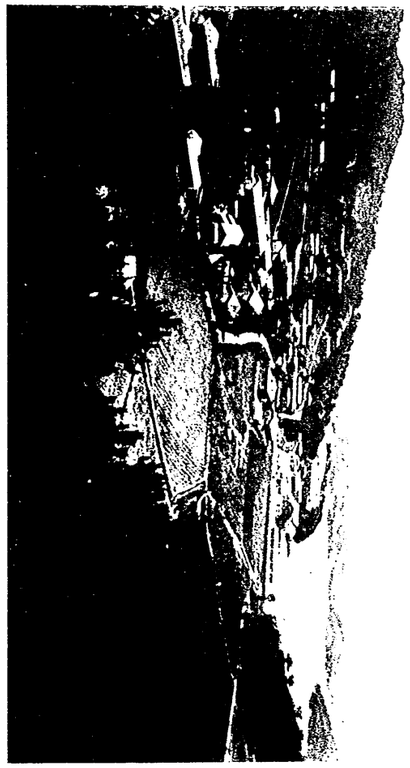

（園生更）所　養　嫁　編

一一 衛生

併合以來總督府は總督府醫院（昭和三年六月より京城帝國大學附屬醫院と改稱）小鹿島慈惠醫院（昭和九年十月より小鹿島更生園と改稱）の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を奬勵し、傳染病及寄生傳染病の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩とを圖りつゝある。

醫療機關

昭和十三年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表（其の一）

種別 / 道別			醫師				醫生			一醫師に對する人口	一醫生に對する人口
			公醫		開業醫	計	限地醫生		計		
			國費道費	計	官公署奉職	其の他					
京畿道	內地人		一、三一	一、三一	二四六	二九〇	六	一	七	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二五	三七	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、三三	一、三三	二七一	三二七	一〇	二	一二	二、〇九一	一八、七六四
忠淸北道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
忠淸南道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
全羅北道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
全羅南道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
慶尙北道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
慶尙南道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
黃海道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
平安南道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
平安北道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
江原道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
咸鏡北道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四
咸鏡南道	內地人		一、一五	一、一五	一五五	一七〇	三	一	四	一、九二九	一六、七四四
	鮮外人		二	二	二四	二六	四	一	五	四、三三六	三三、六〇〇
	計		一、一七	一、一七	一七九	一九六	七	二	九	二、〇九一	一八、七六四

種別	合計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道
總數	三、九三五	三、三〇〇	三、三〇一	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
計	三、九三五	三、三〇〇	三、三〇一	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
市外鮮內	三、九三五	三、三〇〇	三、三〇一	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
市外鮮內	三、九三五	三、三〇〇	三、三〇一	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
住	四、四〇〇	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四	三、四四
市外鮮內

全道	忠清北道	忠清南道	京畿道	別種	備考
計外雜内	計外雜内	計外雜内	計外雜内		
二一二	一一一	一一一	三一	署公官	醫師・良地醫業者其の他の個二五六名中には兼醫業者六名を含む。
六三	六三	六三	二三	醫業開	
八五	一一	一一	一一	他の兼	
六五	六五	六五	六五	計	
六八	六八	六八	六八	著業產婆人	
一四	一四	一四	一四	署公官	産婆兼醫業者三人を含む。
一四	一四	一四	一四	他の兼	
一四	一四	一四	一四	計	
六五	六五	六五	六五	署公官	鍼灸術按摩業者
六五	六五	六五	六五	他の兼	
六五	六五	六五	六五	計	
六四	六四	六四	六四	署公官	鍼灸術兼業者
六四	六四	六四	六四	他の兼	
六四	六四	六四	六四	計	
六四	六四	六四	六四	署公官	歯科醫業者
六四	六四	六四	六四	他の兼	
六四	六四	六四	六四	計	

江原道	平安北道	平安南道	黄海道	慶尚北道	慶尚南道	全羅南道	別種
計外雜内	計外雜内	計外雜内	計外雜内	計外雜内	計外雜内	計外雜内	
五一	一四	一一	七一	一一	一一	四二	醫師
五二	六三	六三	四五	五三	六三	四五	醫業開
一一	一一	一一	四一	一一	一一	四一	他の兼
五三	五四	五四	四五	五四	六四	四五	計
六八	五四	五一	三一	五一	六一	五八	著業產婆人
七四	九一	五五	三一	六一	六一	五四	産婆
四八	六六	五九	四五	五九	六九	四六	醫師
一一	三四	一一	一一	一一	一一	一一	鍼灸
三六	六九	六九	四四	六九	七四	六九	有
四五	六八	六八	四五	六八	七四	六九	無
六一	六五	六五	四五	六五	七四	六九	計
六一	六五	六五	四五	六五	七四	六九	鍼灸術按摩業
二八	六五	六五	四五	六五	七四	六九	鍼術業
六一	六五	六五	四五	六五	七四	六九	灸術業
六一	六五	六五	四五	六五	七四	六九	歯科醫業

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	六四	一五五	四	一	一	一	公立病院
二 公立道立病院	五九	一四四	五	一	一	一	公立道立病院
三 公立その他の病院	八	一	一	一	一	一	公立その他の病院
四 私立病院	一三	一	一	一	一	一	私立病院
五 合計	八四	一六二	五	一	一	一	合計

同 上 (其の三)

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	六四	一五五	四	一	一	一	醫師
二 公立道立病院	五九	一四四	五	一	一	一	公立道立病院醫師
三 公立その他の病院	八	一	一	一	一	一	公立その他の病院醫師
四 私立病院	一三	一	一	一	一	一	私立病院醫師
五 合計	八四	一六二	五	一	一	一	合計

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	四	一	一	一	一	一	公立病院醫師以外ノ醫業者
二 公立道立病院	四	一	一	一	一	一	公立道立病院醫師以外ノ醫業者
三 公立その他の病院	一	一	一	一	一	一	公立その他の病院醫師以外ノ醫業者
四 私立病院	一	一	一	一	一	一	私立病院醫師以外ノ醫業者
五 合計	四	一	一	一	一	一	合計

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	一	一	一	一	一	一	公立病院齒科醫師
二 公立道立病院	一	一	一	一	一	一	公立道立病院齒科醫師
三 公立その他の病院	一	一	一	一	一	一	公立その他の病院齒科醫師
四 私立病院	一	一	一	一	一	一	私立病院齒科醫師
五 合計	一	一	一	一	一	一	合計

備考 齒科醫師其の他總計三八名中には朝鮮人醫業者七九一名中には朝鮮人醫業者二六名を含む。

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	一	一	一	一	一	一	公立病院藥劑師及藥劑士
二 公立道立病院	一	一	一	一	一	一	公立道立病院藥劑師及藥劑士
三 公立その他の病院	一	一	一	一	一	一	公立その他の病院藥劑師及藥劑士
四 私立病院	一	一	一	一	一	一	私立病院藥劑師及藥劑士
五 合計	一	一	一	一	一	一	合計

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	一	一	一	一	一	一	公立病院藥劑師以外ノ藥業者
二 公立道立病院	一	一	一	一	一	一	公立道立病院藥劑師以外ノ藥業者
三 公立その他の病院	一	一	一	一	一	一	公立その他の病院藥劑師以外ノ藥業者
四 私立病院	一	一	一	一	一	一	私立病院藥劑師以外ノ藥業者
五 合計	一	一	一	一	一	一	合計

道府県別	合計		咸鏡北道		咸鏡南道		種別
	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	計	計(外鮮人内)	
一 官立	一	一	一	一	一	一	公立病院藥劑師及藥劑士以外ノ藥業者
二 公立道立病院	一	一	一	一	一	一	公立道立病院藥劑師及藥劑士以外ノ藥業者
三 公立その他の病院	一	一	一	一	一	一	公立その他の病院藥劑師及藥劑士以外ノ藥業者
四 私立病院	一	一	一	一	一	一	私立病院藥劑師及藥劑士

付人口約七千六百二十二名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならない。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年に醫師規則第一條の規定に依りセブランス醫學專門學校を指定し、更に每年二回醫師試驗を施行して鍼意之が普及を圖つたのであるが、尙優良なる醫師養成の要があるので、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも醫學專門學校に昇格）を指定した。しかし朝鮮內に於ける醫師の普及は前途尙遠である。歯科醫師は昭和十三年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に八百七十九名を算するに過ぎない。歯科醫師の要望盛な現時に於ては到底共の要求に應ずることが出來ないので、入歯營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は專ら技工に從事し、醫術の素養無きため、大正十年六月歯科醫師試驗規則を發布し、更に同十四年二月歯科醫師規則第一條の規定に依り京城歯科醫學校（昭和五年一月京城歯科醫學專門學校に昇格）を指定し、極力優良なる歯科醫師の普及を圖つてゐる。然れども一般醫師及歯科醫師の普及は容易ならざる狀態であるから、邊隅地に於ては醫術及歯科醫術の經歷を有する者に、地域及期間を限つて醫業又は入歯營業を免許してゐる。都市では內地人移住の增加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地では僅に道立醫院の巡廻診療等に依るに過ぎなかつたので、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲しむると共に、各官廳の衛生事務に從事せしむることゝした。この公醫は現在定員百八十三名であつて、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝある。尙この定員は將來增加の必要がある。

二、醫生　醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以內の期限を付して共の開業を免許せる者である。朝鮮人は主として此等の醫生に醫療を受けてゐるから、醫生は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一であつて、之に醫術の敎養を施すことは重要なことであるので、敎育規程を發布し公醫を敎師として醫生の敎養を行はしめつゝある。

三、產婆　從來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌忌した爲め朝鮮人にして產婆を業とする者は甚かつたが、近時漸く共の效用を認むるやうになつて來た。內地人產婆は漸次共の數を增しても、多くは都會地に開業し、僻陬地に於ては殆ど共の影を見ない狀態であつたので、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院產婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設產婆看護婦養成所產婆科を指定すると共に、各道に於て產婆試驗を行ひ、以て共の增加を圖りつゝある。

四、看護婦　醫師・醫院の增加に伴ひ看護婦の需要も漸次增加して來た。そこで其の資格を限定し、且業務上の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、內鮮共の資格を共通とし、

産婆と共に前記各醫院及官公私立病院に於て之を養成する外、各道に於て試驗を施行し之が增加普及を圖つて居る。

五、種痘施術生　種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したのであるが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、內地人に對しては特に婦人にのみ許すこゝにした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて從來の種痘認許員を種痘施術生と改めた。

藥品取締

一、藥品　藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生產阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、共の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飮は全く其の跡を絕つに至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片煙吸飮に代へ、共の害阿片に劣らざるものがあるので、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して藥藥類の輸入を制限し、且鮮內に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へたが、尙鮮內取引及所有所持に關し不備の點があつたので、同十二年及十五年の兩年度に亙り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了しない者に對しては一切共の所有所持を禁止した。然しながら藥藥類の密賣及濫用共の跡を絕たなかつたので、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於てモルヒネ及鹽酸ヂアセチールモルヒネを製造賣下げることゝし、以て藥藥類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月朝鮮藥藥取締令を制定し取締の完璧を期しつゝある。

共の他賣藥檢查規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、藥劑師　藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで藥種商を許可し、藥品需給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危險少くないので、大正五年に藥劑師試驗規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつつある。同十三年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に四百九十四名に過ぎない。

食品取締

一、飲食物及其の他物品　飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則並にメチール・アルコール（木精）取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試驗室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・藥等の化學的試驗に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣買等の取締に遺憾なきを期しつゝある。

昭和十三年中に於ける衛生試驗件數左の如し。

品種名		件
藥品		一〇、四一九
賣藥		四、五八六
水		一四、六〇〇
酒類		六、〇八〇
氷及氷雪・清涼飲料		九、四〇二
牛乳及乳製品鑛請類		二、九八六
飲食器具		二、三三四
雜類		四、五二〇
計		五四、九二七

	適	否
	九、三八〇	一、〇三九
	二、六五七	一、九二九
	一〇、一九七	四、四〇三
	五、四五一	六二九
	八、一九六	一、二〇六
	二、六八〇	三〇六
	一、七〇六	六二八
	三、六二九	八九一
	四三、八九六	一一、〇三一

二、屠馬及屠畜　屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠畜規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至つた。昭和十三年末に於ける屠場數は一千三百十三箇所で、同年中の屠畜總頭數は七十五萬五千五百五十頭である。

る。而して屠畜中最も多きは豚の五十二萬六千四百三頭で、之に亞ぐは牛の二十二萬七千四百七十一頭である。

三、牛乳搾取所及牛乳取締　朝鮮人は從來牛乳を用うること少く、唯內地人又は外國人が之を需要したばかりであつたから、何等法規の存するものがなかつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次增加し、營業者の數も亦增加した爲、明治四十四年牛乳營業取締規則を發布し、衛來之が取締を爲し來つた。該規則は發布後既に三十年を經過し、時代の進運に伴ふ不備不適の點も多いから、近く之が改正をなすべく目下審議中である。而して昭和十三年末の搾乳營業者は百三十五名、乳用牛頭數二千百四頭で同年中の搾乳量は三百二十九萬五千百十九立である。

汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府邑面に於て勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署が地方民を指導して其の慣習を副致して來た結果、今では都鄙共に進んで之を行ひ、便所・井戸・下水の改修も亦此の機會に着々實行せられ、衛生狀態は逐年面目を改めつゝあるが、尙之が完璧を期する爲昭和十一年六月汚物掃除令を發布し同十二年十月一日より之を府及一部の邑に施行した。

上水

一、水道　朝鮮は一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費及道費補助を以て地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめて居る。

現今水道の設備あるは京城府・仁川府・開城府・永登浦・北面・清州邑・大田府・公州邑・江景邑・論山邑・天安邑・烏致院・群山府・全州府・裡里邑・木浦府・光州府・麗水邑・順天邑・高興面・羅老島・莞島面・大邱府・金泉邑・浦項邑・慶州邑・釜山府・晋州府・統營邑・馬山府・三千浦邑・密陽邑・東萊邑・固城邑・鎭海邑・金海邑・蔚山邑・海州府・載寧面・延安面・黄州面・平壤府・鎭南浦府・安州面・新義州府・義州邑・宣川邑・江界邑・春川邑・鐵原邑・平康面・通川面・咸興府・興南邑・元山府・衛益面・洪仁面・波道面・清津府・羅南邑・城津邑・會寧邑・雄基邑・永興・新高山端川・金州・長項・長承浦・潤川・中和・碧潼・博川・金堤・楸子島・永川・安東・海雲臺・江陵・長箭・惠山の八十一箇所である。

二、公共井戸　公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を道費に移し、爾來益〻其の改善を加へ、各地水質檢査と相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至つた。

傳染病豫防

一、傳染病　朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記錄が無く之を詳にすることが出來ぬが、かなり流行して民心を脅威し且被害激甚であつたことは、民間に傳はる迷信・傳說等に依つても想像し得る。舊韓國政府は光武三年（明治三十二年）傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり且施設の見るべきものなく甚だ幼稚なものであつた。其の後委任統治となり、日韓併合となつて以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、稍其の形體を備へるやうになつた。然し民衆中には今尙種々の迷信に因はるゝ衛生思想の低級者多く、從來動もすれば豫防處置を忌避し往往之に反抗する者等があつて防疫上障碍を受けたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施すると共に各般の施設改善及取締の勵行に努めつゝあるので漸次面目を一新する狀態となつた。

（イ）コレラ　流行の歷史極めて古く、李朝の成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に亙る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したことがある。併合後に於ても昭和十年迄二十五箇年間に於て十五箇年に亙りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百十一人、死者二萬七千六十人を出したが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人保菌者一千七十人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出した。

鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を經て侵入

の一部を食止して置保有者に對する檢索に努めてゐる。又兵庫縣口丸
障害の射殺又は生死不明は十五名、本府は吟味の上無罪となすものもあるが、
一、有罪無期懲役　一名
二、海港檢疫　海港檢疫は昨年仁川・釜山・元山・城津・清津・羅津・
常時に於て檢疫の十二港である。
雄基及羅津　檢疫濟
三、京畿道　檢疫濟の十二港である。
七百七十八の收容機關うち、京畿道は收容人數一萬四千百二十五人を算してゐる。
三個所に收容人の經營する機關うち、大邱・釜山及平壤收容所とも收容する土地建物
面して之が管理は昨和十三年十二月末迄は各私人の經營する私設收容所であつたが、
（十）廁　廁設備は昨和十三年十二月末迄は各私人の經營する私設收容所であつたが、
同、警性保菌者　慢性傳染病中主なるものは赤痢、腸チブス、パラチブス、
きを以て、同地の各病院に對し檢疫醫を派遣して檢疫を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎭南浦・新義州・元山・城津・清津・
の種痘用を無料にて、京城帝國大學醫學部細菌學教室より配付を受けてゐるもの
は定價の二割減である。又鐵道局・逓信局・同地の各病院に對しては種痘の檢定は直に檢疫官吏に於て施行するもの
で種痘は主として春秋二回實施し、道立醫院・警察官吏・巡査等に對しては每年
國大學醫學部より配付を受けてゐるもの、施行は地域別に從事者を指定して施行
障害の射殺又は生死不明は十五名、本府は吟味の上無罪となすものもあるが、
一、有罪無期懲役　一名
二、海港檢疫　海港檢疫は昨年仁川・群山・木浦・釜山・鎭南浦・新義州・元山・城津・清津・
常時に於て檢疫の十二港である。
雄基及羅津　檢疫濟
三、京畿道　檢疫濟の十二港である。
七百七十八の收容機關うち、京畿道は收容人數一萬四千百二十五人を算してゐる。
三個所に收容人の經營する機關うち、大邱・釜山及平壤收容所とも收容する土地建物
面して之が管理は昨和十三年十二月末迄は各私人の經營する私設收容所であつたが、
（十）廁　廁設備は昨和十三年十二月末迄は各私人の經營する私設收容所であつたが、
同、警性保菌者　慢性傳染病中主なるものは赤痢、腸チブス、パラチブス、
きを以て、同地の各病院に對し檢疫醫を派遣して檢疫を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎭南浦・新義州・元山・城津・清津・
の種痘用を無料にて、京城帝國大學醫學部細菌學教室より配付を受けてゐるもの
は定價の二割減である。又鐵道局・逓信局・同地の各病院に對しては種痘の檢定は直に檢疫官吏に於て施行するもの
で種痘は主として春秋二回實施し、道立醫院・警察官吏・巡査等に對しては每年
國大學醫學部より配付を受けてゐるもの、施行は地域別に從事者を指定して施行

す。もつとも、海港檢疫の如きは、船舶に乘込んで檢疫を施行するが、大正十三年發
見した疫病水の數、發防法對の無料實施に當るのである、大正十三年發防令
法を講じない時は、之を他に傳染するを避ぶすべく、種痘施行に當つた。因つて
大正十二年朝鮮種痘令を公布し、種痘施行に當つた。因つて
（ロ）痘瘡。本病は古來一般朝鮮人の間に流行する疫病で、從つて種痘の方
般民衆の發痘を喚起しむる爲、各道に於て、痘瘡豫防宣傳ポスターを作成し、各
道、道動員官吏ラッパを作成して、本府は大正十年コレラ豫防
及民衆の間に於ける種痘の實施に關し、各道に於て、痘瘡豫防宣傳ポスターを作成し、各
で、警察官吏の如き、道も島嶼支廳に於ては、種痘施行に當つた。因つて
急に之を知り難く、而も島嶼支廳に於ては、種痘施行に當つた。因つて
すもので、海港檢疫の際行ひ檢疫に關し、支那及滿洲の衛生狀況は常

し昭和十二年度に於ては更に一千人を増加して、收容人員四千七百八十三人の大療養所となつた。
私立療養所では大邱癩病院に六百十一人、釜山相愛園に六百六十九人、麗水の聖愛園に七百人を收容をしてゐるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬四乃至七萬圓の國庫補助を爲して居る。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より蝟集し、癩部落を形成し、相助會を設けて居る狀況であるから此等患者に對しても本府製造に係る治療藥を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむると共に救濟を講じてゐる。

(ロ)結核　朝鮮に於ける結核病蔓延の程度は未だ充分明かでないが、死亡屆等に依り統計表に現はれたものゝみでも昭和十三年中の本病死亡者數は九千八百九十六人を算し、之を內地に比すれば寡少低率であるが之は朝鮮に於ける醫療機關の現狀其の他の事情から見て結核として表はれないものがある關係で、內地の割合を以て推算すれば朝鮮に於ける一箇年の結核死亡者數は約四萬人、患者數は四十萬人に達するものと思惟せられる。而してその大半は社會の中堅たる青壯年者であるから國民保健上は勿論、產業・敎育・國防等に及ぼす影響殆からざるは洵に寒心に堪へざる次第である。本病の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し病毒傳播防止の取締を爲しつゝあるが、本病豫防の如き社會的事業は官民協力の必要あるに鑑み本府は夙に結核豫防協會の設立を提唱し、多數官民有力者の贊成を得て昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發に寄與しつゝあるが、漸次社會事情に適應した豫防施設を進むる樣對策を講じつゝありし處、

長くも　皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現狀に御憂慮あらせられ昭和十四年四月二十八日內閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる　令旨を賜はり且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御內帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御盛旨を奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を內地外地に亙る中央團體として結核豫防上必要なる諸事業を行ふこゝとなり五月二十二日其の設立を見、總裁には長くも　秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置するこゝとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補完し朝鮮の結核豫防竝に治療に關する事業を行ひ政府の施設と相俟て結核豫防の目的の下に漸次左の事業を遂行せんとするものである。

(一) 結核豫防對策の調査研究
(二) 結核豫防思想の普及
(三) 結核豫防實生活の指導
(四) 結核豫防模範地區の設定
(五) 結核豫防竝に治療に關する諸事業の助成
(六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
(七) 其の他本部の目的達成に必要なる事項

五、地方病　朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺ヂストマは古來鮮內各地に浸潤し害毒の大なるものがあつたが、本府は大正十一年より十二年に亙り各道をして本病の

分布其の他の基本調査をなさしめた結果、豫想外に多數の患者を發見し、本病の蔓延は一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものであることを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染經路を示した映畫を作製して各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布して之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來たが、其の後十年を閲して蟹類生食の危險が周知せられたが、其の後十年を閲して蟹類生食の危險が周知せられ肺ヂストマ患者は漸次減少するに至つた。此等蟹類は之を火食するに於ては人體に肺ヂストマを感染せしむる虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價値も少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に卽せしむると共に蟹類火食の風習を矯正する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衞生思想を啓發して自衞心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

六、家畜傳染病　家畜傳染病中其の蹬害の最も甚大なものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類である。牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢〻國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・產業・經濟上大脅威を來す例が少くない。炭疽及氣腫疽は朝鮮內に常在して每年各地方に續發し、其の害毒を流すこと甚大である。仍て本府では夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期するゝ共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼠疫豫防の爲に滿洲及西北利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し檢疫を施行することゝし、以て病毒の侵襲に備へたのであるが、時勢の變遷技術の進歩につれ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じた爲、昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令を制定し、同七年九月同令施行規則を發布して同七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止したのである。防疫機關としては大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名共の他の道に各一名の專任獸醫務囑託を配置し、警察官及部落畜產組合技術員と協力して防疫に努め、更に同十四年度より平安南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を增員して順次防疫機關を擴張した。又同十五年度よりは新規に國境牛疫免疫地帶構成を實施した。本事業は牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するもので、其實績如何は實に世界の耆しく注目する所であるから、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員と協力して注射を施行し、滿洲方面よりの密輸入牛の取締、疑牛檢索の勵行、其の他一般防疫事務に從事せしめた結果、漸次家畜傳染病の發生は減少しつゝあるが、更に昭和十二年度に於ては家畜防疫機關の充實の爲本府及平安北道に專任技師各一名を增置し以て家畜防疫の强化を計つた。又昭和十二年度には慶尙南道に流行したる家禽ペストの防遏の爲之れを法定傳染病に加へて豫防措置を講ずることゝし同年七月二十二日右に關する府令を發布し

た。

(イ) 氣腫疽　本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹つた畜牛は必ず斃死するので、農家經濟に及ぼす影響多く、極力豫防に努めて來たが、豫防の一手段たる注射も從來豫算及設備の關係上豫防液の不足を告げたため、昭和四年度から之が增製を爲すことゝし、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果、その發生漸次減少し、昭和十三年中の發生は四百三十一頭であつた。

(ロ) 牛疫　本疫は常に病毒潜在地たる對岸滿洲より侵入するものである。處が國境の密輸入牛取締は甚だ困難な爲、先づ國境地帶の畜牛を免疫性とするを得策とし、大正十五年度から約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射を施して病毒の侵襲に備へた結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たものが、大正十五年には七十一頭、昭和二年は四頭、同三年は二頭、同四年は全く其の發生を見なかつた。然るに同五年には對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、遠く京畿道迄其の飛沫を受けて五頭（計百四十八頭）の發生を見、翌六年にも二百六十六頭の發生を見たが其の後發生を見ない。

(ハ) 牛肺疫　本疫は牛の傳染性肋膜肺炎と稱し、大正十一年十月平安北道龍川郡に發生したのを嚆矢とする。爾來同地方に續發したので、同十二年二月府令を以て本疫に對し牛疫同樣の取締及措置を爲すことゝした。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼしたことがない。共の發生數は大正十一年末より同十二年の初に亙り三百九十七頭、同十三年には二百六十九頭、同十四年は四十五頭に減じ、昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭同四年は六頭に減じ、昭和元年は僅に一頭、同二年には八十六頭、同三年は七頭

(ニ) 口蹄疫　本疫はもと流行性鷺口瘡と稱し、其の病源地は牛疫と同樣對岸滿洲である。故に本疫の流行も密輸入牛共の他病毒汚染物件の密輸入等に因り病毒傳播し、從來毎年數百頭の發生を見、其の最も多く發生したのは大正三年の一千十五頭、同四年の九千百八十二頭、同五年の一千二百二頭同八年には驟擾事件の餘波を受け防疫員の不足等に原因し、三萬四千六百九十八頭の多きに達した。爾來防疫機關の擴充と共に、漸次發生數を減じ、昭和元年の百二十八頭を一終期とし、同二年には僅一頭を出したに過ぎず、爾來共の發生を見なかつたが、同六年には九百三十六頭の發生あり同八年三月には平安北道碧潼郡に對岸滿洲地方より病毒を齎し、爾來累發して平安南道及黄海道に波及し遂に二千三百八十三頭の發生を見た。

が、爾來一頭の發生も見ない。

七、牛結核病豫防　畜牛の結核病豫防に關しては從來朝鮮家畜傳染病豫防令の一部を適用し檢診の實施消毒の勵行、移入牛の檢疫竝に罹病牛の輸移入停止等に依り取締を實施して來たが病牛に對しては僅かに牛乳營業取締規則に依り隔離を命じ得るに過ぎず、斯くては其の取締不徹底に終り病毒の根滅不可能なるのみならず寧ろ年々增加の傾向に在つた。是に於て昭和十四年七月二十七日制令第九號朝

煙草工場

鮮牛結核病豫防令を制定し、同年十月一日より之を施行して檢査の方法を確立し重症結核牛は勿論輕症結核牛と雖も必要と認むるときは强制殺の處分を爲し得る規定を設け本病撲滅の徹底を期することゝした。

八、移出牛檢疫　大正四年七月移出牛檢疫規則を發布し、釜山及馬山港より生牛を移出するものに限り二十日間の檢疫を行ふことゝしたが、翌年十月更に同規則を改正し、元山及城津で健康診斷を行ひ、從來生牛の移出を許さなかつた敦賀港に對しても移出し得ることゝした。又釜山に於ける繫留檢疫日數は十八日以上であつたが、農商務省と交涉の結果之を十二日に短縮したけれども、此の結果內地に陸揚後牛疫に罹つたものを生じた爲、同十一年十二月農商務省の交涉を容れ、更に繫留日數を延長して十五日以上とし、內地到着後直に陸揚するを得ることゝした。然るに移出牛の檢疫は發地主義を得策と認めたから、大正十四年十月一日以降、畜牛は總て檢疫を受けたものでなければ移出せしめないことゝ規定し、仁川・釜山・鎭南浦・元山・城津の五箇所に檢疫所を設置し、昭和十二年十月よりは更に浦項を新に加へ、檢疫の爲畜牛の繫留期間を十二日以上二十日以內とした。其の後幾多の迂餘曲折を經、昭和七年農林省との協定に依り繫留檢疫日數は朝鮮十二日、內地五日となつた。（肉用牛に付ては朝鮮五日、內地二日）昭和十三年三月には更に檢疫期間短縮に關して農林省と協定し繫留日數朝鮮七日（當分の內九日）、內地五日に改め四月十八日以降之を實施することゝした。

昭和十三年中に於ける移出頭數は七萬四千五百二十六頭である。

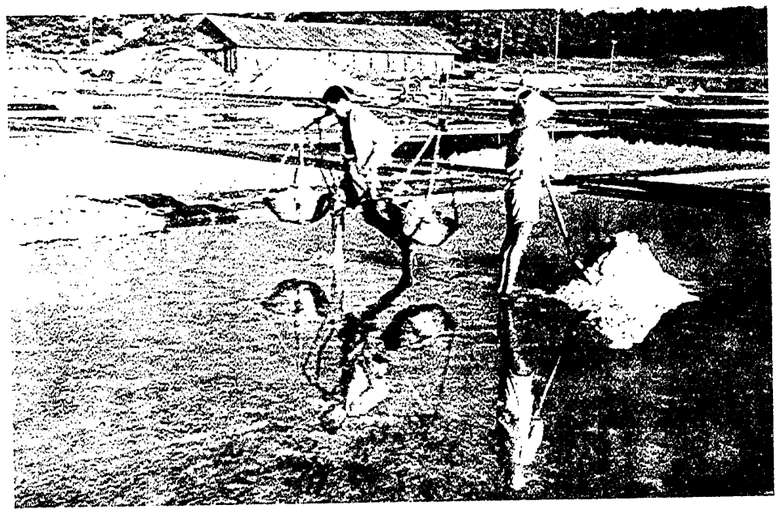

二 專賣

煙草

煙草は朝鮮に於ける重要なる財源であつて衛韓國政府は煙草耕作稅及販賣稅を制定したが、所期の效果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費稅を、更に同七年葉煙草消費稅を新設したのであるが、其の後時勢の進展に鑑み遂に同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施するに至つたのである。元來煙草の專賣は完全な製造專賣を爲さなければ、其の目的を貫徹することは困難であるのに、當時朝鮮の民度及慣習を考察するときは直に之を決行するを得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め漸を逐ふて制度の完璧を期することゝした。

然るに專賣實施後相當の年數を經過し、殊に大正十一年以來極めて廉價なる荒刻煙草を供給したる所一般の嗜好に投じ其の需要激增し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦整頓を見るに至つたので、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つた。

朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類を大別して南鮮種・內地種・米國種の三種とし製造煙草の賣行增

進に伴ひ漸次其の耕作面積を增加し來つた。而して昭和十三年度は全道、三府一〇八郡、五百七十四箇面に亙り、耕作人員一二二、六五七人、面積一九、七〇四町歩を耕作し、收量二九、二七五、九六一瓩、賠償金一千二百十五萬三千五百四十六圓となつた。而して專賣實施以來政府は技術員の增配、耕作奬勵金の交付等を爲し指導奬勵を加ふる外、煙草耕作組合に專賣事務を細胞せしめ、之に對し交付金を下附する等大いに耕作の改善發達に努めつゝある。今後適當に耕作面積を增加する事に因り特殊の原料を除いては、遠からず原料自作自給の域に達せんとする見込である。

煙草製造工場は京城・釜山・大邱・平壤の各地方專賣局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事工員は男女工員を通じ四千餘名を算し、此等工員に對しては賞與制度・保護救濟・衞生及醫療・補習敎育・修養及慰安奬勵等の諸施設完備せるが故に、工員は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつゝある。

昭和十三年度製造の煙草は日付紙卷煙草敷島・朝日（以上二十本入）雨切紙卷煙草コンゴウ・かをり・カイダ・ビジヨン・かちどき・みどり・朝日・マコー（以上十本入）かがやき（二十本入）メープル・さくら（十五本入）開罐カイダ・ビジヨン（以上五十本入）平壤かをり（五十本入）荒刻煙草不老煙（三十瓦入）長壽煙（五十五瓦及三十瓦入）蕾（百匁入）星牌・樂鳥牌・双猫牌・愛羊牌である。

製造煙草の配給に付ては政府の當に努力して來た所であつて、屢〻販賣機關の配置變更が行はれたが昭和十三年度末現在に於ける販賣官署は地方專賣局四、出張所二十三である。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつゝあつたが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることした。其の後も引續き販賣所數は二百七十九箇所となつた。

昭和十三年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年度	品目	輸入品	移入高	賣渡價額
昭和十三年度	日付雨切	千本 二四、七二七	千本 六、三二〇、一五五	圓 二、三五五、九六一
	荒刻	瓩 六、三二〇	瓩 一、五五二、三二五	圓 一、二一五、二五五
	葉卷紙卷刻	千本 二四、七二七	千本 四七、一〇五	圓 一、一四〇
	葉卷紙卷細刻	瓩 六、三二〇	瓩 一、五〇五、二六二	圓 一、二一五、二五五

人蔘

人蔘は朝鮮では、冶んご各道に亙つて產出するのであるが、古來高麗人蔘と稱して江湖に貴重されて居る人蔘は京畿道開城附近で生產されるもので政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造するのである。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布し、爾來人蔘は長足の進步を遂げ今日の盛況を呈するに至つたのである。

昭和十三年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年度	水蔘收納高	製造高 紅蔘	製造高 尼蔘	販賣金高 紅蔘	販賣金高 尼蔘	販賣金高 副産物	販賣金高 計
昭和十三年度	三二、二四七斤	三、三六六斤	三、五六六斤	一、三七〇、〇〇〇円	四一、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	一、四五六、〇〇〇円

人蔘は一般作物と異つて、播種後五、六年を經過しなければ收穫することが出來ないもので、其の製法に依つて紅蔘となり又白蔘となるのである。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造するが、白蔘は水蔘の表皮を掻きこり單に日光に乾して製造するのである。

紅蔘は價高く、白蔘は價安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尚ばれるのである。尚紅蔘は專ら支那に輸出せられ同國に於ては古來萬病の靈藥として愛用されて居るが、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費されるのである。

鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は專ら沿海各地で製造する煎熬鹽を以て之に充てたが其の製造方法は甚だ効稚であつて燃料や勞力を要することが夥しく、爲に生産費は高價となるを免れ難い結果、明治三十五、六年頃から漸次安價な支那天日鹽の輸入を誘致して逐年其の數量を增加するに至つたのである。依て時の政府は同四十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試驗を兼ね鹽政の確立を企圖したのであるが其の試驗は極めて良好なる結果を得たので朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかゝり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのである。然るに中途中央政府の財政緊縮等に依つて計畫通りの擴張を爲し得なかつたが、俄近四圍の狀勢よりして鹽の自給自足の急務なるに鑑み、昭和八年度以降五箇年繼續事業（第一次擴張計畫）として一千一百町歩の鹽田擴張を期し、其の内昭和十年度末迄に竣成したもの九百十三町歩であるが、次で昭和十年度以降更に五箇年繼續事業（第二次擴張計畫）として一千一百町歩の擴張を爲すこゝして所期の目的達成に努めつゝある。昭和十三年度末に於ける鹽田面積は四千三百二十五町歩に達し、現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及增産諸工作は前記第一次及第二次計畫鹽田の竣成及之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

翻て朝鮮に於ける鹽の消費量は年額約三億四千八百萬瓩であるに對し、官鹽の供給力は二億四千九十五萬瓩内外であつて之に民營の在來煎熬鹽の生産約三千三百萬瓩を見込むも、尚七千六百萬瓩内外の不足量は之を輸入に俟たねばならぬ狀態である。然るに朝鮮に於ける鹽の關稅特例は昭和五年三月限廢止せられ、鹽は無稅となる爲鮮内鹽業に及ぼす影響が甚大であること共に、一面自由輸入の爲に市場に於ける競爭を誘發して生活必須品である鹽をして投機の目的物たらしめ、其の趨くところ需給の不圓滑や鹽價の亂高下を招來するは明であるので、政府は此の弊害を除去すること共に鮮内鹽業者を保護せんが爲鹽の輸移入に付ては管理制度を採ることゝして、昭和五年三月鹽の輸移入管理に關する制令を公布して鹽

阿片

年度		天日醫生產高
昭和十三年度	面積	醫業ヲ營ム者ニ對スル交付ノ分
	生產高	二、六四四瓦
	面積	薬業者ニ對スル交付ノ分
	生產高	二、三〇五瓦
	面積	計
	生產高	四、九四九瓦

備考　面積は製劑作業を行ひたるものゝみを示したるものである。

麻藥の中毒者救濟に作つて當局の注意高く昭和十三年度は麻藥の製造を中止した。

製造		麻藥ノ種類	製造高
下半期	高	モルヒネ	一、〇四四瓦
	高	モルヒネ	二、五四五瓦
	高	計	三、五四五瓦
下半期	高	モヂアセチルモルヒネ	四、三五〇瓦
	高	計	四、三五〇瓦
下半期	高	塩酸モルヒネ	一、〇四四瓦
	高	塩酸モヂアセチルモルヒネ	四、三五〇瓦
	高	計	五、三九四瓦

阿片

生產朝鮮にも阿片罌粟の栽培が流入し其の害毒が秒くなかつたので、政府は法規を設けこれが取締を嚴にしたが因襲久しきが爲容易にこれを根絶する事が出來ず、殊に阿片製造を目的に罌粟の栽培を企てる者があるので、政府に阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尚之が栽培區域を限定し製造した阿片は政府に收納して特定の製藥業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片癮の吸飲は其の跡を斷つに至つたが、其の後之に代つて「モルヒネ」の注射藥用をなす者が出來たので、政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の個倍で販賣する等其の害毒が秒くなかつたので、之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の非業とし、尚中毒者を救濟公認して救療をなすと共に「モルヒネ」類代給の爲、昭和四年九月勅令第二百八十一號麻藥取締令を發布し、同年十一月勅令第二百八十二號麻藥取締令施行規則を發布して麻藥の取締を嚴にし、尚麻藥取締令及同施行規則の一部を改正

一三　交通通信

鐵道

總說　朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縱走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は概ね一米四三五粍（廣軌）である。

朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の狀態は往年に比し著しく其の面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工産品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

國有鐵道　明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縱貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、圖們等の幹線を敷設した。湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので昭和八年完成、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交通

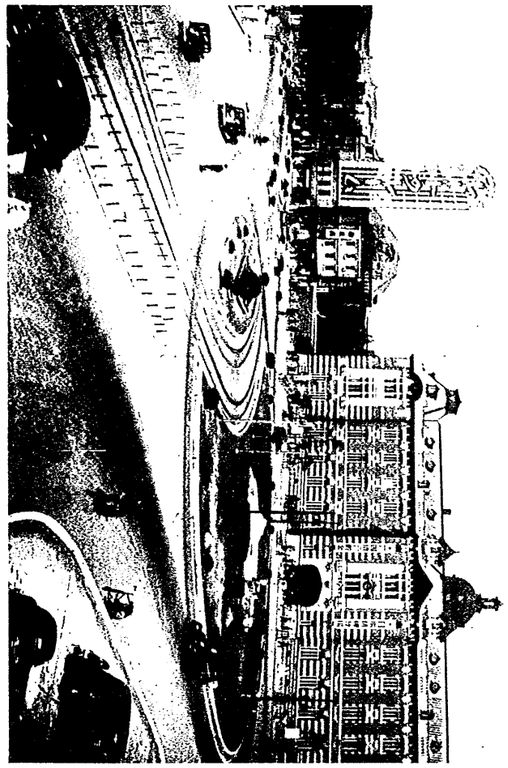

通交市都

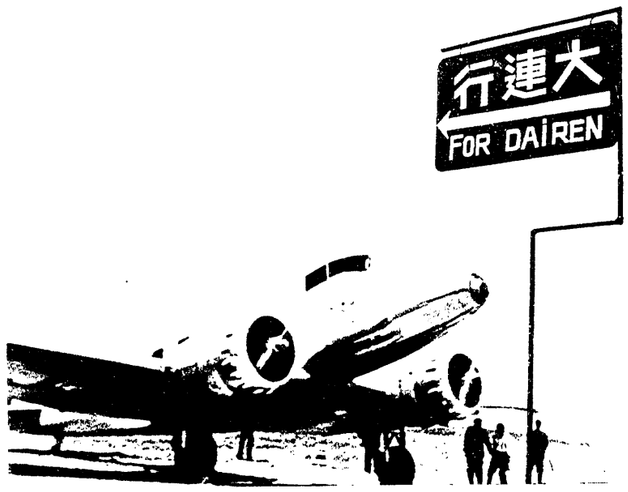

航空連絡

星明の路航

路名及び支線として京仁線、陵令南北部線、鐵海線、川内里線、北寧線、鐵山線、鴻湖線、會寧鐵線、李南線、李坡炭礦線、寒三港線、四川線、惠山線、龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き實收した經重・金州間、松汀里・流陽間、大邱・鴨山間、會寧・籠岡鐵間、鳥山・晋州間、新宏州・泳洞間及光州・麗水港間等あり、現在（昭和十四年九月末日）建設中に屬するものは平元線、東海線、陵令線及國境地方の林、鑛産品を開發すべき滿浦線、白茂線並に東海中部線、永川を起點とし京元線某驛を經點とする中央線等で、孰れも速に其の一部を開業し、昭和十四年九月末日現在國有線の延長四千二百十四粁六分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移したが昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より咸鏡線輸城以北の鐵道を擔當せしめてゐる。この委託線の延長は二百二十八粁五分で、之を除いた總督府直營線の現在延長は三千八百八十六粁一分である。現在線の區間別粁程及主要旅客列車は左の通りである。

線名	區間	粁程	主要旅客列車數 往	主要旅客列車數 復
京釜線	京城―水原	四五	七	七
京釜線	水原―大邱	三八・四	一	一
京釜線	大邱―釜山	五〇・四	五	五
湖南線	裡里―木浦	一〇三・三	四	四
湖南線	裡里―群山	二六・九		
群山線	裡里―江景	四九・六		
京義線	京城―新義州	三一二	四	四
京義線	京城―開城	五九	一	一
京義線	開城―平壤	一五九	一	一
京義線	平壤―新義州	一七二	一	一
京仁線	京城―仁川	三三	一	一
京元線	京城―元山	一七六	一	一
京元線	京城―鐵原	一〇二	一	一
京元線	鐵原―平康	三四	一	一
京元線	平康―元山	四〇	一	一
咸鏡線	元山―咸興	一〇二	一	一
咸鏡線	咸興―新興	一〇二	一	一
咸鏡線	新興―永興	一〇二	一	一
咸鏡線	永興

關、釜連絡概況

下關・釜山間海上二百四十粁の連絡船は鐵道省の經營であつて、現在命令航路九（七、一〇〇屯以上）他は佐世保・

區間	速度	航海時間	備考
下關―釜山	二〇節	九時間	一等運賃 二圓五〇錢
同	一八節	一〇時間	二等運賃 一圓七五錢
同	一六節	一一時間	三等運賃 一圓二五錢
同	一六節	一一時間	三等運賃 一圓二五錢

航路	船名	噸數	速力	航海時間	備考
下關―釜山	壹岐丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	對馬丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	天山丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	高千穗丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	新羅丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	興安丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	昌慶丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	崑崙丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
同	景福丸	七、四五一	一八・三節	一〇時間	
下關―釜山	金剛丸	一、〇〇一	一四・七節	一一時間	一等運賃 二圓五〇錢
同	高麗丸	一、〇〇一	一四・七節	一一時間	二等運賃 一圓七五錢
同	興津丸	一、〇〇一	一四・七節	一一時間	三等運賃 一圓二

五噸、與安丸（七、一〇三噸）、泉福丸・昌慶丸（各三、六二一噸）、德壽丸（三、六二〇噸）の五艘を交番運航し、夜行便は前記金剛丸並に與安丸の大型船を以てこれに充當し、晝夜二回兩地發船所要時分最短は七時間三十分である。其の他尚新鐵丸（三、〇三六噸）は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期便に當てることになつてゐる。

船舶の噸數は噸米法切捨てあるも他の刊行物と合致せしむるため噸米法は四捨五入せり。

總噸數	金剛丸	三、六二〇・六〇	新興丸	三、六二〇・六〇
總噸數	德壽丸	三、六二一・六六	泉福丸	七、一〇三・六八

私設鐵道及軌道

一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては現行私設鐵道補助法に依り補助金を交付されてゐる。昭和十四年九月末日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線二千四百五十七粁一分未開業線六百四十七粁七分、專用鐵道竣工線二百八十五粁分、同未開業線八粁二分である。

昭和十四年九月末日現在の各私設鐵道及軌道狀況の通りである。

鐵道名	區間	粁程	動力	年度別	會社名
北鹿線	北鹿安東	二六・〇	蒸氣	大正一〇、一〇、一	鹿安鐵道株式會社
鹿北線	鹿北金山	一四・三	同	同一〇、一〇、一	同
金山支線	金山金山	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
鹿北安東	鹿北安東	二六・〇	同	同一〇、一〇、一	同
小計		四七・三			

鐵道名	區間	粁程	動力	年度別	會社名
成興線	成興	一・四	蒸氣	大正一〇、一〇、一	成興鐵道株式會社
興上線	興上	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興老線	興老	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興原線	興原	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興內線	興內	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興金線	興金	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興剛線	興剛	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
小計		一二・四			

鐵道名	區間	粁程	動力	年度別	會社名
咸興線	咸興	一・四	蒸氣	大正一〇、一〇、一	咸興鐵道株式會社
興上線	興上	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興老線	興老	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興原線	興原	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興內線	興內	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興金線	興金	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興剛線	興剛	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
小計		一二・四			

鐵道名	區間	粁程	動力	年度別	會社名
咸興線	咸興	一・四	蒸氣	大正一〇、一〇、一	咸興鐵道株式會社
興上線	興上	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興老線	興老	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興原線	興原	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興內線	興內	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興金線	興金	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興剛線	興剛	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
小計		一二・四			

鐵道名	區間	粁程	動力	年度別	會社名
咸興線	咸興	一・四	蒸氣	大正一〇、一〇、一	咸興鐵道株式會社
興上線	興上	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興老線	興老	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興原線	興原	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興內線	興內	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興金線	興金	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興剛線	興剛	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
小計		一二・四			

鐵道名	區間	粁程	動力	年度別	會社名
咸興線	咸興	一・四	蒸氣	大正一〇、一〇、一	咸興鐵道株式會社
興上線	興上	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興老線	興老	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興原線	興原	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興內線	興內	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興金線	興金	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
興剛線	興剛	一・四	同	同一〇、一〇、一	同
小計		一二・四			

京城電氣株式會社	京城府内及郊外	軌道	區間	軌道粁程	運轉回數	運轉時間	運賃	摘要
		軌道	區間	軌道粁程	運轉回數	運轉時間	運賃	摘要
		軌道	京城府内及郊外	一〇・〇粁	一〇〇回	一時間	一錢	

（昭和十四年九月末日現在）

京城電氣株式會社	京城府内及郊外	軌道	區間	軌道粁程	運轉回數	運轉時間	運賃	摘要

道名	旅客自動車輸送業者數	旅客自動車輸送業者數 長路粁程延	物品自動車輸送業者數	物品自動車輸送業者數 長路粁程延	不定期貨物運送業者數	不定期貨物運送業者數 長路粁程延	不定期遊覽運送業者數	不定期遊覽運送業者數 長路粁程延	運送事業者數	運送事業者數
全羅南道	一八	二、三七・一	一	二六・一	二〇	二、八五〇・九	一	一	二三	六
慶尙北道	六	二、四五・三	一	六五・〇	六	一、五〇六・二	一	六四・一	一一	九二
慶尙南道	一八	二、九一・八	六	三〇・六	一四	一、五六・四	一	一	五三	九三
黃海道	一三	二、〇六・一	一	一	一八	一、四二・七	一	一	一九	二九
平安南道	一六	二、一〇三・九	一	一	二	一、一二〇・九	一	一	一八	七
平安北道	六	二、七六一・〇	六	一、八八〇・九	九	一、二八三・二	一	一	六	二
江原道	一〇	二、五四二・一	一	一	九	二、二三七・八	一	一	八	一一
咸鏡南道	八	一、五九五・五	二	九七〇・九	七	七〇八・七	一	四九・〇	一一	八
咸鏡北道	九	七二三・五	一	九七・〇	一三	八三六・一	一	一	一〇	九
合計	一五二	二六、一七七・〇	二六	四、九八六・三	一二八	一七、六七三・〇	三	一四一・九	二六	三七五

道路

本府は施政當初、先づ道路の根本制度を樹て道路網の完成を確定したが、此の道路網は昭和十三年度末現在に於て一等道路三十八線（市街地線二十一線を含む）延長三千二百三十六粁餘、二等道路九十七線（市街地線九線を含む）延長九千九百七十六粁餘を主要路線となし、別に三等道路五百十六線、延長一萬四千六百七十五粁餘を以て地方的脈絡の完成を期してゐる。道路修築に就ては先づ第一期事業として一・二等道路中重要なる路線三十四線二千六百九十粁餘を選び、工費一千萬圓を以て明治四十四年度より七箇年の事業として工事を起し、次で第二期計畫として一・二等道路線中二十六線延長一千七百三十一粁と主要橋梁四箇所の架設を企て工費七百五十萬圓を以て大正六年度より六箇年の繼續事業として工事を進め、更に大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千十七萬圓を、又大正十五年度に至り國境道路五百三十粁餘工費五百六十六萬餘圓を追加したが、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八粁餘に變更し尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局第二期治道工事の總工費豫算を三千百十一萬餘圓、竣功期を昭和十五年度に改め實施中である。

右の外、北鮮地方中、鴨綠・豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業の目的達成の爲、必要なる事業の一部として重要道路中二等道路六百六十六粁餘、三等道路二百九十九粁餘の改修を決し、昭和七年度以降二十二箇年に亙り工費八百三十八萬圓を以て昭和七年度より工を起した。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬餘圓を以て一・二等道路、金山道路及林道の改修を行つた。

滿洲國確立以來鮮滿間に於ける產業・經濟・治安・開拓民等諸般の交涉は漸く頻繁となり、其の交通聯絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及豆滿江上に國境連絡橋梁十四箇所を架

設することに決定し、其の内六箇所は總督府に於て施行することゝし工費三百六十四萬圓を以て昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手した。又咸鏡北道は江を隔てゝソ滿國境に對し、國防上極めて重要なる地帶に屬するのみならず、各種の軍事施設あるも交通機關整備せず極めて不便なるを以て、工費二百萬圓を投じ昭和十二年度以降三箇年繼續事業として國防道路の改修に着手したが、一部路線變更の必要を生じ昭和十三年度に六十五萬五千圓を追加し總工費を二百六十五萬五千圓に改め目下施工中である。

以上本府に於て直轄施行するもの、外、本府は地方公共團體に對して補助を與へ一・二・三等道路の修築改築を行はしめつゝある外、別に窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ昭和六年度より工費三千三百八十九萬餘圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百萬餘圓、又昭和十一年度より地方振興土木事業として工費二百六十三萬圓を以て一・二・三等道路の改修及補修工事を起した。

右實施の結果昭和十三年度末に於ける改修濟延長は夫役施工に依るものを加へ一・二等道路一萬一千九百七粁餘、三等道路一萬一千七百七十粁餘、金山道路及林道延長合計三百九十三粁餘に達した。

港灣

港灣は、統監府時代に於て釜山・仁川・鎭南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津及馬山の十一港に對し夫々應急設備を施したが、釜山・仁川・鎭南浦の如きは工事半にして併合こなつたので、本府は更に規模を擴大して海陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行した。次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獨島及雄基港の修築、昭和四年度より仁川及鎭南浦港の擴築を實施し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事、昭和十年度より釜山港北防波堤、仁川港第二船渠及堀水港防波堤の築設工事、昭和十一年度より釜山・馬山・城津及多獨島港の擴築工事、又昭和十二年度より釜山・堀水の擴張及墨湖・清津西港の防波堤工事に着手したが、昭和十二年度迄に元山・清津・城津・群山・木浦・多獨島及雄基（第一期工事）仁川・鎭南浦（擴築）・城津（貯木場設備）並に清津漁港（第一期工事）の各修築工事の完成を見、目下仁川（第二船渠）釜山・堀水・馬山・城津（第二期工事）・多獨島・墨湖及清津西港（防波堤工事）及昭和十四年度より端川港の各修築工事を實施中である。

地方港灣の修築施設は主として地方公共團體之を施行し、本府は其の緩急を圖つて相當の國庫補助金を交付し之が完成に努めてゐるが、尙普通補助工事の外に昭和六年度より窮民救濟土木事業、昭和七年度より時局應急施設土木事業、昭和十一年度より地方振興土木事業、昭和十二年度より地方土木工事として國庫補助の下に漁港の修築を施工中である。

河　川

從來朝鮮に於ける河川は殆んど治水施設の行はれたものなく、概ね天然の流に委したる結果、毎年洪水の氾濫に依り、鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其の他の損害額數千萬圓に達することが少くない、そこで之が改修は頗る緊切なので、先以て治水及水利計畫上重要なる洛東江外十三河川を選定し、大正四年度より共の流域狀況、水害・水運・水利地點及經濟關係等を調査して改修計畫を樹て、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起し次で翌十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として之が改修に着手した。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓で爾來着々進捗中、其の後施工の實狀に鑑み、萬頃江・載寧江及洛東江の改修區域擴張等に依る豫算追加又は財政の都合に依る簡約等を行ひ、總豫算額を五千四百三十七萬五千餘圓に變更したが、更に昭和十二年度に於て三橋川・東津江・榮山江及南江の直轄河川に對し五箇年繼續事業として豫算額一千九百六十七萬五千圓を以て着手することゝなつた爲、總豫算額を七千四百五萬餘圓に變更し、昭和十一年度を以て載寧江の改修を終り目下萬頃江（十四年度竣功豫定）漢江・洛東江・大同江・龍興江・三橋川・東津江・榮山江及南江の各改修工事を施工中である。

右の外窮民救濟土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總豫算額二千八百二十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十五河川、二百六十六萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より國費支辨總工費百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修竝に國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を施工したが、更に昭和十一年度には地方振興土木事業として國庫より補助を與へ總豫算八十二萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外四河川、七十五萬圓を以て地方河川に屬する安甘川外二十三河川の改修工事を實施中であるが、引續き昭和十二年度より中小河川改修工事として國庫補助の下に五箇年繼續總豫算額七千五百萬圓を以て二百五十三河川の改修を施工中である。

因に主要河川の水運狀態は概ね次の通りである。

鴨綠江　源を白頭山の南麓に發し、惠山鎭に於て虛川江を、新義州に於て長津江を合せて西北に流れ、中江鎭附近より南下して靉山附近に於て滿洲より來る渾河と合し、義州の下流に於て滿洲の雙河を容れ河中に多數の中洲を形成して河流を分派し、安東縣に至りて再び合一し、更に柳草島黃草坪を堆成して濶大なる三角洲を成して黃海に入る。其の流路七百九十粁餘に及ぶも、上流部は河床勾配急にして岩礁多く激流奔湍夥からず、河口龍巖浦より溯ること二十八粁安東縣までは高潮時に於て約三米の水深を保つが、此の間水路狹くして曲折多く航行困難なので水先案内者を要する。新義州・新義州間には本府命令に係る淺吃水汽艇の定期航行がある外高瀨艀及支那艀の航行が頻繁である。本江の上流は有名なる大森林地帶で巨木鬱生し、共の伐材は筏に組み流されてゐる。

大同江　源を平安南道寧遠郡の狼林山に發し、寧遠・德川及順川を過ぎて支流沸流江及南江を合せ平壤・鎭二浦を經て載寧江を容れ鎭南浦の下流に於て黃海に注ぐ。本流に於ける流路延長三百九十七粁餘、航路延長二百四十五粁にして、河口より上流六十六粁五の保山浦まで三千噸級の汽艇を遡航し得ら

れ航運上重要なるもの丶一つである。

漢江　源を江原道の楮卿山に發し、寧越・丹陽及忠州附近を流驗し、廣州郡に入りて北漢江を合せ京城を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江を容れ江華灣に注ぐ。流路延長四百七十粁、其の舟楫の通ずる處三百粁で、水運上頗る重要なる地位を占めてゐる。

臨津江　源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を經て京畿道に入り、漢灘江を合せて坡州郡に至り本流たる漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四粁餘、河口より上流百二十四粁餘の間に舟楫を通じ得るのである。

錦江　共の流域は主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一粁餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行が出來る。

洛東江　流路延長五百二十五粁餘、共の流域は慶尚南北道の大部分を占め、平野到る處に存在し地味概ね肥沃にして灌漑の便が多い。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四粁の上流安東まで水運の便がある。

蟾津江　源を全羅北道鎭安・長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百十二粁餘、水運上重要なる河川であるが、航路に障碍多く求禮の上流は殆んど舟楫を通じ難い。

豆滿江　源を白頭山の南麓に發し、茂山・會寧・鍾城を經、隱城の北に至りて布爾哈圖河を合し、更に訓戎の上流に於て琿春河と會し水量漸く增大し、ソ聯領との境界を劃し西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十五粁餘、其の流域は主として咸鏡北道に屬し、一部は吉林省に及ぶも、琿春河との合流點以下に舟楫の便あるのみである。

窮民救濟土木事業（時局極急施設及地方振興土木事業を含む）

朝鮮に於ける總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業勞働者たる小作農に屬してゐる。之等農民は財界の不況と引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙むること甚だしく、積極的に之が應急對策を確立するの必要があるので、昭和六年度以降三箇年に亙り地方費其の他公共團體の事業として總工費五千七百七十二萬餘圓、昭和九年度に第二次窮民救濟事業として一千三百三十萬圓、昭和十年度に第三次窮民救濟として八百萬圓、昭和十一年度に地方振興土木事業として六百萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より平均六割餘の補助を與へて勞銀を撒布し以て窮民救濟の目的を達するこゝとし昭和六年度より夫々工を起した。

右の如く土木事業を起して窮民の救濟に資したが、其の後の不況益々深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざる實狀にあつたので、別に時局應急施設事業として昭和七、八、九年度に工費五百九十七萬餘圓を以て一・二等道路・河川・金山道路及林道の改修竝に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港修築等の土木事業を起して勞銀を撒布し、窮民救濟土木事業と相俟つて疲弊困憊甚だしき窮民の救濟と地方開發に資すべく實施したのである。其の內容は工種毎に夫々各節に於て述べた通りである。

海事

一、船舶　沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益々朝鮮に船籍港を有する船舶は增加の傾向を誘致し朝鮮に於ける海運の發達、助長を圖るこゝ爲つた。

即ち昭和十三年末現在の船舶數は左の通である。

種別		汽船 船數	汽船 總噸數	帆船 船數	帆船 總噸數	合計 船數	合計 總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	登錄船	六七五	九九、八八	一、〇四五	四三、六八	一、七七五	一四八、六八
	不登錄船	一、一〇〇	一〇、八九	一三、〇三一	一四四、一五	一四、一三一	一五五、〇四
合計		一、七七五	一一〇、〇七	一四、一三五	一八六、八五〇	一五、八九六	二九六、九九

二、船員　最近朝鮮在籍船の增加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を增加し、就中朝鮮人職員に在りても累年增加し、著しく進步の迹を示して居る。

因に船員現在數及海技免狀受有者は左の通である。

船員現在數（昭和十三年度末現在）

	朝鮮手帖を受有するもの	內地手帖を受有するもの	手帖を返還したるもの	計
內地人	二、八八六	二、〇〇九	一九	四、八七六
朝鮮人	六、七七六	八三〇	三六	七、五七〇
外國人	九一	一	四	八七
合計	九、七五三	二、八三九	五九	一二、五三三

海技免狀受有者（昭和十三年度末現在）

	朝鮮に於て登錄したる者	內地に於て登錄したる者	計
內地人	一、八六二	八六	二、六七八
朝鮮人	一、九八九	四八	二、〇三七
合計	三、八五一	八六四	四、七一五

三、定期航路　昭和十四年四月一日現在の航路は百九十六線、三百四十二隻、三十二萬二千七百七十九噸であつて、之を航路別とするときは左の通である。

航路別	經營別	線數	隻數	總噸數
內地及外國航路	本府命令	一七	四三	一三九、九〇三
	地方廳其の他命令	八	一三	三六、六八〇
	官營	一	六	二八、〇五三
	自營	二六	四六	一〇八、一五二
	計	五二	一〇八	三一二、七八八

航路別	経営別	線数	隻数	總噸数
沿岸及河川航路	本府命令	四	五七	一、二〇七
	地方廳其の他命令	一二	一四	九五九
	官營	一一	一二	二六四
	自營	一一七	一五一	七、五六一
	計	一四四	二三四	九、九九一
合計		一九六	三四二	三二二、七七九

備考　前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・九州郵船株式會社・鴻谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社・川崎汽船株式會社・日本海汽船株式會社・南洋海運株式會社及鐵道省等である。

四、航路標識　朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府施政後は益々標識の普及を圖り、年々建設改良に努め、整理增設を期した結果、昭和十三年度末現在に於ては夜標百九十五、晝標百四十六、霧信號二十九、方位信號所二十七、計三百九十七に達し、其の海岸線に對する割合は四十九浬に對し夜標一である。

航空

世界大戰を契機とする各國航空界の異常な進展に伴つて、近來我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがあり、民間定期航空路のみでも現在約一萬四千粁の多きに達する情勢である。朝鮮に於ても

昭和四年四月日本航空輸送株式會社が東京―大連線の運航を開始し始めて六百七十粁の航空路を有するこゝとなつたのである。一方本定期航空以外の一般民間航空の保護奬勵に關しては、同じく昭和四年度以降航空奬勵豫算の成立を見、從來各地に引續いて航空路開拓を目的とする試驗飛行竝に官民に對する試乘飛行等を實施して、航空思想の普及宣傳に努めた結果、朝鮮航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものがあり、昭和十年十月よりは愼航空事業社に於て京城・裡里間八十粁の定期航空を開始し、昭和十三年五月光州に迄之を延長した。

前記定期航空に備ふる爲、昭和四年五月京城及蔚山に應急的に飛行場を開設したが、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局竝に氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築、連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等を施設して、國際飛行場としての面目を一新したのである。又昭和八年三月には新義州飛行場の開設を見、此處で滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、以來飛行場の整備も着々進行し、更に昭和十年十二月より清津飛行場を開設し、同時に滿洲航空株式會社は新京・琿春線を延長して清津迄乘入を爲し、對滿洲國との空の連絡を圖ることゝした。尙昭和十一年一月には新義州航空無線電信局を、昭和十二年一月には大邱飛行場を、昭和十三年五月には光州及海州の各飛行場と清州・江陵・鬱陵島の各航空無線、其の他航空燈臺二十一箇所及航空地名標識十九箇所を設置し、昭和十三年度には更に數箇所に飛行場を新設した。一方航空路の安全を期する爲に蔚山・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置した。尙將來は既設航空路の一段

通運機は勿論産業開發に貢献せんとするものである。

の整備と共に、前途有望・光明

通信事業

通信機関は郵便局二、郵便取扱所三十一、同出張所一、電信電話取扱所十二、電信電話取扱所二、同分室二十一、同出張所一、電信局十一、電話局二、同分局二、郵便所八百九十三、同出張所十二、郵便所三、計二千二百二十一を配置し、郵便切手売捌所五千四百七十五を算するに至つてゐる。

昭和十四年度末現在の局所数は郵便局八十八、同分室二十一、同出張所一、電信局十一、電話局二、同出張所三、計二千二百二十一を配置し、郵便取扱所三十一、電信電話取扱所十二、電信局二、同分局二、郵便所八百九十三、同出張所十二、郵便切手売捌所五千四百七十五を算するに至つてゐる。

昭和十三年度に於ける諸般通信業務の取扱数は左の通りである。

区別		郵便			電信		電話		
		小包	書留	普通	発信	着信	市内通話	市外通話	
加年度末入現在数		千個	千通	千通	千通	千通	千度	千度	
昭和十三年度		一〇、七九三	二七四、六五六	二、六四五、八七二	一〇、五八七	二七四、四八八	二五〇、六四四	八九、二四六	
昭和十二年度		一〇、七〇九	二七四、六五六	二、六四五、八七二	一〇、五八七	二七四、四八八	二五〇、六四四	八九、二四六	
増減		七四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
昭和十三年度	引受	三五〇、四五〇、七〇五							
昭和十二年度	引受	三二五、八七二、七二六							
増減		二四、五七八、〇〇〇							

年度	内国為替				外国為替				合計			
	振出		払渡		振出		払渡		振出		払渡	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額	口数	金額
	千口	千円	千口	千円	千口	千円	千口	千円	千口	千円	千口	千円
大正十一年度	一〇、五八七	一、〇七九、三一〇	一〇、五八七	一、〇七九、三一〇	一三五	一、三五〇	一三五	一、三五〇	一〇、七二二	一、〇八〇、六六〇	一〇、七二二	一、〇八〇、六六〇
昭和十二年度	二七四、四八八	二、六四五、八七二	二五〇、六四四	二、四一三、八一一	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二七五、四八八	二、六五五、八七二	二五一、六四四	二、四二三、八一一
昭和十三年度	二七四、六五六	二、六四五、八七二	二五〇、六四四	二、四一三、八一一	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二七五、六五六	二、六五五、八七二	二五一、六四四	二、四二三、八一一

郵便為替

郵便為替貯金業務に関しては常に利用人特殊の風俗習慣に留意して、其の改良発達を図つて居るが、本業は地方に於ても重要なる金融機関として一般に認められ、利用者は漸次増加して来た。

郵便貯金

郵便振替貯金に就ては大正七年に所又は庁の区域を包含する郵政組合会金受拂の為に要する郵便振替貯金特別取扱を、又同九年には国債募集、貸出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始したが、それ

年度	預入			拂戻		現在高		
	口数	金額	一口平均額	口数	金額	口数	金額	一口平均額
	千口	千円	円	千口	千円	千口	千円	円
大正十一年度	一〇〇、四八〇	一三、九〇四、八一一	一三八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇、四八〇	一三、九〇四、八一一	一三八
昭和十二年度	四六三、三五五、九六三	四六三、三五五、九六三	一〇〇	四六三、三五五、九六三	四六三、三五五、九六三	一〇〇、四八〇	一三、九〇四、八一一	一三八
昭和十三年度	四六三、三五五、九六三	四六三、三五五、九六三	一〇〇	四六三、三五五、九六三	四六三、三五五、九六三	一〇〇、四八〇	一三、九〇四、八一一	一三八

以來之を利用する者が漸次增加して、郵便振替貯金制度開始當時卽ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十四年三月末現在には、既に四萬三百四十一人の多數に上つた。其の取扱高を示すと左の通である。

郵便振替貯金開始以來各郵便局所受拂高

年度	拂込 口數	拂込 金額	拂出 口數	拂出 金額
大正十一年度	一、六〇九	四、八六二圓	六、四四四	一九、五二九圓
昭和十二年度	四、六〇〇、三三五	三、五、八、四四三圓	三、五、四五五	一、四、四、六、九圓
昭和十三年度	五、四、五、四四	四三、六、五六圓	四三、〇四三	一三、五、〇一四圓

郵便振替貯金開始以來口座受拂高及現在高

年度	受入 口數	受入 金額	拂出 口數	拂出 金額	年度末現在 人員	年度末現在 金額
大正十一年度	一、三六八、八四八	六、三五、四五二圓	五六、〇三五	三、六、八五五圓	二、四四四	三、〇五六、五五四圓
昭和十二年度	三、五、四、三五五	一、四、〇四三、三五圓	二、二四、三五五	一、三、四、三五圓	三、四三三	一、四、三、四、三圓
昭和十三年度	四、四五五、三五五	一、七、〇、六、四五圓	二、四四、四三五	一、六、四、三、四圓	四四、四三一	二、〇、三、四、三圓

放送無線電話

朝鮮に於ける放送無線電話は、大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の創設と共に京城放送局の設立を見、昭和二年二月から電力一「キロワット」の一發信機を以て內鮮兩語の放送を開始したが、放送非常の使命重大なるに鑑み近隣內地其の他に於ける放送界の異常なる發展に鑑み、規模を擴大して、昭和八年四月より電力十「キロワット」の二發信機を以て內鮮兩語の二重放送を開始したが、更に昭和十二年度に於ては、京城中央放送局第二發信所を五十「キロワット」に增大した。而して全鮮的に聽取施設を簡易化せむる目的を以て放送無線電話網計畫を樹て、昭和十年九月二十一日から電力百五十「ワット」に依る桑山放送局を開始し、同十二年六月より其の電力を二百五十「ワット」に昇大した。又昭和十二年十一月には電力五百「ワット」に依る平壤放送局の二重放送を、同十二年六月には電力十「キロワット」に依る清津放送局の放送を、同十三年十月には電力五百「ワット」に依る裡里放送局の放送を、同月電力二百五十「ワット」に依る釜山放送局の放送を何れも開始した。尙昭和十四年中には咸興放送局第二發信所の增設及大邱放送局の二重放送を完成せしめる豫定である。

昭和十三年度末に於ける聽取者數は左の通りである。

放送無線電話聽取者數

內鮮人	外國人	計
七八、四三三人	六七四人	七三、八〇七
四八、九六六人		

朝鮮簡易生命保險

事業の創始　朝鮮に於て簡易生命保險事業を開始せんとの議は遠く大正元年頃より起つたのであるが諸種の事情の爲に實現の域に達しなかつた。其の後社會狀態の推移は益々此の種制度の必要を感ずると共に、內地に於ける斯業の成績が著しく良好であるのに刺戟せられて、愈々之を實施するの機運に到達し、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協贊を得昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手、同年十月一日より之を實施することゝなつたのである。

制度の概要　本事業は政府の獨占する非營利事業であつて、又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の內容は內地のそれと同樣であつて、保險種類は終身保險と養老保險の二種とし、加入年齡は十二歲以上六十歲以下となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付四百五十圓であるが、保險料計算の基礎となつて居る豫定利率は朝鮮特殊の事情に照して內地とは異り稍々高率となつて居る。從つて保險料は概して內地より稍々低率である。事業の取扱機關は中央では遞信局が監理事務に當り、地方では全鮮に亙る九百八十九の郵便局所が申込の受付、保險金拂渡等の事務に當り、既設機關の利用に因る經費の節約と公衆の利用上の便宜とを圖つて居る。尙昭和十三年十月一日より保險金額の最高制限額は、內地に於けると同樣四百五十圓より七百圓に增額された。

事業の成績　昭和四年十月事業創始以來九年六箇月を經過した昭和十四年三月末現在の事業成績は、契約件數百九十四萬六千四百七十四件、保險金額三億五千七百六十六萬七百七十一圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加入件數の七割八分を占め漸次增加の趨勢を辿つて居る。

福祉施設　保險加入者の健康の保護增進を圖ると共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲に、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、其の後平壤・大邱・仁川・元山・木浦・淸津・新義州・群山・大田・咸興・開城及光州にに簡易保險診療所を設置して、專屬醫師に依り無料にて被保險者の健康上の相談に應じて居るが、尙健康相談所の設置なき地方の被保險者の爲に、巡回健康相談の取扱を爲し、又各健康相談所に就き無料普通通常郵便に依る健康相談の取扱をして居る。昭和十三年度中に於ける取扱狀況は左の如く洵に顯著なるものがある。

簡易保險診療所事務取扱狀況

所別	健康相談	處方箋交付	各種試驗檢査	書面相談	計
昭和八年度	四、八二七	一、六五一	六四五	—	七、一二三
昭和十三年度	二六七、三一五	四三、〇七一	五一、六九六	六四九	三六一、七三三

巡回健康相談取扱狀況

實施日數	二七六日
實施箇所	二六〇所
健康相談者數	一三、八六一人

積立金の運用　本事業の積立金は、朝鮮總督の管理に屬し、保險契約者に貸付ける場合の外は國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入することゝなつて居るが、別に朝鮮總督と大藏大臣との協定に依り、預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲、朝鮮内の公共團體又は營利を目的としない法人若は組合に對して融通することゝ爲り、昭和七年三月積立金運用に關する事務取扱を開始した。

積立金の運用に付ては、昭和七年二月に朝鮮總督の諮問機關として設置せられた朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に其の計畫案等を附議することゝなつて居るが、本委員會は昭和七年三月以降毎年數回開催して、各年度の運用計畫及資金の融通を審議決定して居る。

最近に於ける積立金の運用狀況を示せば左の通りである。

積立金運用狀況　（昭和十四年五月末現在）

積立金總額	五〇、五八八、四二四圓
内譯	
公共貸付	二〇、八〇四、五三八圓
債券引受	一一、三七六、一七二圓
國債保有	三、五二五、四〇〇圓
保險契約者貸付	一、二八四、四六一圓
預金	一三、五九七、八五三圓

一四 金融

通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種銀幣及朝鮮銀行券である。舊韓國貨幣は大正七年四月貨幣法が朝鮮に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間政府に於て通貨を以て之が引換を爲した。

朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年別	金貨	補助貨及小額紙幣	韓國銀行券	日本銀行券	合計
昭和五年末		千圓 八、一二四	千圓	千圓	千圓 八、一二四
同六年末		七、二二四			七、二二四
同七年末		八、〇〇一			八、〇〇一
同八年末		八、五九九			八、五九九
同九年末		九、〇四〇			九、〇四〇
同十年末		九、二二四			九、二二四
同十一年末		九、六五四			九、六五四
同十二年末		一〇、三二一			一〇、三二一
同十三年末		一三、三三八			一三、三三八
同十四年六月末		一四、八三四			一四、八三四

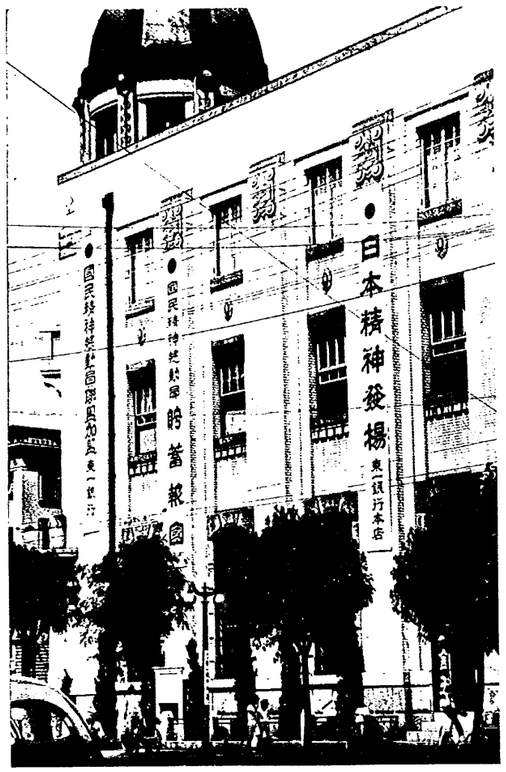

金融機關

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は所謂屈伸制限法に屬し、其の保證準備發行制限額は一億六千萬圓である。朝鮮銀行券は大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の產業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は玆に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行して來たのであるが、在滿支店の撤廢に伴ひ漸次引上げられ一時は五十六萬餘圓に減少したが、支那事變の勃發により軍用通貨として北支方面に於て之を發行するに及び再び增加し昭和十三年六月末には三百四十七萬五千圓を算した。同年九月以來聯銀券が軍用通貨として流通するに及び漸次回收され昭和十四年六月末には百六十五萬四千圓に減少した。尙昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることゝなり、臨時補助貨幣又は小額紙幣が流通市場に登場することゝなつた。

金融機關

現在朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動產金融機關として朝鮮殖產銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行

の朝鮮に本店を有するものが六、内地に本店を有するものが三ある。尚信託業務を営む朝鮮信託株式會社があり、其の他地方農民及中小商工業者等の農民金融機關として各地に金融組合及無盡會社等がある。

イ、朝鮮銀行　本府施政宣言後間もなき四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられ從來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。昭和十四年八月末に於ける同行の資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納、國債非募等の取扱、銀行券を發行する外、左の業務を營んでゐる。

（一）爲替手形其の他商業手形の割引（二）手形取引する當座、銀行又は商人の爲替形金の取立（三）爲替及爲替（四）確實なる擔保ある貸付（五）諸預り金及當座貸越勘定（六）金銀、貴金屬及證券の保護預り（七）地金銀の買入及貨幣の交換（八）擔保附貸付證券類（九）倘政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、當局の都合に依つては國債證券、地方債證券其の他確實なる無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、當局の都合に依つては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出來るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内國境の地に支店出張所十三を設け、尚爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・大連・旅順・青島・上海・濟南・天津・北京・石家莊・太原・米國紐育に支店又は出張所がある。尚滿洲國には安東縣・奉天・新京・哈爾賓・開原・撫口・龍井村・滋鄂・鐵嶺及四平街に支店を其の他十箇所に派出所を設置してゐたが、昭和十二年一月一日之等各店を滿洲興業銀行に引繼いで滿洲國から撤退した。

ロ、朝鮮殖産銀行　大正七年十月の設立に係り、其の資本金は六千萬圓で本店を京城に置き、朝鮮内國要の地に支店五十八、出張所二、派出所七を設いて左の業務を營み、尚大阪に支店一を設置した。本行は左の業務を營んでゐる。

年次	朝鮮銀行				朝鮮殖産銀行			
	資本金	積立金	貸付	借入金	資本金	積立金	貸付	借入金
	四〇〇〇千圓	八五一千圓	一七〇、三五一千圓	一二一、四五一千圓	一〇〇〇千圓	四二五千圓	四五、八六〇千圓	三五、三六四千圓
十四年末	四〇〇〇千圓	八五一千圓	一七〇、三五一千圓	一二一、四五一千圓	一〇〇〇千圓	四二五千圓	四五、八六〇千圓	三五、三六四千圓
十三年末	四〇〇〇千圓	八五一千圓	一七〇、三五一千圓	一二一、四五一千圓	一〇〇〇千圓	四二五千圓	四五、八六〇千圓	三五、三六四千圓
十四年末	總內訌	總內訌	總內訌	總內訌	總內訌	總內訌	總內訌	總內訌

（一）五年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付（二）五年以内の定期償還の方法に依る貸付（三）法令の規定に依り設定した即國債を擔保とする貸付（四）農業者又は工業者十人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付（五）公共團體に對する第一種の方法に依る無擔保貸付（六）金融組合・漁業組合其の他農業又は朝鮮の產物又は朝鮮の產業を目的とする貸付（七）朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（八）國債證券又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は其の元利金を公共團體の保證ある社債の爲に其の元利金を擔保とする貸付（九）倘政府の認可を受け他の銀行又は實業組合の保證ある社債に關する貸付（十）公共團體の債券朝鮮產業組合の債券又は朝鮮に於て頻產非業を營む會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十一）百圓以上の金額を限度とする朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十二）百圓以上の金額を限度とする朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十三）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十四）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十五）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十六）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十七）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十八）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（十九）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（二十）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（二十一）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付（二十二）朝鮮總督の認可した有價證券の擔保又は朝鮮に於て頻產非業を營むことを目的とする會社の發行又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付

者の指定に基いて普通銀行の業務に関する貸付及為替取組手形割引の業務を営む。但同銀行は其の業務を営むに依り隠匿し又は引受けた債券及証券現在高を超過することは出来ない）債券を発行することが出来る。

朝鮮殖産銀行業務概況

年次		資本金公称	資本金払込	積立金	預金	貸付金	貸下金
昭和十三年末		五、〇〇〇千円	三、七五〇千円	二、七六三千円	三五、一三五千円	五〇、八六〇千円	一、一四三千円
昭和十四年六月末		五、〇〇〇	三、七五〇	二、七六三	三五、三三〇	五一、四五八	一、一四三

備考　預金及貸出金には朝鮮に関係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次		資本金公称	資本金払込	積立金及預積金	貸付金	有所価証券有	預り金
昭和十三年末		二、〇〇〇千円	一、三五〇千円	六、八四千円	五、〇一〇千円	四、一八〇千円	四、七四千円
昭和十四年六月末		二、〇〇〇	一、四四〇	七、三四	五、一〇	四、一八〇	四、八六

ハ、**朝鮮貯蓄銀行**　昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬円で本店を京城に、支店及出張所を平壌・仁川・咸興・光州・群山・木浦・大邱・新義州・鎮津及元山府に支店を置き更に其の営業所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各営業所を其の代理店としてゐる。

朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次		資本金公称	資本金払込	積立金	預金	貸付金	有価証券所有	預り金
昭和十三年末		二、〇〇〇千円	一、三五〇千円	六、八四千円	五、〇一〇千円	四、一八〇千円	四、七四千円	
昭和十四年六月末		二、〇〇〇	一、四四〇	七、三四	五、一〇	四、一八〇	四、八六	

ニ、**普通銀行**　朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後経済の発達に伴ひ、漸次設立の増加を見、且つ内鮮人間の経済関係が密接になるに随つて、内鮮人の合同経営に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を図る為、大正元年十月銀行令を公布し、翌年大正九年四月及同十二年十一月の二回に亙つて改正を行ひ来つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十三年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが六、其の支店出張所が百九、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況（昭和十四年六月末現在）

銀行名		公称資本金	払込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行		九、五〇〇千円	四、九五〇千円	三、三〇〇千円	二、五〇千円	九、三四千円	五、四四千円
漢城銀行		三、〇〇〇	二、〇五〇	四五〇	一一	三、六四四	四、三九
朝一銀行		四、〇〇〇	二、七五〇	一、〇五〇	一一	三、八四四	三、九九
湖南銀行		二、〇〇〇	一、六五〇	五六〇	一一	一、〇三四	二、〇六
慶尚銀行		二、〇五〇	一、三三	三五	一一	一、六四四	一、八三
大邱商工銀行		一、〇〇〇	三五〇	五五	一一	七、三六	七、三五
第一銀行	支店	一一	一一	一一	一一	五、三四	三、三五
安田銀行	支店	一一	一一	一一	一一	三六、三六	二五、三五

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
三和銀行支店	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 二、〇六七	千円 八、一六七
合計	三、一七五	一三、一八一	五、五一三	一六五	二七四、五七九	二三七、二八五
昭和十三年末	三、一七五	一三、一八一	五、二五二	一六五	三二七、九七四	二一〇、一四八

本、信託會社　朝鮮に於ける信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始したものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代の出現に及んで、本業を營むもの簇出し、爾來漸增した。朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月に施行せられた擔保附社債信託法があつただけで、一般信託業を營むものに對しては直接適確な指導監督の方法を缺いてゐたが、昭和六年六月朝鮮信託業令が公布され（昭和六年十二月一日より施行）此等信託業者に對する指導監督の法規が整備するやうになり、當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟（以上京城）・群山（群山）・南朝鮮・釜山（以上釜山）の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託（京城）が設立されてから、同社は昭和八年九月群山信託を買收したのを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買收を完了し全鮮唯一の信託會社となつた。現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興の六箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年別	資本金	拂込資本金	積立金	各種信託受託高
昭和十三年末	千円 10、000	千円 二、五〇〇	千円 四八八	千円 一一〇、〇四五
昭和十四年六月末	10、000	二、五〇〇	六二八	一二三、四五一

へ、手形交換所　明治四十三年七月京城に之を設立して、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎭南浦に、同十三年九月清津に之を設立した。

ト、金融組合　明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民の經濟を緩和し、產業を助長したこと少くなかつたが、時勢の進運に從つて、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地には主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の內容に亙つて準據法を改正し、其の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の大要を摘記すれば左の通である。

一　組合員は組合區域內に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。

二　組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。

三　組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可

を受け一人又は数人の組合の理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及理事は朝鮮總督が任免する。

四　組合の代表は組合長と理事の共同で爲すが、常務に付ては理事單獨で之を代表することが出來る。

五　組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に揭げる業務を行ふ。

（イ）組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること（ロ）組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること（ハ）朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること（ニ）組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡令航からの頂り金をすること（ホ）他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること（ヘ）佛託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。

尙都市組合は右（イ）號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況　（昭和十四年六月末現在）

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
				千円	千円	千円	千円	千円	千円
村落組合	五九	一二三	一、四〇五、一四二	三、一四〇	三、四六八	一、二一、三八	六、〇二一	一、六五、六一四	三、一四、八三〇
都市組合	四	四	九、一四二	二、三二七	五、四一三	七、五二一	四九、一二五	九、〇二八	四九、〇九九
計	六三	一二七	一、四一四、一四八	三、一六七	六、八、八九	一二五、一九六	三四、五二三	一六、一〇三九	三一、一〇三九

尙、朝鮮金融組合聯合會　金融組合は創設以來農民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節竝に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

一　朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、義務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の增進を圖ることを目的とする非營利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道廳所在地に置く。

二　朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した產業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。

三　朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。

四　朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に揭げる業務を行ふ。

（一）會員に必要な資金を貸付すること（二）會員に對して手形の割引を爲すこと（三）會員の爲に爲替業務を爲すこと（四）會員からの預り金をすること（五）會員に對して業務上の指導をすること（六）會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること（七）會員の農具の斡旋其の他會員の共同の利益を增進する爲必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況　（昭和十四年六月末現在）

支部數	會員數	拂込濟出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	金融債券	預け金	預り金	貸出金
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
一三	九二	四、五三	一、五九	三、四三二	三〇、一三二	二六、六五五	四八、一一三	二五、四八	三四、九二三

り、

㈠、殖産契

昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃興し、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の脱落及組合員の經濟指導は益々必要となり、從つて其の精神的訓練及經濟指導の徹底を圖り、以て漸鮮統治上の大事業たる地方振興運動の實效を收めしむる爲、昭和十年八月三十日制令第十二號を以て殖産契令を令布し、同年十二月二十日より施行せらるゝこゝとなつた。

其の組織、事業の概要は左の通である。

一、殖産契は部落其の他之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲非營利法人にして、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。

二、契には主非、副主非及幹非各一人を置き、副主非は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の處する金融組合又は産業組合の殖非を以て之に充つ。

三、契の非業は左の事業又は附帶事業とする。

イ、契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置

ロ、殖産契は道知事之を認可し契の非業又は附帶事業に關しては非業の狀況に依り契に對し非業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。

四、契員の脱退又は加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務を完濟することを得たる場合、契の處する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務を以て債務を相殺することを得。

今昭和十四年七月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契數を掲記すれば左の通である。

殖産契指導金融組合數	五〇六
殖産契數	八、七八〇

今後殖産契を設置する金融組合又は産業組合に對しては右と同樣の責任を負ふ。

㈡、無盡會社

朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來待に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に鑑み昭和六年六月無盡法令の全般的改正を行ひ、更に昭和十五年五月令佛の簡易化を圖る爲無盡法の改正を行つて、益々庶民金融機關としての徹底を期待せられるに至つた。

無盡會社業務概況（昭和十四年六月末現在）

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
六	二、三〇〇、〇〇〇圓	四、六〇〇、〇〇〇圓	一、八三二、三〇〇圓	二、三三	三〇、九八二	二八、四六〇、〇〇〇圓

一五　農業

土地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖で農作物の發育最も佳良である。冬季は寒氣が强いが、麥類の如き冬作物の枯死する虞もなく、年中概ね空氣が乾燥してゐるから、收穫物の品質も亦良好である。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるに拘らず、從來用水不十分の爲屢〻旱害を被るこゝがある。然し灌漑の設備年々發達して來たので、漸次其の度を減じつゝある狀況である。產米增殖に付ては初め大正九年度から約十五箇年に亙り土地改良事業を施行するこゝとし、次で大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町步の土地改良を施行するこゝとなつたが、昭和九年五月內外兩地の米穀事情變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止するこゝとした。昭和十三年十二月末統計に依る耕地面積は左の通である。

畓			田	計	土地寨帳未登錄見積面積		
一毛作	二毛作	計			畓	田	火田
一、二六〇、〇八〇・〇町九	四五七、一五〇・〇町九	一、七一七、二三一・八町	二、七一九、五九三・四町	四、四三六、八二五・二町	三三、六二一・八町	四五、二五九・一町	四四二、〇四四・三町

農村調・井汲

緬羊牧場

國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在つて、其の面積は概算九十萬町歩に達し、咸鏡南北及江原道地方には一箇所で數百町歩に亙るものがある。國有未墾地利用法は此等未墾地の利用を奬勵する趣旨を以て制定したもので、處分の敏活ミ、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、面積十町歩以上のものは朝鮮總督の許可を受けることになつてゐる。貸付期間は十箇年を限度とし、開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益となるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したものには土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認めた場合の外は凡て之を附與することにしてゐる。貸付料は一町歩に付五十錢であるが、特別の事由ある場合には減免せられることもある。

國有未墾地の利用は夙くから有利と認められ、之を出願開墾するもの多く、昭和十三年度末現在に於ける附與拂下は一萬五千百十四件、面積三萬二千二百六十町歩であつて、現在貸付許可中のものは二千百四十件、面積一萬三千八百五十一町歩に達してゐる。

公有水面（干潟及沼澤）

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれてゐたが、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受けることになつた。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたものゝ内比較的大面積のものゝ多くは公有水面で、一箇所數百町歩に達するものも少くない。之が利用に當つては防潮堤・川水源等の設備に相當の費用を要するけれども、之を内地のそれに比較すれば遙に僅少の額で足りるのみならず、利用の餘地甚だ多く、且地味は概ね肥沃であるから、收益も少くないのである。干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩に達してゐるが、其の内土地改良基本調査計畫に依る開畓見込面積七萬三千三百五十七町歩中、事業未着手にして將來開畓し得る面積は二萬七千四百九十一町歩である。

昭和十三年度末現在に於ける竣功認可は三千百七十四件、面積四萬四千九百二町歩であつて、現在埋立免許中のものは一千九百三十九件、面積二萬二百七十二町歩である。

農業者

農業者の狀況は左表の通であつて、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置いて小作地を管理し、小作料を徴收するを普通とする。小作料徴收の方法は、概ね（一）秋收期に檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの（二）收穫時に其の收穫物を折半し、其の一を小作料とするもの（三）年の豐凶に拘らず一定の小作料を定め置くものゝ三種である。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるが、一般には口約で之を定むるを普通とする。昭和十三年度農業者は左の通である。

農業者戸數

自作	五五、四三〇戸	自作兼小作	七六、三三〇戸	小作	一、五八、三四五戸
純火田民	七一、八七戸	被傭者	二六、〇三〇戸	計	三、〇五三、三九二戸
内地人	七、三六九戸	朝鮮人	三、〇四二、七九二戸	滿洲國人及中華民國人	二、二七一戸
其ノ他ノ外國人	一	計	三、〇五三、三九二戸		

備考　本表中被傭者とは耕地を所有竝に占有せず、他人に雇傭されて農業に從事し、獨立の世帶を樹つる者を謂ふ。

農産

イ、米　農業生産額中の首位を占むるものであるが、總督府施政當時畓の荒頽甚しく、反當りの收量少

く、又農業等であつたが、改良増殖を図つた結果、今日では収穫量共に面目を一新し、其の生産高は昭和十三年に於て二千四百十四萬石、輸移出高一千十三萬石、其の価額は三億一千三百七萬圓に達するに至つた。然るに朝鮮は米穀増産の適地尚多く且つ帝國の大陸経営への兵站基地たる点に主要食糧の供給地たる重大使命に鑑み、国策上昭和十四年度以降之が大増産計畫を樹て目下着々其の實施に努めつゝある。

ロ、大・立・品質改善共に佳良で、各適到る處に栽培せられ、殊に西北鮮には優良品を産し、内地及滿洲種に比し蛋白質に富んでゐるから、豆粕・味噌・醤油等の原料として賞はれてゐる。昭和十三年中の輸移出額は百九萬石、其の価額二千二百十四萬圓で、米に次ぐ重要移出品である。

ハ、麥・大麥・小麥及雜麥を主とし、裸麥は中鮮以南の氣候温暖なる地方に栽培せられてゐる。小麥は逐年生活程度の向上に因り、鮮内に消費せられる額が益々増加する狀況である。

ニ、粟・四北部の主要糧穀物であつて、該地方の常食品として重視され、其の栽培は古より最に行はれてゐるが、未だ鮮内の需要を充すに至らない。昭和十三年中には八十三萬石、価額一千二百四十一萬圓の輸移入があつた。

ホ、非・醪・南鮮地方に多く栽培せられ、農家の副業に用ゐられてゐる。

ヘ、馬鈴薯・北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝある。

ト、果・菓・風土頗る果樹の生育に適するので、羅州・大邱・三浪津・金海・黄州・鎭南浦・平壌・成興・鏡源・宏淵・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に從事する者年々増加するに至つた。而して

主要農作物作段別及收穫高（昭和十三年産）

		作段別	收穫高
水稻	内地	一、三五五、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	朝鮮	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	計	二、七一一、〇〇〇町	四、七〇〇、〇〇〇石
陸稻	内地	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	朝鮮	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	計	二、七一一、〇〇〇町	四、七〇〇、〇〇〇石
大麥	内地	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	朝鮮	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	計	二、七一一、〇〇〇町	四、七〇〇、〇〇〇石
小麥	内地	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	朝鮮	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	計	二、七一一、〇〇〇町	四、七〇〇、〇〇〇石
裸麥	内地	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	朝鮮	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	計	二、七一一、〇〇〇町	四、七〇〇、〇〇〇石
粟	内地	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	朝鮮	一、三五六、〇〇〇町	二、三五〇、〇〇〇石
	計	二、七一一、〇〇〇町	四、七〇〇、〇〇〇石

共の重なるものは苹果・梨・葡萄・桃・柿である。

チ、蔬菜・従来白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蕃椒・蒜等の栽培多く行はれ成歓甜瓜、開城・京城白菜の如きは共の尤なるものである。近来内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加した。

リ、棉花・棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除く外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尚南北道及黄海道は共の主産地で、忠清南道・全羅北道・平安南道及忠清北道之に亜ぐ。在来棉は繊維太くして短く弾力に富み、特殊の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て明治三十九年以来改良保護の下に、収量繰綿歩合共に多く、繊維細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励した處、成績良好にして年々共の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別一千二百六十八町歩、共の栽培戸数百九萬七千四百二十戸の多きに達し、尚陸地棉に不適なる地方即黄海道・平安南道・江原道の一部及平安北道に於ては在来棉を産し、昭和十三年に於ては共の作付總面積四萬六千六百十二町二反歩、栽培戸数二十四萬六千百五十八戸に及んだ。而して昭和十三年は生育前期に於ける気温の降下連続的霖雨並に後期に於ける長期の旱魃に因り稍不作の現象を現出するに至りたが尚共の生産高総計は二億一千三十三萬二百二十一斤を示すに至つた。

作付段別

	陸地棉	在来棉	計
	二八、九四〇町・五	四六、四二二・二	七五、三六三・七町

収穫高

	陸地棉	在来棉	計
	一二〇、八三一、九斤	三五、二七九、三斤	二一〇、三三、三斤

備考　繰移出高は繰綿打綿の合計とす。

養蠶

イ、桑苗・従来桑樹は山桑又は在来桑のみで、蠶児の飼料に適せず、加之繁殖法も採木接木の方法に依ることとなく、種實より得たる實生苗に過ぎなかつたので、本府は施政以来各農蠶奨励機関をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努力すると共に内地より優良品種を移入し、一方當業者を指導督励し、桑苗生産の助長と共の圓滑なる普及計畫を樹てゝ奨励した。斯くて現在では内地系の魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島の内・改良鼠返等の優良品種と在来桑たる耐寒性強き鯽桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至つた。而して此等桑苗の主たる生産地は、當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等であつたが、現今は全鮮各道に生産され、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産額百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑奨励補助交付を實施したので、一時は多數の桑苗を移入したる觀あるも、今や共の要を感ぜざるのみならず、却て過剰の桑苗を移出するの狀況となつた。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額は左の通りである。

桑苗生産業者数		實生苗	接木苗	其の他	計
昭和十一年	人	砧木用 千本	千本	千本	千本
	六、三五九	四三、五三三	三三、六二一	八〇	七六、〇三四
昭和十二年	人	千本	千本	千本	千本
	六、三五七	四三、五三三	三三、六二一	八〇	七六、〇三四
昭和十三年	人	千本	千本	千本	千本
	六、三五七	四三、五三三	三三、六二一	八〇	七六、〇三四

農　業　二〇五

桑苗生産業者數	生産額				
	實生苗			接木苗	其の他	計
	栽植用	砧木用				
昭和十二年	七四八	六、二五七千本	四、三五九千本	三、三六一千本	一、〇八〇千本	七、三〇九〇千本
同 十三年	七一七	六、八四五千本	三、六八三千本	三、六九七千本	一、〇〇〇千本	六、三四四千本

ロ、蠶種　蠶種は從來養蠶家自ら之を製造し、且其の種類の如きも雜駁劣等な三眠蠶であつたので、施政以來勸業模範場（現在農事試驗場蠶絲部）に於て優良蠶種を製造配付するの傍、內地蠶種をも移入配付し、一面地方廳に於ては原蠶種製造所を設置し原蠶種の配付及地方的試驗調査を行ふこと共に蠶種製造者を養成し、併せて內地人蠶種製造者の移住を慫慂し、此等に蠶種製造を經營せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次增加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並に其の附屬法令を發布し、道に蠶業取締所を設置し、蠶種製造及移入に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至つた。而して一面養蠶業奬勵機關に於ても鮮內の風土に適應せる蠶種の選定に努め、優良蠶種を製造して、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしめてゐる。

昭和十三年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を通じ二百十九名であつて、其の蠶種製造高百十八萬一千六十六枚を示し、鮮內の需要枚數以上の製造能力を有するに至つた。

ハ、養蠶　養蠶は全鮮到る處に經營せられ、蠶繭は特殊農產物中農家の現金收入上重要部門に屬し、就中慶北・江原・全南の諸道最も多く、其の他各道も亦日進の狀勢に在る。從來は劣等な在來三眠蠶であつたが、施政以來品種改良に努め奬勵の結果、漸次飼育技術の向上と共に其の面目を一新し、全鮮到る處優良產繭を見るに至つた。而して繭の取引は共同販賣に依り鮮內製絲工場の原料として隨意契約に依り購繭地區を定め取引をなしてゐる。

更に本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、產繭を百萬石に增殖する計畫を樹立し、爾來年々國庫より補助金を交付したが昭和十二年度を以て本補助を中止し、別に桑田肥培施設費補助として昭和十二年度より向五箇年間每年四六、二九〇圓を補助するこゝとした。昭和十三年に於ける狀況は左の通である。

桑田反別	養蠶戶數	收蠶種掃立數	收蠶種製造數	產繭額			製絲戶數	生產額絲
				春蠶	夏秋蠶	計		
七九、一五五反	八七、四六戶	一、〇三六、八七枚	一、二八一、〇六六枚	三、七九〇、〇三四圓	二、〇三九、一〇五圓	五、八二八、一五八圓	三五〇、五〇一戶	五七六、一一〇圓

ニ、生絲　生絲は從來幼稚な在來製絲法に依り繰絲せられて居たが、輓近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る繰出向優良生絲を製造する樣になつた。而して此等の主要產地は京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黃海・平南・江原・咸南等で、昭和十三年に於ては器械製絲釜數九千二百八十二釜、此等に依る生絲製造額三十七萬一千百五十二貫、其の價額一千六百八十三萬三千六百十五圓となり、之に其の他の製絲法に依る釜數三十三萬九千二百九十五釜、其の生絲製造額二十萬四千九百五十八貫、價額六百七十九萬六千九十六圓を加ふれば、生絲總生產額に於て五十七萬六千百十貫、總價額實に二千三百六十二萬九千七百十一圓を示し、逐年激增の盛況を呈してゐる。而して昭和十年八月制令第十一號を以て朝鮮製絲業令を制定公布し、之が統制及指導監督を强化し益々斯業の伸展を圖るこゝとなつた。

苦產

イ、牛　朝鮮牛は性質温順體軀強健で、農耕・運搬に適し、畜農上最重要なるのみならず、肉質も良好であるから食用として亦夙く歓迎せらる。又其の皮は緻密強靱、皮革の原料として好適な資質を具へ従つて生牛及牛皮として内地に移出せられる數量も多く、昭和十三年度に於ては一千二百五十萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占めてゐる。施政以來種牡牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する奬勵施設を爲すと共に、近時農村振興運動の進展に伴ひ、益〻之が增殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の預託其の他畜牛共濟事業等を奬勵したので、遂年良好なる成績を收め、施政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎない畜牛數は、今や百七十一萬七千餘頭を算するに至つた。而して牛の價格は地方に依り差異あるが、平均成牛一頭、牡百五十圓、牝百二十圓内外である。乳用牛はホルスタイン種を主とし、一箇年間に搾乳せらるゝ頭數は約一千五百頭で、其の搾乳高は一萬九千三百餘石である。

ロ、馬　朝鮮の在來馬は體軀矮小、力量及持久力に缺け、實用的價値に乏しいので施政以來鋭意有能馬の改良增殖に努めて來た。然るに輓近産業の急激な發展と國際情勢の變遷とは之れが增殖を須臾も忽にし得ないものがあるので、昭和七年には朝鮮競馬令の發布と共に咸北道立種馬所を國營に移管して、本府種馬牧場を設置し、次で朝鮮馬政計畫の樹立に依り内地馬に依る增殖方針を確立し、以て國防並に産業上の需要に適應すべき有能馬の增殖を圖ることゝし目下着々實施中である。

ハ、緬羊　大正八年より咸鏡北道共の他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試驗的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試驗を行つたが、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめた。然し羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要事項に屬するので、昭和九年度より新に緬羊奬勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデール種を奬勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豐富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、次で昭和十二年度平南順川郡殷山面に國立種羊場を設置し緬羊飼育奬勵を全鮮に及ぼすことゝした。

ニ、豚　在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、早くよりバークシャー種及其の雜種の飼養を奬勵した。然るに近來豚肉の需要は增加の一途を辿ると新に豚皮の用途開けたるため益々養豚普及を急務とするものあるを以て新に增殖を圖ることゝし昭和十四年より實施中である。

昭和十三年末の總頭數百五十萬頭内改良種其の約六十八％に達した。

ホ、兎　兎の飼養頭數は昭和十三年末に於て六三、八三三頭に過ぎないが、兎毛皮は防寒材料として缺くべからず、肉は農村に於ける保健食肉供給上重要なものであり、且つ農家の副業として好適であるから日本白色種を奬勵品種として昭和十四年より飼養を奬勵中である。

ヘ、家禽　鷄最多數を占め、鶩・雉及七面鳥等は甚だ少い。鷄の在來種は稍小形で體質強健敏捷であるが産卵少き爲、施政以來白色レグホーン種、名古屋種、横斑プリマスロック種、單冠ロードアイランドレツド種等の飼養を奬勵、其の數漸次增加して、昭和十三年末には總羽數七百十六萬羽、中改良種

の歩合約百五十六%に達した。

ト、蔟・蜂・川及養用に供したので蜜蜂を飼養する者が少なく、江原道・平安南北道・咸鏡南道が最盛で、明雄に於ては古来蜂蜜を用ひる風があつて、昭和十三年の蜂蜜生産は約九十万斤に達し、農家の副業として将来発展の見込がある。近時改良種こしてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者がある。

昭和十三年末家畜及家禽現在数は次の通である。

牛	飼養戸数	計	雄	牝	豚	飼養戸数	計	雄	牝
	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五		一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五
馬	飼養戸数	計	雄	牝	鶏	飼養戸数	計	雄	牝
	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五		一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五
山羊	飼養戸数	計	雄	牝	緬羊	飼養戸数	計	雄	牝
	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五		一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五	一、三五〇、三五五

穀物検査

一、米穀検査規則を発布し、大正六年九月同規則を改正したが、大正十一年七月再び規則を改正して米穀検査を実施し、米は輸出品の首位で其の改良には種々の施設を為し、大正四年二月穀物検査令を以

ひ、白米検査をも含鮮(玄米検査)に施行した。移出米穀の改良大に進み、検査は遠隔地方迄及つたが、検査は遠知知の事業として行はるゝやうになつたが、検査は遠知知の事業として行はるゝやうになつたが、検査は遠知知の事業として行はるゝやうになつ

の、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包裝の損傷したるもの、檢査證印、檢査所記號其の他の記號磨滅・汚損等に因り之を識別し難きに至りたるもの、封緘又は緘封又は亡失したるものは更に檢査を受け之に合格したるものに非されば其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこと（ハ）檢査を了したる米穀には其の包裝の表面に檢査證印及檢査所記號を押捺すること（ト）朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物檢査所の承認を要すること等である。

二、大豆檢査　大豆は米に亞ぐ重要農産物であつて、其の改良は最も緊要であるから、米穀檢査規則に準じ、大正六年九月より之が檢査を施行し、更に大正十一年七月米穀檢査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正したが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營檢査を實施し、檢査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一叺の容量を四斗（口桝五合乃至八合）とした。尚其の後大豆取引の實情に卽する爲昭和十三年五月前記穀物檢査令施行規則を改正して重量制を採用することゝし一叺の重量を九十斤（口桝二・五斤）とした。

三、小麥檢査　小麥檢査は主要生産地である黃海道（大正七年四月より）及平安南道（大正十年八月より）に於て道令を以て米穀檢査と略同樣の條件に付檢査を行つてゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營檢査を實施し、檢査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一叺の重量を九十斤（口桝二・五斤）とした。尚其の後平北・咸北を除く各道に於ても同樣檢査を施行した。

四、小豆・菜豆・豌豆檢査　小豆は咸鏡南道（大正十一年五月より）黃海道（大正十三年四月より）咸鏡北道（大正九年六月より）咸鏡南道（大正十一年五月より）豌豆は咸鏡北道（大正九年六月より）に於て夫々道令を以て檢査を施行してゐたが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營檢査を實施し、檢査等級を一等以下三等の三階級に分ち、叺入一叺四斗（口桝五合乃至八合）麻袋入一袋百五十斤（口桝三・五斤）とした。尚其の後小豆檢査を京畿（一部）、慶南（一部）、平南（一部）、江原の各道に豌豆檢査を咸南に於ても同樣檢査を施行した。

五、玉蜀黍檢査　玉蜀黍の生産並に販賣數量は逐年著しく增加して來たが、之が檢査を施行して居ない爲生産者の改良心を刺戟すること尠く、其の生産改良も進捗せず品目品質等も亦不統一で、取引上の弊害多く爲に農家の蒙る損害も亦尠くないから、昭和十四年九月前記穀物檢査令施行規則を改正し、同年十月一日より之が檢査を實施した。

肥　料

併合以前に於ける朝鮮の農法は所謂掠奪農法であつて、地力の消耗尠しかつたので、施政以來先づ以て之が恢復を圖らむことを期し、專ら自給肥料の增産に努めて來たが、雨來各種農産增殖の必要に迫られ、大正八年よりは一部使用法簡易な販賣肥料の施用を認むるに至つた。

卽ち昭和元年肥料改良增施奬勵計畫を樹立し、且つ農事改良低利資金（肥料購入資金を含む）の融通

を開始し、次で昭和三年朝鮮肥料取締令を實施した結果、鮮内に於ける肥料の消費額は逐年增加を來し、最近一年度自給肥料二億三千三百萬圓、販賣肥料八千九百萬圓、總額三億二千萬圓に達するに至つた。

右は主として農家各自の努力に依る自給肥料の增産に因るもので、農業の進展と農家の之が施用法竝に購入法は頗るものであるが、一面販賣肥料の增加も亦頗る急激なるものあるに不拘農家の之が施用法竝に購入法は頗る不合理であつて、單に多額肥料の使用に比例して增收し得るが如く誤信し、肥料を濫用するもの續出する有樣であつた。そこで昭和十年度には朝鮮農會をして肥料配給計畫を樹立施行せしめ、更に昭和十一年度よりは第二次自給肥料增産に關する施設を講ずると共に、新に土性調査計畫を樹立し、十箇年計畫に依り鮮内主要耕地に付土性調査を施行し、各風土作物に適する合理的經濟的施肥處方箋を作製し、之に依り農家をして施肥上誤るところなからしむることゝした。

尙更に肥料の需給圓滑竝に價格の公正を期する爲昭和十二年朝鮮重要肥料統制令を公布し、次で支那事變に關聯し昭和十三年一月朝鮮臨時肥料配給統制令を施行した。

(一)　自給肥料の增産奬勵

昭和元年度以降十箇年計畫を以て樹立した肥料改良增施奬勵計畫は主として、堆肥・綠肥の增製・增産を圖るにあつたが、共の實施成績は幸にして官民一致不斷の努力に依り略所期の成績を擧げ得た。然し昭和十年現在の自給肥料生産額は耕地反當二百十五貫に過ぎず、地力を維持するに必要なる數量にさへ達せざる狀勢であつた。そこで更に昭和十一年度以降十個年を一期とする第二次自給肥料增産計畫を樹立し、國庫より年額約十七萬圓の國庫補助をなし昭和二十年度を期して、半島全耕地反當平均三百四貫の自給肥料を施用せしめむることゝした。

今昭和十三年末現在自給肥料消費高を示せば次の如くである。

昭和十三年自給肥料消費額表

種別		數量	金額	耕地反當消費高
堆肥		二六、二三六、千貫	一五、三九、千圓	九八貫
綠肥	栽培綠肥	一、七四四、五三一、〇〇五貫	二、二五、千圓	六・六貫
	天然綠肥	一、六九、三二八、七二四貫	六、八三六、千圓	六・四貫
計		一、七四四、五三一、〇〇五貫	八、九四一、千圓	一二・六貫
糞尿類		二六、二五三、千貫	三六、二九三、千圓	九八貫
灰類		一、五四四、五三二、千貫	三〇、八九四、千圓	五・八貫
雜肥		一、九六、四〇、三二、二三貫	九、千圓	三五貫
總計		一、九六、四〇、三二、二三貫	三五、八六、千圓	一五・六貫

(二)　販賣肥料の奬勵

販賣肥料の奬勵に關しては、昭和元年度以降農事改良低利資金融通の途を開き、購入肥料は可成共同購入に依り成分單價割安肥料の獲得に留意せしむるの外、昭和三年一月より肥料取締令を施行して品位の保全に努め、更に昭和十年よりは系統農會に於ける肥料配給設備の擴充をも勸奬した。其の結果販賣肥料の需要は著しく增加し、昭和十三年に於ては共の消費額八千萬圓を超へる狀況で農産物の增收、農業經營の合理化に多大の效果を齎しつゝある。

年次	消費額	耕地反當量
大正四年	三三萬圓	○・○一圓
大正十四年	九一七	○・二二
昭和十年	五、五○○	一・二五
昭和十三年	八、九○○	二・○一

(三)　土性調査の施行

以上の如く朝鮮に於ける肥料の消費額は年々躍進的增加を示して居るが、一般農家の施肥法は頗る不合理であつて何等氣候・土性・作物の特性等を考慮せず、徒に肥料を濫用し爲に被る損害鮮少ならざる狀況であるから之が弊害匡正の爲、昭和十一年度以降十個年を期し土性調査を施行し各耕地に適應する合理的且つ經濟的施肥法を決定し、農家をして施肥法を誤るところなからしめむことゝした。

共の計畫の概要次の如くである。

一、施行期間　昭和十一年度以降十個年

一、調査面積　既耕地四百四十萬町歩の中水利安全畓七十七萬町歩、旧八十三萬町歩、計百六十萬町歩とす。

一、施行機關　本府・本府農事試驗場・道農事試驗場

一、所要經費　年額約十二萬圓、十箇年約百二十萬圓とす。

勸農機關

農業は產業中最重要の位置を占め、國民の經濟は一に之に依繋するものがあるから、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設置した。

イ、農事試驗場

(一)　本　場　京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜產業の發達改良に關する調査及試驗、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

(二)　南鮮支場　全羅北道裡里に在り、專ら稻作に關する試驗調査を行ふ。

(三)　西鮮支場　黃海道沙里院に在り、畑作に關する試驗調査を行ふ。

(四)　北鮮支場　咸鏡南道甲山郡普天面に在り、北鮮農事に關する試驗調査を行ふ。

(五)　木浦棉作支場　全羅南道木浦に在り、專ら棉花に關する試驗調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(六)　龍岡棉作支場　平安南道龍岡に在り、專ら棉花に關する試驗調査、棉種子の育成配付等を行ふ。

(七)　金堤干拓出張所　全羅北道金堤に在り、專ら干拓に關する試驗調査を行ふ。

(八)　車輦館蠶業出張所　平安北道車輦館に在り、專ら蠶業に關する試驗調査を行ふ。

(九)　女子蠶業講習所　本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和十二年迄の卒業生總數七百八十餘名に及んだ。

ロ、種馬牧場　咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管したもので、種牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖ると同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖つてゐる。

ハ、種羊場　咸鏡北道明川郡阿間面及平安南道順川郡殷山面に在り、前者は昭和九年後者は昭和十二年新設せられたもので雨場共主として、緬羊の改良增殖を圖り原種羊の配給を事業としてゐる。

ニ、道農事試驗場　從來は道種畜場の名稱を以て農產の改良增產に關する試驗調査、種畜・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひ、昭和七年十月より道農事試驗場と改稱した。現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州（江界に支場を設く）・春川・咸興・鏡城（羅城に支場を設く）に設けられてゐる。

ホ、道原蠶種製造所　各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すと共に、蠶業に關する試驗調査を行つてゐる。

ヘ、道蠶業取締所　朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生產販賣・購販賣に關する取締を爲す。

ト、鮮米協會　鮮米取引の圓旋と併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生產者を以て組織する任意團體であつて、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝある。

チ、緬羊協會　日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊從業者を以て組織せられ、本府の緬羊奬勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良增殖及生產物の有效なる利用方法を講じてゐる。

農業團體

イ、果物同業組合　本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生產物の共同販賣に依り經營を合理化せんとする團體で、朝鮮重要物產同業組合令に依つて設立するもの及び之に依らないものとの二種がある。共の著名なものを擧ぐれば左の如くである。

（一）重要物產同業組合令に依りて設立せるもの

嶺南油果物同業組合、三浪津果物同業組合、慶尙北道果物同業組合
黃州郡果物同業組合、羅南鏡城果物同業組合、金海郡果物同業組合
元山果物同業組合、安邊郡果物同業組合

（二）重要物產同業組合令に依らざるもの

羅州果物組合、咸興果樹組合
ロ、朝鮮蠶絲會　本會は任意團體であつて、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を圖るを目的とし、全鮮に亙り會員四千八百十九名の蠶絲業者を以て組織し、事務所を京城に各道に支會を置き、昭和八年會館を建築關係諸團體を同會館に收容し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の伸展に努めてゐる。

ハ、朝鮮蠶種製造業組合中央會　本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の

弊害を矯正し、共同の利益を增進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を蠶絲會館內に置く。而して各道組合中左の四道は重要物產同業組合令に依り設立せられたもので、其の他の各道組合も同令に基き設立準備中である。

京畿道蠶種製造業同業組合、忠淸北道蠶種製造業同業組合、平安南道蠶種製造業同業組合
平安北道蠶種製造業同業組合

ニ、朝鮮製絲協會　本會は會員の營業上の弊害を矯正し共同の利益を增進するこ共に朝鮮蠶絲業の改良發達に貢獻するを目的こして大正十五年十二月三日創立し、事務所を蠶絲會館內に置く。

ホ、朝鮮桑苗組合聯合會　本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を增進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を蠶絲會館內に置く。

水利組合及關係團體

一、水利組合　朝鮮水利組合令は大正六年十月一日から施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴つて一部の改正を見た。朝鮮水利組合令の概要は左の通である。

イ　目的　水利組合は法人であつて、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的こする。尙土地改良を目的こする水利組合は、當分の內組合區域內の農事改良に關する施設をも爲すここが出來る。

ロ　區域及組合員　水利組合事業の爲利益を受ける土地を以て其の區域こする。而して灌漑排水又は土地改良を目的こする組合は、畓及畓に變換すべき田若は未開墾地等の所有者を、又水害豫防を目的こする組合は、畓田畓の所有者及事業の爲利益を受ける家屋其の他の工作物の所有者を以て其の組合員こするのであるが、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約をした者、並に公有水面埋立の免許を受けた者は、之を土地所有者こ看做されるのである。

ハ　設置合併分割廢止又は組合區域の變更　水利組合の設置は組合員たるべき者の中五人以上の者が創立者こ爲つて組合規約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域こなるべき地の總面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て、朝鮮總督の認可を受けなければならない。但し公有水面を組合區域に包含する場合には尙公有水面以外の土地の所有者の三分の二以上にして、公有水面以外の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得るここゝなつて居る。又組合の合併・分割・廢止又は區域の變更をなさんこするこきにも、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けなければならないのである。

ニ　機　關

（一）　組合長及組合吏員　組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしめ、特別の事情ある組合に於ては組合規約に依り副組合長・理事・出納役・

技士長又は委員を置くことを得る。

(二)　評議會　評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合規約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徵收・起債其の他重要事項の諮問機關である。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

(ホ)　經費　水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨するが、之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課する。卽ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在つては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課する。尙夫役は水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者にも組合區域内に居住し其の利益を受くる者に對し之を賦課することゝなつて居る。又組合の區域を擴張した場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徵收し、又其の他營造物の使用に對して使用料を徵收し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得るものである。

(ヘ)　監督　水利組合は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次に朝鮮總督が之を監督することゝなつて居るが、府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次に於て道知事、第二次に於て朝鮮總督が之を監督する。又組合の區域二以上の道に亙るときは、第一次が朝鮮總督の指定したる道知事、第二次が朝鮮總督である。尙二百町歩を超

えない水利組合に對する朝鮮總督の監督權は之を道知事に委任せられて居る。

昭和十三年三月三十一日現在に於ける組合數は百八十九箇所、蒙利面積總計は二十二萬九千三十五町歩、工事費合計一億二千二百餘萬圓である。

二、水利組合聯合會　二以上の水利組合共同事業を爲すの必要あるときは其の協議に依り朝鮮總督の認可を受け水利組合聯合會を設くることを得る。聯合會は法人で事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずることゝなつて居る。而して現在に於ける聯合會としては財政整理を主たる共同目的とする陽東水利組合外三十四組合を以て組織する更生水利組合聯合會がある。

三、朝鮮土地改良協會　朝鮮土地改良事業の發達を圖り會員相互の共同の利益を增進する目的を以て、全鮮百八十九の水利組合を會員とし、昭和十三年五月成立した同協會は、其の事務所を京城に置き全鮮十三道に各支部を設けて居る。

米穀倉庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の增加と品質の改良とに伴ひ年と共に著しく增加してゐるが、農家の經濟は極めて貧弱なると金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情であつて、之が爲內地市場及農村に惡影響を及ぼすこと

一、農・業・倉・庫

農林・産業組合等を其の經營主體とする。昭和十四年八月末現在の狀況は左の如くである。

道府縣	名稱	設立場所	倉庫數	收容力
北海道	産業組合	石狩	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	空知	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	上川	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	留萌	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	宗谷	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	網走	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	十勝	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	釧路	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	根室	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	胆振	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	日高	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	渡島	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	後志	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	檜山	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	奥尻	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	利尻	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	礼文	一、三五〇	一、三五〇、〇〇〇
北海道	産業組合	天鹽

一六　林業

昭和十三年十二月末現在林野の總面積は約一千六百三十二萬町歩を算し、全土の七割三分強を占めてゐる。然るに古來林政不備、封山の如き特殊保護林を除くの外は、公山と稱して人民の自由採樵に委したので、到る處濫伐を行ひ、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、爲に其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠江・豆滿江の流域等に於て林相を保つたに過ぎない。其の結果、産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかつた。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理增殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衞生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を制限し、又永年禁伐林讓與の途を開きて愛林の美風を助長するに努め、或は造林貸付の制度を設け造林事業促進の策を講じた。其の他毎歳年中行事として記念植樹を行ひ又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ或は保護指導機關の充實を圖つて來たので、年と共に林地・林相が革まり、最近の林相を示せば次のやうである。

林相別面積（昭和十三年十二月末現在）

立木地	二、三三 千町	散生地	二、一〇二 千町	無立木地	一、六六 千町
其の他	一、三五五 千町	合計	一六、三二六 千町		

國有林野の保護

國有林野の保護に就ては、當初營林廳所管林野に對しては、其の支廳及派出所等をして之に當らしめたが、十分な成績を擧げ得ざる狀態であつたので、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、爾餘の林野に付ては、明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任ぜしむると共に、要存據定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを甫め、爾後之を增設して六十五箇所とし、且一部の地方に付ては大正二年十二箇所の山林監視所を特設し、林野の保護に當らしめた。之に憲兵及憲兵補助員（但大正十一年以降は警察官駐在所に併設し其の駐在巡査をして普通警察事務の傍山林監視の事務を管理せしむ）を配置し、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至るや、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむると共に山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を增設し、更に昭和二年二箇所を增設した。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至つたので、其の保護區も亦道に移屬せしむると共に既設保護區の一部を廢合したが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見更に昭和十二年四月道所管林野の一部を營林署所管に移管し、營林署二箇所（京城・城津）を新設した。其の結果現在（昭和十三年十二月）の國有林野所管別保護機關配備狀況は次の如くである。

所管別	道	各林署	計
国有林野	一、四九〇町 一、三五〇町	三、八五一町 三、八五一町	五、三四一町 五、二五一町
林野保護組合	一、四九〇町 一、三五〇町	三、八五一町 三、八五一町	五、三四一町 五、二五一町
保護森林	三、四四町 三、四四町	三、一三五町 三、一三五町	三、一三五町 三、一三五町
同上 森林主事	二、八人	二、三五町 二、三五町	三、一三五町 三、一三五町
同上 森林保護組合	一、八人	三、五六町 三、五六町	三、五六町 三、五六町
同上 森林保護員 計	四四人	三、四四町 三、四四町	三、五六町 三、五六町

備考　一、林野面積中括弧内は不要存林野を内示す。
二、保護組合及森林組合中括弧内は北海道開拓使許認に依り設置せるものを内示す。
三、道所管林野中保護組合の配備なき林野一一〇万町歩に対しては部落有勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に当らしめつゝあり。

而して此等の保護職員に対しては大正十三年庁令第三十三號に依る司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に当らしめてゐる。尚は此等保護機関の活動と相俟て保護の徹底を期すら爲、森林令に於ては地元住民に対し國有林野の保護を命じ、連帯してその責を負はしむると共に保護の報酬として林産物の一部を譲與し得らの制を設け、昭和十三年十二月末迄に七百七十三件、面積四百七十七萬町歩に対し此の命令を發し現に實施中であらが、之が保護義務の履行に當つては受命地元住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めてゐる。此の外朝鮮の特殊事情に鑑み一般地元住民等に対し警林思想の涵養普及を圖る必要があらから、此等に対してはビラ、ポスター、紙芝居及活動寫眞等各種の宣傳施設を進めつゝあら。

民有林と奬勵施設

民有林の概況　民有林野は公有九十九萬町歩、寺利有十八萬町歩、私有九百六十三萬町歩、計一千八十萬町歩にして此の外不要存國有林野百萬町歩中八十三萬町歩は森林令に依り漸次民有に移管するを以て、將來に於ける民有林野は一千百六十三萬町歩に達し林野全面積一千六百三十三萬町歩の約七割に相當する。昭和十三年末民有林野中立木地は七百八十二萬町歩に過ぎず、散生地百二十九萬町歩及未立木地六十三萬町歩は、今後人工を加へゝは天然力に依り造林を要する區域にして、内二十三萬町歩は砂防工事を要する荒廃地である。

樹種の分布を見るに、針葉樹林（殆ンアヵマツ林なり）は立木地の約六割ゝ、散生地の大部分ゝを占め、林相概ね不良にして、一町歩平均の蓄積は不要存林野は十六尺綛、公有林野は三十四尺綛、寺利有林野は六十六尺綛、私有林野は三十八綛にして總平均三十尺綛に過ぎず、以て林況の概況を窺ふに足るのであらがこを總督府施政當時に比較すれば實に長足の進歩にして、當時中部以南各道の林野が荒廃の極に達して居たのに比し、今日は大體綠化の第一階段を了したゝ云へら。

民有林の奬勵施設

1　民有林指導方針　民有林の指導奬勵に付ては昭和八年一月民有林指導方針大綱を制定し、爾來茲ら

本方針に依り各般の施設計畫を進めて來たが、近時各種産業の急激なる發達に伴ひ、各種用材充足の要切實となり、一層林力の涵養が急務となつたので、昭和十三年七月前方針の一部に適當なる改訂を加へ同時に施業の合理化竝に林利の增進を圖る爲必要なる事項を追加補正し、以て民有林奬勵上の基準とした。其の要綱は左の通である。

イ　造林奬勵に關する事項　民有林の造林は先づ以て燃料の供給を豐にし且治水の效果を全からしむるここを主眼とし林叢の構成、林相の改良に努むると共に木材需給の趨勢に鑑み用材林の造成に意を用ひ、尙特種樹種の增殖を圖ること

ロ　伐採指導に關する事項　林木の伐採は森林取扱に對する各種の弊害を矯正し實行容易且更新確實にして收穫を增加する方法に依り之を指導し以て森林の保續と地勢の安定とを圖ること

ハ　森林保護撫育に關する事項　森林の保護は現に農用林産物の不足と之が供給の圓滑ならざる狀況に鑑み農用林野の施設擴充及林野共同保護の助長發達に努め、更に火田急斜地開墾其の他林野荒廢の原因と爲るべき各種の弊害を矯正し地元民の自覺を促し以て森林保護撫育の萬全を期し併せて燃料の節約及速成林の造成を圖ること

ニ　森林利用に關する事項　木材利用の合理化を圖ると共に未利用林の開發を促し且木炭の增産其の他林産副業の奬勵に努め之が販路を開拓し以て林利の增進を圖ること

2　造林奬勵　李朝時代林政不備であつた爲め各地森林の荒廢を來たし、僅に鴨綠・豆滿兩江流域及び奥地脊梁山脈地方に見るべき林相を殘すに過ぎないので、統監府時代より既に造林及調査の端緒を啓いたが、總督府施政後積極的施設の方針を採り、明治四十四年森林令を發布し、各般の施設計畫漸く其の緖に著くに至つた。

明治四十年以降國費を以て京城附近その他に造林を行ひ又各道費及面をして模範的に造林を實行せしむると同時に國費又は道費を以て養成したる種苗の下付を行ひ一方國費、道費を以て技術員を設置して殖林事業を指導せしむる外或は不要存置國有林野は造林貸付の制を設けて一般希望者に貸付し、造林事業成功の後無償にて讓與することゝし殖林手引、樹苗養成指針、借地造林手引等の印刷物を配付し、記念植樹を實行する等鋭意斯業の指導奬勵に努めて居る。

斯くの如く愛林思想と造林事業とは年と共に向上進展し、漸次人工造林の增加を見るに至り、更に大正十四年以降國庫及道費より補助金を交付して造林の促進を圖りたる結果、最近一箇年の造林本數二億本、播種量百萬立を算するに至つた。尙昭和十三年七月時勢の推移に鑑み指導方針の改訂を行ひ一層林力の涵養と林利の增進を圖ることゝした。かくて今後造林事業は大いに革新せらるゝ見込である。施政以來昭和十三年迄の累計造林本數五十二億萬本、播種量六百萬立に達して居る。

3　記念植樹　愛林思想の涵養、植林事業奬勵の爲、明治四十四年併合後第一回の神武天皇祭日を期し全鮮に植樹を實行せしめ、相當の好結果を收め得た。爾來年中行事の一として每歲同日を期し、官公署、學校、其の他の諸團體が中心となり一般有志參集の下に擧行し、植栽地は當初官公衙、學校構內、

部落附近等を主としたが、後には面有林共の他の林野に對しても廣く之を行ひ、今や全鮮緑化運動の年中行事として益々盛況を呈して居る。植栽樹種はアカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・クリ・白楊類等がその主なるもので、第一回より第二十九回に至る植栽本數は實に五億六千餘萬本、播種量一萬七千立に達した。

4　用材林造成事業　近時各種産業の進展特に纖維工業の勃興竝に金、石炭等地下資源の開發に伴ひ木材の需要頓に增加し、而もこの需要は今後益々遞增の趨勢にあるから、國策上速に用材林の造成を圖り、用材供給の圓滑を期する必要がある。仍て昭和十二年以來實施中の民有林野利用區分調査の結果全鮮を通じて得らるべき要人工造林地三百萬町歩中、差當り百萬町歩の林地に對し、昭和十四年度より二十年計畫を以て用材林造成の助成を行ふこゝとした。之が實行に就いては林野所有者に對し造林費の一部を補助する外、道に補助金を交付して實行指導竝に管理職員を設置せしめ、專ら造林の指導竝に施業の的確を期し以て成林の確實木材供給の潤澤を圖らんとするものである。

5　造林補助事業　民有林野中未立木地及散生地五百四十萬町歩（將來民有となるべき國有林を含む）の內、採草地及放牧地八十萬町歩、天然造林及造林成功を條件とする國有林野の貸付制度に依り漸次成林せしめ得る見込のもの二百九十五萬町歩、自力を以て造林を行ひ得べき見込のもの四十九萬町歩を差引いた百十六萬町歩に對しては、大正十四年度に造林補助事業を開始したが、尙外に全鮮各地に散在する休閑荒蕪地約十六萬町歩に就ても治水上急速造林の必要を認め、併せて百三十一萬町歩に付大正十五年度以降三十箇年間に造林補助金を交付して造林の完成を期することゝし爾來引續き實行中である。而してこの補助率は苗木代の約半額で、本事業開始以來昭和十三年度迄の國庫補助額は五百五十六萬圓、造林本數は十二億餘萬本、播種量は四百五十五萬立に達して居る。

6　營林監督　林野荒廢の實情に鑑み、營林監督は特に周密に行ふの必要がある。かくて各種の助成策を講ずると共に國土の保安、危害の防止、水源の涵養其の他公益上必要ありと認むる林野は之を保安林に編入した。其の昭和十三年末現在面積は四十一萬町歩で總林野面積の千分の二十强に當つて居る。又林政上必要ある場合は森林の所有者又は占有者に對し、營林方法を指定し若は造林命令を行ふ外、更に地方長官は森林の使用收益に關する弊害を矯正し、若は害蟲を驅除豫防する爲道令を發布して一定の行爲を制限することゝし、之が專掌機關として現在國費支辨の森林主事、道費支辨の產業技手地方森林主事、地方森林主事補等、合計一千五百餘名の職員を配置し、專ら營林の監督森林の復舊增殖に努めて居る。尙西北鮮の火田地帶には昭和十二年度國費を以て郡森林主事、郡森林主事補を配置し、專ら新墾の取締に當らしめ火田の擴大防止に努めつゝある。

7　農用林地の設營　燃料、肥料及家畜の飼料は、農家の生活及營農上必要な物資であつて、之が供給を豐にすることは農山村振興上のみならず治山上極めて緊要である。而して此等農用林產物の農家一戶當年消費量は約四千貫、此の價格七、八十圓に達して居る。然るに全鮮農家の內、林野を所有する農家は民有林指導方針の徹底勵行に依つて之が取得上不自由ないが、林野を所有しない約百萬戶に達

する細農は、前記農用林産物の取得困難であるばかりでなく自給肥料の増産、有畜農家の奨勵等にも大なる支障を來すこゝなるから、此等の林野を有たざる農家に對し、安易に農用林産物供給の方途として農用林地を設定せしむることゝし、昭和十年度以降各道一齊に之が設定に着手したが、就中京畿道以南七箇道及黄海道の八箇道は國庫補助に基き既に四萬町歩の設定を了して居る。然るに農用林産物の供給は自力に依る林野の購入、借地、林主との協定地主の林野提供、勞物との交換等奨勵的手段に依つて合理的に取得可能なるものは之を助長することゝし、此等の方法に依るも更に取得の方途なき約五十九萬戸に達する細農に對しては、面農會等に於て農用林地を設定し、極めて廉價に農用林産物を供給せんとするものである。尚一戸當所要林野面積は約二町歩と想定せらるゝが、林野の分布狀況に鑑み一戸平均一町歩を標準として居る。

8　民有林野利用區分調査　民有林野は廣袤一千餘萬町歩を占め其の地域廣汎なるも荒廢林多く、國土の保安、林産物の需給等の爲一層之が保護培養に努むるの要あると共に防風其の他特殊の目的の爲、森林として益々其の效用を發揮せしめなければならぬ。然るに民有林野中には、森林として存置の要なきものも相當に存在せらるゝが、兩者の區分明瞭ならざる爲林政上並に國土利用上數多の支障があるので、昭和十二年度以降十箇年計畫を以て全鮮の民有林野に付、森林として存置を要する地域と否らざる地域との區分調査を行ひ、前者に付ては更に要保安林編入地、要開墾禁止制限地及要營林方法指定地等を區分して林政上の資料とし、後者は之を開放して農耕の用に供し得るの途を開き各種産業の綜合的發達に資しつゝある。

9　未利用林の開發助成　民有林野中には既に利用期に達せるに抱らず運搬設備不充分なる爲徒に森林蓄積の死藏せるもの尠ない。然るに近時各種産業の發達、殊に纖維工業の勃興竝に金・石炭等地下資源の開發に伴ひ、木材の需要增大して之が供給不足に愈深刻を加へつゝあるから、速に之が利用開發を圖るの必要あり、昭和十一年度以降國庫補助金を交付して林道の開設を助成しつゝあるが、昭和十三年度迄に開設せるもの二六線延長二百二十三粁、今後開設を要するもの百四線延長一千三百二粁である。

10　林産物　林産額は全鮮を通じて最近一箇年一億圓以上に達し、その殆ど全部が鮮内に於て消費されるが、猶ほ年々多量の用材・竹材・竹製品等の輸移入を見、輸移出としては少量の用材・木炭・栗實を擧げ得るに過ぎない。昭和十三年に於ける林産額は約一億五千七百萬圓その内譯は、用材三千二百九十三萬圓、薪材三千四百二十三萬圓、枝葉其の他の林産燃料四千九百五萬圓、竹材三十六萬圓、木炭五百六十九萬圓、肥料原料及家畜飼料二千五百五十萬圓、其の他の副産品八百九十九萬圓である。

11　林産副業　朝鮮に於ける林産副業は木炭を始めとしクリ・クルミ・ウルシ・五倍子・松脂・アベマキ皮・カシワ皮・椎茸・カウゾ・キリ等頗めて有望なるもの多く、又林産副業の基礎たるべき空閑地は全鮮到る處に散在するが、從來地方需要の充足を主たる目的としたに過ぎず、之が生産販賣等に就いて全く統制を缺きたる爲其の産額に於て見るべきものがなかつた、是に於て昭和九年林産副業奬勵

計畫要綱を樹立して之が奬勵に努力しつゝある。昭和十三年の副産物生産額は九百四十五萬圓に過ぎず、尚大に增産の餘地がある。

砂防事業

國費繼續砂防事業　荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものであるから、先づ試驗的に小規模の事業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度から忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、水源涵養造林事業として錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ、更に同八年度から年額十萬圓の補助金を慶尚北道及全羅北道の各地方費に交付し、洛東江流域の一部竝に鰐津江流域中の荒廢山野に於て同樣の事業を開始せしめ、同十年度迄に砂防工事八百九十六町歩、苗木植栽本數四百七十萬本竝に施行區域内の未立木地に對しては普通植栽二萬一千三百町歩、五千百八十五萬本の植栽を實行した。將來治水上復舊を要すと認むる地域卽ち主要河川流域荒廢地四十七萬町歩中約二十三萬五千町歩を第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこゝとし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り、特に當面の急施を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手した。

處が財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の狀態に陷つたが、斯くては治山事業の完成を期する事が出來ないから、從來の普通植栽及天然雜樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることゝし、砂防事業は全鮮十一萬七千百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を、大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者と地方費協力の方法に依り實施することに計畫を改めたのである。

然るに產米增殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々施行中の治水事業の效果さへ減殺すると共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しいので、少くとも砂防事業を鐵道水利土木等の事業と竝進させることの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を增加し速に砂防事業の進捗を期することゝし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に復舊することに計畫改訂を爲し、既に議會の協贊を經たる既定繼續費の年限卽ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年に短縮施行することゝし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することに變更した。大正十一年度以降昭和十年度に至る十四箇年間に於ける砂防工事面積一萬三千六百九十五町歩、植栽本數五千八百四十四萬九千本である。（昭和十年度分には第二期計畫の分を含む）

窮民救濟砂防事業　抑砂防事業の目的は治山・治水に在るのであるが、その經費の大部分は勞銀であるから窮民救濟上最も好適の事業である。併しながら財政の關係上國費を以て悉く之を實施することは

困難であるから、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黄海道を除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債を認め、一萬一千二百五十町歩の砂防事業を施行して窮民救濟に着手したが、昭和六年度は年度中途より着手したのこ、諸準備の爲豫定の進捗しなかつた爲、年限を一箇年延長し昭和九年度に於て完成したのである。而して之が施行箇所はこの事業が元來救濟を目的こした關係上、必ずしも林野荒廢の程度のみに依らなかつた爲、勢ひ各地に分散し昭和六、七兩年度は黄海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所、昭和八年度は同百五十二箇所、昭和九年度は五十九箇所に於て實施したのである。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の效果は勿論、昭和六、七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を撒布した爲、直接地元民の生活を安定させたばかりでなく、納稅成績及貯蓄心向上・勤勞精神作興・色服着用・溫突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的の效果頗る顯著なるものがあり、爲に昭和八年度を以て終了する筈の本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものがあつたので次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て之を實施するこゝした。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度以降昭和九年度迄四箇年間に、施行面積一萬七千二百六町歩、出役延人員一千百十萬七千三十三人、人夫賃金五百九萬四千五百五十三圓である。而して本事業資金としての起債に付ては五箇年据置十五箇年元利均等償還を爲すものであつて、國庫よりは右元利金の八割を地方費に補助するものである。

第二次窮民救濟事業（地方費）

第一次窮民救濟砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運こなつたが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救濟事業を要望するこゝ切なるものがあり、且昭和八年夏季各地に豪雨があり、洪水氾濫して水害甚しく一層疲弊の度を深めたるの觀ありたるに基き、之が救濟の爲一年度限りこして第一次の事業こ同樣の方法に依り第二次窮民救濟砂防事業を實行したのであるが、其の道別割當を表示せば左の通りである。

第二次窮民救濟砂防事業道別割當表

道名	事業費總額 円	施行豫定面積 町	勞銀撒布見込額 円	勞働者使用豫定人員 人
京畿	三五〇,〇〇〇	六四〇	二四五,〇〇〇	五四五,三三三
忠北	一六五,〇〇〇	三〇〇	一一五,五〇〇	二五六,六六六
忠南	二一〇,〇〇〇	三八〇	一四七,〇〇〇	三二六,六六六
全北	二一〇,〇〇〇	三八〇	一四七,〇〇〇	三二六,六六六
全南	二四〇,〇〇〇	四四〇	一六八,〇〇〇	三七三,三三三
慶北	六八〇,〇〇〇	一,二四〇	四七六,〇〇〇	一,〇五七,七七七
慶南	四六〇,〇〇〇	八四〇	三二二,〇〇〇	七一五,五五五
黄海	九〇,〇〇〇	一六五	六三,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
平南	七五,〇〇〇	一四〇	五二,〇〇〇	一一六,六六六
平北	五〇,〇〇〇	九〇	三五,〇〇〇	七七,七七七
江原	八〇,〇〇〇	一四五	五六,〇〇〇	一二四,四四四
咸南	七〇,〇〇〇	一三〇	四九,〇〇〇	一〇八,八八八
咸北	三〇,〇〇〇	五七	一四,〇〇〇	三一,一一一
計	二,七〇〇,〇〇〇	四,九二七	一,八九〇,五〇〇	四,二〇〇,八八二

時局應急施設砂防事業　經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最も憂慮すべき狀態に在つて、之が救濟は一日も忽諸に付し得ない狀態であつた。砂防事業は廣大なる地域に於て各地に分散施行するこゝが出來るが、勞働者を集中せず、離農者を出さない程度に於て施行し得られるばかりでなく、經費の大部分は勞銀であり、且直營事業なる爲一切の中間搾取がないから、窮民を直接救濟する上に最も適當の事業である。かくて昭和七年九月以降この窮民救濟を主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るこ共に生活並に營農の資金を收得せしむるこゝとした。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓であつて、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の實狀に鑑み、工事並に植栽とも事業費を以て支辨するこゝとした。而して道地方費事業は窮民救濟事業資金と同一方法に依り起債を爲し、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものである。

昭和七年度は全鮮に亙り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年と同額であつたが、幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施した。既往に於ける實行成績を示せば左の通りである。

	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度（國費）
施行箇所	百九十九箇所	百五十八箇所	三十九箇所
同　面積	四千二百四十二町歩（淡川工事のみ八百町歩）	五千百四十四町歩	九百三十二町歩
出役延人員	三百三萬二千四百九十九人	二百六十三萬六千五十三人	五十二萬二千八十九人
人夫賃銀	百三十六萬二百二十圓	百二十九萬二千四百二十圓	二十四萬八千七百十五圓

第二期砂防事業計畫の概要　前述の如く砂防事業第一期計畫は昭和十年度を以て終了の運となつたが、尚砂防事業を必要とする荒廢林野は十九萬六千町歩（外に林間裸地五萬三千町歩）の大面積に上り、之が爲年々洪水の被害を繰返し治水上一日も放置し得ない狀況に在つて、之が根本的對策として砂防事業の急施に依り荒廢林野の復舊を圖る事は最も緊要なばかりでなく、多額の勞銀撒布を伴ふので大水害に依つて極度に疲弊した農村の救濟上效果顯著である事は勿論、年々內地に渡航する勞働者に適當の生業を與ふる結果、其の渡航を緩和する効もあるから國庫及道の財政狀態を考慮し、昭和十年度以降十五箇年計畫を立て、差當り急施を要する箇所中國費及道費を以て十二萬七千百八十町歩の砂防事業を左の通施行するこゝとした。

年度		國費事業 金額	國費事業 面積	道費事業 金額	道費事業 面積	洛東江流域事業 金額	洛東江流域事業 面積	計 金額	計 面積
		円	町歩	円	町歩	円	町歩	円	町歩
昭和十年度	右の內容規格	六〇〇、〇〇〇	一、〇四〇	一、三六六、八〇〇	三、一六七	二、七四三、五〇〇	五、九〇〇	四、六一〇、三〇〇	一〇、一〇七
自昭和十一年度 至昭和十八年度	每年	八〇〇、〇〇〇	一、四五五	一、三六六、八〇〇	三、一六七	二、七四三、五〇〇	五、九〇〇	四、八一〇、三〇〇	一〇、五〇二
自昭和十九年度 至昭和二十年度	每年	八〇〇、〇〇〇	一、四五五	一、三六六、八〇〇	三、一六七	二、五九三、五〇〇	五、五八〇	四、六六〇、三〇〇	一〇、一八二
自昭和二十三年度 至昭和二十四年度	每年	八〇〇、〇〇〇	一、四五五	一、三六六、八〇〇	三、一六七	—	—	二、〇六六、八〇〇	四、六〇二
計		七三〇、〇〇〇	一、三〇五	一、三六四、八〇〇	三、一六二	—	—	一、九八四、八〇〇	四、四六七
		一一、七三〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	一九、〇〇〇、〇〇〇	四七、五〇〇	二七、二八六、二〇〇	五八、六八〇	五八、〇〇六、二〇〇	一二七、一八〇

二、一般道路事業　（町道認定人件費を含む）　四千二百万円

翌昭和十二年度以降は事業実施地区内の町道改良工事を行なう予定であるが、現在のところ具体的な計画はない。

三、治水砂防事業　（町営繕費人件費を含む）　六千五百万円

治水砂防事業は、昭和十一年度四〇〇円、同十二年度以降三七〇〇円）

一、国営繰越事業（元高八千六百八十町歩）　一、三六〇、〇〇〇円

国営干拓事業は、昭和十一年度から着工し、同十二年度以降は工事施行を必要とする地域が三高九千五百町歩中、国営繰越事業（元高八千六百八十町歩）、民営防砂事業（七高九百七十町歩の地域で砂防事業を施行しつつあるが、元利金の八割相当額を町費負担とする。）

二、国営干拓事業　（四千九百七十六町歩）

国営干拓事業は、昭和十一年度から着工し、同十二年度以降は工事施行を必要とする地域が三高九千五

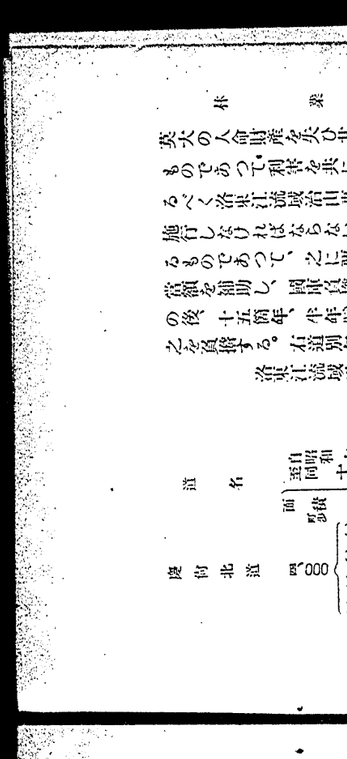

英大の人命財産を失ひ非の惨状は実に見るに忍びないものがあつた。是は全く流域林野の荒廃によるものであつて、利害を共にする庁府・北海道は相提携して本流域の治山に依り被害の根本的防除を図るべく治水江流域治山非業計画を樹立したものであるが、これは北海道管内荒廃林野中国県造林を以て施行しなければならない地域を除き、全面積五万八千六百八十町歩を次表の通十箇年に完成せらるもので、之に要する資金の八割は道に於て起債之が利子及償還額に対し国庫より七割五分相当額を補助し、国庫負担に関する分に付いては一箇年据置、爾後均等に依つて償還するものである。

治水江流域砂防非業計画表（十箇年）

地域	面積	経費	備考
五百町歩	五、〇〇〇町歩	一、八五〇、〇〇〇円	地域図総面積五万八千六百八十町歩
昭和十二年度以降十箇年継続事業	五、〇〇〇町歩	一、八五〇、〇〇〇円	地元負担金額
昭和十九年度	五、〇〇〇町歩	一、八五〇、〇〇〇円	道費負担額
計	二五、〇〇〇町歩	九、二五〇、〇〇〇円	国庫負担額

之を摘要すると、右道別年度別計画表は次の通りである。

洛水江流域砂防非業計画表（十箇年）

年度	面積	経費			
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
五百町歩 昭和十二年度以降	五、〇〇〇町歩	一、八五〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
昭和十九年度	五、〇〇〇町歩	一、八五〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円
計	二五、〇〇〇町歩	九、二五〇、〇〇〇円	六、二五〇、〇〇〇円	一、七五〇、〇〇〇円	一、二五〇、〇〇〇円

尚総経費の二割相当額は地元負担金額に於て償還するものである。

道費負担額に属する分に付いては五箇年据置、爾後均等に依つて償還するものである。

本事業は洛東江流域非業と同様非業終費の六割相当額を想定額の際国庫から補助し、道と地元負担金額には各々二割を負担させるものである。

四、江原道東海岸沿線砂防非業（町部落費人件費を含み三七〇回）

延べ全道の殆ど中央にある東海岸沿線の治線には約二万二千町歩の荒廃林野があつて、中でも江原道内にある荒廃林野は霖雨毎に夥しい土砂を流出して甚しく河床を高め、前例に徴しても、此の復旧を図ることは鉄路及橋梁を脅かすことになるので、交通保全の為速かに之が復旧の要あるを認め、昭和十二年度以降十箇年に約五千町歩の荒廃地に対し、左の通砂防非業を施行することゝした。

本事業は洛東江流域非業と同様非業終費の六割相当額を想定額の際国庫から補助し、道と地元負担金額には各々二割を負担させるものである。

林業	年度	金額	施行面積
五百町歩 昭和二十二年度以降	毎年度	一八五、〇〇〇円	五〇町歩

年度	金額	施行面積
同昭和十二年度	一七六、二二〇円	四、九七六町歩
同十三年度	一八四、一二〇	四、七六六
計	一、〇〇〇、〇〇〇	二四、〇〇〇

五、民営砂防事業（町営縮良人作費を含む一四〇回）

金華に亙つての荒廃林野中には、頗る峻かで荒廃の程度も低いものが約一萬七千六百町歩あるアカマツ広葉樹林地であつて、其の他の地被物を缺如した所謂林間裸地が約五萬三千三百町歩あつて、何れも現狀の儘永く放置するときは年々共に荒廃の度を增し、或は土砂を流出して沿山沿水の荒廃を助長するの虞があるので、國費及道費砂防事業に依り施行して復舊せしめるこゝにしたが、之等林野は比較的荒廃の程度が輕微なので、國又は道から相當助成するときは一戸當約であるから、左の通實施するこゝに計畫を樹立した。

本計畫は昭和十二年度以降十五箇年に亙つて實施するもので、事業費の七割は國庫から補助し、二割は道、一割は林野所有者又は關利者に負擔せしむるこゝ。尚本事業は林野の狀況が一般砂防地と其の趣を異にし、又之等林野の利用狀況等を見ても他こゝ異らので、砂防事業令は之を適用しない。（國及道の負擔は道費事業と同樣想定に依る）

年度	金額	施行面積
同昭和十二年度	五一、〇〇〇円	三、五〇〇町歩
十九年度	八四、〇〇〇	六、〇〇〇
十六年度	八〇七、八〇〇	五、七七〇
十五年度	九九三、八〇〇	七〇、九七〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	八四、〇〇〇

六、災害林地復舊砂防事業（町営縮良人作費を含む一、〇〇〇回、江原道八〇〇回）

昭和十一年八月中旬の豪雨と八月下旬南鮮地方に襲來した猛烈な颱風及之に伴つた豪雨に依つて、京畿・忠北・全北・慶北・慶南及江原の六道管内で約四千町歩の林野が崩壞し、激烈な土石流の爲下流地方は夥しい被害を蒙つた。是等崩壞林地を此の儘放置するときは、今後豪雨毎に周圍に擴大して再び大洪水の原因になる處があるので、特に急速復舊を要するこゝ認められる一千八百十町歩に對し、復舊計畫を立てた。本計畫は三箇年に事業を完成するものであつて、國有林野に對しては國庫から全額を補助し、其の他の林野に對しては八割を補助し、道費は二割を負擔するものである。

災害林地復舊砂防事業道別年度別表

道名＼年度	同昭和十二年度 総額	同昭和十二年度 施行面積	昭和十四年度 総額	昭和十四年度 施行面積	計 総額	計 施行面積
忠清南道	三五、〇〇〇円	三、五〇〇町歩	三五、〇〇〇円	三、五〇〇町歩	七〇、〇〇〇円	七、〇〇〇町歩
全羅北道	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四、〇〇〇
慶尚北道	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四、〇〇〇
計	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	五、五〇〇	一五五、〇〇〇	一五、五〇〇

道名＼年度	自昭和十二年度至同十三年度 總經費 円	自昭和十二年度至同十三年度 施行面積 町歩	昭和十四年度 總經費 円	昭和十四年度 施行面積 町歩	計 總經費 円	計 施行面積 町歩
慶尙北道	二一〇、〇〇〇	一一〇	二一〇、〇〇〇	一一〇	三三〇、〇〇〇	三三〇
慶尙南道	一五〇、〇〇〇	一五〇	一五〇、〇〇〇	一五〇	四五〇、〇〇〇	四五〇
江原道	一五六、〇〇〇	一九五 (八〇)	二三二、〇〇〇	二九〇 (九〇)	五四四、〇〇〇	六八〇 (二五〇)
計	五四一、〇〇〇	五八〇 (一〇〇)	五九二、〇〇〇	六五〇 (一〇〇)	一、六七四、〇〇〇	一、八一〇 (三〇〇)

備考　一、括弧内は國有林關係の分を示す。
　　二、一町歩當經費江原道八〇〇圓、其の他は一、〇〇〇圓とす。

造林貸付竝に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法では單に部分林又は貸付の制を設けたのに過ぎないが、現行森林令は朝鮮の現狀に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設けた。卽ち本制度は一般に造林を奬勵し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものであつて、造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に讓與するの特典を開いたものであるが、爾來之が出願者激增し、逐年造林の進展を見るに至つた。今昭和十三年度末迄に於ける貸付處分累計は八萬六千二百六十七件、面積百六十一萬二千二百七十町歩で、內既に造林事業成功に因り讓與したものは五萬一千六十二件、面積八十八萬九千七百四十七町歩に達してゐる。

尙治山事業を促進すると共に用材林を造成し、以て林利の開發を計る目的を以て昭和十二年九月朝鮮林業開發株式會社の設立を見たので、之に對し昭和十二年度以降十箇年間に國有林野約五十萬町歩を貸付する豫定であるが昭和十三年度末迄に貸付せるものは十六萬二千二百五十八町歩である。

國有林野の實測調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策とするもの、又は飛地・境界複雜地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込であつて、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和十二年度末迄に調査の結果、要存の解除したもの七十九萬六千八百三十二町歩に達した。而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の內大學演習林其の他約十二萬町歩を除いた約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之を周到完全に管理經營せんとするものである。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積（造林貸付地及椽故林讓與出願地を除く）は五百二十三萬六千町歩であつて、其の內五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定した爲、境界の表示不明瞭であつて面積不正確であるから、北鮮開拓事業に依り整理處分見込面積三十萬町歩を除いた四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八箇年繼續事業として之を實測し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同樣昭和九年度以降八箇年繼續事業として價格を調査し、以て國有財產を確保すると共に、適時有利に處分し、森林收入の增加を

計るべく計畫を樹て着々實行中である、昭和十三年度迄に於ける實測面積百五十二萬七千七百七十町歩價格調査面積百五十三萬四千百八十四町歩である。

國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は（一）舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來つたが、其の林相民有と認むべき標準に達せざる爲林野調査に際し國有と査定せられたるもの（二）舊森林法の規定に依る地籍屆を怠つた爲土地調査に當り國有に査定せられたもの、並に古記又は歷史の證する所に依り往時寺社に於て緣故を有するも國有として査定せられたものである。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の狀態・占有の意思等も民有と異なるなきに拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査と土地調査と各適用法令を異にしたる結果所有權を認められなかつたもので、之が爲人民の怨嗟を招き、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適せざるのみならず、之を他に處分せんか、緣故者の生活を脅威する結果となり、民心を惡化せしむるの虞あり、又一方緣故者に在りては緣故林野の歸屬確定せざるため愛護の念薄く爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、之を各緣故者に讓與し、權利の確定を得しむるは林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別緣故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌昭和二年二月一日より之を實施するに至り、右緣故林野は擧げて當該緣故者に無償讓與することゝし、以て民心の安定と林野の改善促進を圖つた。但緣故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふもので、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩であり。之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定を樹て豫定の通昭和九年度を以て全部の處分を完了した。

國有林經營

沿革　國有林野中、國の經營に豫定せる要存置林野は約五百十九萬町歩（大學演習林として貸付濟の十二萬町歩を除く）に達する見込で、內鴨綠・豆滿四江の流域に屬する約二百十一萬町歩の林野（主として現在新義州・滿浦・江界・中江鎭・厚昌・新坡鎭・惠山鎭・茂山の營林署所轄區域）に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、專ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる增加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめて來た。然るに此等の事務事業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し國有林の經營・保護民有林の指導奬勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くると共に、從來の山林課出

張所・營林廠を廢して新に三十六箇所の營林署を特設し、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたが、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政を鞅掌せしむることゝした。而して昭和九年四月更に營林署一箇所及昭和十二年四月二箇所を增設し、道所轄林野の一部を之に移屬したので、現在營林署の管轄は約三百八十五萬町步に達し、大體元山林課出張所及營林廠の事務事業を繼承したもので、漸次施設の擴充を期してゐる。

次に森林經營の規準である施業案は從來は主として利用及造林上の必要に基き、應急的な簡易の調査に依り編成し來つたのであるが、最近木材を利用する各種の事業が勃興し、殊に製紙・人絹・人造羊毛無水酒精等の如き木材化學工業やベニヤ板・刳板・コルク板等濶葉樹の利用工業などが頓に旺盛となつて、其の原料供給の重要資源を包藏する國有林は頗る重大なる使命に直面し、輓近の進步せる林業技術を用ひて集約的な經營を必要とするに至つたので、從來の簡易調査を改め昭和十二年度よりは每年三十八萬町步宛を標準として精密な調査に依る施業案編成の實行に着手することした。

營林の狀況

イ、**所管面積樹種及材積**　營林署の所管林野は咸鏡南北・平安南北及江原道の五道に誇り、其の所管面積は約三百四十四萬町步であつて、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、濶葉樹三割を占めてゐる。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹では、テウセンマツ（紅松）タウヒモミ類（杉松）及テウセンカラマツ（落葉松）赤松等であつて、濶葉樹では、テウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・ヤチダモ及チノヲレカンバ等である。

ロ、**伐木運材及流筏**　鴨綠江流域では、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、豆滿江では咸鏡北道茂山郡、大同江では平安南道寧遠郡、所在國有林から主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類の丸太柚角電柱材を江原道東海岸森林からアカマツを伐出する外鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の濶葉樹をも伐出する。伐採は春より秋迄行ひ運材は十月迄は軌道に依り十一月以降は積雪を利用して專ら牛曳に依る。而して鐵道輸送に依るものゝ外當年伐採したものは翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するのである。

流筏は通例四月開始して五月より九月迄が最盛期で、十一月に終了するのが常である。之に從事する筏夫は作業困難な上流では內地人筏夫を使用し、下流では朝鮮人筏夫を使用して居るが近時朝鮮人筏夫の技倆上達し其の從事員數も漸次增加しつゝある。

ハ、**漂流木整理**　明治四十二年三月鴨綠江採木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは伐木公司に於て整理することゝし、更に大正三年委員を設け整理上同一步調を取ることを協定した。又同七年二月豆滿江の漂流木整理に付いても亦間島延吉道尹と商議して同一步調に依ることゝした。爾來以上の方法に基き整理して來たが、同年六月朝鮮

水雖救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關しては營林署長其の職務を行ふこゝとなつた。近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因つて、漂流木は著しくその數が減少して來た。

ニ、製材　鴨綠江流域に於ける生産材の過半を新義州營林署製材所に於て製材し、主として建築用材・鐵道枕木・箱材等を生産するの外、京城、江陵及江界營林署管内各一箇所の山地製材所に於て潤葉樹材を製材し、主として羽目板・床板等の加工品を生産してゐる。現在に於ける製材所の設備は工場數六（内新義州三）、動力九百三十馬力（内新義州七百七十馬力）を有し、その製材能力は一箇年原木二十六萬立米（内新義州二十五萬立米）、製材十八萬立米（内新義州十七萬立米）である。

ホ、販賣　國有林に於ける官行斫伐材は官營製材工場の資材に供するものを除き總て原木の儘賣拂ふものなるが之等の原木は主として賣拂地所在のパルプ工場及製材工場等の加工原料となり一部は電柱及枕木用材として夫々需要地に配給せらる。

官營製材工場に於ける製品の内軍需を初め專賣局煙草包裝箱或は鐵道枕木等の官公署用材に付ては之を直接供給し市場向製材に付ては特定商人をして之が賣拂に當らしめ一般需要に對し配給を行つて居る。

ヘ、立木拂下　立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上支障なき範圍内に於て年々一定の數量を限つて之を實行してゐる。最近五箇年間の拂下數量を掲記すれば左の通である。

立木拂下數量及價格

年度	材積	價格	年度	材積	價格
和昭九年度	一、五三四、三六三	二、二七一、〇三三	昭和十二年度	一、六五五、七五五	四、八二一、九四四
同十年度	一、四二三、六四一	二、三五三、四五三	同十三年度	一、八三〇、九一九	七、四三七、六四四
同十一年度	一、六三三、三六八	三、〇七八、〇一三			

ト、森林土木　森林土木は主として斫伐林地の開發・利用の集約增進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修、林道の開鑿及交通通信施設である。此等の施設は斫伐量の增加と共に逐年擴充されつゝあるが林地の變遷に伴つて其の數量は常に一定しない。

チ、森林鐵道　林産物の利用增進を圖る爲昭和四年度より同八年度迄の間に於て經費百十四萬九千圓を以て平安北道厚昌郡東興面南社水流域に森林鐵道四八・三粁（軌間二呎六吋軌條二十五封度）を敷設した。右の外北鮮開拓事業の一部として昭和七年度から惠山線及白茂線に連繫する森林鐵道（二三三・四粁）及軌道（二六四・九粁）を敷設し、尙山地に簡易製材工場を設けて、白頭山を中心とする北鮮の豐庫を開發する計畫の下に目下實行中で其の一部は既に完成して利用されてゐる。

リ、造林　國有林の造林事業は明治四十四年以來着手し林地の實況に應じて人工植栽又は天然生育等に依り實行して來たのである。卽ち人工植栽は未立木地の如き大部分天然生育不能なる箇所或は特に地

位優良なる林地に對して之を行ひ、伐採跡地の如きは成るべく天然生育に依ることゝして母樹の殘存を圖り、且天然下種に依る成林を容易ならしむる爲整地を行ひ又稚幼樹の成育を促進する爲成林撫育をなし以て更新の達成に努め其他附帶事業として播植地に對する補植、手入、防火線の設定、苗圃の經營を實行して來たのである。然れ共從來財政の關係上其の施設餘りに小規模にして、植伐の均衡上大いに考慮を要すべき狀態にありたるを以て、昭和十年度に於て造林計畫を改訂し以て將來の林利の保續を圖ることゝした。

然るに輓近各種産業の飛的躍進展に伴ひ用材の需要頓に增加し、而も今後益々遞增の趨勢に在りて造林事業擴充の要愈々緊切なるを認め、更に未立木地及散生地の造林計畫を樹立し、昭和十三年度以降二十年計畫を以て積極的に造林を實施することゝなつた。最近五箇年間の造林面積を掲記すれば左の通りである。

年度	新播植	天然生育補播植	天然下種	成林撫育	計
	ha	ha	ha	ha	ha
昭和九年度	九、四二七	—	八〇〇	一〇、八七二	二一、〇九九
同　十年度	四、九八〇	五、五〇七	一、二三二	一九、一五五	三〇、八七四
同　十一年度	四、五四二	八、〇七六	一、四〇〇	一九、〇〇四	三三、〇二三
同　十二年度	四、九七六	一〇、六二一	一、九五三	二六、七三〇	四四、二七〇
同　十三年度	五、四六六	一一、五九三	二、一二六	二六、三四九	五五、五三四

北鮮開拓事業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帶である平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豐山・三水・甲山及咸鏡北道茂山の八郡は所謂山地帶であつて、全管の七割即ち面積二百十六萬町步（約一千四百方里で內地四國地方の面積よりも尙廣大である）大部分は要存豫定國有林野を以て占めてゐるが、林相は良好で鮮內隨一の密林地帶を包藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成してゐる。併し乍ら從來交通運搬の利便を缺ぎ、爲に林木の伐出利用は纔に水運の便ある地域に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき狀態であり、而も一方保護機關の手薄に乘じ漂動跋扈する火田民の火耕に因つて、年々廣大なる美林の燒燼せられ、且林內隨所に存在する肥沃な農耕適地も遂に荒蕪地化するに至る等、天物暴殄の甚しきものがあつたので、速に之が利用開發と保護增殖を圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策すると共に農耕適地等は進んで之を開放處分し、仍て以て地方開發の實を擧ぐるの要急切なるものあるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て北鮮開拓事業計畫を立て、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、（一）森林の利用開發（二）火田民の指導及農耕適地等の開放處分（三）森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手したが、其の施設概況を述ぶれば左の如くである。

（一）森林の利用及開發　本施設は林木の利用價値比較的多く、且農耕適地の開發上急速伐採を必要とす

る等の事情ある地方より着手することゝし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標に白茂線及惠山鎭と連繫する森林鐵道（九線、二三三粁四）を敷設するの外、之が附帶設備として出元より森林鐵道まで軌道（二六四粁九）を敷設し、以て林産物利用の增進と收益の增加を圖らんとするものであつて、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度より着工したが、昭和十三年末迄に森林鐵道五六粁二一〇及同軌道八〇粁九三四の敷設を完成し、着々森林の開發利用を促進しつゝある。

(二) 火田民指導及農耕適地等の開放處分　本施設は既住の火田民四萬戶二十數萬人（開拓事業計畫に於ては昭和五年九月末現在調に據り三萬餘戶、十八萬人と豫定せるも事業の着手當時調査の結果上記の通增加せり）に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な自作農として定着せしめ健全なる山村を建設して拓地殖民の失體たらしめんとするものであるが、之が實行に方つては現地の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安竝に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野內農耕適地中より替地（但し現住地方に於て供與すべき相當の替地なきときは移轉料を支給し移轉收容を爲す）を還定供與し、且此等火田及替地は實査の上各人に無料貸付し、得後火田民が定着したときは之を讓與するの方針を以て目下鋭意之が調査に努めてゐる。而して火田民に對する主副業の指導奬勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては、特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七、九、十一の三箇年度に亙り山農指導區六十一箇所（指導手一名宛配置）及同監督事務所六箇所（各所監督技手一名の外關係營林署及郡職員の一部を兼勤せし）を配置し、既に夫々實情に卽した實施計畫に依り農法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風敎化の實を擧ぐるに努むるの一面、火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促してゐるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導奬勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好である。

尙地域內林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は、殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することゝし、既に共の所在地域面積共の他處分上必要なる事項に關し、豫察調査を了し既に處分を開始したが、內一九、三六八町歩は既に開墾・牧畜・植樹の目的を以て貸付を完了し、就中鮮滿拓殖株式會社に對しては西北鮮の拓殖事業の爲に農耕適地等約八萬町歩を貸付の見込である。

(三) 森林保護　前述の如く既住の火田民に對しては極力之を善導して定着せしめ、今後新規の冒耕は絕對禁遏するは勿論、共の他の被害に付ても之が斆滅を期し、以て森林の保護增殖を圖るを緊要とするが、從來地域內に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町歩（一五方粁）又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町歩（二六方粁）の多きに及び共の配備頗る稀薄であるから之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期することゝし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を增設し、且森林主事及森林主事補を增置し、既設機關と併せ共の不斷の活動を促すと共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては常に本事業の趣旨を周知理解せしめ、共の自覺と森林愛護の實を擧ぐるに努め來つ

た結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、殆ど其の跡を絶ち、豫期以上の好成績を收めてゐる。

林業試験

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試驗及調査を要する事項少からざるものがある。依つて本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、專ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施したが、尚林業全般に亙りて研究する要あるを認め、同九年より完備せる林業試驗場の設立に着手し同十一年八月京城郊外清涼里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に諸般の調査及試驗の業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見た。かくて最も急を要する造林及施業に關する試驗及調査竝に林木の適地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松蛤類及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ、併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・實疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尚試驗及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奬を圖り產業開發に努めてゐる。

一七　農山漁村の振興、更生事業

●●●

に朝鮮統治の大患である。是を以て本府は從來此の窮狀を匡救打開せんが爲に土木・砂防事業等に依る多額の救濟施設を講じ來つたのであるが、これ固より應急の措置に過ぎず、其の效果は永續性に乏しく、從つて眞に農村を救ひ農家を根強く起上らしめんが爲には、自力に依る農家經濟の建直し、即ち農家更正計畫の實施の外途なきを以て、之を朝鮮更正二大方策の一として昭和七年以來遂行し來つたのである。

農山漁村の本幹　自力更生運動の經過　農山漁村の疲弊、自力更生運動は上述經濟更生の現狀に直面し且つ內外の非常時局に際會して速に根本的の堅實對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來各種度を立て實施し、先づ其の準備として振興機關の立案、運動組織の統制、指導機關の完備、指導の徹底等に專念全力を傾注したのやうである。卽ち昭和七年度初年度の計畫を以て、內務・產業兩部長官會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に亙つて一齊に針の大綱を示し更に內務・產業兩部長官會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に亙つて一齊に農村振興委員會を設置し各指導機關の聯絡統制並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日を以て全鮮一齊に精神作興に關する詔書の奉讀式を擧行し、緊急非常時打開に當らざるべからざる時局を愛し各道知事之に順應して總督を發し、續いて各道の郡守・島司及關係の官公吏を召集して講習會を開催する等、各方面より極力其の作興に努めつゝ茲に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・產業官署・產業組合等所謂第一線の指導關係者に對し、農村振興に關する指導精神竝に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努めつゝある。

農山漁村の本幹　自力更生運動の經過　農山漁村の疲弊、自力更生運動は上述經濟更生の現狀に直面し且つ內外の非常時局に際會して速に根本的の堅實對策を確立遂行する必要に迫られ、昭和七年事業着手以來各種度を立て實施し、先づ其の準備として振興機關の立案、運動組織の統制、指導機關の完備、指導の徹底等に專念全力を傾注したのやうである。卽ち昭和七年度初年度の計畫を以て、內務・產業兩部長官會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に亙つて一齊に針の大綱を示し更に內務・產業兩部長官會議等を開き、次いで本府・道・郡・島・邑・面に亙つて一齊に農村振興委員會を設置し各指導機關の聯絡統制並に公私施設の統制を行ひ、同年十一月十日を以て全鮮一齊に精神作興に關する詔書の奉讀式を擧行し、緊急非常時打開に當らざるべからざる時局を愛し各道知事之に順應して總督を發し、續いて各道の郡守・島司及關係の官公吏を召集して講習會を開催する等、各方面より極力其の作興に努めつゝ茲に指導網擴大の爲、先づ第一着手として道・郡・島・邑・面・學校・金融組合・產業官署・產業組合等所謂第一線の指導關係者に對し、農村振興に關する指導精神竝に其の實際的指導方法に付各道各郡に講習會・講演會を開催して大に振興運動の趣旨の徹底に努めつゝある。

農山漁村更生計畫の實施上の精神　農村振興運動の中樞施設である農家更生計畫の具體的方針は

（イ）不足資源の充實を期すること
（ロ）現金收支の均衡を圖せしむること
（ハ）負債を根絶して其の重壓より免れしむること

であつて、この三點を經濟更生上の目標と定め（イ）勤勞好愛（ロ）自主自立（ハ）報恩感謝の三者を精神的指導とし、自給自足と協同勞力の利用增進とを發展の原則として、個々の農・漁家を指導の對照に、概ね五箇年計畫を立て其の生活の安定を圖せしめ、漸を追うて向上の域に誘導するをその要諦とし

たものである。右方針の下に昭和八、九兩年に於ては差當り一邑面一部落を選擧して之が實行に着手したが、其の數四千八百九十四部落、九萬六千九百三十五戶であり、之に同十、十一、十二、十三年度實施のものを合算すれば二萬六千五百三部落（內更生指導部落二、六五四）五十六萬三十三戶（內更生指導農家三七、五八五戶）に達して居る。

尙五箇年の指導年限を滿了せるものは更生指導部落として部落民の自助共和に依り生活の安定向上を圖らしむることゝしたのであるが、昭和十三年度に於ては昭和八年度實施のもの中僅に二、六五四部

落が更生実動部落となり夫々部落是を樹立して自主的活動を続けてゐる。又漁村に就ても右農村に於ける同様漁家各戸の更生計画を樹立し（イ）現金収支の均衡（ロ）負債の根絶（ハ）備荒貯蓄の三点を更生目標に定め、漁業方法の改善、漁農組織を加味せる自給自足態勢の拡大、消費節約並の他精神的方面の指導を俟に強調し、漁業組合を指導主体として昭和十年以降今年迄約三千部落、十萬戸の漁家に対する更生計画を樹立実行せしめました。

本運動の効果　本運動開始以来内閣人間の融和協調、官民相互の親和提携等称ふべき機運を一層醸成すると共に一般民衆に対する勅諭精神の振作・生活の改善・消費節約・隣保共助等凡べて美風良俗を助長し、納税成績の向上・貯金増加・農産の増収・各種犯罪の減少等著しく効果の見るべきものあり、殊に今次の非常時局に際会するや多年本運動に依つて培はれた農山漁民の赤誠は挙国一致の姿として現はれ、時局下重要農林水産物の増産は勿論、軍需品の供出に、国防、恤兵献金等に郷関を挙げて打つて一丸となり、以て銃後の護りを堅めつゝあるのであつて、運動開始当時の民情に比すれば正に隔世の感がある。尚農・漁家更生計画の実績は別表の通りであつて各村の実質・負債の償還・現金収支の均衡等の諸点に於て概ね予期の成果を収めつゝある。

農家更生計画の更生三要点解決の状況　（昭和十二年三月末現在）

区分		二同年度十		一同年度十		十同年度		九同年度		八昭和年度	
		計画実行済	計画実行中	計画実行済	計画実行中	計画実行済	計画実行中	計画実行済	計画実行中	計画実行済	計画実行中
負債	戸数	四〇一〇	一〇八三	五八四〇	一〇三五	五三四〇	一〇三五	五六八〇	一〇三五	五六八〇	一〇三五
	金額	一四五、八四〇円	一四、〇八五円	一四五、八四〇円	一四、〇八五円	一四五、八四〇円	一四、〇八五円	一四五、八四〇円	一四、〇八五円	一四五、八四〇円	一四、〇八五円
	一戸当	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四
不見負債	戸数	一〇八三	一〇八三	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五	一〇三五
	金額	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円	一四、〇八五円
	一戸当	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四	一・〇四
現金収支不均衡	戸数	四〇一〇	一〇八三	五八四〇	一〇三五	五三四〇	一〇三五	五六八〇	一〇三五	五六八〇	一〇三五
	一戸当の収入額	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円
	一戸当の支出額	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円	一四〇・四五円	一三五・一三円
	収支差引不足額	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

農家更生計畫の更生三要綱解決の狀況（昭和十二年三月末現在）

區分	計	負債				棚卸資産		
		戸數	金額	一戸當		戸數	金額	
一、昭和十一年度中ニ計畫ヲ樹立シタル者								
計畫ヲ樹立シタル者	一、三五二戸	一、二八九戸	四五八、四五〇圓	三五五圓		一、二四三戸	三二、六六〇圓	二六圓
現實ニ施設ヲ實行シタル者	一、一〇五	一、〇三五	三五二、八〇〇	三四〇		九六五	二五、三〇〇	二六
施設ノ前ニ計畫ニ合致セル者	一、〇三五	九六五	三二九、〇〇〇	三四一		九〇二	二三、六〇〇	二六
施設ノ前ニ計畫ニ合致セザル者	一五〇	一四〇	二三、八〇〇	一七〇		一三八	二、七〇〇	二〇
二、昭和十二年度中ニ計畫ヲ樹立シタル者								
計畫ヲ樹立シタル者	二、一九二	一、九二〇	六五〇、四〇〇	三三八		一、八二〇	四五、四〇〇	二五
現實ニ施設ヲ實行シタル者	一、一七〇	一、〇二五	三四五、〇〇〇	三三六		九六五	二四、一〇〇	二五
施設ノ前ニ計畫ニ合致セル者	一、〇二二	八九五	三〇四、四〇〇	三四〇		八五〇	二一、三〇〇	二五
施設ノ前ニ計畫ニ合致セザル者	一七〇	一二五	四〇、六〇〇	三二五		一一五	二、八〇〇	二四
計	三、五二七	二、九〇九	一、一〇八、四五〇	三八一		二、八六三	七〇、四〇〇	二四
計畫ヲ樹立シタル者	二、四五七	二、二〇九	八〇八、四五〇	三六五		二、一六三	七七、七〇〇	二五
現實ニ施設ヲ實行シタル者	一、一〇五	一、〇三五	三五二、八〇〇	三四〇		九六五	二五、三〇〇	二六
施設ノ前ニ計畫ニ合致セル者	一、〇三五	九六五	三二九、〇〇〇	三四一		九〇二	二三、六〇〇	二六
施設ノ前ニ計畫ニ合致セザル者	一五〇	一四〇	二三、八〇〇	一七〇		一三八	二、七〇〇	二〇

更生指導部落擴充十個年計畫

本所に於ては部落の情勢に照し、速に更生計畫の擴充實施を行つて本運動の強化徹底を圖り、半島大衆の全面的更生を企圖して統治の基礎を益々鞏固ならしめ以て國本の培養國力の充實を期し、内鮮一體衆國一致の實を擧ぐるの喫緊切なるを認め、昭和十年度以降概ね十箇年間に昭和八、九兩年度實施部落の外、全鮮約七萬部落（戸數二百十八萬戸）に對して年次的に更生計畫を樹立實行せしめ、物心兩面に亘る大衆生活の安定を得せしめ、農山漁村匡救の根本且つ恒久的對策たらしめんとして居る。

斯くして計畫の樹立を了つた農家は之が實行を官公の指導から逐次自治共勵の力に移し、民間自發の自律自治的運動として有終の成果を收めしむるやう中堅人物の養成訓練其の他各般の施設を講じつゝあるから、尊き相當の時日を以てすれば此の大非常所期の目的に到着すらこゝも、敢て難事でない。

一八　水産業

概況

朝鮮は本陸及島嶼を合せて海岸線の延長一萬七千五百八十粁に達し、地勢・氣候及潮流等の關係上水産物頗る豐富であつて有利の漁場に乏しくないのであるが、古來漁政に關する基礎極めて薄弱であつて進歩の跡見るべきもの少かつた。併合以來本府は鋭意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試驗を行つて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行つて當業者の知識技能を啓發し、有望な事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖つて漁民共同の福利を增進し、輸移出水産製品檢査を行つて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會又は水産組合を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船奬勵補助・淺海水産物增殖奬勵補助・水産物冷藏奬勵補助・漁業經營費低減施設補助を爲す等、各種の施設を講じた結果、漸次發達の域に進み、昭和十三年に於ては漁獲高八千七百八萬餘圓、養殖生産高五百九十二萬餘圓、製造高九千六百八十一萬餘圓に上つた。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを擧げれば左の通である。

まいわし	二二、八六二、五一二円	
めんたい	一〇、二三七、九九四円	

揚水魚太明

女　　海

さば	五、八一六、八七二円	あじ	一、三三五、八一九円
ぐち	五、二八九、五三七	たら	一、五三〇、一九四
かたくちいわし	四、三八三、四五〇	たい	一、七二八、二二一
にしん	二、六六四、六一六	さわら	一、〇九一、八八九
たちうお	三、〇四五、二九七	わかめ	一、一六四、一四六
えび	二、〇九五、四〇七	にべ	一、〇六三、二六一
かれい	二、二六〇、九六八		

而して百萬圓未滿五十萬圓以上の産額を有するものは、**あなご・たこ・ひらめ・くじら・ぼら・かじき・ふか・はも・ぶり・てんぐさ・えい**の十一種である。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを擧げれば左の通である。

煮乾めんたい	一〇、三九七、〇五三円	鹽藏にしん	一、一一八、六三九円
乾のり	五、三七九、二三二	鹽藏ぐち	一、二九七、二二九
乾わかめ	一、二三八、八五九	鹽藏たちうお	一、一〇六、〇二一
鹽乾ぐち	一、〇八二、〇一九	蒲鉾	一、〇二八、八五九
煮乾いわし（煎子）	四、二三八、八五七	いわし榨粕	一九、二七一、一二五
鹽辛めんたい卵	一、八七七、四二七	いわし油	二一、五三九、四一八
鹽藏さば	一、一五三、六九六	魚粉（フイツシユミール）	九、四三四、〇六一

尙百萬圓未滿三十萬圓以上の産額を有するものは、煮乾えび・いわしトマト漬・さば味附罐詰かに水

煮罐詰・**てんぐさ**(非食用)・煮乾**なまこ**・魚團野菜煮罐詰・**いわし**味附罐詰・素乾**するめ**・鹽藏**まいわし**・**めんたい**肝油素乾**たこ**の十三種である。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の狀況と相伴ひ、又輸移出向製品に在つては仕向地の需給狀況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることもあるが、大體に於て主要生産地及製造の狀態は例年著しい異動はない。

漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年に制定せられたもので、漁業を分けて免許を受くべき漁業、届出を要すべき漁業の三種としてゐる。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に於て繰り返し漁網を曳揚げ又は曳寄せるもの(定所曳網漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を專用するもの(專用漁業)であつて、免許を受けた者は漁業權を取得し、其の漁場内では一切の妨害となる行爲を排除して免許を受けたことが出來る。尚漁業權に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設けて一定の區域内では免許を受けた漁業の妨害となる漁業を禁止してゐる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業であつて、漁業の種類に從つて朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許否の處分を爲すのである。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものであつて、免許を受くべき漁業と異つて漁業權とはならない。届出づべき漁業は前二種の漁業に屬しない一切の漁業であつて、單に届出を爲して鑑札の下附を受ける。漁業の免許の出願及漁業權に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依つて一定の手數料の納付を要し且漁業者は道費として漁業稅を賦課せられる。昭和十三年末現在の有效件數は免許九千五百三十五件、許可一萬八千五百十四件、届出一萬五百二十件である。

水産業の保護奬勵

イ、水族の保護及漁業取締　全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り、水族保護上必要あるものに對しその操業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ、之が取締を嚴にして漁利の永續を圖り、又沿海各道には取締船を常置せしめて自道の漁業取締に從事せしむると共に、尚本府は昭和三年朝風丸(一二七噸)を建造し全鮮沿岸の漁業取締及支那東海出漁船の保護監視に從事せしめたが、近年鮮露沿海出漁船增加し拿捕等の事件頻發するので、昭和十一年新に照風丸(二五七噸)を建造し、專ら此の方面出漁船の保護監視に從事せしめ漁業の秩序維持に努めつゝある。

尚近年鮮露沿海州沖合に於ける機船底曳網・さけます流網・かに刺網・めんたい及たら延繩等の各種漁業の好漁場も未だ漁場價値明かならざる爲、昭和十三年北鳴丸(六〇噸)を購入し漁場調査を實施

せしめ直接漁業者の出漁指導に從事せしめつゝある。

ロ、水産業に關する團體　從來存在した朝鮮水産組合は全鮮を一區として內鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來つたのであるが、法令上の保護に乏しく、從つて其の基礎も薄弱で事業の遂行にも種々困難の事情があつたので、內地の水産會法に準じ大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し同年四月一日より實施し現在に及んでゐる。而して水産會は道水産會と之が聯合組織に依る朝鮮水産會との二階級に區分され、水産業の改良發達と水産行政の補助機關たるの使命を完うせんことを所期してゐるのである。其の主なる事業は、道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試驗及調査・水産業の指導奬勵事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出奬勵・道水産會事業の奬勵補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋・機關新聞の發刊等で、本府は之に對して大正十二年度以降年額一萬二千四乃至三萬圓を補助して事業を助成してゐる。尚本會に於ては別項に揭ぐる如く昭和十三年度より水難漁船救濟事業を創始し益々其の機能の發揚に努めつゝある。漁業組合は一定の地區內に居住する漁業者又は一部の漁業者を以て組織し、組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受けて組合員の漁業又は之に關する經營若は救濟に必要なる共同の施設を爲すことを目的とするもので、昭和十四年八月末見在の組合數は二百三に達し、殆んど全鮮沿岸に其の普及を見てゐる。抑漁村の堅實な發達は漁業組合の振興に俟つに拘らず從來組合の普及全からず、尚既設組合も經費に乏しく、從つて理事者に其

の人を得なかつた等の關係で、未だ充分に組合の機能を發揮し得ない狀態であつた。そこで大正十一年度以降國費補助の途を開き、漁業組合理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、組合新設の場合は設立費として一組合五百四の外理事者の給料をも補助することゝしたが、各道に於てもこれに順應し道費より相當の補助を爲し之が助成に努めてゐる。尚大正十四年度からは從來の實績に鑑み設立費補助を廢止し、新に各種共同施設事業に對しても補助することゝし、昭和八年度より昭和十三年度まで漁村振興施設としての各種共同施設を急速に擴充せしむる爲、補助費を增額し、又昭和四年度からは優良なる理事者を得る爲理事見習の給料に對しても補助を爲し、更に昭和十一年度から漁村振興漁家更生の指導職員の設置費を補助する等、益々漁業組合の助成に努め之が發達を促進してゐる。次に昭和五年五月一日から施行せられた朝鮮漁業令に於て、漁業組合聯合會竝に水産組合及同聯合會の制度が設けられ、水産團體の體系的整備を見た。漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道內の漁業組合を會員として之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要なる施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在京畿・全北・全南・慶北・慶南・黃海・平南・平北・江原・咸南・咸北の十一道に其の設立を見た。而して漁業組合聯合會の消長は直に所屬漁業組合の振否に影響する所大であるから、聯合會の役員には最も優秀なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲してゐる。尚此の外に社團法人朝鮮漁業組合中央會が昭和十二年五月に設立せられ、正會員たる漁業組合及同聯合會の發達竝に事業上の連絡を圖るを以て目的とし、從來地

域的關係に因り受けつゝあつた事業上の不利不便は漸次解消せられ、尚今後の活躍には期待すべきものがあるので、之が健全な發達を圖る爲、昭和十三年度より本會の販賣購買改善施設費に對し國庫補助の途を開き、本會の事業を助成することゝなつた。水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引者は保管を營業する者を以て組織することを認められ、其の目的は當該水産業の改良發達を圖り營業上の弊害の矯正にあるのである。現在水産組合數は二十二に達してゐる。水産組合聯合會は水産組合の聯合機關で、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、現在は成北・咸南・江原三道の鰯油肥製造業水産組合を會員とする朝鮮鰯油肥製造業水産組合聯合會が設立せられてゐるのみである。

ハ、水産業の指導奬勵　水産業者に對する直接の指導奬勵は主として地方廳が之に當つてゐるが、特に優良漁船の建造普及に關しては、昭和元年度から、海苔牡蠣の增殖奬勵に關しては同二年度から地方費（現在の道費）に對して國庫補助を行つてゐる。漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫建設を奬勵し、處理用氷の普及を圖る爲昭和二年度から同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ以て斯業の奬勵に努めた。又從來漁業用油の輸入に付ては免稅の特典を有したのであるが、昭和十二年度よりは國策上之を廢止せらるゝことゝなつた爲、漁業者の負擔は急激な加重を免れなくなつたので、之を放置しては斯業の進展上大なる支障を來すべきを以て、業者の漁業經營費の低減を期する施設として、同年度より十箇年計畫を以て大型機玉機關の「デーゼル」化補助、小型機玉機關優良化補助、輕油機關の重油機關化補助、機關士養成費補助（朝鮮水産會に對し爲す）、燃料油貯藏設備費補助、製氷冷藏設備費補助、漁船改裝費補助、指導員設置費補助（道職員設置費に對し爲す）等を實施したるが、昭和十三年度より更に本事業の完璧を期する爲、九箇年繼續で重油運搬船建造費補助、漁獲物運搬船建造費補助、冷凍工場設置費補助、水産副產物販賣購買事業改善施設補助等を追加し業者の負擔輕減を圖つたのである。次に地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試驗及傳習・漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を奬勵する等、鋭意斯業の發展を期してゐる。

ニ、漁船避難港修築補助　沿岸には大小の港灣三百餘があり、漁民は常に之等を漁港として使用してゐるが、其の多くは天然の儘に放任されて、何等風浪遮屏の設備がないので、本府では漸次港灣の調査を遂げ、年々工事費を補助して修築せしめ漁港の完成を期してゐる。

ホ、水産製品檢査　水産製品の産額增加するに從つて、輸移出額も亦累年共の數量を增加し、昭和十三年に於ては檢査合格數九百萬五千餘箇、一千百三十二億、價格七千二百六十萬四千餘圓に達した。水産製品の品質改善に付ては大正七年五月水産製品檢査規則を發布し、同年七月一日から重要輸移出品に對し檢査を實施して粗惡品の輸移出を防止したのであるが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ內外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し商取引上顯著なる效果を擧げるに至つた。昭和二年四月

には檢査規則の大改正を行つて、全部抽出檢査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包裝容量の特例を認め從來等級を附けなかつたものに對しても新に等級を附けることゝし、又は等級を增し檢査立會者を置き、處罰規定を改め、其の他檢査の標準等級等を整備した。次で昭和四年五月鰮油を檢査品目中に追加すると同時に、之が貯油槽檢査をも認め、昭和九年蟹罐詰檢査標準を、昭和十一年一月及三月には鯖罐詰及鰯トマト漬罐詰を昭和十四年五月には鰯辛粁漬罐詰鰯水煮罐詰に付內地の輸出檢査標準に順應せしむるなど專ら品位の統一と聲價の發揚に努むると共に、前者及魚粉に對しては內鮮二重檢査を廢して取引の圓滑を圖り、昭和十二年一月輸出向鹽鰯を檢査品目に加へ又鰯粉の檢査標準を改正し成分分析檢査を施行することゝした。檢査は從來稅關で行はれたが昭和十二年四月一日朝鮮總督府水產製品檢査所が創設されて之を掌ることゝなり、京城に本所を置き地方に支所及出張所を設け、更に必要なる所には一定期間臨時檢査所を開設することになつて居る。現在支所は清津・元山・釜山・仁川の四箇所、出張所は雄基・漁大津・城津・遮湖・新浦・庫底・長箭・東草・注文津・三陟・竹邊・浦項・九龍浦・甘浦・統營・麗水・莞島・木浦・濟州・鎭南浦・新義州の二十一箇所と西水羅・丑山・鬱陵島・群山・海州・龍湖島の臨時出張所六箇所である。

水難漁船救濟事業　朝鮮に於ける漁船數は約五萬餘隻を算するが、過去十年間の統計に依れば遭難漁船は一箇年平均二千餘隻に上り、漁船總數の約五分に相當するが、此の內全損漁船のみに付て之を見るに隻數一千三百餘、金額三十八萬圓に達する狀態で、之等遭難漁船に對しては、其の都度國費又は道費の支出等に依つて應急的救濟の措置が講ぜられて來たのであるが、災害が恒久的に繰返される爲業者の大多數を占める中小漁家の疲弊困憊甚だしく、半島水產業發展の一大障害を爲してゐるので、豫て本府に於て調査研究を重ねた結果、水難漁船救濟の恒久的對策の成案を得たので、之が實行を朝鮮水產會及各道水產會の共同經營に移し、昭和十三年七月一日から事業を開始する運びと爲つた。本施設に依つて業者は不時の災厄の場合、當該漁船（但し不可抗力に因り全損となりたる場合）の時價に對する三分の二の救濟金を交付せられ、速に之が復舊の實を擧揚することが出來、常に生業に安んじ得ることゝなつた。尙本事業は漁船の使用者より極めて低廉な保險料的醵金（船價に對する百分の一程度）を爲さしむると共に、國費及道費よりも相當の助成金（年額十五萬圓とし十八年間繼續の豫定）を交付せられるのである。

水產試驗及調査

水族の種類・分布狀態及習性等を調査して其の有望なるものゝ漁法、漁獲物の處理及蕃殖保護方法を研究し、遺利の開發と斯業の發達に資する目的を以て、本府は大正元年度以降九年度迄水產調査及各種試驗を行ひ相當成績を收めたのであるが、更に學術的基礎の上に立ち徹底的に試驗調査を行つて、斯業の發展を期する爲、釜山府牧之島に國費に依る水產試驗場を設置し、同十一年度を以て其の設備を完成し、着々豫期の事業を遂行してゐる。尙昭和十一年度から清津に北鮮支場を設けて主としてい

わしの處理に關する試驗事業を行ひ、又蘇聯沿海州沖合一帶はめんたい・かれい・ひらめ等の好漁場なるを認め、昭和十三年度該海區專門調査船北鳴丸(五六噸)を建造し漁場の開拓に從事せしめつゝある。尙昭和十四年度水產試驗場及び支場に於ける試驗調査事項の概要は左の如くである。

一、漁　撈　部

1　めんたい漁業試驗　本試驗は朝鮮東海岸の未開漁場を探査して新漁場の發見に努め、適種漁具、漁法の試驗を行つてめんたいの增產を圖る目的下に實施し來つたが、既に東岸一帶に互りめんたいの養生竝に成魚生活狀態、回游及調査區域の海底形質等を明かにしたから、更に新漁場に當業者を進出せしめてその開發に努め、尙漁況豫測方法に付研究を行はんとするものである。

2　まいわし漁業試驗　東海岸に於けるまいわしに付ては、關係各道水產試驗場と連絡して共の回游狀態其の他に付試驗調査實施中であるが、更に沖取漁法の完成を目的とし共の漁具漁法の試驗を行つてゐる。

3　西海岸沖合漁業試驗　濟州島から鴨綠江口に至る西海岸沖合一帶の海區に於てあじ・さば等の重要魚類の分布、回游竝に漁況と海況の關係を調査し、併せて漁撈試驗を實施し、漁場の生產力・漁期・適種漁具・漁法に關する事項を究明して西海岸に於ける本漁業の開拓に資せんとするものである。

4　漁船試驗　沖合漁船の標準型選定に關する試驗を實施し又漁船改良に關する講習・講話を行つて

優良漁船の普及に努め來つてゐるが、更に前年度より實施の朝鮮水產會の漁船改善事業に對し技術上の指導を行ひつゝある。

二、製　造　部

1　まいわしの處理に關する試驗　本試驗は朝鮮における水產物中其の重要性において第一位におかるゝまいわしに關し之が處理方法の合理化、利用範圍の擴大乃至は此等の考究に必要な基礎的資料の供與等、製造の見地より最も緊要と認められゝ各種の試驗を包括せしめたもので「搾粕製造の際におけるエキスの利用に關する試驗」「搾粕より食料品の製造に關する試驗」「搾粕よりベニヤ板用膠着劑の製造に關する試驗」等の諸試驗の外、「まいわしの生化學的研究」は前年度に引續き脂肪研究を對照とする試驗を反覆實施する。

2　輸出好望品の製造に關する試驗　輸出向新罐詰の創製を目的として「がざみ罐詰の製造に關する試驗」「フライ用フイツシユケーク罐詰の製造に關する試驗」を實施中。

3　朝鮮海苔の生理に關する試驗　朝鮮における海苔養殖業の健實な發展に資せんがため多年その生理につき研究中であるが、本年度實施豫定の試驗事項は「海苔胞子の生態に關する試驗」、「海苔人工種子付方法に關する試驗」、「海苔の凍害に關する試驗」、「朝鮮海苔と內地海苔との成分組成に關する試驗」、「海苔の品質改善に關する試驗」、「朝其の生育伸度に關する試驗」等である。

水　産　業

4　寒天製造に關する試験　鮮内に生産する多量の**てんぐさ**を原料とし、朝鮮の特徴たる冬季における寒冷を利用して寒天製造業の發展を促さんとするものであるが、寒天は我國の特産物とも稱すべき重要輸出品であるから時局下特に力を注ぐの要がある。本年度實施の試験は「寒天原料てんぐさの檢査に關する試験」、「粉末寒天に關する試験」等である。

5　代用國産品の製造に關する試験　之は海外よりの輸入に依存しつゝある輸入品につき國産品を以てこれに代へんとするが爲の諸試験であつて「**ゼラチン**の製造に關する試験」、「鰾油を原料とする潤滑油の製造に關する試験」等着々進行中であるが、なほ「水産皮革の製造に關する試験」をも實施の豫定である。

6　干潟地利用に關する試験「**あさり**の生理に關する試験」

7　其他の試験「漁網の防腐染料及び保存に關する試験」「**しゆもくざめ**肝油製造に關する試験」「鹹水活魚の輸送並に蓄養に關する試験」等がある。

三、養　殖　部

1　重要水産生物の生物學的基礎調査及研究　これは朝鮮に産する各種重要水産生物の生物學的基礎事項を明らかにして漁撈・養殖・製造乃至水産統計作製等に對する根本資料を整備せんとするもので、魚類・頭足類・腹足類・蝶鰓類・鍬類・海膽類・海星類等の各々につき（イ）種の査定（ロ）分布調査（ハ）生態及習性の研究（ニ）生活史の研究等夫々調査研究の歩を進めんとするものである。

2　重要水域における水産生物の群聚生態學的研究　先づ河口・內灣等の主要蕃殖場乃至幼期の發育場の調査研究より着手し本年度においては「洛東江河口附近における各種魚類幼期の發育去來を主とする調査及研究」、「鎭海灣內外における各種魚類の産卵蕃殖を主とする調査及研究」を實施する。

3　朝鮮産魚類研究報告の取纏及刊行　朝鮮産魚類に就て從來行はれた研究成果をとりまとめ刊行するもので、その第一卷（朝鮮魚類誌第一冊）の刊行を了し、第二卷の取纏め中である。

4　浩岸養殖竝に增殖に關する試験及研究「二枚貝の浮游幼期及底棲初期に關する研究」、「**アカガヒ**」養殖試験及研究」等。

5　蕃殖保護に關する調査　蕃殖保護に最も直接の關係ある生殖時期、蕃殖に關する習性、生殖可能なる成體としての最小の大さ、及びこれに達するに要する年月等を全鮮主要産地より周年に亙り定期的に繼續して資料を蒐集し調査研究するもので、目下「**アキアミ**」及「**タコ**類」につき實施中。

6　水産製品の原料の生物學的鑑定に關する研究　「蝦類製品の種類鑑定」、「切身鹽藏魚の種類鑑定」

7　鎭海養魚場における淡水養殖に關する事業及試験　「淡水養殖試験」、「養殖用稚魚及卵の配付」「淡水養殖に關する講習及指導」、「淡水活魚の輸送に關する試験」。

四、海洋調査部

1　浩岸定地海洋觀測　朝鮮近海の海洋調査事業の一として本場創立以前（大正六年）より繼續實施

したものであつて、鮮内各道水産試験場の外各地の檀窠、水産學校等（現在全鮮四十個所）にて施行する表面水温、水比重並氣象の觀測成績を取纒め、月々發行の朝鮮近海々洋圖に輯錄發表してゐる。

2 定線區劃海洋觀測　全鮮各道水産試験場の連絡調査により、朝鮮近海々況推移の狀態を知り漁況との關係を明らかにする爲毎月一回實施するもので、觀測成績はこれを本場において取纒め整理し月々海洋圖に輯錄發表してゐる。

3 海潮流の觀測　「表面海流調査」（各道水産試験場と連絡して行ふ海流瓶調査）、「潮流計による觀測調査」

4 重要魚類の回游調査　「標識魚放流」を實施してゐる。

5 **まいわし**資源に關する海洋生物學的基本調査　「産卵に關する海洋生物學的調査」「回游に關する海洋生物學的調査」「漁場其他の海況調査」「年級に關する調査」

6 其他「海水の化學成分に關する調査」「漁況調査」朝鮮近海々洋圖の刊行」等。

五、北鮮支場

1 罐詰の製造に關する試驗　「ペツバーサーヂン」の製造並に輸出試驗」、「フイツシユボール」罐詰の製造に關する試驗」、「明太魚を原料とするフイナンハデー」罐詰の製造に關する試驗」等。

2 搾粕の製造に關する試驗　「煮熟方法に關する試驗」、「搾粕の乾燥に關する試驗」、「油水分離に關する試驗」、「壓搾方法並に壓搾機の改良考案に關する試驗」。

3 鰮ミールの製造に關する試驗　「搾粕粉碎機に關する試驗」。

4 脫脂ミールの製造に關する試驗　「鰮ミールの製造指導」。

5 抽出油の利用に關する試驗。

6 脫脂ミールよりアミノ酸の製造に關する試驗。

7 鹽藏鰮の製造に關する試驗。

8 ビタミン資源の探究に關する試驗。

水産業の發展

一、日本海方面　日本海に面した豆滿江口から釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千粁に達し砂濱懸崖相連つて好箇の沿岸漁場を形成してゐる。潮汐の干滿は微少であるけれども水深くして魚族の滯留に適し、且リマン海流は北から寒帶性魚族を送り、對馬海流は南から温帶性魚族を齎して、魚族の分布を豐富ならしめ、漁利殆んど無盡藏と稱せられてゐる。此の沿岸に於ける漁業は從來咸鏡南道の**めんたい**、江原道の**いわし**・**あわび**及慶尚北道の**にしん**の外見るべきものなかつたのであるが、併

今以來その發展顯る顯著であつて內地人の移住增加と共に漁具・漁法を改善し、最近に至つては**いわし**・**さば**・**たら**の各漁業亦著しき發達を遂げ、共の製法亦一段の進歩を示し、昭和十三年に於ては產額**いわし**魚油二千百五十三萬圓、鹽藏**さば**百十三萬圓に達し、特に**いわし**漁業は**めんたい**漁業と共に將來益〻發展の氣運に在る。

二、多島海方面　釜山港から木浦に至る南海岸は大小の島嶼點在し、共の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交つて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以內であつて漁具の使用に便なるばかりでなく、寒暖兩海流の影響により魚族の分布豐かであり、且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易である爲、漁獲物の集散至便であり、內鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海のあじ・さば漁業、鎭海灣附近の**たら**、**かたくちいわし**漁業、羅老・靑山・所安・巨文の各島近海の**さば**・**たい**・**さわら**・**はも**漁業、黑山島・及濟州島沖に於ける**あじ**・**さば**・**にべ**・**たい**漁業、汝自灣及附近に於ける**えび**漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸各地の**のり**養殖、漁業等は近年大に發展したが、尙開拓の餘地豐富であつて、斯業の將來は嘉し刮目に値するものがある。製造品も亦頗る豐富であつて、就中統營・麗水地方の煮乾**いわし**、汝自灣の乾**えび**、木浦の海藻類は共の主なるものである。就中慶尙南道の煮乾**いわし**（煎子）は三百六十八萬圓、全羅南道の乾**のり**は四百四十一萬圓に達し（何れも昭和十三年）南海岸水產物の大宗をなしてゐる。

三、黃海方面　木浦附近から鴨綠江口に至る西沿岸は河口・灣灣・潟洲・礁脈・淺灘及群嶼相連つて海岸線の出入甚しく、海底は遠淺であつて黃海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干滿の差大であつて、三十尺に達する處もあり、冬季溫帶性魚族の滯留には適しないが、共の他の時期に於ては**ぐち**・**たい**・**さわら**・**あじ**・**さば**・**にべ**・**ひらめ**等群來して年々豐漁を續けてゐる。西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたのは本府及各道の奬勵と內地道漁者の鮸繰網漁業を普及した結果であつて、就中全羅南道の七山灘、忠淸南道の煙島近海、黃海道の延坪灘及平安南道の魚泳島近海に於ける**ぐち**漁業は東海岸の**めんたい**・**さば**・**いわし**・**にしん**と匹敵し、南海の**たい**と合して朝鮮沿海六大漁業の一と稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於靑島附近から黃海道延坪島に至る間七、八百隻の漁船幅輳して一大壯觀を呈し、共の昭和十三年に於ける產額は五百二十八萬餘圓にも達して居る。尙此の方面に於ては**のり**・**かき**・**あさり**・**はまぐり**等各種介類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の增殖奬勵補助を施行し來つた結果、近年著しく養殖面積の增加を見るに至り、此の沿海一帶の干潟地利用養殖事業の將來は則して俟つべきものがある。

水產業の改良

水產業の改良方策は主として漁船・漁具及漁法の改良、殊に東海岸の**まいわし**巾著網漁業及南鮮の**いわし**巾著網漁業に於ける飛行機に依る科學的搜査の充實、漁港の完備、漁業者の知識技能の養成、水產に關する調査試驗の施行、水產物の處理加工業の普及發達、販賣方法の改善竝に販路の擴張、氷產物

の人工增殖奬勵、需給の調節及産額の增進、內地人漁業者の移住及內鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の奬勵等である。

一、漁業　漁網、漁具及漁法の改良普及に關しては、極力指導奬勵せる結果、朝鮮人漁業者で優良な內地式漁具漁法に依るもの近年著しく增加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・餘鰊網等の網漁業之に次ぎ、漁獲成績の如きも內地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網巾著網・揚繰網・小型網等を經營する者漸次共の數を增加して來た。內地型漁網の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、共の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎなかつたものが、昭和十三年末に於ては三萬三千五百七十四隻を算し、實に二萬九千九百七十二隻、約九・三倍の增加を示してゐる。

二、養殖漁業　漁業の奬勵と同時に水産物濫獲を取締つて共の蕃殖を保護し、更に進んでは人工增殖と需給の調節を圖る目的から養殖漁業をも奬勵してゐる。本府及各道に於ては**わかさぎ**・**こい**雜魚の配付、**かき**・**のり**等の養殖試驗を行ふと共に廣汎な干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地を調査中であり、一方**のり**・**かき**・**あさり**及**はまぐり**の養殖事業の有望なるに鑑み、之が奬勵補助を爲し企業の促進を圖りつゝある。現在民間事業として最も發達してゐるのは全羅南道・慶尙南道及黃海道管內に於ける**のり**養殖であり、之に次ぐものは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道の**かき**養殖であつて、共の他南鮮地方の**うなぎ**養殖も規模は大きくはないが、成績は見るべきものがある、昭和十三年末に於ける養殖面積は八千二百三十八萬坪に達し、共の收獲高は五百九十二萬圓餘に上つてゐる。

三、水産製造業　從來朝鮮に於ける製造業は素乾**めんたい**を除いては規模小さく產額も僅少、素乾・鹽乾・鹽藏・鹽辛等專ら鮮內向として而も品質粗雜であつたが、近年魚獲物の增加と共に共の製造利用方法等に付極力指導せる爲、製品の種類產額は逐年增加し、各種罐詰類・魚粉・魚油・各種乾製品・鹽藏品等の製造高は昭和十二年度に於て九千六百八十一萬圓に達した。此中最も大なるは朝鮮東海岸に儕產する大羽**いわし**を原料とする罐詰・鹽藏**いわし**・**いわし**粹粕・**いわし**油等五千二百九萬圓、全製造高の五三%に相當する。今日此等水産物は水産製品檢查の徹底と共に品質は改善統一され、尙廣く內外地に販路を得るに至り朝鮮の外國貿易上重要なる位置を占めてゐる。

四、內地漁民の通漁　內地漁民の通漁は併合後著しく發展し、共の漁場區域は朝鮮全沿海に亙り、每年春季より秋季に至るまで盛んであつて、朝鮮漁業の開發に幾多の貢獻を爲し來つたのであるが、今日に於ては既に朝鮮居住漁業者さへ沖合及遠洋に進出すべき機運に至つた爲、特殊のものを除いては朝鮮沿岸に通漁するものは著しく減少されつゝある。

五、內地漁民の移住及漁村經營　內地漁民の移住は關係內地府郡の奬勵と通漁の發展とに伴つて、南鮮地方から漸次北鮮地方に普及し、邊隅の地と雖も剛愎移住又は單獨移住者が少くない。

六、水産業の指導奬勵に關する技術員配置　併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置したに過ぎなかつたのであるが、爾來本府及地方廳とも之を增員して夫々水産に關する

七、水産教育　水産の開發は漁業者の知識技能に負ふ所少くないのであつて、從來之が啓發上未だ及ばなかつた。現在水産學校としては函館北海道立水産學校・塩尻岡道の統營公立水産學校・釧路市立水産實習學校の五校であるの外、道費に依る水産學校の設置又は漁業者の講習に依り優良なる漁業者の養成に努めて來た

所　　装

一九　鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起源も遠きに拘らず、其の事業には始んご見るべきものがなかつた。此處に於て韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂金採取法を發布し、鑛業制度は漸く其の緒に就き、更に併合後に至り本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定同五年四月より之を施行し、同時に朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登錄規則を施行した。朝鮮鑛業令は外國人の鑛業權享有を禁じ、新に重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動產に關する規則を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付、收用令中の規定を準用する等鑛業權の保障を確實にし、以て益ゝ鑛業の發達を促進せんことを期し、其の後更に數次の改正を加へて今日に及んだ。處が近年國內の經濟情勢に鑒み政府は國策として產金の增加政府集中を圖るに至つたので、朝鮮に於てもこれに順應して昭和十二年九月朝鮮產金令を公布し、更に時局の進展に伴ひ各種重要鑛物の積極的增產確保を圖る爲昭和十三年五月朝鮮重要鑛物增產令を公布した。かくて後記の如き各種の奬勵方法を講じて鋭意その增產に努めてゐる。

鑛業の概況及特許鑛山

鑛業の概況　鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々增加して同六年中の出願は實に六千百八十九件に上つたが、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少の傾向を示してゐた。然るに昭和

六年十二月の全鑛出荷禁止を一轉期として全鑛業の振るは、昭和七年中の出願件數は三千二百四件、同八年は五千二百十件、同九年は九千四百四十七件を算し、昭和十年には遂に一萬百五十三件に達した。かゝる逐年激增を示したものが昭和十一年には六千百五件に激減した。是れ事變捲起的寒風が影をひそめたら結果こゝに見られ、鋼鐵業は漸く昭和景氣なる企業氣により發達すべきものこゝに至つたのである。

然し昭和十二年には出願件數八千百十六件さなり、昭和十三年には遂に一萬五千七百二十一件の多きを示すに至つてゐる。

昭和十三年末現在の可鑛區は左に示す如く八千六百二十三鑛區であつて、前年末に比し一千百六十九鑛區を增加した。

鑛種	昭和十二年	同十三年
金鑛	二、三三〇	二、六八一
銀鑛	二、三三	二、六三
銅鑛	一、三八七	一、五三一
鉛鑛	一、三三	一、五三一
亞鉛鑛	一、四八一	一、六三一
水銀鑛	一、三三	一、五三一
錫鑛	一、三三	一、五三一
タングステン鑛	一、三三	一、五三一
マンガン鑛	一、三三	一、五三一
化學鑛物	一、三三	一、五三一
硫化鐵鑛	一、三三	一、五三一
石墨	一、三三	一、五三一
硫黄	一、三三	一、五三一
石炭	一、三三	一、五三一
砂金	一、三三	一、五三一
砂鐵	一、三三	一、五三一
石灰石	一、三三	一、五三一
石灰石	一、三三	一、五三一
石灰石

水産亜安水ヶ硫　鉱　亜　鉛　銅
黒鉛　　マンガン鉱　鉄鉱石　鉛　鉛
土鉱　　硅砂鉛ヲ鉱　計　鉛　計
　　　　尼
計
鉱　　鉱　　鉱　　鉱　　鉱　　鉱
業　　業　　業　　業　　業　　業
者　　者　　者　　者　　者　　者
数　　数　　数　　数　　数　　数
一　　一　　一　　一　　一　　一
一　　一　　一　　一　　一　　一
一　　一　　一　　一　　一　　一

| 重要石炭鑛區別産額 | | |

せず、未だ幼稚の域を脫しないものが多い。しかも從來之に對する研究施設がなかつたので、大正十一年度に於て京城府鷺梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧みられなかつた貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全、操業の進捗を圖り以て鑛業の開發に資しつゝある。

ロ、炭田調査及石炭試驗　燃料動力問題は國民生活及產業開發上極めて緊急事に屬するが、從來之に對する研究機關が缺如してゐたので、石燃料選鑛研究所に石炭調査係及石炭試驗係を併置し先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明かにし、其の經濟的利用法に付試驗研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資すると共に燃料給源の開發に努めつゝあつたが、石炭試驗に付ては褐炭の低溫乾餾、無煙炭の微粉燃燒には所期の試驗を完了したので、昭和四年度限り一應之を打ち切り、炭田調査も概ね所期の目的を達し得たる爲、昭和十一年度限り之を廢止し、現在に於ては專ら家庭燃料及石炭性能試驗に主力を注いでゐる。

ハ、特殊鑛物調査　鉛・錫・安質母尼・水銀・亞鉛・クロム・滿俺・タングステン・水鉛・ニッケル・白金・雲母・石綿等我國不足鑛物資源及銅・鐵・硫化鐵等特に必要と認むる鑛物資源に付鑛石の種類及成分・埋藏量・採掘可能量等を調査開明し、之が開發促進の爲昭和十一年度より特殊鑛物調査を開始し既に水銀鑛・明礬石・硫化鐵鑛等の大部分の鑛床調査を完了し、タングステン・水鉛・亞鉛・鐵・ニッケル・安質母尼・鱗狀黑鉛及螢石等の調査も進展し、此內水銀鑛は朝鮮特種鑛物資源調査報告第一號として殖產局鑛山課より之を發表し、明礬石其の他のものに付ても公表の準備中である。

三、製鐵業奬勵　昭和十二年九月製鐵事業法施行と共に製鐵業奬勵法は廢止したが、朝鮮に於いては從來の通り製鐵事業法の一部を施行し、且所得稅、營業稅の免除其の他製鐵事業法の規定する斯業保護奬勵に關する關係法令を改正し、內地と同樣の保護奬勵を加へてゐる。

四、探鑛奬勵　從來金鑛業開發の促進又は產金の增加を圖る爲、將來有望と認められる金鑛山又は砂金鑛區で探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對し、補助を交付して金鑛業の發展を促したが、尙國勢の現況に鑑み金以外の重要地下資源を開發し國內自給を確立するは刻下の急務であるから、昭和十二年五月金探鑛奬勵補助規則を改正し、其の他銅・鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛等の十四特種鑛物にも探鑛奬勵補助金を交付して鋭意其の開發助長に努めてゐる。

五、鑛業設備奬勵　產金奬勵の施設として昭和十二年八月金鑛業設備奬勵金交付規則を制定し、鑿岩機設備又は選鑛設備を爲さんとするものに對して補助金を交付することゝしたが、更に昭和十三年五月同規則を改正して、金鑛以外の銅・鉛・亞鉛・硫化鐵・タングステン・水鉛及ニッケル等の重要鑛物に對しても叙上の設備に對し補助金を交付することゝした。又昭和十四年度よりは山許に於ける溫式製鍊設備にも補助金を交付する事とし、又鱗狀黑鉛をも追加した。尙一地帶に群立する中小金山の開發の爲共同の施設を爲す場合、之に對し補助金交付の制度を設け、昭和十二年度より之を施行してゐる

る。

主要鑛物

イ、金　朝鮮に於ける金鑛床は全鮮到る所に存在するが就中平安北道・咸鏡南道・江原道・忠清南道に最も廣く分布し、次で忠清北道・平安南道・慶尚北道・京畿道・黄海道・全羅北道・慶尚南道・全羅南道・咸鏡北道の順である。金産額は平安北道・忠清南道・黄海道・平安南道・咸鏡南道・慶尚北道全羅北道・全羅南道・忠清北道・江原道・京畿道・慶尚南道・咸鏡北道の順で、砂金は平安南道・咸鏡南道・平安北道・忠清南道・全羅南道・京畿道・全羅北道・忠清南道が主産地である。

鑛山の著名なものは日本鑛業株式會社の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山で、之に亞ぐものは甕津・金井・咸興・光陽・發鳳・新延・義州・樂山・筋洞・逢安・撫極・三菱三光・慈城・長津・永中・九峰・宜川・中央・德蔭鑛山等であつて何れも年産額百萬圓以上を示し、其の他盈德・文明・倚州・海州・吉祥・三成・住友高原・大嶺・新興・青岩等の有望なものが多い。

砂金は金堤・稷山・順安・鼎川・永興・金馬川・前井・金沓等の砂金鑛は何れもドレッヂヤーを以て採金しつゝあるが、此のドレッヂヤー砂金澑渠は大正六年稷山金鑛（現稷山砂金鑛）に於て操業を開始したのが本邦斯業の先驅であつて、其の後昭和四年、三菱金堤砂金鑛のドレッヂヤー操業の開始に

より二度を算するに過ぎなかつたが、昭和八年以來急激に增加し現在其の數二十餘度を算し、而かも稷山及金堤以外のドレッヂヤーは何れも我國建造船である。

ロ、鐵　朝鮮に產する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛であるが赤鐵鑛を產するものに咸鏡南道利原鐵山があり、赤褐兩鐵鑛の混合したものに平安南道价川及黄海道載寧・銀龍・下聖・黄州・兼二浦等の鐵山がある。併し此等は主として褐鐵鑛を產し赤鐵鑛は少ない。而して右各鑛山に埋藏せられてゐる赤褐兩鑛石の埋藏量は五十％以上のもの約二千萬瓲と推定せられ、昭和十一年には六十三萬餘瓲を產出し、內三十九萬瓲は兼二浦製鐵所に送鑛し二十四萬瓲を內地へ移出した。併しながら朝鮮に於て今後重要視せられる鐵鑛は各地に豐富に埋藏せられてゐる磁鐵鑛である。其の主なるものは咸鏡北道の茂山鐵山であつて其の平均品位は三十八％程度の貧鑛であるが、大體十億瓲以上の埋藏量あるものと推定せられ、漫に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹の磁鐵鑛のみであること及鑛粒の大なること等は選鑛容易にして稼行に際して鞍山よりも有利であると稱せらる。三菱では目下之が開發に付て諸施設を進めつゝある。此の外咸鏡南道端川郡、忠清北道忠州郡、慶尚南道金海郡、江原道襄陽郡同三陟郡の磁鐵鑛床、平安南道江西郡の赤鐵鑛床等があり、是等はまだ本格的稼行迄に至つて居ないが目下準備が進められて居る。

ハ、石炭　朝鮮には褐炭と無煙炭の二種を產出する。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田・會寧地方の會寧炭田及雄基・訓戎間の鐵道に沿ふて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭田

最も賦存量多く其の他平安南道安州、黄海道鳳山、咸鏡南道咸興の各炭田があり總埋藏量四億萬噸と推定せられる。現在鐵道用炭として産出高の約半數が消費せられ、其の他工場、船舶用としても需要がある。又白煙であること、火持の良いこと等の性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歓迎せられてゐる。又朝鮮の褐炭は比較的低濕乾餾など人造石油工業の原料として適してゐる爲、朝鮮窒素肥料會社に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て此等の石炭を處理する低濕乾餾工場を建設し、重油其他を産出し、併せてパラフイン・メタノール・ベークライト等の副製品を産出しつゝあり、更に朝鮮石炭工業株式會社に於ては昭和十一年咸鏡北道阿吾地炭田に於て水素添加による直接液化工場を建設し其の製品を市販しつゝある。無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏されて居り、全埋藏量約十三億五千萬噸と稱せられてゐる。而して目下全産額の大部分を産出してゐるのは平壌炭田であるが、此の外咸鏡南道文川、慶尚北道聞慶、全羅南道和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部に於ても稼行されてゐる。右の外有望視せられてゐるものに江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭田があるが、此内寧越炭田は朝鮮電力株式會社が元山附近に火力發電所を建設し、其の燃料として同炭田の開發をなして居り、又三陟炭田は三陟開發株式會社が内地の發電所燃料及地元に建設さるゝ石灰窒素、セメント其他の工業用炭とする目的のもとに大規模の採炭準備に着手し、已に内地及鮮内の需要に應じつゝある。

無煙炭は鮮内に於ては微粉炭燃燒裝置を有する工場汽罐用炭に使用せられ火力發電燃料として重要視せられるに至つた。其の他マセック煉炭として機關車用に使用せられ、又各種煉炭原料としても相當の需要があるが、最近に於ては人造石油工業の發達に依り無煙炭も瓦斯合成法に依る液化原料として考究されてゐる。然し最も重要な販路は内地であつて各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として移出される數量は昭和十一年度に於て六十萬噸に上つた。

ニ、黒鉛　鱗狀と土狀の二種あつて、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尚北道・咸鏡南道を主要産地とし品質共に良好である。

鱗狀黒鉛の主要産地は(一)咸鏡北道城津地方(城津・鍾城・新興等の各鑛山等)、(二)平安北道江界地方(大馬々・江界・成章洞・城干孟洞・膽楚・時中等の各鑛山)、(三)平安北道楚山郡地方(市東・楸谷・車嶺・彦島等の各鑛山)であり、就中江界地方は最も重要な産地である。之等諸鑛山より産出せらるものは坩堝或は電極其他のカーボン原料として用ひられて居る。猶平安北道には伏木・元玉・碧潼・丹峰等の著名な鑛山も存し、從つて鱗狀黒鉛の産額は漸次國内需要に對する自給の目標に接近しつゝある。

土狀黒鉛鑛山は山野刀明(忠北)・小宮(忠北)・成昌(慶北)・馬老(忠北)・永興・長興(咸南)・价川第一・价川第二(平南)等が最も著名であつて、戰前に於ては國内需要が僅少であつた爲め主として販路を海外に求めて居たが、本年初より電化工業の勃興により需要漸增し、殆ど悉くを國内に供給してゐる

る現狀である。

ホ、タングステン鑛　歐洲大戰勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要が著しく增加した爲、之が發見採掘に從事するもの多く一時盛況を極めたが、大正七年以後市價低落し、加ふるに需要が著しく減少したので、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末には全部休止するに至つた。然るに近年に到り軍事工業活況を呈すると共に再び回復に向ひつゝあつたが、今次の時局に際し、急激なる發展を遂げ、未曾有の盛況を呈してゐる。現在稼行中の主なるものは大華・百年・箕州・中川吉陽・鯨水・順鏡山・稻葉平安・內金剛等の鑛山で江原道金剛山附近寧越郡平安北道昌城郡、平安南道陽德郡陽德附近、寧遠郡咸鏡南道長津郡、忠清北道忠州郡、堤川郡、黃海道谷山郡、忠清南道靑陽郡等が主要產地であるが其の他諸所に數多發見せられてゐる。

ヘ、水鉛鑛　水鉛鑛も赤タングステン鑛と共に歐洲大戰當時盛んに採掘されたが、其の需要杜絕した爲、休止せられ一時產出皆無さなり、大正十四年以後は僅少の產出を見るに過ぎなかつた。最近再び製鋼事業の盛んさなるに伴れて採掘者が增加した。其の主なるものは全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・慶尙北道の龍鳳水鉛鑛山等であつて、其の產額は殆んど全部を內地へ移出してゐる。

ト、マグネサイト　は內地には全然見當らないものであるが、咸鏡北道吉州郡、咸鏡南道端川郡に大量賦存し、前者には、北斗・白岩・後者には北斗の稼行鑛山があり、端川郡下には更に鑛量六億噸及三十億噸と推算される二大鑛床が發見せられ、後者に對しては既に其の開發の爲に朝鮮マグネサイト開發株式會社が設立せられ目下鋭意開發の準備中である。

チ、螢石　も又內地には產地さして見るべきものがないのであるが、朝鮮には咸南・江原・忠北・全北黃海・京畿の諸道に分布し、時局の影響に依り急速にその發達を遂げ稼行鑛山も頗る多きに達して居る。主なる鑛床の賦存地は江原道金化・春川・楊口・華川・淮陽の諸郡・忠北永同・提川郡・全北錦山郡・黃海載寧・平山の兩郡・京畿道抱川郡である。

リ、雲母　も亦朝鮮の特產物で電氣絕緣體さして重要なる鑛物であつて、咸鏡北道・平安北道・咸鏡南道等の各所に分布して居る。其の主なるものは咸鏡北道林洞鑛山・砲手鑛山・平安北道芦田洞鑛山等で其の產額の全部を內地に移出してゐる。

ヌ、明礬石　はアルミニウム原料鑛物さして重要なるものであるが、全羅南道・慶尙南道に多量賦存し其の主要鑛床は全羅南道牘川鑛山・加沙島鑛山・玉理山鑛山等である。

二〇 工業

概況

朝鮮の工業は往時相當の發達を遂げたことがあつたが、漸次衰退し李朝の末期には纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業又は小規模工場工業に其の片影を留むるのみで、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗惡、一般の需要を充す能はず、日常必需品の多くは之を輸入に俟つ狀態であつた。本府は施政以來鋭意之が改善と發達に努めた結果、之等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦增加し、朝鮮人の工業に關する知識も亦啓發せられて工場經營を試みんとする者增加し、且內地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ紡織・製絲・製鐵・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・麥酒・製油・硫安・硬化油・金屬精鍊・石炭液化・石油精製等各種の大規模工場が續々設立せられたが、殊に滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なる爲、或は朝鮮に於ける各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を目論むもの益〻增加の傾向にある。昭和十三年に於ける工産額は十一億四千十一萬圓、此の內二億八千百六十六萬圓は家內工業又は副業の所産である。

業種別工産額（昭和十三年）

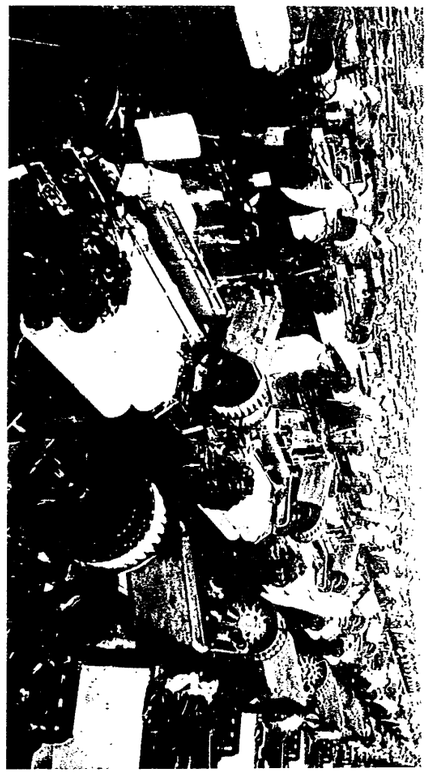

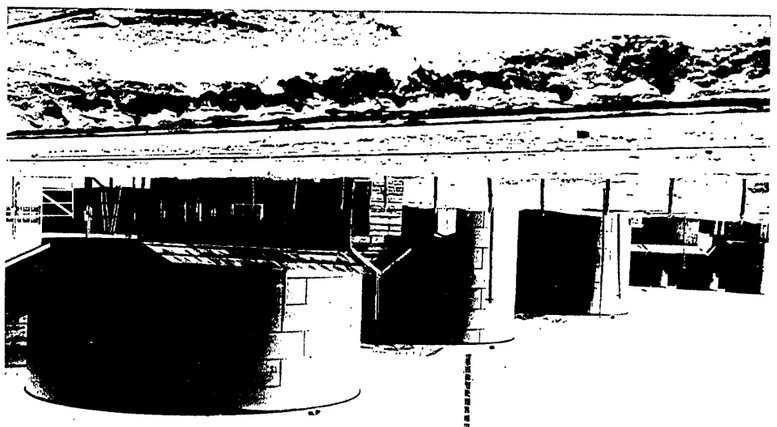

パツリス革苑・業工内家

紡織工業	一六四、八二一、一五九圓	
金屬工業	九一、九六六、二二八	
機械器具工業	二六、七九八、九五七	
窯業	三五、八七七、一九八	
化學工業	三五二、八一九、三一二	
木製品工業	一五、〇五四、〇〇〇	
印刷及製本工業	一六、九四八、一二三	
瓦斯及電氣工業	二四、五〇一、九四七	
食料品工業	二七七、二〇七、七八一	
其他工業	一三四、一二三、八八〇	
計	一、一四〇、一一八、五八五	

家內工業

一、**機業**　機業は朝鮮農家に於ける最も重要な副業であるから、共同作業場の設置補助、指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めてゐる。

イ、**木棉織物**　朝鮮に於ける綿布の家內工業に依る生産額は昭和十二年八百二十三萬圓、此等は農家婦女子が副業的に棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木棉の粗なるものである。近來紡績綿を用ひ、バッタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次增加して來た。

ロ、麻織物　在來の麻布は苧布と大麻布であつて、夏の衣料・寢服・帆・袋及雜用に用ひられる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南北道・慶尚南道であつて、大麻布は慶尚南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産し、孰も手紡麻布にして農家の副業として主要なるものである。最近紡織麻絲を以て製織するものも增加しつゝある。昭和十二年に於ける家內工業所産のものは七百二十二萬圓に達する。

ハ、絹織物　慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とする。多くは明紬と稱する平絹の類であつて、慶尚北道尚州、平安南道成川・德川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬が最も有名である。昭和十二年の家內工業産額四百七十八萬圓に達する。

二、陶磁器製造業　高麗時代隆盛を極めた朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものがなかつたが、當局の指導奬勵に依り、近時漸く復興を見つゝある。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豐富であるので、斯業の將來は極めて有望である。尙ほ本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資してゐる。昭和十二年中の家內工業所産に係るもの百九十一萬圓、製品の多くは食器類等の日用品である。

三、朝鮮紙製造業　朝鮮紙は有望なる家內工業品の一であつて、楮を主原料とする手抄紙である。朝鮮在來の抄紙法は方法、器具ともに原始的且不完全にして製品も極めて粗雜であつたが、當局の指導奬勵に依り近時著しく品質が改善せられた。本業に對しても本府は年々補助金を交付して各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖つてゐる。昭和十二年に於ける産額は二百六十四萬圓、多くは鮮內に於て消費せられるが、窓紙用・包裝用・衣服中入用等として滿洲方面へ輸出せられ、今後益〻有望視せられてゐる。

四、酒類醸造業　朝鮮に於ける在來酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎であつて、其の他白酒・過夏酒・甘紅蔘等の種類があるが、産額は多くない。

イ、藥酒　帶褐淡黃色であつて、清酒樣の透明なるものもあるが、多くは多少混濁である。一種の芳香を有し清酒より甘醱味共に强く、酒精分十二乃至十八%を含有する。原料は糯米・糯米及小麥麴である。

ロ、濁酒　粳米又は糯米・粳麴及水にて醸造せる白濁の酒にして酒精含有量少く、酸の臭味共に强い。庶民級の飮料として需要極めて多い。

ハ、燒酎　粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とする、日本燒酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒精含有量三十度內外を普通とする。

白酒は外觀奢味共に濁酒・藥酒の中間に位するものであつて、酒精含有量は十一、二%である。

過夏酒は味淋酒の甘味酒であつて酒精分三十度內外、夏期のみの飮料とするものと、酒精分十三、四%にして所謂高級飮料とするものとがある。前者は麥麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及燒酎を原料と

して醸造し、後者は蒸煮糯米及麹良粉麩を原料とする。
甘紅蓼は燒酎に蜂蜜を加へ、桂皮を生薑の少量にて香を付け、紅麹又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒であつて、酒精分二十乃至三十%を含む。
之等各種の在來酒は何れも其の製造極めて少規模であつたので、當局は技術の指導改善を爲すと同時に製造場の集約合同に力を致した結果、次第に大量生産に轉向しつゝある。

種別	昭和十二年			
	製造場數	製造石數	一場當製造石數	
燒酎	一五〇	四、六七〇石	三一石	
藥酒	八四	二、九六一	三五	
淸酒	一八三	一、八六三	一〇	

五、金屬工業　朝鮮人は古來真鍮製食器・金盥・火鉢・便器等を使用するので、之が製作に從事する者各處に多い。鐵器類は鍋、釜及農具を主要なるものとし、就中釜は竪牢を以て有名である。
近年機械類の製造を爲すものもあるが未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・笄・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝが、加工彫刻の見るべきものは少い。

六、雜工業　右の外雜工業は大體次の如くである。
イ、莞草筵及莞草スリッパ製造業　莞草は一種の三角蘭で、京畿道・全羅南道及慶尚北道等に產する。此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮では古から使用されて居た。昭和十二年の產額百〇五萬枚、百二十五萬圓に及んだ。近時之を以て造れるバスケット等の新製品及び莞草恙を以て造つたスリッパ類も多量の輸移出を見るに至つた。莞草筵の主產地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平・慶尚北道金泉・軍威等であつて、莞草スリッパの產地は慶尚北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡である。
ロ、木竹工業　朝鮮の竹細工は極ね巧妙であつて、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹椅・簾等最も名がある。木工品は櫃・簞笥・漆器等がある、就中慶尚南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞するに足るものがある。
ハ、硝子珠製造業　忠淸北道鳥致院附近の部落に盛である。製品は主に輸出向であつて更に阪神地方に送り加工せられる。
ニ、眞子紋及刺繍加工業　何れも朝鮮に於ける低廉なる勞銀の利用を目的として興つたものである。
ホ、吳製造業　穀類・肥料等の容器として鮮內に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り今後益〻有望な事業である。當局も農家の主要副業として之を奬勵してある。昭和十二年の產額七千七百十七萬枚、一千百十七萬圓に達した。

工場工業

一、製絲工業　養蠶の隆興に因り產繭高次第に增加すると共に京城・大邱・平壤・全州・光州・成興等を首め、各地に大規模の製絲工場設立せられた。昭和十二年工場數百三十一、製絲金額一千七百六萬圓に達したが製品の多くは輸移出向品である。

二、綿絲紡績業　目下操業中のものには朝鮮紡織株式會社釜山工場（四萬錘）、東洋紡績仁川工場（三萬二千錘）及鍾淵紡績全南工場（三萬二千錘）、京城紡織（二萬五千錘）の外、永登浦に鍾淵紡績京城工場（四萬錘）、東洋紡績京城工場（四萬五千錘）があるが、之等は何れも織布工場を兼營するものである。

三、綿織物工業　朝鮮に需要せらるゝ綿織物は粗布・細布を始め各種を合せ年額約六千萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、其の四割は之を內地よりの移入に俟つてゐる。此の外一部の製品は滿洲方面へ輸出されつゝあつて斯業の將來は極めて有望である。尙昭和十二年の綿布生產高四千九百十九萬四千七百十八圓に達する。

主要なる工場は朝鮮紡織株式會社釜山工場（一千二百十臺）、東洋紡績仁川工場（一千二百九十二臺）、鍾淵紡績全南工場（一千四百四十臺）、京城紡織株式會社永登浦工場（八百九十六臺）、東洋棉花株式會社木浦工場（百三十八臺）及鍾淵紡績京城工場（一千五百二十五臺）、東洋紡績京城工場（一千四百四十臺）等であつて之等は始んど粗布及細布類を生產する。

四、絹織物及人絹織物工業　朝鮮產絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所產であつて、工場製品と稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎぬが、人絹織物にありては最近需要急激に增加し、昭和十二年に於ける移入高九千四百五十二萬餘方碼、二千二十五萬餘圓に達した。

主なる工場は朝鮮織物安養工場・泰昌織物淸凉里工場・朝鮮紡織釜山工場・釜山織物・木浦織物等である。尙人絹織布工業の發達と共に染色工業の勃興を見、前記朝鮮織物・朝鮮紡織・釜山織物工場は孰れも染色設備を有し、此の外昌和工業（永登浦）京畿染織株式會社工場（永登浦）等の專門工場がある。

五、靴下製造業　近年朝鮮人間に於ける靴下の需要急激に增加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つつある。現存工場は孰れも中小工場に屬し、平壤は其の中心地である。

最近靴下の對滿洲輸出益〻增加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は相當期待せられつゝある。

六、繰綿工場　棉花の增殖に伴ひ、繰綿工場各所に興つたが木浦は其の中心地である。昭和十二年繰綿生產高一萬四千瓲、一千百二十七萬圓に達する。

七、金屬製錬工業

イ　**製鐵工業**　朝鮮には褐鐵鑛・赤鐵鑛・磁鐵鑛等優良な製鐵原料が豐で、黃海道鳳山に日本製鐵株

式会社釜山工場（三菱製鋼所工場の後身）あり、銃砲及鋼鉄の製造をしてゐる。

ロ　金・製・錬・業　産金事業の勃興に伴ひ、各地に精錬工場の出現を見つゝあるが、日本鉱業株式会社鎔南浦精錬所・朝鮮鉱業開発株式会社鎮南浦製錬所、朝鮮製錬株式会社旌項精錬所等著名である。

ハ　窯・業・固・工・業　朝鮮には全羅南道羊里山産の明礬石、咸鏡南道端川地方のマグネサイト等優秀な窯業原料の鑛床が在り、長石等を原料としてアルミニウム及金属マグネシウムの製造を目的とする朝鮮アルミニウム工場及日本マグネシウム金属合資の興南工場の建設を見、更に之等金属工場の設立計画中のものに朝鮮理研金属株式会社の他があり、朝鮮に於ける窯業に期待せらるゝ所が多い。

八、金属製品並機械器具工業　朝鮮に於ては、従来鍛冶屋の如き小規模の製造、請負業の修繕を除いては過ぎず、大規模の経営を為す者殆ど少かつたが、交通開け諸種の産業発達し、鉱山・重機・工具・機械類等需要増加するに従ひ、鮮内にもそが製造工業勃興するに至つた。現在主なる工場は釜山工作株式会社、永登浦工場・朝鮮工株式会社本社及鎔岩浦工場・京城電気株式会社工場・釜山日本鉄鋼所等であるが、更に最近著しき傾向としては産金其の他地下資源の開発に伴ひ、鑛山用機械製作工業の勃興を見るに至つたことで、其の主なる工場に朝鮮機械製作所・朝鮮製鋼所・朝鮮鉱業機械製作所等がある。

九、陶磁器工業　朝鮮には到る処優良な陶磁器原料を産し、且つ日用品・土木建築用品等の陶磁製品の需要が多いので、之等の製造工業は概して有望なる将来を有する。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものであるが、日本陶管関係株式会社釜山工場は大規模なる設備を以て輸出向並に朝鮮人向の食器類を製造する。

一〇、硝子工業　硝子工業は未だ盛ならず、昭和十二年五百三十四万個の輸移入を見た。然し全羅南道・黄海道等の海岸には優良な硝子原料珪砂を多量に産するので、今後斯業の発達すべき余地は少くない。

一一、セメント工業　道路・港湾・鉄道・建築等の事業勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが、目下鮮内には朝鮮小野田セメント株式会社本社（平南）、川内里（咸南）、古茂山（咸北）、朝鮮セメント株式会社海州工場及朝鮮浅野セメント株式会社図們工場があつて、鮮内の需要に應ずる外一部は輸出を為してゐる。朝鮮は到る処優良な石灰岩・粘土・石炭等を産出しセメント工業の適地多く斯業は今後益々有望である。

尚右の外目下朝鮮小野田セメントが江原道三陟に又鴨緑江水力発電会社が満浦里に工場を建設中である。

一二、煉瓦工業　建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を旺し為に有望なる工業である。現在都市附近に中小工場多く最近赤坡及耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至つた。

一三、石炭液化工業　朝鮮の褐炭は無煙炭に比し貯蔵中脆化する等其の燃料として不適であるが、低温

乾餾に依りて多量のタールを溜出することに成功し、朝鮮窒素肥料株式會社は、昭和八年四月より咸鏡北道永安工場に於て低濕乾餾事業を創めた。同工場は年二十萬瓲の石炭を處理し揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更に半成コークスを利用して發電及メタノールの合成等を行つてゐる。尚咸鏡北道阿吾地に石炭工業株式會社の石炭液化工場あり既に操業を開始し製品を市販しつゝある。

一四、**石鹸製造業**　朝鮮人生活の向上、産業の發達等に伴ひ石鹸の需要は逐年增加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹸の製造を營む者多きを加へつゝある。最近朝鮮窒素肥料株式會社は自家過剩脂肪酸の消化策として大規模の石鹸工場を設立操業を爲してゐる。

一五、**油脂製造業**

イ、植物油製造業　朝鮮には椎油廠・蓖麻子・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め之等よりの採油事業は極めて有望である。目下大規模工場として日華製油株式會社の本浦工場（棉實油）、北鮮油脂株式會社（大豆油）等がある。

ロ　魚油製造業　朝鮮の東海岸は鰯の大漁場にして之を原料とする硬化油工業興產額約十萬瓲であつて、從來多く內地に移出せられたが、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至つた。

一六、**硬化油製造業**　魚油を原料とする硬化油製造業は朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたが、同社は尚硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造してゐる。昭和

八年更に同一目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、昭和九年六月より操業を開始した。尚朝鮮協同油脂株式會社も江原道三陟に於て昭和十三年秋より操業を開始した。

一七、**護謨製造業**　主としてゴム製品生産額は昭和十二年一千七百二十六萬圓に達する。

一八、**製紙工業**　新義州に王子製紙株式會社の工場あり、ウセンハリモミ等）を原料として包裝用紙を製造する。昭和十二年の産額一萬六千四百瓲、五百十五萬圓に達した。尚最近同社系の北鮮製紙株式會社が咸北吉州に工場を建設し昭和十一年十一月より人絹のパルプ製造を開始した。

尚窯に本府中央試驗所に於て、從來廢棄同樣に取扱はれた棉皮を原料として棉皮紙の製造方法を發明したが、目下之が特許權使用の許諾を受けた棉皮製紙事業計畫發起人に於て製紙會社の設立を進めてゐる。

一九、**硫酸アンモニヤ製造業**　朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る二十萬キロワットの電力を利用し、硫安年產四十五萬瓲、硫燐安十萬瓲の製造能力を有し、鮮內の需要を充すのみならず內外に輸移出してゐる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於ても副產物として年五千瓲を生產してゐる。

二〇、**製革工業**　朝鮮には良質の牛皮を多量に產し、且賤工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件

を有するが、現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場であつて皮革類及軍需品等の皮革製品を製造する。此の他稍小なるものに大田皮革株式會社がある。

二一、釀造業

イ　**印酒釀造業**　内地人の增加に依り清酒の需要增加するに從ひ各地に清酒釀造業起つたが、殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者尠からず、且内地品に劣らざる優良酒を釀造し内地移入品を防遏しつゝある。朝鮮米は釀造米として好適であり、其の他氣候、水質等釀造に適する所が多いから朝鮮の酒造業は前途極めて有望である。

ロ　**燒酎釀造業**　朝鮮の燒酎需要高は昭和十二年二千七百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せられる。工場は概ね中小規模のものだが、糖蜜を主原料とし新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在する。

ハ　**麥酒釀造業**　朝鮮に於ては昭和十二年七百二十三萬餘圓の麥酒の需要がある。從來は凡て之を輸移入に俟つたが、昭和八年永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられ目下其の製品を市場に出してゐる。兩者共年額約二萬石餘の生産能力を有するので、朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず尚他に輸移出し得るに至り現に滿洲方面に輸出してゐる。昭和十二年の産額七千餘石六百九十五萬圓である。

ニ　**葡萄酒製造業**　朝鮮の風土は葡萄の栽培に適し、葡萄酒の釀造に有望である。現在は慶尙北道浦項の三輪農場が稍大規模に葡萄酒を釀造して居り、此の他釜山・京城等にも小工場がある。

ホ　**醬油・味噌釀造業**　内地人の增加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する賣出增加し、其の前途甚だ有望である。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産する。

二二、製粉工業

朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近くに滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を具へて居る。現存工場の主なるものは豐國製粉株式會社(京城及仁川)・日本製粉株式會社の鎭南浦工場及同社沙里院工場・朝鮮製粉株式會社(永登浦)工場及朝鮮製粉株式會社鎭南浦工場である。

二三、澱粉製造業

朝鮮に於ける澱粉工場としては日本殿産工業株式會社平壤工場が主なるものである。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社であつて玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖並に油及餌量等を製造する。油は殆んど内地を經て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せられる。

二四、精糖工業

朝鮮には從來砂糖の生産がなかつたが、試驗の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認めたので、大正六年朝鮮精糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に亙りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に、布哇・臺灣等より粗糖を輸移入して精糖を行ひ來つたが、昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、從つて甜菜糖の製造を止め專ら粗糖の精製のみを行つて居る。昭和十二年産額精糖

四萬三千七百六噸、一千三十二萬圓で、製品の一部は移移出せられ、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位にある。

二五、精米工業　精米業は工場數の多きこと各種工業中の首位を占め、昭和十一年に於ける朝鮮の工場總數五千九百二十七中、實に一千百二十五は精米工場である。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎭南浦等に集中し相當大規模經營のものがあり、昭和十年は白米調製高六十五萬噸、玄米調製高五十一萬噸に達した。

二六、電球製造工業　最近釜山及京城に斯業の勃興を見つゝあり、殆んど輸出向の製品を目的とする工場であるが京城には稍大規模の工場がある。

二七、法瑯鐵器工業　近年急激なる發達を見たるものであつて、目下釜山に五工場、京城に一工場あり、此の中釜山に於ける工場は輸出向品の製造を主たる目的とし、京城の工場は主に鮮内向製品を生産する。

尙昭和十二年に於ける生産高は二百九十八萬餘圓、輸出高は二百三十七萬餘圓に達した。

中央試驗所

中央試驗所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業・工藝の四部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要なる諸般の調査試驗研究を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事項の試驗分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めてゐる。

工業奬勵

工業傳習事業を企畫する者、又は有利なる工業を經營するも事業創始の際に、收支償ふ能はざる者、或は鮮内資源を開發する事業等に對しては、本府又は地方廳は之に金品を補助し以て工業の發達に勗めてゐる。又舊に併合の際朝鮮人授産の爲下賜せられた恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるゝ機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奬し、之に對して補助金を交付する等、各種の方法を講じて工業の改良發達を圖つてゐる。

度量衡

朝鮮に於ける度量衡は古來慣行に放任されて居たが、統監府設置以來度量衡の改正に着手して隆熙三年九月度量衡法を制定し、度量衡の名稱、名位及種類を内地と同樣とし、度量衡は政府の專賣と爲し、錢意計量觀念の啓發に勗め來つた。爾來諸般の施設進展に伴ひ、前記度量衡法は時運に適合せず且内地に於ては大正十三年メートル法專用度量衡法を施行したので、朝鮮に於ても大正十五年四月一日現行度量衡令を實施し、内地同樣メートル法專用と爲し來つたが、昭和十四年一月内地に於て更に法令の一部を

改正し、特別の由緒あるものにして土地又は建造物に關しては當分の內、其の他のものに關しては昭和三十三年十二月三十一日迄從前の慣例に從ひ尺貫法度量衡の名稱名位を使用し得ることゝ成つたゝめ、朝鮮に於ても內鮮不可分の建前上府令を改正し、昭和十四年七月一日より右內地の制度に隨從することゝした。

物資調整、燃料事業

一、臨時物資調整　支那事變の進展に伴ひ、軍需資材の需要は益々激增しつゝあり、これが供給の確保を圖ると共に、國民經濟の圓滑なる運行を期することは、極めて緊要であり、これがためには、軍需資材その他の重要物資の生産力擴充計畫、代用品利用計畫、配給調整計畫、輸出入に關する計畫、消費規正に關する計畫等の需給調整に關する實施計畫を樹立して、これに基き、關係業者等の指導監督に當らなければならない。

仍て、中央政府に於ては、商工省內に臨時物資調整局を新設して、專ら右事務の處理に當りつゝあるが、本府に於ても、昭和十三年度にこれが事務處理のため官制を改正し、事務官、技師、屬、技手等の增員を行ひ大體中央の方針に順應して、本府殖產局に臨時物資調整課を新設し、又地方各道には關係職員を配置して、激增し來れる本事務處理の圓滑なる遂行を期してゐる。

二、燃料事業　燃料問題に關しては、その生產、輸移入及販賣の計畫、消費規正竝に代用燃料の供給等の事務が時局の關係上較近顯る複雜多岐を極め、その適否は直接他の關係產業に重要なる影響を與へるので、これが綜合的計畫の樹立及實施方法等については、愼重且つ細密なる調査研究と積極的活動が要求せられる。仍て本府は右臨時物資調整課新設を機に燃料課を新設し商工課より石油業法、人造石油製造事業法、揮發油及アルコール混用法等液體燃料の自給促進及需給の調節に關する事務を、鑛山課より石炭の利用及需給等に關する事務を分離し分掌せしめ、以て燃料問題の圓滑なる解決を期して居る。

電氣及瓦斯事業

電氣事業　朝鮮に於ける電氣事業は、從來概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであるが、數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制が其の緖に就き、其の後大規模な水力電氣の開發を企畫する者も現れたる爲、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定することゝ爲り、朝鮮電氣事業調査會の諮問を經て昭和六年十二月、將來建設せらるゝ主なる發電所及送電線路の基準と爲る發電計畫及送電網計畫を定め、且發電、送電及配電の各部門に付て夫々依らしむべき企業形態等重要な統制の根本方策を決定した。而して發電、送電及配電は原則として別個の企業主體をして經營せしむる方針であつて、發送電信事業者をして專ら統制計畫に定められた發電所及送電線路の開發建設に當らしめて之が實現の促進を圖り、又配電事業に付ては、全鮮を最も合理的と認める數個の區域に分

ち、其の區域内に現存する小規模事業を合同して大規模且强力な配電事業ニ爲し、之を民營に依らしめて積極的に電氣の普及を圖らしめるこゝゝした。

右の發送電網計畫中、發電所では出力約百六十萬「キロワット」の鴨綠江本流水力を首めとし、出力約三十三萬「キロワット」の鴨綠江水系長津江水力、出力約三十五萬「キロワット」の同水系黃水院江水力、寧越炭田、三陟炭田及德川炭田に於ける產出炭を燃料とする寧越火力發電所、三陟火力發電所及德川火力發電所等が其の主なるものであつて、又送電線路では鴨綠江本流水力渭原水力地點より平壤に至る亙長約二百三十粁の二十二萬「ヴォルト」送電線路、厚昌水力地點より江界を經て興南に至る亙長約四百二十粁の二十二萬「ヴォルト」送電線路、長津江水力から平壤に至り更に南下して京城に至る亙長約四百粁の十五萬四千「ヴォルト」送電線路、黃水院江水力から端川に出で一方北上して清津に至り一方南下して長津江水力に連絡する十一萬「ヴォルト」の所謂咸北送電線路、寧越火力發電所から尙州を經て大邱に至る十五萬四千「ヴォルト」大邱送電線路及右の大邱送電線路より尙州に於て分岐し、大田に至る十五萬四千「ヴォルト」送電線路等が其の主なるものである。

次に配電事業の統制に付ては、昭和九年一月に於ける西鮮合同電氣會社の成立に依る平安北道・平安南道及黃海道の三道に亙る電氣事業者の大合同、昭和十年十月に於ける咸南合同電氣株式會社の成立に依る咸鏡南道内の電氣事業の合同等着々と統制の實現を見、更に西鮮合同電氣株式會社は昭和十一年十一月開城電氣株式會社を、同十二年一月新義州電氣株式會社を合同し、更に同十三年一月平壤府營事業を買收し、以て西鮮地方の配電事業を全部統制した。又南鮮地方には從來約三十の小事業が分立してゐたが、昭和十一年春頃から當局に於て、此等の事業を打つて一丸とする大規模配電會社設立の斡旋慫慂に努めた結果、昭和十二年三月忠淸南北道・全羅南北道及慶尙南北道の所謂南鮮六道並に京畿道及江原道の各一部に亙る廣汎なる地域の配電事業が大合同の實現を見、又北鮮地方に於ても昭和十三年五月を以て舊朝鮮電氣、舊會寧電氣及舊雄基電氣の三社が合同して北鮮合同電氣に統制せられた。

斯の如く電氣事業の統制は發送電事業の創設及配電事業の合同共何れも順調に進捗してゐるが、更に最近に至つて鮮滿國境河川たる鴨綠江本流水力の開發計畫が具體化し、朝鮮總督府と滿洲國政府との間に其の基本的協定成立し、朝鮮及滿洲共同して其の開發に當るこゝゝ爲り、朝鮮鴨綠江水力發電株式會社及滿洲鴨綠江水力發電株式會社の成立を見るに至つた。鴨綠江本流水力の發電力は百五十萬「キロワット」以上に達するものと想察せられ、且經濟價値も極めて優秀であるから、之が開發を見た曉には鮮滿國境地帶の產業開發振興に寄與する所大なるものありと期待せられる。

昭和十四年三月末現在に於ける電氣事業者數は、營業用十五（第三號電氣事業者を含まず）、官廳用二十一、自家用百八十七、合計二百二十三であつて、營業用電氣事業の概況は左の通りである。

營業用電氣事業

事業者數	資本金	拂込資本金	發電力
二五	二七七、二六三、〇〇〇円	二四五、五〇七、八〇五円	九五四、五八〇キロワット（未發電量を含む）

瓦斯事業　瓦斯事業者は從來京城電氣株式會社と朝鮮瓦斯電氣株式會社（昭和十二年三月南鮮合同電氣株式會社に引繼經營す）が夫々京城府及釜山府を營業區域として、電氣事業と兼營し來つたのであるが、昭和十一年十一月、更に大邱府、西鮮合同電氣株式會社に其の經營を許可せられ、前者は大邱府を後者は平壤府を供給區域として昭和十二年九月及十二月夫々事業を開始した。更に昭和十三年四月新義州にこの事業經營が許可せられ同年十二月供給を開始した。

昭和十四年三月末に於ける瓦斯事業の概況は左の通りである。

瓦斯事業

事業者數	資本金	拂込資本金	一日瓦斯製造能力
一二五	六二、四三三、〇〇〇円	四八、九二九、六五〇円	立方米 五六、四五六

備考　一資本金及拂込資本金は會社の事業全部のものを掲ぐ。

二　商業

朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引は大部分、市場に於て行はれるのが一般の慣例である。近時店舗を常設して商業を營む者が漸次增加したが、此等の在來市場は依然地方重要の商業機關であつて、昭和十三年末に於ては全鮮を通じて其の數一千四百五十八箇所、其の取引額一箇年三億七千百萬圓以上に達してゐる。此等の市場は大概毎月五、六回定期に開市し、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地から購客が來集する。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けた。在來市場には客主・居間・監考・典當等の取引機關がある。

イ、客主　本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貨金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるもので、其の商行爲は恰も內地に於ける問屋業に似てゐる。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等であつて、客主は絕えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して殘額を委託者に交付するのである。

ロ、居間　賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の日錢を受くるを本業とし、恰も內地の仲立人同樣であつて、常に店主の店舖に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として日錢を得るものである。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となつて周旋の勢に當る者があるが、客主は委託者の爲に賣買を紹介すると同時に表面自ら取引の當業者であるが、居間は單に賣買を紹介するに止まり、取引に關して何等關與しない。

ハ、監考　地方に依りて其の取扱ふ商品一定しないが、市場の米穀取引は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考が升量し、其の手數料として一升に充たざる鵜數の米穀を收受する慣習である。然し市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとしてゐる。

ニ、典當（質屋）　多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無い。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等であつて、貸金の比率は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格の變動の少きものに在りては少し長い。細民に極通する場合は其の時期を頗る短くする。然し何れも利息支拂に依り延期し得ること及び流質となりたる場合、典當權者が其の典物を賣却處分し得ることは、內地の質屋業と異ならない。

內地人の商業

內地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎭南浦・新義州等の內地人集團地を中心とし、其の附近を範圍としたが、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至つた。內地人の商業は穀物・海產物・牛皮等朝鮮物產の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に從ふ者亦多く、日用雜貨・呉服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及書物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せられる。

會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用して來たが、朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける內地人の企業漸次其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任し得ないので、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分從前の會社令を適用してゐる。會社設立の狀況は、產業の發達に伴ひ大規模の企業漸次增加し、殊に最近各種工業を目的とする大會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示してゐる。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十二年末	一六一	九九二	二	一五五	三五三	九八一	八五	四四	一九	四三五	三、二一七

朝鮮に支店を有する內地會社營業種別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十二年末	三三	三五	一四	三	五	三六	三三	六	—	一六	一六〇

朝鮮に支店を有する外國會社營業別

年次	農林業	商業	保險業	金融業	運輸及倉庫業	工業	鑛業	水産業	電氣業	雜業	合計
昭和十二年末	—	五	—	—	三	一	一	—	—	一	二

取引所及正米市場

取引所　取引所に關しては、明治三十二年帝國領事の認可を得て設立した株式會社仁川米豆取引所以外一切取引所の新設を許さなかつたが、最近朝鮮の產業並に經濟進展の實狀に鑑み取引所制度確立の必要を認むるに至つたので、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てた。卽ち取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依らざれば之が設立を爲し得ず、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及び株式會社京城株式現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩會社の合併を爲し得る途を開いた。而して從來穀物現物市場に於て行はれた穀物の延取引は取引所取引に吸收せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむると共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎭南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することゝし（昭和七年末限り廢止）、新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎭南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を許可した。又株式會社仁川米豆取引所及び株式會社京城株式現物取引市場は、同年一月一日合併して新に株式會社朝鮮取引所を設立し、從前通り仁川に於ては米豆の淸算取引を、京城に於ては有價證券の淸算及實物取引を行つてゐる。

正米市場　朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至つたので、此等の市場に於て行はれた直取引の爲、別に正米市場規則を發布し（昭和六年九月）取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することゝした。卽ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は、之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外して本則に據らしむることゝし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若は仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を超ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決濟は一切之を認めないことゝした。

正米市場は（昭和十四年八月末現在）釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二月設置許可）一あるのみである。

商工會議所

商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以て其の目的とする重要なる機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾な點が少くなかつたので、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施した。同令施行前に於ける會議所は內地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て內鮮人各別に之を設立したが、會議所として存立の意義を有せざるものも少くなかつたので同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として內鮮人協力して商工業の發達を圖らしめることゝした。爾來屢〻改正を加へて今ご十五年同令は、長足の發達を遂げて始ご其の面目を一新した朝鮮の實情に副はざるものあるを認めたので、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、名稱を商工會議所ご改め、純然たる商工業者の自治機關ご し益ゝ其の機能の發揮に資することゝした。現に存する會議所は京城・仁川・開城・大田・群山・釜山・平壤・鎭南浦・新義州・元山・咸興・淸津・馬山・海州・木浦・光州・大邱・釜山・平壤・鎭南浦・新義州・元山・咸興・淸津・馬山・海州・城津羅津の二十であり、之等商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

重要物產同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り共の營業上の弊害矯正、共同利益の增進を圖る目的を以つて申合規約に依り組合を組織したものがあつたが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなく、却て諸種の弊害釀成の底があつたので、明治四十四年十一月機宜の措置ごして同業組合の設立・役員の選任・經費徵算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導及監督を加へ來つたが、法規上の根據なく單に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便尠からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾があつたので、大正四年七月朝鮮重要物產同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を米・大豆・麥・雜穀及其の加工品、蠶種・繭・生糸・蠶絲織物・絹・人絹絲織物・綿織物・麻織物・苧麻織物・毛皮及毛皮製品・棉花・綿・蠶種・桑苗・果實・繊物・紙・釀造品・白蔘・木炭・製材及其の生產、製品若は販賣又は之ご密接の關係を有するものに限つたが昭和十年電球及琺瑯鐵器を、昭和十二年人絹絲織物・ゴム靴及靴下を昭和十三年椅子・煉瓦及石油を、昭和十四年螢石及石墨をそれぞれ追加した。本令に依り重要物產同業組合の設置を認可したるもの、昭和十四年八月末現在に於て紙物・穀物輸移出・電球・琺瑯鐵器・靴下・牛乳・螢石の同業組合各一、人蔘同業組合二、ゴム靴同業組合三、重油同業組合三、蠶種同業組合四、石油同業組合四、果物同業組合八、同聯合會一、合計三十二に達し、何れも製品の檢査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生產費の輕減、販路の擴張を圖り、或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合の目的達成に活動してゐる。因に畜產同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散した。

産業組合

産業組合制度は産業の現狀に照らし最も緊要の施設であるから、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行した。本令は大體其の範を內地産業組合法に採つたが、信用事業は既に金融組合制度施行により相當の發達を示したので、之と重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、內地に於けるが如き信用組合制度は之を除外した。而して組合の設立に付ては制度創始の際、數よりも先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期することゝした。因に同令に基いて設立を許可せる産業組合の現況は、昭和十三年三月末に於て組合數百十八、組合員數十七萬二千人、出資金二百七十五萬六千圓、積立金三十八萬八千圓、借入金二千四百九十六萬八千圓、事業高三千六百八十七萬九千圓である。

商工奬勵館

本館は廣く朝鮮の資源及物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖ると共に、一面多額の輸移入ある內地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他刊行物發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・

仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船內地・上海・浦鹽就航船室の一部に朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及說明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙內外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大阪・下關に於ける鮮滿案內所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努むると共に本府東京事務所の一部に、朝鮮に於ける資源及産業の狀況各種施設竝其の成績等を示すべき出品物を蒐集陳列して、朝鮮事情の周知徹底と資本及企業の誘致促進に資し、帝都に於て廣く朝鮮物産の販賣奬勵の衝に當り、其の眞價の發揚と商圈の擴張に鋭意努力してゐる。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙內地又は鮮內各地に開催せらるゝ各種展覽會及即賣會等への出品斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずると共に見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に後援助成の勞を採り遺憾なきを期して來たが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠・集散及需給の狀況、代用品又は競爭品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送經路、輸送機關、稅金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を明にすると共に、一面關係官公吏及主要なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徵し、商品價値の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等の活動に努めてゐる。

一三一　物資動員計畫

昭和十二年支那事變勃發以來その戰線の擴大と事變の長期化豫想に伴ひ、之に要する軍需資材の需要は急激に增加し來り、之等軍需資材の圓滑なる調達竝に他面國民生活必需品の最少限度の供給を確保することは、事變究局の目的達成不可缺の必要事であり、之が爲めには平時經濟より所謂戰時經濟へと、國家經濟機構の組成換へを行ひ、以て計畫的に國防經濟の機能を充實することが肝要となり來つたのに鑑み、從來朝鮮總督官房文書課に於て取扱ひたる資源調査竝に總動員計畫事務を分離し、新に昭和十二年九月一日勅令第六十六號を以て官房資源課の設置を見た。

資源課に於ては資源調査法竝に資源調査令の運用に依り、人的或は物的資源の調査を行ひ、之に依り蒐集せられた資料を基礎として國家總動員計畫を立案竝に遂行し、尙從來より自由主義的經濟の色彩強く、工業的發展の緒にある朝鮮では、之等の經濟的發展を善導し而も經濟機構を戰時體制に移行整備し、以て國防上の全能力を有效適切に發揮せしむる事最も緊要であるから、國家總動員計畫中物資動員計畫に關聯する諸般の事務に付ては特に主力を注ぎ萬遺憾なきを期したのである。

然るに最近に於ては支那事變の長期化竝に國際諸情勢の變轉に伴ひ、物資動員計畫は益々詳細精緻を極むると共に、其の事務の增大强化は必然的に諸般の國家總動員計畫事務の複雜强化を招來し、國家總動員計畫事務の全面的增大は資源課機構擴充を必要とするに至つた。

玆に於て昭和十四年十一月二十八日勅令第七百九十三號を以て新に企畫部を設置し、從來資源課に於て掌理し來つた資源調査竝に國家總動員計畫事務の外、殖産局臨時物資調整課に於て掌理し居つた物資の配給調整事務を加へ、以て物資動員計畫事務を中心として增大し來つた國家總動員計畫事務竝に時局の進展と共に、相次いで發動せられた國家總動員法關係事務を措當處理することゝなつた。

企畫部には、第一課、第二課及第三課を置き、第一課に於ては、(一)物資、勞務、交通電力、資金其他の動員計畫の設定及遂行の綜合に關する事項、(二)生產力擴充計畫の設定及遂行の綜合に關する事項、(三)國家總動員法施行の綜合に關する事項、(四)資源調査に關する事項、(五)機密の保護に關する事項、(六)委員會に關する事項等を、第二課に於ては鐵類、非鐵金屬及非金屬鑛物類竝に機械類に關する物資動員計畫の設定及配給調整に關する事項を、而して第三課に於ては、(一)纖維、皮革、生ゴム、木材、(二)燃料、(三)工業藥品、化學成品類、肥料、醫藥、(四)食料及嗜入雜品に關する物資動員計畫の設定竝に配給調整に關する事項を分擔處理するものである。

三 貿易

概況

昭和十三年中の朝鮮總貿易額は十九億三千五百萬圓にして、之を前年に較べ二割五分の增加であり、昭和八年の貿易に比すれば二倍半の進展振である。之は全く朝鮮內產業界の非常なる躍進を物語るものである。

今之が內容を觀察すれば對內地關係に於て移出は七億一千萬圓で、輸移出總額の八割一分、移入は九億二千百萬圓で、輸移入總額の八割七分を占め、差引二億一千百萬圓の入超にして之を以てするも朝鮮の產業及貿易が如何に內地經濟に依存することゝ大なるかを察することが出來る。而して其の移出主要品は米、肥料、大豆、生絲、水產物、移入は鐵材、器具機械類、織物衣服類、食料等である。

次に對外關係にありては輸出一億六千九百萬圓、輸入一億三千四百萬圓で、差引出超三千四百萬圓を算し更に之を對滿關支の所謂圓ブロック內貿易と第三國貿易に分別して觀察するに、圓ブロック內輸出貿易は一億六千萬圓で輸出貿易の九割六分、輸入は八千萬圓で輸入總額の六割を占め、之が輸出主要品は綿織物・米・水產物・人絹織物・小麥粉・輸入は粟・石炭・硫安・大豆等である。次に第三國貿易は輸出六百萬圓輸入五千四百萬圓で差引入超四千八百萬圓、其の主要品は輸出は水產製品・綿織物・琺瑯鐵器・電球等にして大部分は南洋アフリカ等、未開地に仕向られ、輸入は礦油・繰綿・機械類・生ゴム・皮革類等である。以上が其の現狀であるが朝鮮貿易は地理的資源的諸條件より考察して量的にも將又質的にも輝しき將來性を有するものと謂ふことが出來る。

國別貿易

朝鮮貿易は前項に概述せし通地理的關係より所謂圓ブロック內諸國が大部分を占め、對第三國貿易は直接航路なきと從來對外取引慣習上水產製品、生絲等は內地を中繼とするため、實質的には相當量に達せるも統計に計上されず不振を示して居るが、將來產業界の躍進的進展と對外航路開設せば相當活況を呈するであらう。今之が主要國別貿易額を對內地貿易額と併せて表示すれば次の通である。

一、輸移出

年別	內地	關東州	滿洲國	中華民國	英領印度	蘭領印度	獨逸	北米合衆國	埃及	其の他共通計
昭和十一年	五二八、〇四七千円	九、九〇一千円	五五、五三三千円	三、七〇三千円	六八千円	三六五千円	一〇千円	九九三千円	五七五千円	五九三、三一三千円
同 十二年	五七三、四四五	二〇、六一六	七一、五二七	四、八四二	七五〇	一、〇三一	二、二六一	一、四七四	四、八三五	六八五、五四二
同 十三年	七一〇、五三九	一八、七三七	一二二、〇〇三	三二、一五五	四二九	四七七	一、〇六二	一、二八〇	一二三	八七九、六〇六

二、輸移入

年別	內地	關東州	滿洲國	民中國華	印英度領	印蘭度領	獨逸	北米合衆國	埃及	其の他計共
昭和十一年	六四七、九六八千円	六、六四三千円	五九、四〇三千円	一五、一四八千円	三〇八千円	九、七三六千円	一、〇四三千円	九、一五二千円	二一千円	七六三、四七七千円
同十二年	七五五、四三五	六、九六八	六二、三三七	一〇、三六七	三五五	八、五四四	一、九七三	三、三二一	一	八六五、五五三
同十三年	九二一、四五五	一〇、一五七	五八、〇五〇	一三、三一七	一〇、七八八	四、三六九	一、八八八	一七、七七五	一	一、〇五五、九六八

港別貿易

現在朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・羅津・元山・鎭南浦・群山・木浦・淸津・雄基・城津・龍岩浦・多獅島の十三港にして此の外特に移入稅及內國稅關係物品積卸の爲魔水外九港を指定し、之等港灣並に京城・平壤・大邱及陸接國境主要地には夫々稅關官署を設け、輸移出入貨物の取扱等所謂貿易に關する事務を執行せしめて居る。尙各港の貿易上の特質を觀述すれば、釜山港は內地朝鮮の關門に當れる爲對內地貿易に於て第一位を占め、仁川は對內地貿易に於て釜山に亞ぎ、尙中華民國、關東州其の他諸外國との貿易殷盛を極め、新義州は對滿洲國貿易が旺盛であり、羅津は北滿特產品大豆の搬出港として其の名がある。其の他鎭南浦・淸津・木浦・元山・群山等何れも活況を呈して居る。今港別貿易額を表示すれば次の通である。

港別貿易額

港別	輸移出 昭和十二年	輸移出 昭和十三年	輸移入 昭和十二年	輸移入 昭和十三年
仁川	九三、六〇六千円	一三九、八五九千円	一八七、三七三千円	二四、七四〇千円
京城	三、三五七	八、七三六	三三、九〇九	三五、四〇一
群山	五、一六三五	六三、八三〇	三四、八九三	三六、三六八
釜山	一五六、五九七	三〇九、三六三	三五〇、一六一	三六、三九三
木浦	三一、七六七	四〇、七七六	一八、三六五	一九、六九三
大邱	一、一〇八	二、〇九六	四、五〇六	六、五一三
馬山	八、〇八三	一一、八四六	五、三九〇	五、六五五
新義州	三三、九〇五	五八、六五三	四一、八四九	四九、〇四三
龍岩浦	五、六四五	四、三〇五	二、九三九	七三九
鎭南浦	一一六、七六六	一三五、四六一	六八、三三五	九、〇〇九
平壤	五、三五六	五、三七一	一七、〇一四	一九、六三〇
雄津	五、九〇九	七、四三三	一〇、七七五	一四、四六三
元山	一〇、六八三	二一、一一四	四七、一〇六	四七、四七八
城津	一一、九五九	二三、七六一	一四、九一一	一三、七四五
淸津	三九、〇〇八	三八、七〇三	五一、〇四八	一、八五七
雄基	九、五六七	九、三五〇	一五、〇六五	一一、一六一
南陽	六、一八四	七、八六〇	三、四三七	三、一九三
三峰	一、四九六	一、九六三	三六四	六三三
會寧	五三〇	六一八	一、三八三	一、六四〇
合計(其の他共)	六六五、五四三	八七九、六〇六	八六三、五五三	一、〇五五、九六八

輸移出重要品

朝鮮貿易品を概述するに、元來朝鮮は農業を主とし、工業は晩近飛躍的發達を遂るに至りたる爲輸移出品は農産物を大宗とし、鑛産物及水産物之に亞ぎ、就中米・肥料・水産物の朝鮮貿易に占むる歩合は極めて大にして其の他各種礦石・生絲・魚油・魚粉・木材・石炭・綿織物等が其の主なるものである。

輸移出重要品價格

品名	昭和十二年	昭和十三年
米	二三二、四七三千圓	三一三、〇六八千圓
大豆	二三、三五八	二二、一三七
コーンスターチ	三、四七四	三、二四〇
鮮乾鹹魚	一三、三九〇	一七、五四九
砂糖	四、四八〇	三、八七二
林檎	三、〇〇四	四、一三三
魚油	一〇、〇二八	七、八六四
綿糸	八、二七一	七、九九三
生絲	一八、九六二	一五、八三一
綿織物	二三、一〇二	三二、一八六
黒鉛	二、三〇二	三、三九二
石炭	七三、〇五	一二、一二七
セメント	三、二二八	五、一九七
洋紙	四、三八九	六、一九二
木材	九、三八九	五、三二二
肥料	三七、九〇五	四〇、三二七
合計(其の他共)	六八、五四二	八七九、六〇六

輸移入重要品

朝鮮は原始産業とも謂ふべき農業水産業盛にして工業は最近の發達に屬するを以て、移入品は概ね工業製品多く、卽ち鐵材・器具・機械類・各種織物類・鑛油・粟・石炭・木材・紙類等其の主要なるもので特に晩近各種企業の勃興に伴ひ之等原料品・事業用品等の資材入荷大增進の趨勢にある。

輸移入重要品價額

品名	昭和十二年	昭和十三年
米	四、九一六千圓	二、一一二千圓
粟	一四、九五二	一二、四〇八
大豆	一一、七六九	五、四〇四

品名	昭和十二年	昭和十三年
小出	一五九、九二四瓩	一五〇、七〇五瓩
粗糸	三九、八六〇瓩	三〇、二七三瓩
絹糸	三九、八六〇瓩	三〇、二七三瓩
絹糸	三九、八六〇瓩	三〇、二七三瓩
生糸	三九、八六〇瓩	三〇、二七三瓩
絹

出港貿易船舶

外國貿易船

隻

年別	汽船	帆船	計
昭和十二年	一、三一〇隻	三、八四一隻	五、一五一隻
同十三年	一、三五六	一、四〇〇	二、七五六

內地貿易船

隻

年別	汽船	帆船	計
昭和十二年	一四、二一六隻	一〇、八二一隻	二五、〇三七隻
同十三年	二一、六五五	三、五七〇	二五、二二五

噸

年別	汽船	帆船	計
昭和十二年	一、八三五噸	二、六噸	一、八四一噸
同十三年	一、九二二	一〇〇	一、八二二

噸數

年別	汽船	帆船	計
昭和十二年	二五、〇三二噸	二、三九噸	二七、〇七一噸
同十三年	二二、三三三	四二三	二二、七五六

備考　噸數の計が內容と一致せざるは千噸未滿切捨たるに依る。

在外貿易促進施設

囑託の配置　海外經濟狀況調査竝朝鮮物產販路擴張斡旋の爲昭和十三年以降本府囑託を關東州(大連)滿洲國(奉天・新京・哈爾賓・牡丹江)中華民國(天津・北京・青島・上海)其の他香港・新嘉坡・盤谷・カルカッタ・バタビヤ・マニラ等に配置し、且つ其の經濟情報に依り本府海外經濟情報を毎週一回發行して、之を鮮內の主なる商工業者及官公署に配付し、海外各地に於ける經濟事情を周知せしめ貿易の促進を期してゐる。

朝鮮物產見本市、同官僚卽賣會の開催　對滿支貿易の促進竝に鮮產品の改良を圖る爲昭和十三年春期より夏期に、奉天・新京・吉林・哈爾賓・齊々哈爾・牡丹江・佳木斯・承德・錦州・天津及北京の十一個所に於て、同秋期には、青島・上海・蘇州・杭州及南京の五個所に於て、朝鮮物產見本市及官僚卽賣會を開催し、且つ彼我當業者をして商談せしめ、又朝鮮事情を紹介宣傳して、對滿支貿易振興上多大の効果を擧げた。

二四　社會事業

罹災救助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては從來屢々畏き邊より多額の御內帑金御下賜の恩命に浴してゐることは恐懼感激の至りであつて、併合以來昭和十四年九月迄の御下賜金は實に四十二回五十七萬七千七百圓の多額に達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては

(イ) 道罹災救助基金に依る救濟(ロ)恩賜罹災救助基金に依る救助(ハ)道費及國費に依る救助の三施設であるが、尙被害の程度比較的激甚なるときは一般有志よりの義捐金等に依る救助をも行つて居る。

(イ) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し道をして道稅を增徵せしめ、之に國庫補助金を交付して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子收入と併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授產・敎育及囚敎救濟の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子收入額の一割(罹災救助の費に充つることゝなつて居る受入金)とを合せ罹災者に避難所設置・食料の給與又は器具及學用品等の給與・運搬用具又は人夫費の支出等者の埋火葬・小屋掛・生業に必要なる資料又は

應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十四年度罹災救助費豫算額は十四萬九千四百三十四圓である。

(ロ) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓　昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮內は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救濟をも行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救濟し能ざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる　聖恩に浴せしめつゝあるが、基金設定以來昭和十三年度迄に支出せる總額六十三萬七千百四十七圓に達し、基金現在額四十一萬五千圓にして昭和十四年度豫算額五萬五千五百十一圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撒布し又は副業を奬勵して其の收益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に及ぶときは道一般總費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依り之に充當せしめつゝある。

(ニ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關(朝鮮社會事業協會を主とし)に依り、朝鮮內は勿論內地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救濟の萬全を期して居る。

賑恤救護

老幼・不具・廢疾又は重病の爲生業を營むことが出來ず、且他に賴るべき親族故舊の無い者に對しては恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたもの二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月　大正天皇御大喪に際し慈恵救濟の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月　今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられた三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつゝある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ增殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十四年度豫算は九萬二千三百三十一圓で、昭和十三年度末現在の被救護者は一千八百七名である。

行旅病人及同死亡人の救護竝取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費（道は本費に充てる爲道稅賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する）より支出してゐるが、昭和十二年度に於ける取扱件數は行旅病人延七萬百五十一人、行旅死亡人延四千七百九十三人、準行旅病人三十三萬二千五百六十三人である。尙行旅病人及同死亡人の救護竝取扱に關しては、日韓併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救

護資金を設定し、同資金より生ずる利子收入を以て、事件類發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置箇所は三十箇所で、昭和十三年度迄に補助した金額は建築設備費に對し四萬二千九百二十圓、事業維持費に對し二十一萬四百六十七圓餘である。

方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て鄕約と稱する方面委員制度類似の制度があり窮民救恤庶民德化が行はれたが、方面委員制度の敷かれたのは昭和二年である。昭和十三年末現在方面委員制度の敷かれてゐる所は京城・仁川・開城・釜山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山十一府で方面數四十五、方面委員數五百五十八人、同年中に於ける取扱件數は九萬一千件である。

福利施設

一、公營住宅　大正八、九年の頃財界の好況に伴ひ市街地に於ては著しく住宅の拂底を來したので、其の緩和を圖る爲主要な府邑に小住宅の設營を勸奬した結果、漸次各地に其の普及を見るに至り現在では京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南の十府邑に約七百戸を設置してゐる。尙不良住宅（土幕）改善施設として、京城府竝財團法人保隣會・財團法人和光敎園・向上會館に

於て簡易住宅を供給しつゝある。

二、公益市場　食料品其の他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城・仁川・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・平壤・鎭南浦・新義州・咸興・淸津・羅津・晋州・海州の十五府及順天・蔚山・方魚津・東萊・定州・興南・羅南・城津・會寧・雄基の十邑に六十九箇所の市場を置き、其の店舗數は八千百五十餘、一箇年の賣上高は二千五百萬圓餘に達してゐる。

三、共同宿泊所　無宿の勞働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の增進とを圖る爲、京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光敎園にも之を附設してゐる。

四、簡易食堂　勞働者其の他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て釜山府に於て之を經營してゐる。

五、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場　安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられつゝある。

六、公益質屋　質制度に就いては朝鮮に於ても典當舖と稱せられて古くから普及してゐるのであるが、民間質屋は營利を目的とするものであるから利用者側の不利益は決して尠くない。依つて都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋を設置することゝし、昭和四年度以來京城(二箇所)・仁川・群山・木浦・大邱(二箇所)・釜山(二箇所)・平壤(二箇所)・新義州・元山・咸興・興南・淸津・鎭南浦の十三府邑に十七箇所を設置し、國費より補助金を交付して之が助成指導に努めてゐる。

七、小額生業資金　朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめた。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奬め、之を保護指導する便宜上部落單位に三十名內外の小農を一團として勤農共濟組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十二年度末に於ける資金總額は三百四十三萬七千七百二十圓に及び、勤農共濟組合數は五千六百、組合員數は十五萬六千六百六十四人に達してゐる。

勞働者保護

朝鮮の工業は近時著しき勃興を見つゝあるが、勞働者は概ね農民から轉業したものであるから、極めて淳朴で從來其の數も少く、大正六年迄は勞働爭議の如き殆んど言ふべきものは無かつたのであるが、當時歐洲大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈するに從ひ、勞働者は物價騰貴を理由として賃銀値上の要求を爲す者增加し、又同十年頃より財界の不況に向ふや賃銀値下に對する反對運動の爭議を見るに至つたのであるが、其の多くは不成功に了り、爭議數も漸減して來たのである。其の後大正十

二年頃に至り社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帶びた爭議の頻發を見たが、官憲に於て主義者の撲滅に努めたるに、滿洲事變以來其の轉向を見たるに依り近時爭議は殆んど其の跡を絶つに至つた。

一、勞務需給調整　韓近西北鮮地方に於ては、鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の勃興に依り日傭勞働者の需要激增の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄の爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈するので、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ又釜山に渡航保護事務所を設けて職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に移動紹介し、以て之が需給調節を爲し來つたのである。處が今次の事變を契機として金及重要鑛物の增産計畫を始め幾多國防的事業の急施に依り勞力の需要は一段の急增を來し、爲に鮮内全面的に勞働者の排底を見んとし之が充足は事業遂行上刻下の緊要事となれるに鑑み、昭和十三年度より勞務需給調整の爲多額の豫算を計上して各道に專任職員の增置を圖り、積極的に之が斡旋に努むると共に一面募集及無備に對し一定の規制を設けて勞働者の保護、移動爭奪の防止等に萬全を策し、以て勞力の圓滑且適正なる調整を期してゐる。昭和十四年中總督府に於て主要事業に直接斡旋せる勞働者は十月現在にて五萬餘人の多きに達し尚各道に於ても道内斡旋を爲したるもの多數に上つてゐる。

二、公益職業紹介　朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度から公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの九箇所（京城・仁川・群山・木浦・釜山・平壤・新義州・大邱・咸興）、邑營のもの一箇所（宣川）、私設のもの二箇所である。

兒童保護

現在朝鮮に於て實施されつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、姙産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

一、育兒　孤兒の敎養をなすものに國立の濟生院養育部がある。此所に收容敎養する兒童は滿八歲以上のもので、乳幼兒は總て里預けとして養育してゐる。而して其の兒童の身心の事情と委託家庭の狀況とを考慮して滿十二歲まで預け置き、普通敎育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒に對しては部内に施設してある四學年制度の普通科に入れ、修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ、將來忠良な自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得せしめてゐる。昭和十四年四月一日現在收容兒童は總數二百八十六名である。

尚私設の育兒施設は、昭和十三年末に於て二十五箇所、收容兒童數一千四百六十八名であり、本府は此

等に對し補助金を交付して其の事業の助長發達を圖りつゝある。

二、感化　不良性を帶ぶる年少者を收容して之に感化敎育を施す機關には、國立の永興學院と太浦學院とがある。永興學院は大正十三年十月一日開設したもので、昭和十四年四月一日現在收容兒は百二十三名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業・漁業・大工及裁縫の實科敎授を施し以て將來自活の途を與ふる樣努めてゐる。

太浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十四年四月一日現在收容兒は三十四名である。右の外私設として明進舍(京城)、大邱警察署少年保護所、赤崎學園(釜山)、釜山勤勞學園、平壤更生園がある。昭和十三年末收容人員は百九十八名である。

三、特殊敎育　盲啞者の敎育機關として京城府に濟生院盲啞部がある、其の敎育は普通の敎育を施すの外實用方面に重きを置き、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鹵力細工を敎へてゐる。昭和十四年四月一日末現在生徒は百七十六名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

四、其の他兒童保護施設　兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所八箇所、母子保護施設三箇所がある。

救療機關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・水原・開城・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晋州・馬山・沙里院・鎭南浦・安州・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎭・北靑・城津・會寧の各地に道立醫院があり、尙前記水原道立醫院は利川・安城出張所を、濟州醫院は忠州分院を設けて醫院同樣救療をなして居る。

イ、診療の成績　道立醫院に於ける診療患者は各醫院を通じ昭和十二年度には患者總數延百七十五萬八千八百二十二人、之が治療日數は延二百七十九萬七百八十八日、昭和十三年度には患者總數延百九十二萬七千百六人、之が治療日數は延三百八萬一千四百九十三日を算する狀況である。而して治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中施療患者は昭和十二年度には延人員十八萬四千三百四十七人、此の治療延日數は三十六萬八千九百七十八日で、昭和十三度には延人員十五萬八千九百三十六人、此の治療延日數は三十九萬六千七百五日を算してゐる。

ロ、助産婦・看護婦養成　京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・大邱・平壤及咸興道立醫院に於ては內鮮人助産婦・看護婦を養成して居るが、卒業者の多數は官公私立醫院等に就職して何れも相當の信賴を受けつゝある。養成所の入學資格は小學校卒業程度とし敎育期間は二箇年である。

敎育期間中は每月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設　昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間每年七萬五

千圓御內帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月から窮民の救療を實施した。各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を增置して其の充實を圖り、而して其の內容藥品は每年更新補充を爲すこゝとした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けさせ、尙右救療箱及診療券にて治療するこゝの出來ない重症患者に對しては特に入院料を交付して徹底的に治療せしめて居る。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は每年度十五萬六千二百四十七圓であつたが十年度からは全額を國庫より支出し十一萬圓を以て實施して居る。昭和十二年度救療延人員は二百七十七萬二千百二十八人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこゝ一般民衆に於ても齊しく　聖恩の鴻大なるに感激してゐる。

二五　軍事援護事業

從來朝鮮に於ける軍事援護事業の對象は極めて尠く、昭和十一年度の扶助戶數は僅かに九戶、人員數二十九人、扶助年額一千九百十四圓に過ぎない狀態であつたが、昭和十二年七月支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變の擴大に伴ひ多數の傷痍軍人竝に戰傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次增加するに至つたので、本府は努めて內地の軍人援護方策に呼應して各種の優遇保護の方途を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期して居る。今其の概況を擧ぐれば左の如くである。

軍事扶助

入營・應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當しないが事實扶助の必要ある者、及び軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。昭和十四年八月現在扶助を受けつゝある者四百三十七戶、一千三百五十七人であつて、其の扶助費は月額一萬七千四十一圓に達して居る。

職業上の保護

軍事援護事業

入營・應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を懇願すると共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除隊せる場合は努めて原職に復歸せしむるやう指導して居る、其の他の歸鄉軍人に對しても軍部と連絡して就職の斡旋に努め又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人及遺家族の職業竝に其の保護に萬然を期する爲め特に職業紹介機關專任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめて居る。

傷痍軍人の保護

身を挺して皇國に捧げたる傷痍軍人に對しては、官民擧つて感謝の至情を致し、是等勇士が鄉里にありても一層至誠奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲、本府に於ては之に對して各種の保護對策に勗めて居る。其の主なるものは醫療保護と職業保護とであるが、醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に療養所を設置して之が療養の萬全を期するの外、官公私立病院或は溫泉等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、又職業再教育を要する者の中、高度の再教育を要する者に對しては內地の再教育施設に委託し、比較的低度の者は、鮮內の學校會社工場等に委託し、又職業再教育の爲大學・專門學校・中等學校等に入學したる者竝に失明傷痍軍人教育所に入所する者に對しては學資を給與し、以て之が保護の萬全を期して居る。

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒竝に傷痍軍人の子弟にして學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に卽し一定の學資を給與し勉學の途を講じつつあり、又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

敎化竝に敎養

皇國に報じたる軍人竝に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむることが緊要であるから、差當り毎年定期に感謝週間を實施して軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、戰歿の狀況を調査し重要なる鄉土資料として國民の敎化に努めつゝある。其の他傷痍軍人、歸鄉軍人竝に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勸め國家の恩遇に怪れず益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽と矜持とを保持せしむるやう敎養に努めて居る。

軍事援護相談機關

傷痍軍人竝に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其の他身上及家事全般に關する相談指導に當るため、必要に應じ、道・府・郡・島中必要なる適所に相談所を設置し、代表者を道知事・

府尹・郡守・島司さし、之れに關係職員並警察官・軍事後援聯盟關係者・軍部關係者・在鄉軍人・裁判所關係者・其の他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委囑してゐるが、既に實施されたるものは合計八〇箇所に達した。

軍事後援聯盟

今次支那事變勃發するや、時局の重大性に鑑み、直ちに中央に朝鮮軍事後援聯盟を又地方には道・府・郡・島軍事後援聯盟を夫々結成したのであるが、時局に對する認識の普及徹底せらるゝに伴ひ、愛國の熱情澎湃として全半島に漲り、關係愛國團體は一齊之に參加し、中央、地方相呼應して一糸亂れざる聯繫統制の下に關係當局と提携し、皇軍援護思想の普及徹底、皇軍の送迎竝に接待、出征、應召軍人遺家族の慰問、同遺家族慰安會、傷痍軍人の慰問、現役將兵の慰問、戰死者遺家族に對する弔慰金贈呈、花環及供物の供進、公費扶助金の立替、公費扶助者の生活費補給其の他あらゆる方面に互り援護の萬全を期しつゝある。而して事變發生以來本年八月に至る間の事業費は合計百九十四萬八千二百七十六圓に達して居る。

傷痍軍人會

傷痍軍人をして相互の親睦を敦うし、修養陶冶を勵み、品位の向上に勗めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痍軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置し、以て國の傷痍軍人保護對策と相表裏し、傷痍軍人自らの團體に非ざれば達成し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期して居る。

二六　軍事

陸軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隷し、朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衛に任ずる。軍司令部に參謀・副官・報道・經理・軍醫・獸醫及法務の七部を置く。

大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に增設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告ぐ。

鎭海・元山及羅津に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隷す。該要塞地帶は陸海軍省告示を以て別に定めらるゝ所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隷し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊管區左の如くである。

京城憲兵隊　京畿道・黃海道・江原道（通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡を除く）
大邱憲兵隊　忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道
平壤憲兵隊　平安北道・平安南道

以上の外、朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如くである。

官衙	位置
朝鮮軍司令部	京城
朝鮮軍参謀部	京城
朝鮮軍経理部	京城
朝鮮軍軍医部	京城
朝鮮軍法務部	京城
朝鮮軍兵器部	京城
朝鮮軍建築部	京城
朝鮮軍獣疫部	京城
朝鮮軍憲兵隊司令部	京城
朝鮮軍憲兵隊本部	京城
朝鮮軍憲兵隊分隊	仁川・開城・水原・忠州・清州・大田・全州・羅州・光州・大邱・慶州・馬山・晋州・金泉・安東・春川・元山・咸興・羅南・会寧・清津
朝鮮軍憲兵隊出張所	鎮南浦・新義州・義州・江界・恵山鎮・満浦鎮・平壌・鎮海・木浦・群山・仁川・龍山・京城・開城・春川・元山・咸興・羅南・会寧・清津
朝鮮軍憲兵隊分遣所	平壌・鎮海・木浦・群山・仁川・龍山・京城・開城・春川・元山・咸興・羅南・会寧・清津
朝鮮軍憲兵隊小倉工廠派遣所	平壌
朝鮮軍憲兵隊兵器製造所	平壌
朝鮮軍航空部隊本部	平壌
朝鮮軍兵器勤務隊	龍山・平壌・羅南
朝鮮軍兵器勤務隊支廠	龍山・平壌・羅南
朝鮮軍経理部	京城
朝鮮軍軍医部	京城
朝鮮軍獣疫部	京城
朝鮮軍建築部	京城
朝鮮軍法務部	京城
朝鮮軍刑務所	京城・平壌・光州・大邱
朝鮮軍倉庫	京城・龍山・平壌・羅南・咸興

昭和十四年八月一日左記兵事部新設さる。

官衙	位置
第二十九師団管下（京城・平壌・光州・大邱）	
第二十師団管下（羅南・咸興）	
咸興兵事部	咸興南道・江原道（鉄川郡・高城郡・楽陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡）
羅南兵事部	咸鏡北道

落部図案と地井拓開洲海

二七　在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人の移住沿革は相當古く、且つ其の原因も極めて種々雜多であるが、明治四十三年の日韓併合に不平不滿を抱いて移住した者も相當多く、之等移住者は地理上の關係より滿洲國特に東部滿洲地方への移住最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土、布哇、墨西哥等が多數を占めてゐる。然して在外朝鮮人の多くは現在の朝鮮統治の實情を知悉せず、昔日の朝鮮を以て現在を律し朝鮮統治に對する認識極めて薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現狀を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、內鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、昭和十三年十月十二日近衞外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發したのである。

又朝鮮統治の精神竝に躍進半島の實情は、外國竝に外國人間に殆ど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮視察を勸誘すると共に、來鮮者に對しては直接鮮內各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、之が再認識を得せしめて居るが、昨年來は更に積極的に海外諸國に雜誌「朝鮮」其の他の圖書を頒布して、廣く全世界に對し、內鮮一體の事實の周知徹底方と朝鮮に對する我が國統治の根本方針竝に實際を正しく認識せしむべく鋭意これに努めて居る。

在外朝鮮人に對する保護施設

尙又朝鮮物産の紹介竝に海外經濟狀況調査の爲滿洲及び北中支の主要なる都市に本府囑託を配置し、且つ南支・シンガポール方面には駐在領事に之等の事務を囑託し、その蒐集せる材料に基き週刊「海外經濟情報」を發行して專ら貿易の進展に寄與してゐる。

在滿朝鮮人の概況

朝鮮人の滿洲に於ける交涉は歷史的、地理的因緣深く且つ緊密なものがある。皇紀五十年を前後して扶餘族の一派高句麗は滿洲に進出し、其の後裔たる渤海は滿洲全土のみならず遠く露領沿海州の一部を併呑した古い史實を有してゐる。然るに其の後大滿帝國を創建した太宗帝及其の後裔の諸帝は滿洲を祖先發祥の地として神聖視し他種族の入滿を禁じ、又一方當時の韓國政府の鎖國政策は渡滿者を越江罪として制した爲、近世の初期に到る迄長年間朝鮮人の滿洲進出は殆んど不可能視されてゐたが、自然的趨勢には抗することが出來ず、又明治初年頃から渡滿禁止令も撤廢されたので近代朝鮮人の滿洲進出はこゝにその勢を增し、貧困農民及勞働者の渡滿する者日に多きを加へるに到つた。併し乍ら所謂舊東北軍閥政權時代に於ける官憲、地主等は、此等朝鮮人移住民に對して苛斂誅求の橫暴を極め、爲に彼等は常に不安・焦燥・壓迫に怯へつゝも、尙幾多の犧牲を拂ひ惡戰苦鬪を繼續し來つたのである。然るに偶々昭和六年滿洲事變突發し、亞いで民族協和、王道樂土を國是とする滿洲帝國建設せられ、日滿兩帝國は一體不可分の緊密な關係を結び鮮滿亦一如の精神具現化せられるや、朝鮮人の滿洲への關心著しく昂調し、大陸に進出する者日に月に增加し每年五萬を算へるに至つた。滿洲在住朝鮮人の戶口總數は、其の移動性の激しいのと奧地調査の至難なるとに因つて正確を期することは出來ないが、昭和十三年末の調査に依れば二十一萬一千餘戶、百五萬六千餘人で、本年春期（昭和十四年）に入橫した集團、集合及び分散開拓民概ね一萬餘戶、五萬餘人を加算すれば、實に二十二萬一千餘戶、百十萬六千餘人となり、既に百十萬を突破してゐるが、更に上記以外の調査漏をも推定加算すれば在滿朝鮮人の實數は優に百二、三十萬人と看るべきであらう。

而してこの百十萬を突破せる在滿朝鮮人の約八割は農業に從事して居る者であり、而も其の過半は間島省及舊東邊道に營農してゐるものであるが、彼等は日夜孜々として曠野を拓き今や數十萬町步の未墾地を開墾するに至り、滿洲國の寶庫充實に貢獻しつゝある狀況である。

在滿者に對する施設

滿洲事變前に於ける施設　朝鮮を後にして大陸の沃野に憧れ渡滿した朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有しない爲、日夜の奮鬪努力に依り得た秋收も滿人地主へ納める小作料に或は高利債務の支拂に搾取せられ、殊に甚しきは舊軍閥の苛斂誅求に因り農耕資金は勿論日々の生活の糊にも追はるゝが如き悲慘な生活を餘儀なくせしめられてゐた。そこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後本府は益々其の施設を擴充し、各地に

滿及北滿一圓に亙る避難鮮農及其の他貧困なる朝鮮農民を收容したのであるが、各農村の狀況を表示すれば次の通である。

安全農村の概況　（昭和十四年七月現在）

農村別	戸數	田作面付	水稻	一戸當	粗收量（昭和十三年）	償還年限別
榮興溝（元營口）	一、七〇〇戸	三、九五〇町		二・三〇町	八四、一九二石	十五箇年
鐵嶺	三八三	九三		二・三八	三三、九四二	七箇年
河東	六八四	一、六四二		二・四〇	三五、六八四	十箇年
綏化	四四六	一、〇六〇		二・七七	三五、三七二	十箇年
三源浦	一七二	三五五		二・〇七	一〇、四八〇	十箇年
計	三、三八五	七、九五五	平均	二・三一	一七、六七〇	平均十箇年

又間島地方は思想的に極めて複雜であり、滿洲事變以前より不逞團の集窟共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては王德林の擾亂があり、又兵匪・共匪隨所に跋扈し殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帶に避難する狀態であつた。本府は此等朝鮮農民救濟の爲凡ゆる障害を排し極力應急的保護を加へるこ共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設するこゝした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫するこゝなるを以て、匪賊は必死の勢を以て

本府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、又外務省・滿鐵會社等こ協力し年々多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般の施設を爲すこ共に其の充實に努めて來た。

滿洲事變後に於ける施設　滿洲事變こ共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其の他市街地に崩雪の如く避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は、一時的ではあつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。本府は此等避難民の救護處理の爲新京に事務官を派遣駐在せしめた外各避難地中重要箇所に臨時に多數の職員を配置し、尚又本府内にも相當數の職員を增員し、軍部・大使館及領事館等こ協力して避難民の救濟に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝあつた在滿朝鮮人は漸次生活の更生を期し得るに到つたが、此の劇期的な現象は又一面鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へる結果こなり、新に多くの渡滿者を誘致するこゝなつた。爰に於て本府は此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで滿洲事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處置こして、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設するこ共に、既設農村の擴充に努め、昭和十二年よりは營口農村の一部を除き土地代家屋費の年賦償還を開始し自作農創定に入るこゝなつた。此等の安全農村には何れも南

部落建設作業に妨害を試み、數十回に亙り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戰し克く之を排撃してその事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に、間島治安上最も效果的な一大役割を演ずるものであつて、本府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力してゐる。

尙間島に對しては、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社ニ協定し、同社をして向五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、目下着々進捗中であるが、昭和十四年八月末に於ける實績は創定戸數二千九百十五戸、所要土地面積一萬三千四百十五町歩、之に要した資金は百三十六萬八千五百六十九圓に達してゐる。

昭和十二年十二月一日滿洲國に於ける我が國の治外法權が撤廢されるニ同時に、集團部落並安全農村の施設は擧げて本府より滿洲國に移讓し、滿洲國は本府の方針を踏襲し其の指導監督に努むることゝなつた。

朝鮮農民の滿洲新規入植

本府は朝鮮人の滿洲既住者が既に百十萬を突破し、尙鮮內よりの新移住者が年々數萬人に上る實狀に鑑み、彼等の統制及安定を圖り、之に依つて滿洲國の統治並產業開發に貢獻し同時に朝鮮に於ける過剩人口の調整に資し、更には內地に於ける朝鮮人勞働問題の解決に寄與するの極めて重要なるを認め、朝鮮人の滿洲開拓民事業を經營せしむる爲、昭和十一年制令を發布し同年九月鮮滿拓殖株式會社を京城に設置せしむるニ共に、又滿洲國に於ては康德三年勅令を發布し新京に鮮滿拓殖株式會社の全株出資に係る滿鮮拓殖股份有限公司（康德五年七月滿鮮拓殖株式會社ニ改稱す）を設置した。

鮮滿拓殖株式會社の事業は（一）滿鮮拓殖株式會社に對する投資（二）西北鮮に於ける拓殖事業であり、滿鮮拓殖株式會社の事業は（一）東亞勸業株式會社の引繼事業（二）新規事業ニしては（イ）朝鮮よりの開拓農民移植事業（ロ）既住在滿朝鮮農民の安定事業（三）金融事業等である。

滿鮮拓殖株式會社創立以來同會社の社有地に入植せしめた朝鮮（主ニして南鮮各道）よりの集團開拓民の年次省縣別戸數は左表の通であるが、此等集團開拓民に對しては滿洲國側及會社に於て農業上其の他諸般の指導監督を爲し、尙會社は一戸當農耕地（主ニして畑）四町歩程度を配當するこゝ、入植旅費は昭和十四年度以降本府より補助するこゝゝし、食糧費・家屋・耕牛・農具其の他營農費は之を貸付し、土地の熟田化を待つて年賦償還方法に依り土地・建物・耕牛代の償還完了ニ共に自作農たらしむる計畫である。此等の開拓民部落では滿洲國及本府の補助に依り教育・警備等の施設を行つてゐる。

集團開拓民入植調　（昭和十四年五月一日現在）

省縣	部落數	昭和十二年入植戸數	昭和十三年入植戸數	昭和十四年入植戸數	計
間島安圖	三	一、〇四三戸	八〇九戸	九四四戸	二、八四五戸
浮清	一九	九五五	六六	八〇	一、六六五

道別	集團			集合			散在		
	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口
京畿	一	四	二四						
忠北									
忠南									
全北									
全南									
慶北									
慶南									
黄海									
平南									
平北									
江原									
咸北									
咸南									
計	一	四	二四						

道別	集團			集合			散在		
	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口
京畿	一	四	二四						
忠北									
忠南									
全北									
全南									
慶北									
慶南									
黄海									
平南									
平北									
江原									
咸北									
咸南									
計	一	四	二四						

道別	集團			集合			散在		
	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口
京畿	一	四	二四						
忠北									
忠南									
全北									
全南									
慶北									
慶南									
黄海									
平南									
平北									
江原									
咸北									
咸南									
計	一	四	二四						

演江計　井江計　奉天　計　通化　興凱　濱江　吉林

道別	集團			集合			散在		
	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口
京畿	一	四	二四						
忠北									
忠南									
全北									
全南									
慶北									
慶南									
黄海									
平南									
平北									
江原									
咸北									
咸南									
計	一	四	二四						

道別	集團			集合			散在		
	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口	部落數	戸數	人口
京畿	一	四	二四						
忠北									
忠南									
全北									
全南									
慶北									
慶南									
黄海									
平南									
平北									
江原									
咸北									
咸南									
計	一	四	二四						

在支朝鮮人の概況

朝鮮人の支那に於ける交渉が滿洲に於けるそれと同樣自然的、地理的關係上古くから存在した事は改めて述ぶる迄もないが、現在の居留朝鮮人に就て之を見れば、明治四十三年の日韓併合後に於て特に密接な關係を生じたものゝ如くである。卽ち併合の大業成るや、之に不滿を唱ふる「不平分子」にして安全な天地を求めて、支那特に北支方面に渡つて行つた者が相當多かつた。これと略時を同じくして一般的な渡航者も漸く其の數を加へ、更に之に拍車を掛けたのは大正八年の獨立騷擾事件であつた。然れ共朝鮮人移住者の特に增加したのは、滿洲事變後で、冀東防共自治政府成立後に於ては、其の地理的關係から、滿洲國居住者中同方面に轉住する者が漸次其の數を加へたのであつた。かくて在支朝鮮人は今次支那事變の直前たる昭和十二年六月末現在には統計上に表れたる者のみで、北支方面に七千八百五十四人、中南支方面に一千七百九十七人、計九千六百五十一人に及んだが、調査漏の者を合すれば其の概數三萬と稱せられてゐた。

今次聖戰の進行は半島同胞の支那移住者を急激に增加せしめてゐる。勿論事變發生當時は、戰火の洗禮を受けた爲各地方共相當の減少を見たけれども、事變の進展につれ、皇軍は支那奥地に進出し、且其の後方地帶は治安も漸次恢復したので、新規移住者數は月平均一千人を越え、昭和十四年三月末現在に於ける統計の示す處に依れば、北支に於て二萬八千九百八十五人、蒙古聯合自治政府管內に一千七百三

十四人、中・南支に於て五千九十二人（昭和十三年十月末現在）、計三萬五千八百十一人であり、之に調査漏の者を合すれば約五萬と言はれるに至つた。

併、今次事變前までは、之等在留者の大部分が少數の「不平分子」と比較的多數の所謂「不正業者」（禁制品密賣者）であつたと言はれるが、然し善良な半島同胞も決して尠かつた譯ではなく「不正」は目につき易く評に上り易い爲に、在支朝鮮人卽ち不正業者であるかの如き印象を與へたもので、今次事變には在留半島人も亦立派な皇國臣民である事を立證した。卽ち日本天津義勇隊特別班は全部半島人で組織されてゐるが、其の隊員百餘名は一致團結して數々の決死的獻身作業を事變勃發と殆ど同時に開始し、名與の戰死傷者をも出し益々現地軍警と協力しつゝある。青島並に張家口に於ても同樣の團體が結成されて將來の活動が期待され、又上海朝鮮人會の事變當初に於ける大奉仕作業實施及び其の後に於ける活動、濟南居留民會の結成等組織方面に於ても見るべきもの續出の傾向にあり、各地に於ける獻金、勞力奉仕等も亦少くない。特に新しい事象は、鮮內に於けるそれと同樣、古來閨房より出ずることのなかつた婦人連迄が內地人婦人と共に第一線後方にふさわしい活動をし始めたことである。事變後帝國不動の國策線に副ひ、相當の資產と識見を有する堅實な半島人にして新に渡航する者が增加してゐる現象と、在留半島人の斯る事象とは、東亞新秩序建設の上に今後益々大きな力となるであらう。

在支者に對する施設

從來在支朝鮮人の保護指導は一に外務省に於てなされ、外務省は出先公館との緊密なる聯絡の下に各地朝鮮人民會を督勵して工作し來つたものであるが、本府に於ては在支朝鮮人に對しても在滿朝鮮人同樣之が惠澤に浴せしむべく計畫中の處、偶々昭和十二年七月支那事變の勃發に際會し、奥地在住の邦人で北京・天津等の安全地帶に避難し來つた者は實に數千の多きに上つたが、この中には數百名の半島同胞も交つてゐた。之等多數の避難者に對する給食救療等は、差迫つた問題であつただけに、出先帝國公館當局のみでは萬全を期し難かつた爲、本府は同七月十六日不取敢職員を天津に急派し、總領事館及軍と連絡して應急救護事務に當らしめたのである。かくて皇軍は破竹の進擊を續け、一方北支の治安も漸次恢復するに伴ひ、半島同胞の新に進出する者も激增し來り、之が保護撫育上幾多緊急處理を要する問題が簇出したので、本府は更に職員を同地方各地に派遣して之に當らしめ、他方在支朝鮮人事務處理の分野を根本的に確立する必要を認めて、同年十月外務省との間に在支朝鮮人事務の處理方に關する協定を結び兩機關の分擔事項を定めたのである。卽ち本府に於ては在留朝鮮人の思想善導・敎育・衞生・產業・金融の如き助長方面の特別施設の創始擴充を爲すと共に就職斡旋、事變後急激に增加した新規移住者の指導誘掖等諸般の恒久的保護撫育事務に當ることなり、昭和十三年度には北支・蒙疆方面に職員を增派して之等の事務に當らしめたのである。同年十月に至り更に既述本府外務省間の協定を昭和十四年度以降中支にも適用することに協定した。蓋し朝鮮人と內地人とは民度風習を異にする爲、實際上の取扱を全然同一にすることは兩者共に却つて不便を感ずる點があるので、今後に於ける在外朝鮮人の動向は直に鮮內民心に反映するので、朝鮮統治の上に影響を及ぼすこと大なるものがあり、其の取扱上の規準は之を鮮內と同一程度たらしむることを必要とし、又實際の衝に當る者は特別の知識經驗を必要とする關係上、朝鮮事情に精通し朝鮮行政に最も習熟せる技能と經驗を有する本府が外務省に協力實施するのを最も適當なりと思惟した結果である。

今本府の在支朝鮮人に對する施設を示せば大要次の通りである。

(イ)職員の配置狀況　本府は外務省との協定に依り在北支朝鮮人の保護撫育事務に當る爲、昭和十三年六月に北京及張家口の兩出張所を開設し、北京出張所の監督下に天津及青島に派遣員を配置した。尙昭和十四年度中に更に濟南にも派遣員を置き、又中支在住朝鮮人保護に任ずる爲上海にも職員を增派することゝした。

(ロ)敎育施設　在支朝鮮人兒童は殆ど日本內地人兒童と完全な共學の恩惠に浴してゐる。そしてその就學率は殆ど百パーセントに近く、之が經費も相當多額に上り、爲に內地人側の敎育費負擔は加重したけれども、之に對し內地人から何等不平の聲もなかつたことは、在支朝鮮人の齊しく感激してゐる處である。然し本府としても之等の事情に鑑みて、北京日本小學校外六校に對し之が經費の一部を昭和十三年度以降補助してゐる。この補助金額は十三年度に於て三萬六千圓、十四年度に於ては六萬五千

間に上つてゐる。尙在支學校兒童生徒數は次の通り激增してゐる。

種別	生徒數 事變前	昭和十四年六月末現在
小學校	七五四人	二、九三七人
中等學校	六八	三〇八
青年學校	〇	一四五
計	八二二	三、三九〇

卽ち今後に於ける在留朝鮮人の生活の向上と新規渡支者の激增等と相俟つて在學者數は益々急激な增加を見るものと想はれるが、內鮮共學に對する最大の障害は國語に基因するので、準備敎育の徹底こそ急務であり、爾今これが擴充に努むべく計畫中である。

(ハ)衞生施設　從來も都會地には朝鮮人開業醫師が存在したが、貧窮した朝鮮人は治療を受け得なかつたので、昭和十三年天津・北京・張家口の各民會に委託醫を設置して在住朝鮮人の救療に從事させ、所要經費は本府に於て全額補助することゝしたが、更に本府警務局衞生試驗場の調劑になる日常必要藥劑卽ち胃腸藥・風邪藥其の他を合して十四種の藥品を配付してゐる。昭和十四年度には新に靑島濟南にも之を實施することゝした。

(ニ)金融施設　北京及天津は北支に於ける朝鮮人の重なる集合地域であつて、昭和十四年三月現在で北京には約一萬人天津には約七千人居住してゐるが、朝鮮人の爲の金融機關は之を缺除してゐる實狀にあつたので、帝國領事館に於ては兩地に都市金融組合を設置させ、その組合員に對し指導金融をなし物心兩方面の指導に依つて經濟の發展と生活の安定を期する事とした。卽ち天津興業金融組合は昭和十四年三月十三日附、北京興業組合は同月十七日附で夫々所轄領事館から設置の許可があり業務を開始したが、本府は昭和十三年に於て北京・天津の兩金融組合に對し、夫々基本金五千圓宛經費二千二十圓宛を補助してその維持助成を計つた。

(ホ)北支安全農村設置　本施設は支那事變による避難朝鮮人の救濟及所謂「不正業者」糾正工作の一部であるが、本府は外務省及軍、冀東自治政府と協議を遂げ、河北省寧河縣蘆臺附近に安全農村を建設し、其の恒久的安定を圖らんとする計畫を樹て、本府及外務省援助の下に東洋拓殖株式會社をして、其の經營に當らせることゝした。爾來同社は本府及外務省より補助を受け、土地の買收に着手すると共に宅地測量を行ひ、工事設計書を作製し、鏡煮建設の準備を整へ、昭和十三年十二月工事に着手し目下着々進行中であり、旣に現在二百戶の農家を建設し居り、昭和十五年三月の竣工期迄には豫定の一千戶を收容する豫定である。

(ヘ)輔導施設　天津蕃街三不管に居住する朝鮮人窮民は最近の調査によれば百九戶三百八十八名であるが、其の生活の安定を圖ると共に正業に轉向せしむるがため、本府は昭和十三年十二月天津・朝鮮人民會に補助金を下付し、製繩機二十臺、軍手編機械二十二臺、竝に其の附屬品を購入させ、其の製作工場で雇傭すべき職工は必ず天津朝鮮人民會で選定した前述の窮民を使用すること言ふ條件の下に

斯業に經驗を有し信用確實な營業者に委託經營を行はしめてゐるが、土地柄恰好の授產事業なる僞所期の成績を收めてゐる。

尙昭和十四年度に於ては、北京・天津の二箇所に職業補導所を設け、之に對して總額三萬六百圓の補助を與へ、靴下製造法、洗濯法を敎授して斯業を營むに適當な技術を授くると共に、別に製圖工も養成する計畫で、現在これが一部は實施中である。

(ト)機關紙の發行　北支・中支に在住する朝鮮人中には不穩な思想を持つてゐる者なき殆ど無いが、鄕土を去つて幾年月を經た同胞も相當あり、朝鮮に對する認識も薄く且つ生活力微弱なる關係上思想的にも健全なりとは言ひ得ぬ點があるので、鄕土半島に對する認識を深め、皇國臣民としての本質に徹せしむる爲、機關紙を發行して無料配付する事にしてゐる。

附錄

參考統計表

參考統計表

目次

1 面積（帝國全土）……一
2 面積（內地との比較）……一
3 戸數及人口……一
4 人口密度……二
5 內地人の分布狀態……二
6 內地人の出生及死亡……三
7 朝鮮人の出生及死亡……四
8 內地人と朝鮮人との配偶數……四
9 朝鮮人の內地渡航及歸還者……五
10 行政區劃……六
11 朝鮮總督府特別會計歲入歲出……六
12 朝鮮鐵道用品資金特別會計……六
13 朝鮮簡易生命保險特別會計……七
14 國稅收納額……七
15 收入濟額稅目別……七
16 直接從平均負擔額……八
17 地方財政……八
18 小學校……九
19 書堂……九
20 國語を解する朝鮮人……一〇
21 神社神祠……一〇
22 朝鮮神宮參拜者……一〇
23 布教所布教者及信徒……一一
24 醫療機關……一二
25 傳染病患者及死亡者……一三
26 專賣收入及支出……一三
27 葉煙草輸移出入……一三
28 麥……一三
29 人蔘輸移出入……一三
30 鐵道收入及支出……一四
31 鐵道投資額……一四
32 鐵道營業粁程……一四
33 道路延長……一四
34 船舶……一五
35 朝鮮總督府命令航路……一五
36 電話……一六
37 放送局及聽取者……一六
38 郵便貯金現在高……一六

參考統計表

1 面積（帝國全土）

千面分比較

	總數	朝鮮	內地	樺太	南洋群島	關東州
	一、〇〇〇、〇〇〇方哩	八〇、〇〇〇方哩	三三〇、七五方哩	五六、四四方哩	二、三五方哩	四、八方哩
	一〇〇	八	三三	五六	二	〇、五

2 面積（內地との比較）

	朝鮮	內地	樺太	南洋群島	關東州
	八〇、〇〇〇方哩	三三〇、七五方哩	五六、四四方哩	二、三五方哩	四、八方哩
	二四	一〇〇	一七	〇、七	一、五

3 戸數及人口

	戸數			人口		
	總數	內地人	朝鮮人	總數	內地人	朝鮮人	外國人
明治四十三年末	三、〇四一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同四十四年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同四十五年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
大正元年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同二年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同三年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同四年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同五年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同六年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同七年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同八年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同九年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同十年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同十一年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五
同十二年末	三、一三一、四三五	三、〇五九、九五五	一、七九、九五	一三、一三一、〇一七	一三、一三一、〇一七	一三、一三六、八〇〇	三、六一五

年	出生		死亡		自然増加	
	数	割合	数	割合	数	割合
明治四十三年	四五、六六	三〇・〇	二三、〇八	一五・二	二二、五八	一四・八
同四十四年	四五、〇八	二九・五	二三、〇八	一五・一	二二、〇〇	一四・四
大正元年	四四、三五	二九・〇	二三、〇八	一五・一	二一、二七	一三・九
同二年	四四、〇一	二八・七	二三、〇八	一五・一	二〇、九三	一三・六
同三年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同四年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同五年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同六年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同七年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同八年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同九年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十一年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十二年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十三年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口（内地人千人に対する比率を示す。

6 内地人の出生及死亡

年次	出生		死亡		自然増加	
	数	割合	数	割合	数	割合
明治四十三年	四五、六六	三〇・〇	二三、〇八	一五・二	二二、五八	一四・八
同四十四年	四五、〇八	二九・五	二三、〇八	一五・一	二二、〇〇	一四・四
大正元年	四四、三五	二九・〇	二三、〇八	一五・一	二一、二七	一三・九
同二年	四四、〇一	二八・七	二三、〇八	一五・一	二〇、九三	一三・六
同三年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同四年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同五年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同六年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同七年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同八年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同九年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十一年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十二年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五
同十三年	四三、九四	二八・六	二三、〇八	一五・一	二〇、八六	一三・五

出生、死亡及自然増加の割合は年末人口（内地人千人に対する比率を示す。

5 内地人の分布状態

道庁	人口総数	同上中内地人	内地人の道別割合（人口千人に付内地人）
北海道	二、六〇九、〇〇〇	二、五九九、〇〇〇	九九五・〇
樺太	三六、〇〇〇	三五、〇〇〇	九七二・二
関東州	四八、〇〇〇	四七、〇〇〇	九七九・二
南満洲鉄道沿線	二〇〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇	七二五・〇
南満洲鉄道沿線以外	二、〇〇〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇	七二五・〇
支那本部	四、〇〇〇、〇〇〇	一四五、〇〇〇	三六二・五

4 人口密度

地名	人口	面積	人口密度（昭和十年十月一日國勢調査）
内地	六九、〇〇〇、〇〇〇	四六、〇〇〇	一、五〇〇
台湾	五、四〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	一五四
樺太	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	一
関東州	四八、〇〇〇	一、三〇〇	三六九
南満洲鉄道沿線	二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇
南洋群島	五二、〇〇〇	二、〇〇〇	二六

3 一方者に付人口

道庁	人口中に該当三人を含む家族二五人	平均一戸人口
北海道	一、六三五、〇〇〇	五、〇二
樺太	三六、〇〇〇	五、〇〇
関東州	四八、〇〇〇	四、九二
南満洲鉄道沿線	一四五、〇〇〇	四、九二
支那本部	四、〇〇〇、〇〇〇	四、九二

2 戸数及人口

道庁	戸数	人口	一戸平均人口
北海道	三九八、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	四、九二
樺太	七、三〇〇	三六、〇〇〇	四、九三
関東州	九、七〇〇	四八、〇〇〇	四、九四
南満洲鉄道沿線	二九、三〇〇	一四五、〇〇〇	四、九五
支那本部	八〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇

1 総説

道庁	総説
北海道	北海道は全島悉く平原、殆ど全部耕地に適し、且つ鉱産に富み、水陸交通の便開け、人口の増加著しく、昭和十三年末現在人口一、九六〇、〇〇〇人に達し、内地人三人を含む家族二五人、平均一戸人口四、九二人、人口密度は昭和十年十月一日國勢調査に於ける一平方粁に付三五・二人、昭和十三年末に於ては四二人に増加せり。
樺太	樺太は北緯四六度より五四度に亘る南北に長き島にして、面積は北海道の約二十分の一、人口は昭和十三年末現在三六、〇〇〇人、一戸平均人口四、九三人、人口密度は一平方粁に付一人なり。
関東州	関東州は遼東半島の南端に位し、面積は北海道の約四十分の一、人口は昭和十三年末現在四八、〇〇〇人、一戸平均人口四、九四人、人口密度は一平方粁に付三六・九人なり。
南満洲鉄道沿線	南満洲鉄道沿線は、南は安奉線安東より、北は京図線長春に至る鉄道沿線にして、面積は北海道の約十分の一、人口は昭和十三年末現在一四五、〇〇〇人、一戸平均人口四、九五人、人口密度は一平方粁に付一四五人なり。
南洋群島	南洋群島は赤道以北の太平洋諸島にして、面積は北海道の約二十分の一、人口は昭和十三年末現在五二、〇〇〇人、一戸平均人口五、〇〇人、人口密度は一平方粁に付二六人なり。
支那本部	支那本部は、北は長城より南は揚子江に至る地域にして、面積は北海道の約十倍、人口は昭和十三年末現在四、〇〇〇、〇〇〇人、一戸平均人口五、〇〇人、人口密度は一平方粁に付二〇〇人なり。

| | | |

昭和十三年度　昭和十四年度　同十三年度

13 朝鮮簡易生命保険特別会計（歳入）

歳入	運用収入	利子
		其の他
	保険料	総額
		第一款
		第二款
		第三款
		第四款
		第五款
		第六款
		第七款
		第八款
		第九款
		第十款
		第十一款
		第十二款
		第十三款
		第十四款
		第十五款
		第十六款
		第十七款
		第十八款
		第十九款
		第二十款
		第二十一款
		第二十二款
		第二十三款
		第二十四款
		第二十五款
		第二十六款
		第二十七款
		第二十八款
		第二十九款
		第三十款
		第三十一款
		第三十二款
		第三十三款
		第三十四款
		第三十五款
		第三十六款
		第三十七款
		第三十八款
		第三十九款
		第四十款
		第四十一款
		第四十二款
		第四十三款
		第四十四款
		第四十五款
		第四十六款
		第四十七款
		第四十八款
		第四十九款
		第五十款
		第五十一款
		第五十二款
		第五十三款
		第五十四款
		第五十五款
		第五十六款
		第五十七款
		第五十八款
		第五十九款
		第六十款
		第六十一款
		第六十二款
		第六十三款
		第六十四款
		第六十五款
		第六十六款
		第六十七款
		第六十八款
		第六十九款
		第七十款
		第七十一款
		第七十二款
		第七十三款
		第七十四款
		第七十五款
		第七十六款
		第七十七款
		第七十八款
		第七十九款
		第八十款
		第八十一款
		第八十二款
		第八十三款
		第八十四款
		第八十五款
		第八十六款
		第八十七款
		第八十八款
		第八十九款
		第九十款
		第九十一款
		第九十二款
		第九十三款
		第九十四款
		第九十五款
		第九十六款
		第九十七款
		第九十八款
		第九十九款
		第百款
		第百一款
		第百二款
		第百三款
		第百四款
		第百五款
		第百六款
		第百七款
		第百八款
		第百九款
		第百十款
		第百十一款
		第百十二款
		第百十三款
		第百十四款
		第百十五款
		第百十六款
		第百十七款
		第百十八款
		第百十九款
		第百二十款
		第百二十一款
		第百二十二款
		第百二十三款
		第百二十四款
		第百二十五款
		第百二十六款
		第百二十七款
		第百二十八款
		第百二十九款
		第百三十款
		第百三十一款
		第百三十二款
		第百三十三款
		第百三十四款
		第百三十五款
		第百三十六款
		第百三十七款
		第百三十八款
		第百三十九款
		第百四十款
		第百四十一款
		第百四十二款
		第百四十三款
		第百四十四款
		第百四十五款
		第百四十六款
		第百四十七款
		第百四十八款
		第百四十九款
		第百五十款
		第百五十一款
		第百五十二款
		第百五十三款
		第百五十四款
		第百五十五款
		第百五十六款
		第百五十七款
		第百五十八款
		第百五十九款
		第百六十款
		第百六十一款
		第百六十二款
		第百六十三款
		第百六十四款
		第百六十五款
		第百六十六款
		第百六十七款
		第百六十八款
		第百六十九款
		第百七十款
		第百七十一款
		第百七十二款
		第百七十三款
		第百七十四款
		第百七十五款
		第百七十六款
		第百七十七款
		第百七十八款
		第百七十九款
		第百八十款
		第百八十一款
		第百八十二款
		第百八十三款
		第百八十四款
		第百八十五款
		第百八十六款
		第百八十七款
		第百八十八款
		第百八十九款
		第百九十款
		第百九十一款
		第百九十二款
		第百九十三款
		第百九十四款
		第百九十五款
		第百九十六款
		第百九十七款
		第百九十八款
		第百九十九款
		第二百款
		第二百一款
		第二百二款
		第二百三款
		第二百四款
		第二百五款
		第二百六款
		第二百七款
		第二百八款
		第二百九款
		第二百十款
		第二百十一款
		第二百十二款
		第二百十三款
		第二百十四款
		第二百十五款
		第二百十六款
		第二百十七款
		第二百十八款
		第二百十九款
		第二百二十款
		第二百二十一款
		第二百二十二款
		第二百二十三款
		第二百二十四款
		第二百二十五款
		第二百二十六款
		第二百二十七款
		第二百二十八款
		第二百二十九款
		第二百三十款
		第二百三十一款
		第二百三十二款
		第二百三十三款
		第二百三十四款
		第二百三十五款
		第二百三十六款
		第二百三十七款
		第二百三十八款
		第二百三十九款
		第二百四十款
		第二百四十一款
		第二百四十二款
		第二百四十三款
		第二百四十四款
		第二百四十五款
		第二百四十六款
		第二百四十七款
		第二百四十八款
		第二百四十九款
		第二百五十款
		第二百五十一款
		第二百五十二款
		第二百五十三款
		第二百五十四款
		第二百五十五款
		第二百五十六款
		第二百五十七款
		第二百五十八款
		第二百五十九款
		第二百六十款
		第二百六十一款
		第二百六十二款
		第二百六十三款
		第二百六十四款
		第二百六十五款
		第二百六十六款
		第二百六十七款
		第二百六十八款
		第二百六十九款
		第二百七十款
		第二百七十一款
		第二百七十二款
		第二百七十三款
		第二百七十四款
		第二百七十五款
		第二百七十六款
		第二百七十七款
		第二百七十八款
		第二百七十九款
		第二百八十款
		第二百八十一款
		第二百八十二款
		第二百八十三款
		第二百八十四款
		第二百八十五款
		第二百八十六款
		第二百八十七款
		第二百八十八款
		第二百八十九款
		第二百九十款
		第二百九十一款
		第二百九十二款
		第二百九十三款
		第二百九十四款
		第二百九十五款
		第二百九十六款
		第二百九十七款
		第二百九十八款
		第二百九十九款
		第三百款
		第三百一款
		第三百二款
		第三百三款
		第三百四款
		第三百五款
		第三百六款
		第三百七款
		第三百八款
		第三百九款
		第三百十款
		第三百十一款
		第三百十二款
		第三百十三款
		第三百十四款
		第三百十五款
		第三百十六款
		第三百十七款
		第三百十八款
		第三百十九款
		第三百二十款
		第三百二十一款
		第三百二十二款
		第三百二十三款
		第三百二十四款
		第三百二十五款
		第三百二十六款
		第三百二十七款
		第三百二十八款
		第三百二十九款
		第三百三十款
		第三百三十一款
		第三百三十二款
		第三百三十三款
		第三百三十四款
		第三百三十五款
		第三百三十六款
		第三百三十七款
		第三百三十八款
		第三百三十九款
		第三百四十款
		第三百四十一款
		第三百四十二款
		第三百四十三款
		第三百四十四款
		第三百四十五款
		第三百四十六款
		第三百四十七款
		第三百四十八款
		第三百四十九款
		第三百五十款
		第三百五十一款
		第三百五十二款
		第三百五十三款
		第三百五十四款
		第三百五十五款
		第三百五十六款
		第三百五十七款
		第三百五十八款
		第三百五十九款
		第三百六十款
		第三百六十一款
		第三百六十二款
		第三百六十三款
		第三百六十四款
		第三百六十五款
		第三百六十六款
		第三百六十七款
		第三百六十八款
		第三百六十九款
		第三百七十款
		第三百七十一款
		第三百七十二款
		第三百七十三款
		第三百七十四款
		第三百七十五款
		第三百七十六款
		第三百七十七款
		第三百七十八款
		第三百七十九款
		第三百八十款
		第三百八十一款
		第三百八十二款
		第三百八十三款
		第三百八十四款
		第三百八十五款
		第三百八十六款
		第三百八十七款
		第三百八十八款
		第三百八十九款
		第三百九十款
		第三百九十一款
		第三百九十二款
		第三百九十三款
		第三百九十四款
		第三百九十五款
		第三百九十六款
		第三百九十七款
		第三百九十八款
		第三百九十九款
		第四百款
		第四百一款
		第四百二款
		第四百三款
		第四百四款
		第四百五款
		第四百六款
		第四百七款
		第四百八款
		第四百九款
		第四百十款
		第四百十一款
		第四百十二款
		第四百十三款
		第四百十四款
		第四百十五款
		第四百十六款
		第四百十七款
		第四百十八款
		第四百十九款
		第四百二十款
		第四百二十一款
		第四百二十二款
		第四百二十三款
		第四百二十四款
		第四百二十五款
		第四百二十六款
		第四百二十七款
		第四百二十八款
		第四百二十九款
		第四百三十款
		第四百三十一款
		第四百三十二款
		第四百三十三款
		第四百三十四款
		第四百三十五款
		第四百三十六款
		第四百三十七款
		第四百三十八款
		第四百三十九款
		第四百四十款
		第四百四十一款
		第四百四十二款
		第四百四十三款
		第四百四十四款
		第四百四十五款
		第四百四十六款
		第四百四十七款
		第四百四十八款
		第四百四十九款
		第四百五十款
		第四百五十一款
		第四百五十二款
		第四百五十三款
		第四百五十四款
		第四百五十五款
		第四百五十六款
		第四百五十七款
		第四百五十八款
		第四百五十九款
		第四百六十款
		第四百六十一款
		第四百六十二款
		第四百六十三款
		第四百六十四款
		第四百六十五款
		第四百六十六款
		第四百六十七款
		第四百六十八款
		第四百六十九款
		第四百七十款
		第四百七十一款
		第四百七十二款
		第四百七十三款
		第四百七十四款
		第四百七十五款
		第四百七十六款
		第四百七十七款
		第四百七十八款
		第四百七十九款
		第四百八十款
		第四百八十一款
		第四百八十二款
		第四百八十三款
		第四百八十四款
		第四百八十五款
		第四百八十六款
		第四百八十七款
		第四百八十八款
		第四百八十九款
		第四百九十款
		第四百九十一款
		第四百九十二款
		第四百九十三款
		第四百九十四款
		第四百九十五款
		第四百九十六款
		第四百九十七款
		第四百九十八款
		第四百九十九款
		第五百款
		第五百一款
		第五百二款
		第五百三款
		第五百四款
		第五百五款
		第五百六款
		第五百七款
		第五百八款
		第五百九款
		第五百十款
		第五百十一款
		第五百十二款
		第五百十三款
		第五百十四款
		第五百十五款
		第五百十六款
		第五百十七款
		第五百十八款
		第五百十九款
		第五百二十款
		第五百二十一款
		第五百二十二款
		第五百二十三款
		第五百二十四款
		第五百二十五款
		第五百二十六款
		第五百二十七款
		第五百二十八款
		第五百二十九款
		第五百三十款
		第五百三十一款
		第五百三十二款
		第五百三十三款
		第五百三十四款
		第五百三十五款
		第五百三十六款
		第五百三十七款
		第五百三十八款
		第五百三十九款
		第五百四十款
		第五百四十一款
		第五百四十二款
		第五百四十三款
		第五百四十四款
		第五百四十五款
		第五百四十六款
		第五百四十七款
		第五百四十八款
		第五百四十九款
		第五百五十款
		第五百五十一款
		第五百五十二款
		第五百五十三款
		第五百五十四款
		第五百五十五款
		第五百五十六款
		第五百五十七款
		第五百五十八款
		第五百五十九款
		第五百六十款
		第五百六十一款
		第五百六十二款
		第五百六十三款
		第五百六十四款
		第五百六十五款
		第五百六十六款
		第五百六十七款
		第五百六十八款
		第五百六十九款
		第五百七十款
		第五百七十一款
		第五百七十二款
		第五百七十三款
		第五百七十四款
		第五百七十五款
		第五百七十六款
		第五百七十七款
		第五百七十八款
		第五百七十九款
		第五百八十款
		第五百八十一款
		第五百八十二款
		第五百八十三款
		第五百八十四款
		第五百八十五款
		第五百八十六款
		第五百八十七款
		第五百八十八款
		第五百八十九款
		第五百九十款
		第五百九十一款
		第五百九十二款
		第五百九十三款
		第五百九十四款
		第五百九十五款
		第五百九十六款
		第五百九十七款
		第五百九十八款
		第五百九十九款
		第六百款
		第六百一款
		第六百二款
		第六百三款
		第六百四款
		第六百五款
		第六百六款
		第六百七款
		第六百八款
		第六百九款
		第六百十款
		第六百十一款
		第六百十二款
		第六百十三款
		第六百十四款
		第六百十五款
		第六百十六款
		第六百十七款
		第六百十八款
		第六百十九款
		第六百二十款
		第六百二十一款
		第六百二十二款
		第六百二十三款
		第六百二十四款
		第六百二十五款
		第六百二十六款
		第六百二十七款
		第六百二十八款
		第六百二十九款
		第六百三十款
		第六百三十一款
		第六百三十二款
		第六百三十三款
		第六百三十四款
		第六百三十五款
		第六百三十六款
		第六百三十七款
		第六百三十八款
		第六百三十九款
		第六百四十款
		第六百四十一款
		第六百四十二款
		第六百四十三款
		第六百四十四款
		第六百四十五款
		第六百四十六款
		第六百四十七款
		第六百四十八款
		第六百四十九款
		第六百五十款
		第六百五十一款
		第六百五十二款
		第六百五十三款
		第六百五十四款
		第六百五十五款
		第六百五十六款
		第六百五十七款
		第六百五十八款
		第六百五十九款
		第六百六十款
		第六百六十一款
		第六百六十二款
		第六百六十三款
		第六百六十四款
		第六百六十五款
		第六百六十六款
		第六百六十七款
		第六百六十八款
		第六百六十九款
		第六百七十款
		第六百七十一款
		第六百七十二款
		第六百七十三款
		第六百七十四款
		第六百七十五款
		第六百七十六款
		第六百七十七款
		第六百七十八款
		第六百七十九款
		第六百八十款
		第六百八十一款
		第六百八十二款
		第六百八十三款
		第六百八十四款
		第六百八十五款
		第六百八十六款
		第六百八十七款
		第六百八十八款
		第六百八十九款
		第六百九十款
		第六百九十一款
		第六百九十二款
		第六百九十三款
		第六百九十四款
		第六百九十五款
		第六百九十六款
		第六百九十七款
		第六百九十八款
		第六百九十九款
		第七百款
		第七百一款
		第七百二款
		第七百三款
		第七百四款
		第七百五款
		第七百六款
		第七百七款
		第七百八款
		第七百九款
		第七百十款
		第七百十一款
		第七百十二款
		第七百十三款
		第七百十四款
		第七百十五款
		第七百十六款
		第七百十七款
		第七百十八款
		第七百十九款
		第七百二十款
		第七百二十一款
		第七百二十二款
		第七百二十三款
		第七百二十四款
		第七百二十五款
		第七百二十六款
		第七百二十七款
		第七百二十八款
		第七百二十九款
		第七百三十款
		第七百三十一款
		第七百三十二款
		第七百三十三款
		第七百三十四款
		第七百三十五款
		第七百三十六款
		第七百三十七款
		第七百三十八款
		第七百三十九款
		第七百四十款
		第七百四十一款
		第七百四十二款
		第七百四十三款
		第七百四十四款
		第七百四十五款
		第七百四十六款
		第七百四十七款
		第七百四十八款
		第七百四十九款
		第七百五十款
		第七百五十一款
		第七百五十二款
		第七百五十三款
		第七百五十四款
		第七百五十五款
		第七百五十六款
		第七百五十七款
		第七百五十八款
		第七百五十九款
		第七百六十款
		第七百六十一款
		第七百六十二款
		第七百六十三款
		第七百六十四款
		第七百六十五款
		第七百六十六款
		第七百六十七款
		第七百六十八款
		第七百六十九款
		第七百七十款
		第七百七十一款
		第七百七十二款
		第七百七十三款
		第七百七十四款
		第七百七十五款
		第七百七十六款
		第七百七十七款
		第七百七十八款
		第七百七十九款
		第七百八十款
		第七百八十一款
		第七百八十二款
		第七百八十三款
		第七百八十四款
		第七百八十五款
		第七百八十六款
		第七百八十七款
		第七百八十八款
		第七百八十九款
		第七百九十款
		第七百九十一款
		第七百九十二款
		第七百九十三款
		第七百九十四款
		第七百九十五款
		第七百九十六款
		第七百九十七款
		第七百九十八款
		第七百九十九款
		第八百款
		第八百一款
		第八百二款
		第八百三款
		第八百四款
		第八百五款
		第八百六款
		第八百七款
		第八百八款
		第八百九款
		第八百十款
		第八百十一款
		第八百十二款
		第八百十三款
		第八百十四款
		第八百十五款
		第八百十六款
		第八百十七款
		第八百十八款
		第八百十九款
		第八百二十款
		第八百二十一款
		第八百二十二款
		第八百二十三款
		第八百二十四款
		第八百二十五款
		第八百二十六款
		第八百二十七款
		第八百二十八款
		第八百二十九款
		第八百三十款
		第八百三十一款
		第八百三十二款
		第八百三十三款
		第八百三十四款
		第八百三十五款
		第八百三十六款
		第八百三十七款
		第八百三十八款
		第八百三十九款
		第八百四十款
		第八百四十一款
		第八百四十二款
		第八百四十三款
		第八百四十四款
		第八百四十五款
		第八百四十六款
		第八百四十七款
		第八百四十八款
		第八百四十九款
		第八百五十款
		第八百五十一款
		第八百五十二款
		第八百五十三款
		第八百五十四款
		第八百五十五款
		第八百五十六款
		第八百五十七款
		第八百五十八款
		第八百五十九款
		第八百六十款
		第八百六十一款
		第八百六十二款
		第八百六十三款
		第八百六十四款
		第八百六十五款
		第八百六十六款
		第八百六十七款
		第八百六十八款
		第八百六十九款
		第八百七十款
		第八百七十一款
		第八百七十二款
		第八百七十三款
		第八百七十四款
		第八百七十五款
		第八百七十六款
		第八百七十七款
		第八百七十八款
		第八百七十九款
		第八百八十款
		第八百八十一款
		第八百八十二款
		第八百八十三款
		第八百八十四款
		第八百八十五款
		第八百八十六款
		第八百八十七款
		第八百八十八款
		第八百八十九款
		第八百九十款
		第八百九十一款
		第八百九十二款
		第八百九十三款
		第八百九十四款
		第八百九十五款
		第八百九十六款
		第八百九十七款
		第八百九十八款
		第八百九十九款
		第九百款
		第九百一款
		第九百二款
		第九百三款
		第九百四款
		第九百五款
		第九百六款
		第九百七款
		第九百八款
		第九百九款
		第九百十款
		第九百十一款
		第九百十二款
		第九百十三款
		第九百十四款
		第九百十五款
		第九百十六款
		第九百十七款
		第九百十八款
		第九百十九款
		第九百二十款
		第九百二十一款
		第九百二十二款
		第九百二十三款
		第九百二十四款
		第九百二十五款
		第九百二十六款
		第九百二十七款
		第九百二十八款
		第九百二十九款
		第九百三十款
		第九百三十一款
		第九百三十二款
		第九百三十三款
		第九百三十四款
		第九百三十五款
		第九百三十六款
		第九百三十七款
		第九百三十八款
		第九百三十九款
		第九百四十款
		第九百四十一款
		第九百四十二款
		第九百四十三款
		第九百四十四款
		第九百四十五款
		第九百四十六款
		第九百四十七款
		第九百四十八款
		第九百四十九款
		第九百五十款
		第九百五十一款
		第九百五十二款
		第九百五十三款
		第九百五十四款
		第九百五十五款
		第九百五十六款
		第九百五十七款
		第九百五十八款
		第九百五十九款
		第九百六十款
		第九百六十一款
		第九百六十二款
		第九百六十三款
		第九百六十四款
		第九百六十五款
		第九百六十六款
		第九百六十七款
		第九百六十八款
		第九百六十九款
		第九百七十款
		第九百七十一款
		第九百七十二款
		第九百七十三款
		第九百七十四款
		第九百七十五款
		第九百七十六款
		第九百七十七款
		第九百七十八款
		第九百七十九款
		第九百八十款
		第九百八十一款
		第九百八十二款
		第九百八十三款
		第九百八十四款
		第九百八十五款
		第九百八十六款
		第九百八十七款
		第九百八十八款
		第九百八十九款
		第九百九十款
		第九百九十一款
		第九百九十二款
		第九百九十三款
		第九百九十四款
		第九百九十五款
		第九百九十六款
		第九百九十七款
		第九百九十八款
		第九百九十九款
		第千款
		第千一款
		第千二款
		第千三款
		第千四款
		第千五款
		第千六款
		第千七款
		第千八款
		第千九款
		第千十款
		第千十一款
		第千十二款
		第千十三款
		第千十四款
		第千十五款
		第千十六款
		第千十七款
		第千十八款
		第千十九款
		第千二十款
		第千二十一款
		第千二十二款
		第千二十三款
		第千二十四款
		第千二十五款
		第千二十六款
		第千二十七款
		第千二十八款
		第千二十九款
		第千三十款
		第千三十一款
		第千三十二款
		第千三十三款
		第千三十四款
		第千三十五款
		第千三十六款
		第千三十七款
		第千三十八款
		第千三十九款
		第千四十款
		第千四十一款
		第千四十二款
		第千四十三款
		第千四十四款
		第千四十五款
		第千四十六款
		第千四十七款
		第千四十八款
		第千四十九款
		第千五十款
		第千五十一款
		第千五十二款
		第千五十三款
		第千五十四款
		第千五十五款
		第千五十六款
		第千五十七款
		第千五十八款
		第千五十九款
		第千六十款
		第千六十一款
		第千六十二款
		第千六十三款
		第千六十四款
		第千六十五款
		第千六十六款
		第千六十七款
		第千六十八款
		第千六十九款
		第千七十款
		第千七十一款
		第千七十二款
		第千七十三款
		第千七十四款
		第千七十五款
		第千七十六款
		第千七十七款
		第千七十八款
		第千七十九款
		第千八十款
		第千八十一款
		第千八十二款
		第千八十三款
		第千八十四款
		第千八十五款
		第千八十六款
		第千八十七款
		第千八十八款
		第千八十九款
		第千九十款
		第千九十一款
		第千九十二款
		第千九十三款
		第千九十四款
		第千九十五款
		第千九十六款
		第千九十七款
		第千九十八款
		第千九十九款
		第千百款
		第千百一款
		第千百二款
		第千百三款
		第千百四款
		第千百五款
		第千百六款
		第千百七款
		第千百八款
		第千百九款
		第千百十款
		第千百十一款
		第千百十二款
		第千百十三款
		第千百十四款
		第千百十五款
		第千百十六款
		第千百十七款
		第千百十八款
		第千百十九款
		第千百二十款
		第千百二十一款
		第千百二十二款
		第千百二十三款
		第千百二十四款
		第千百二十五款
		第千百二十六款
		第千百二十七款
		第千百二十八款
		第千百二十九款
		第千百三十款
		第千百三十一款
		第千百三十二款
		第千百三十三款
		第千百三十四款
		第千百三十五款
		第千百三十六款
		第千百三十七款
		第千百三十八款
		第千百三十九款
		第千百四十款
		第千百四十一款
		第千百四十二款
		第千百四十三款
		第千百四十四款
		第千百四十五款
		第千百四十六款
		第千百四十七款
		第千百四十八款
		第千百四十九款
		第千百五十款
		第千百五十一款
		第千百五十二款
		第千百五十三款
		第千百五十四款
		第千百五十五款
		第千百五十六款
		第千百五十七款
		第千百五十八款
		第千百五十九款
		第千百六十款
		第千百六十一款
		第千百六十二款
		第千百六十三款
		第千百六十四款
		第千百六十五款
		第千百六十六款
		第千百六十七款
		第千百六十八款
		第千百六十九款
		第千百七十款
		第千百七十一款
		第千百七十二款
		第千百七十三款
		第千百七十四款
		第千百七十五款
		第千百七十六款
		第千百七十七款
		第千百七十八款
		第千百七十九款
		第千百八十款
		第千百八十一款
		第千百八十二款
		第千百八十三款
		第千百八十四款
		第千百八十五款
		第千百八十六款
		第千百八十七款
		第千百八十八款
		第千百八十九款
		第千百九十款
		第千百九十一款
		第千百九十二款
		第千百九十三款
		第千百九十四款
		第千百九十五款
		第千百九十六款
		第千百九十七款
		第千百九十八款

學事邑	府	公立小學校	公立小學校	官立小學校	私立小學校
校	總	第一部普通	第二部特別	特別經濟	經濟
組					
令、歌	面	教育	教育	教育	教育

小學校

		明治四十五年五月末現在			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一九	九	九	九
生徒數	內地人	一三〇八	一七〇	四五	四三
	朝鮮人	一			
	外國人				
	總數	一三一	一七〇	四五	四三
學齡兒童數	內地人	一三一	一七〇	四五	四三
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一七〇	四五	四三
就學兒童數	內地人	一三一	一七〇	四五	四三
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一七〇	四五	四三
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇	一〇	一〇	一〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一	一	一	一
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一九	九	九	九
生徒數	內地人	一三〇八	一七〇	四五	四三
	朝鮮人	一			
	外國人				
	總數	一三一	一七〇	四五	四三
學齡兒童數	內地人	一三一	一七〇	四五	四三
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一七〇	四五	四三
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇	一〇	一〇	一〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一	一	一	一
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

官立小學校

		明治四十五年五月末現在			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	九	九	九	九
生徒數	內地人	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	朝鮮人	一	一	一	一
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
學齡兒童數	內地人	一三一	一三一	一三一	一三一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇	一〇	一〇	一〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一	一	一	一
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	九	九	九	九
生徒數	內地人	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	朝鮮人	一	一	一	一
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
學齡兒童數	內地人	一三一	一三一	一三一	一三一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇	一〇	一〇	一〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一	一	一	一
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

私立小學校

		明治四十五年五月末現在			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一	一	一	一
生徒數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
學齡兒童數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一	一	一	一
生徒數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
學齡兒童數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

官立小學校

		明治四十五年五月末現在			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	九	九	九	九
生徒數	內地人	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	朝鮮人	一	一	一	一
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
學齡兒童數	內地人	一三一	一三一	一三一	一三一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇	一〇	一〇	一〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一	一	一	一
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	九	九	九	九
生徒數	內地人	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	朝鮮人	一	一	一	一
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
學齡兒童數	內地人	一三一	一三一	一三一	一三一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一三一	一三一	一三一	一三一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇	一〇	一〇	一〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一	一	一	一
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

普通學校

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一	一	一	一
生徒數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
學齡兒童數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一	一	一	一
生徒數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
學齡兒童數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

普通學校

		明治四十五年五月末現在			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一	一	一	一
生徒數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
學齡兒童數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

		明治四十四年度末			
學校數	總數	一	一	一	一
職員數	總數	一	一	一	一
生徒數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
學齡兒童數	內地人	一	一	一	一
	朝鮮人				
	外國人				
	總數	一	一	一	一
就學兒童百人ニ對スル教員數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童百人ニ對スル教室數		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
就學兒童一人ニ對スル經費		一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢	一圓一錢

地方人口	府	公立普通學校	公立普通學校	官立普通學校	私立普通學校
人口總數	總數	一	一	一	一
	男	一	一	一	一
	女	一	一	一	一
內地人	總數	一	一	一	一
	男	一	一	一	一
	女	一	一	一	一
朝鮮人	總數	一	一	一	一
	男	一	一	一	一
	女	一	一	一	一
外國人	總數	一	一	一	一
	男	一	一	一	一
	女	一	一	一	一
戶數	總數	一	一	一	一
一戶當人口	總數	一	一	一	一
一人當面積		一	一	一	一
一方里當人口		一	一	一	一

地方財政

歲入出額	府	普通學校費	普通學校費	官立學校費	私立學校費
歲入出總額	總額	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	總額	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	面積	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	經濟	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	特別經濟	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	第一部普通	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	第二部特別	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	教育	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	教育負擔	一	一	一	一
歲入出額ノ人口一人當	教育負擔	一	一	一	一

備考　歲入出總額ノ人口一人當ハ其ノ地方ノ教育負擔ハ其ノ地方ノ教育負擔ハ其ノ地方ノ教育負擔

基督教	内地	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	朝鮮	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	台湾	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	樺太	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	南洋群島	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
佛教	内地	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	朝鮮	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	台湾	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	樺太	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	南洋群島	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
回教	内地	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	朝鮮	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	台湾	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	樺太	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	南洋群島	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

23 布教所

布教者及信徒

明治十年末

布教所		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
布教者		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
信徒		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	内地人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	朝鮮人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	台湾人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	樺太人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	南洋群島人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

24 監獄

教誨師

教誨師	内地	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	朝鮮	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	台湾	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	樺太	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	南洋群島	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
教誨師以外ノ教誨師		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

在監者

在監者		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	内地人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	朝鮮人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	台湾人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	樺太人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	南洋群島人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	外国人	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

22 朝鮮神宮參拜者

昭和十四年六月末現在

總數		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
内地人		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
朝鮮人		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
滿支人		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
歐米人		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
一日平均		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

21 神社、神祠

神社、神祠		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
神社	總數	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	官幣大社	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	國幣小社	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	其の他の神社	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
神祠		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

20 國語を解する朝鮮人

總數		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
學齢兒童		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
學齢兒童以外		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
學齢兒童以外ノ國語ヲ解スル朝鮮人		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	男	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	女	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
學齢兒童以外ノ國語ヲ解スル朝鮮人ノ割合		三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	男	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五
	女	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五	三、三四五

大正十年 / 昭和十三年度

29 人蔘輸移出入

	大正十年	昭和十三年度
紅蔘 輸移出 数量	四七五斤	三七八六斤
紅蔘 輸移出 価額	三七八六円	三四九四円
白蔘 輸移入 数量	六四九斤	三七二斤
白蔘 輸移入 価額	三七二円	四〇五円

28 鹽

	大正十年	昭和十三年度
天日製造 総数	三八二、四五六瓦	三五九、三四〇瓦
煎熬製造 総数	三四九、〇〇〇瓦	三四〇、〇〇〇瓦
煎熬製造 原料鹹水	四三二、三五〇瓦	四三四、〇〇〇瓦
再製鹽	三五、〇〇〇瓦	三五、〇〇〇瓦

27 葉煙草輸移出入

	大正十年	昭和十三年度
輸移出 数量	一、九二〇、〇〇〇瓦	二、四二三、〇〇〇瓦
輸移出 価額	一、二三〇、〇〇〇円	一、三三三、〇〇〇円
輸移入 数量	四五、三五〇瓦	四五、六五〇瓦
輸移入 価額	一、六七九、〇〇〇円	一、六七九、〇〇〇円

大正十年 / 昭和十三年度

26 專賣收入及支出

	大正十年	昭和十三年度
收入	三、五四九、三二二円	六、三三九、三二二円
支出	三、二二五、八三四円	大、四二九、八三四円
差引金	三二三、四八八円	一、九一〇、四八八円

大正十年 / 昭和十三年度

25 傳染病患者及死亡者（昭和十三年）

	患者	死亡者
總數	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
官立	四四	一
公立	一、一七五	八一〇
私立	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
內地人	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
朝鮮人	四四	一
外國人	一、一七五	八一〇
計	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
醫師ノ診斷ヲ經タル者	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
醫師ノ診斷ヲ經サル者		
發生地	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
內地人發生地	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
朝鮮人發生地	四四	一
外國人發生地	一、一七五	八一〇

（昭和十三年度ハ昭和十一年末ニ內地人發生ノ朝鮮人一名ヲ含ム）

大正十年 / 昭和十三年度

24 傳染病患者及死亡者

	患者	死亡者
腸チフス	八、九五〇	一、六八〇
パラチフス	五〇七	一五一
赤痢	九六〇二	二、六八〇
猩紅熱	八一三	一九一
ペスト	一、五六一、〇九七	二、六八〇二
發疹チフス	四、九五七	一、三五六
痘瘡	一五、六一〇	一、三五六
流行性腦脊髓膜炎	二、六八〇	一、三五六
ジフテリア	五二六	一三五
丹毒	三九〇	一三五
狂犬病	三九	一三五
炭疽	三九	一三五
鼠咬症	三九	一三五
住血吸蟲病	三九	一三五
回歸熱	三九	一三五
鼻疽	三九	一三五
馬脳脊髓炎	三九	一三五
狂犬病豫防注射	三九	一三五
種痘	三九	一三五
腸チフス豫防注射	三九	一三五
パラチフス豫防注射	三九	一三五
赤痢豫防注射	三九	一三五
猩紅熱豫防注射	三九	一三五
ペスト豫防注射	三九	一三五
發疹チフス豫防注射	三九	一三五
痘瘡豫防注射	三九	一三五
流行性腦脊髓膜炎豫防注射	三九	一三五
ジフテリア豫防注射	三九	一三五
丹毒豫防注射	三九	一三五
狂犬病豫防注射	三九	一三五
炭疽豫防注射	三九	一三五
鼠咬症豫防注射	三九	一三五
住血吸蟲病豫防注射	三九	一三五
回歸熱豫防注射	三九	一三五
鼻疽豫防注射	三九	一三五
馬脳脊髓炎豫防注射	三九	一三五

昭和十三年末現在

34 船舶

		昭和十三年	明治四十四年
朝鮮	地方税	二、三五四隻	二、六四四隻
	国税	八、二三四隻	一、四八〇隻
	計	一〇、五八八隻	四、一二四隻
内地	府県道	一〇、〇〇六隻	
	国道	八、六四五隻	
	計	一八、六五一隻	

35 朝鮮総督府命令航路

		昭和十三年度末	明治四十四年度末
総数	船数	六四隻	四八隻
	総噸数	四八、〇〇〇噸	一五、三〇〇噸
内訳	不定期航路	六三隻	四八隻
	定期航路	一、五七五隻	一、三〇〇隻
航路数		一〇	一
仕出船数		一、六三九隻	一、三〇〇隻
積載貨物		一、三六三千噸	一、三〇〇千噸
乗客人員		一、五四〇、五四五人	一、三〇〇、〇〇〇人

昭和十三年度末

30 鉄道収入及支出

		明治四十四年度	昭和十三年度
収入	総収入	一、三〇〇、〇〇〇円	一、四八五、〇〇〇円
	旅客収入	四〇〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円
	貨物収入	八〇〇、〇〇〇円	九四〇、〇〇〇円
支出	総支出	七〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円
	運輸費	三〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円
	保線費	一〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
	動力費	一〇〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円
	諸税	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
利益金		六〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円

31 鉄道投資額

		明治四十四年度末	昭和十三年度末
総数		三五、六〇〇、〇〇〇円	三五、六〇〇、〇〇〇円
国有鉄道		二五、〇〇〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇、〇〇〇円
私設鉄道		一〇、六〇〇、〇〇〇円	一〇、六〇〇、〇〇〇円
私設軌道		一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円

32 鉄道営業粁程

		明治四十四年度末	昭和十三年度末
総数		一、三七〇・〇粁	一、九四二・六粁
国有鉄道		一、三五八・二粁	一、九二〇・六粁
私設鉄道		一二・〇粁	一二・〇粁
私設軌道		一〇・〇粁	一〇・〇粁
内地		一、三七〇・〇粁	一、九四二・六粁
四六六粁に付の昭和十二年		一、三七〇・〇粁	一、九四二・六粁

33 道路延長

		昭和十三年末現在
総数		一、六九粁
内訳	府県道	一、〇〇〇・六粁
	郡道	一二・〇粁
	島庁道	一〇・〇粁
	計	一、〇二二・六粁
朝鮮	面	四、八六〇粁
	一方粁に付の面積	四六・七粁
内地		四、八六〇粁

36 電話

明治四十三年度末	所取扱局数	電話	総数	内地人	朝鮮人	外國人	加入者	電線路	線路	電線
	三七		六、四四六	六、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同四十四年度末	三七		七、四六四	七、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同四十五年度末	三七		八、四六四	八、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同大正二年度末	三七		九、四六四	九、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同三年度末	三七		一〇、四六四	一〇、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同四年度末	三七		一一、四六四	一一、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同五年度末	三七		一二、四六四	一二、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同六年度末	三七		一三、四六四	一三、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同七年度末	三七		一四、四六四	一四、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同八年度末	三七		一五、四六四	一五、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同九年度末	三七		一六、四六四	一六、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同十年度末	三七		一七、四六四	一七、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同十一年度末	三七		一八、四六四	一八、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同十二年度末	三七		一九、四六四	一九、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁
同十三年度末	三七		二〇、四六四	二〇、二四四	一、八四	四〇		四六、六〇九粁		二六、三〇、粁

37 放送局及聴取者

明治四十三年度末	放送局数	聴取者数	総数	内地人	朝鮮人	外國人
同四十四年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同四十五年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同大正二年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同三年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同四年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同五年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同六年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同七年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同八年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同九年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同十年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同十一年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同十二年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	
同十三年度末	一		三、〇四五	二、九四五	一〇〇	

38 郵便貯金現在高

明治四十三年度末	年度末現在高	口数	常頁人口一人當	金額	常頁人口一人當
		三、三五六、	三·四円	三、四五、〇六、	三五·四円
同四十四年度末		三、六三五、	三·五円	四、〇五、〇六、	三九·四円
同四十五年度末		四、〇三五、	三·八円	四、五五、〇六、	四三·四円
同大正二年度末		四、四三五、	四·一円	四、九五、〇六、	四七·四円
同三年度末		四、八三五、	四·四円	五、四五、〇六、	五一·四円
同四年度末		五、二三五、	四·七円	五、九五、〇六、	五五·四円
同五年度末		五、六三五、	五·〇円	六、四五、〇六、	五九·四円
同六年度末		六、〇三五、	五·三円	六、九五、〇六、	六三·四円
同七年度末		六、四三五、	五·六円	七、四五、〇六、	六七·四円
同八年度末		六、八三五、	五·九円	七、九五、〇六、	七一·四円
同九年度末		七、二三五、	六·二円	八、四五、〇六、	七五·四円
同十年度末		七、六三五、	六·五円	八、九五、〇六、	七九·四円
同十一年度末		八、〇三五、	六·八円	九、四五、〇六、	八三·四円
同十二年度末		八、四三五、	七·一円	九、九五、〇六、	八七·四円
同十三年度末		八、八三五、	七·四円	一〇、四五、〇六、	九一·四円

39 朝鮮簡易生命保険契約現在高

朝鮮簡易生命保険は昭和四年十一月一日より実施す

明治四十三年度末	作数	保険料	保険金額
同四十四年度末	一六、四五九	一二、六四四円	四五、四九一
同四十五年度末	一、八六三	一、八六三	六、三四一

40 金融機関（営位千圓）昭和十三年末

支本店及出張所	銀行	総数	朝鮮銀行	朝鮮殖産銀行	朝鮮商業銀行	普通銀行
		二〇四	一三	六七	二一	三六
支本店		一三	一	一	一	
支店		一九一	七	一〇	一八	一

支本店	合資会社	総数	金融組合	手形交換所	無尽会社	信託会社
	朝鮮金融組合聯合会	一	一			
支店	朝鮮金融組合聯合会の本店には本部を支店には支部を掲ぐ	一		一		

41 銀行預金現在高（単位千圓）昭和十三年末

総額	総額	定期預金	当座預金	預金	別段預金	その他の預金
	六四三、	六八五、	二四三、		九三、	二三、

42 銀行貸出金現在高（県庁所在十箇）昭和十三年末

	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行
	京城	仁川	大邱	平壌	新義州	元山	清津	鎮南浦	咸興	羅津
総額	三五、七九四、四〇〇	三、五九六、三〇〇	二、七九〇、〇〇〇	二、五三七、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
貸付金	三五、七九四、四〇〇	三、五九六、三〇〇	二、七九〇、〇〇〇	二、五三七、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
割引手形										

43 手形交換高（金額位千圓）昭和十三年

	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行
	京城	仁川	大邱	平壌	新義州	元山	清津	鎮南浦	咸興	羅津
総額	三五、〇六六、四〇〇	三、六四六、三〇〇	二、六四四、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
小切手	三五、〇六六、四〇〇	三、六四六、三〇〇	二、六四四、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
送金為替										
約束手形										

44 朝鮮銀行参務行商

	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行
	京城	仁川	大邱	平壌	新義州	元山	清津	鎮南浦	咸興	羅津
総額	三五、〇六六、四〇〇	三、六四六、三〇〇	二、六四四、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
公債利札券										
雑證券										

45 銀行金利

	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行	朝鮮銀行
	京城	仁川	大邱	平壌	新義州	元山	清津	鎮南浦	咸興	羅津
預金 定期	三五、〇六六、四〇〇	三、六四六、三〇〇	二、六四四、〇〇〇	二、四三五、〇〇〇	一、四八〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
貸付 当座貸越										
貸付 手形割引										

46 排地面積

	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府	朝鮮総督府
	京城	仁川	大邱	平壌	新義州	元山	清津	鎮南浦	咸興	羅津
総数	三四、六七九、四〇〇町	三、四六七、九〇〇町	二、四六七、九〇〇町	二、四六七、九〇〇町	一、四八〇、〇〇〇町	一、四〇〇、〇〇〇町	一、三〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、〇〇〇、〇〇〇町	五〇〇、〇〇〇町
畑 一毛作	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町
畑 二毛作	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町	一、一〇〇、〇〇〇町
田	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町	一、九〇〇、〇〇〇町
地租賦課面積	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町	一、二三、〇〇〇町

47 自作小作別耕地面積

種類	昭和十三年末	昭和十四年末
自作	四五、六〇〇町	四五、六〇〇町
小作	一、八〇〇町	一、八〇〇町
計	四七、四〇〇町	四七、四〇〇町

48 公有水面埋立（干潟及沼澤）

種類	昭和十三年末	昭和十四年末
埋立可認可	六、四〇〇町	六、四〇〇町
埋立中	一、〇〇〇町	一、〇〇〇町
埋立免許	一、五〇〇町	一、五〇〇町

49 農業者戸数

種類	昭和十三年度末
内地人	三、五六五、〇〇〇
朝鮮人	二、三二三、八〇〇
滿洲國人及中華民國人	三、六〇〇
外國人の戸數	一、〇〇〇
合計	五、八九二、四〇〇

50 自作小作別農業者戸數

種類	明治四十三年末	大正九年末	昭和五年末	昭和十三年末
自作	一、五四〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
小作	一、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
自作兼小作	一、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
總數	四、一四〇、〇〇〇	四、四〇〇、〇〇〇	四、七〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
小作兼小作	二、六〇〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇
小作	一、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇
被傭者	二〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
水呑民	一、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇

同 同 同 同 同 同 同 同 同 昭
和
十 十 十 十 九 八 七 六 五 四
三 二 一
年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

53 米作付段別(陸稲)収穫高比較

		同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
作付段別	陸稲	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩	一、九五〇町歩
	糯米	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩	一、三五〇町歩
	計	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩	三、三〇〇町歩
収穫高(玄米)	陸稲	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石
	糯米	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石
	計	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石

55 米輸出先別累年比較(数量)

	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
中華民國	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
関東州	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
満洲国	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
関東州	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
満洲国	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
中華民國	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
露領	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
朝鮮	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
その他の地	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
計	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石

56 米移出先別累年比較(数量)

	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
中華民國	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
関東州	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
満洲国	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
関東州	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
満洲国	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石	三、六〇〇石
中華民國	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
露領	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
朝鮮	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
その他の地	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石	一、三〇〇石
計	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石	一九、八〇〇石

昭和十三年

53 米作付段別(陸稲)収穫高内餅比較

		同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
作付段別(陸稲)	餅米	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町	一、九五〇・〇町
	糯米	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町	一、三五〇・〇町
	計	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町	三、三〇〇・〇町
収穫高(玄米)	餅米	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石	四、五〇〇石
	糯米	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石	二、七〇〇石
	計	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石	七、二〇〇石

54 米輸移出累年比較(金額)

	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年
移出	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
移出	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円
移出	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
移出	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円
移出	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円
移出	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円	一、一〇〇円
移出	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	九〇〇円
移出	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円
移出合計	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円	二五、二〇〇円

| | | |

| | | |

	昭和十三年末	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
66 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
67 造林面積								
総数	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五	三、四五〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
65 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
64 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
63 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
62 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
61 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
60 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
59 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
58 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
57 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
56 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
55 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
54 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
53 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
52 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
51 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
50 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
49 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
48 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
47 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
46 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
45 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
44 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
43 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
42 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
41 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
40 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年
39 林野面積								
総数	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五	三、七八〇、四五五
国有林	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五	一、四二三、四五五
公有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五
私有林	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五	三、三五三、四五五

南樺太内別總

洋太沿地群數

年	漁獲數量		漁獲價額	
	鮭	鱒	鮭	鱒
同十三年	一、八四〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	三八、四〇〇圓	一五、〇〇〇圓
同十四年	二、六〇〇、〇〇〇斤	一、二〇〇、〇〇〇斤	五二、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓
明治四十五年	三、八四〇、〇〇〇斤	一、四四〇、〇〇〇斤	七六、八〇〇圓	二一、六〇〇圓
大正元年	三、五〇〇、〇〇〇斤	一、三〇〇、〇〇〇斤	七〇、〇〇〇圓	一九、五〇〇圓
同二年	三、四〇〇、〇〇〇斤	一、二〇〇、〇〇〇斤	六八、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓
同三年	三、二〇〇、〇〇〇斤	一、一〇〇、〇〇〇斤	六四、〇〇〇圓	一六、五〇〇圓
同四年	三、〇〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	六〇、〇〇〇圓	一五、〇〇〇圓
同五年	二、八〇〇、〇〇〇斤	九〇〇、〇〇〇斤	五六、〇〇〇圓	一三、五〇〇圓
同六年	二、六〇〇、〇〇〇斤	八〇〇、〇〇〇斤	五二、〇〇〇圓	一二、〇〇〇圓
同七年	二、四〇〇、〇〇〇斤	七〇〇、〇〇〇斤	四八、〇〇〇圓	一〇、五〇〇圓
同八年	二、二〇〇、〇〇〇斤	六〇〇、〇〇〇斤	四四、〇〇〇圓	九、〇〇〇圓
同九年	二、〇〇〇、〇〇〇斤	五〇〇、〇〇〇斤	四〇、〇〇〇圓	七、五〇〇圓
同十年	一、八〇〇、〇〇〇斤	四〇〇、〇〇〇斤	三六、〇〇〇圓	六、〇〇〇圓
同十一年	一、六〇〇、〇〇〇斤	三〇〇、〇〇〇斤	三二、〇〇〇圓	四、五〇〇圓
同十二年	一、四〇〇、〇〇〇斤	二〇〇、〇〇〇斤	二八、〇〇〇圓	三、〇〇〇圓
同十三年	一、二〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	二四、〇〇〇圓	一、五〇〇圓
同十四年	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	二〇、〇〇〇圓	一、五〇〇圓
同十五年	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤	二〇、〇〇〇圓	一、五〇〇圓

71 水産價額比較（帝國全土）

年	漁獲數量		漁獲價額	
	鮭	鱒	鮭	鱒
昭和十二年	一、八〇〇、〇〇〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	三六、〇〇〇圓	一五、〇〇〇圓
同十三年	二、〇〇〇、〇〇〇斤	一、一〇〇、〇〇〇斤	四〇、〇〇〇圓	一六、五〇〇圓
同十四年	二、二〇〇、〇〇〇斤	一、二〇〇、〇〇〇斤	四四、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓
同十五年	二、四〇〇、〇〇〇斤	一、三〇〇、〇〇〇斤	四八、〇〇〇圓	一九、五〇〇圓
同十六年	二、六〇〇、〇〇〇斤	一、四〇〇、〇〇〇斤	五二、〇〇〇圓	二一、〇〇〇圓
同十七年	二、八〇〇、〇〇〇斤	一、五〇〇、〇〇〇斤	五六、〇〇〇圓	二二、五〇〇圓
同十八年	三、〇〇〇、〇〇〇斤	一、六〇〇、〇〇〇斤	六〇、〇〇〇圓	二四、〇〇〇圓
同十九年	三、二〇〇、〇〇〇斤	一、七〇〇、〇〇〇斤	六四、〇〇〇圓	二五、五〇〇圓
同二十年	三、四〇〇、〇〇〇斤	一、八〇〇、〇〇〇斤	六八、〇〇〇圓	二七、〇〇〇圓
同二十一年	三、六〇〇、〇〇〇斤	一、九〇〇、〇〇〇斤	七二、〇〇〇圓	二八、五〇〇圓
同二十二年	三、八〇〇、〇〇〇斤	二、〇〇〇、〇〇〇斤	七六、〇〇〇圓	三〇、〇〇〇圓

72 水産製造高

昭和十三年

種別	數量	價額
鹽鮭	一、五二三、〇〇〇斤	三四、九〇〇圓
鹽鱒	一、三四〇、〇〇〇斤	二六、八〇〇圓
乾鮭	二、一〇〇、〇〇〇斤	四二、〇〇〇圓
乾鱒	一、二〇〇、〇〇〇斤	二四、〇〇〇圓
鹽鱒卵	一、〇〇〇、〇〇〇斤	二〇、〇〇〇圓
鹽鮭卵	一、〇〇〇、〇〇〇斤	二〇、〇〇〇圓
鹽鱈	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰊	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鯡	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰯	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鯖	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰈	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鯛	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰹	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰺	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鯵	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鰒	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鮑	一、〇〇〇、〇〇〇斤	一〇、〇〇〇圓
鹽鯨

76 工場従業者及生産額

	明治四十三年	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	昭和五年
工場数	二五二	二九八	三四六	三四六	三四一	三五四	三五四	三五四	三五四	三五四	三五四
職工数	一四、五七五	一四、七〇二	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六
男	一〇、七〇二	一〇、八三八	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇
女	三、八七三	三、八六四	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六
生産品価額	九五、一七九、五四六	一九六、九三五、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四

75 鉱産額

	明治四十三年末	明治四十四年末	大正三年末	大正四年末	大正五年末	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	昭和五年末
総数	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一
金銀鉱	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
銅鉱	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七
鉄鉱	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
タングステン鉱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非鉄金属鉱物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黒鉛	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
石炭	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二
砂金	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
農業	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
其の他	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八

74 鉱業移行鉱区

	明治四十三年末	明治四十四年末	大正三年末	大正四年末	大正五年末	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	昭和五年末
総数	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六
金銀鉱	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六
銅鉱	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五
タングステン鉱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非鉄金属鉱物	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五
黒鉛	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五
石炭	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七
砂金	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七
其の他	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五

73 鉱業許可鉱区

	明治四十三年末	明治四十四年末	大正三年末	大正四年末	大正五年末	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	昭和五年末
総数	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一
金銀鉱	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一
銅鉱	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四
タングステン鉱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非鉄金属鉱物	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八
黒鉛	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五
石炭	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七
砂金	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七
其の他	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五

	明治四十三年	同四十四年	大正三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	昭和五年
工場数	二五二	二九八	三四六	三四六	三四一	三五四	三五四	三五四	三五四	三五四	三五四	三五四
職工数	一四、五七五	一四、七〇二	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六	一五、一九六
男	一〇、七〇二	一〇、八三八	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇	一一、二五〇
女	三、八七三	三、八六四	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六	三、九四六
生産品価額	九五、一七九、五四六	一九六、九三五、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四	二〇七、〇二三、四四

	明治四十三年末	明治四十四年末	大正三年末	大正四年末	大正五年末	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	昭和五年末
総数	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一	三、六四一
金銀鉱	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
銅鉱	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七	三、六三七
鉄鉱	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
タングステン鉱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非鉄金属鉱物	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黒鉛	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
石炭	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二	二、六二二
砂金	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
農業	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
其の他	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八

74 鉱業移行鉱区

	明治四十三年末	明治四十四年末	大正三年末	大正四年末	大正五年末	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	昭和五年末
総数	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六
金銀鉱	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六	四、三四六
銅鉱	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五	二、一四五
タングステン鉱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非鉄金属鉱物	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五	一、八三五
黒鉛	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五
石炭	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七
砂金	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七
其の他	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五

73 鉱業許可鉱区

	明治四十三年末	明治四十四年末	大正三年末	大正四年末	大正五年末	大正六年末	大正七年末	大正八年末	大正九年末	大正十年末	大正十一年末	大正十二年末	昭和五年末
総数	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一	三、三〇一
金銀鉱	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一	一、五四一
銅鉱	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四	四、六七四
タングステン鉱	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
非鉄金属鉱物	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八	一、八三八
黒鉛	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五	二、三四五
石炭	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七	四、五七七
砂金	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七	二、五七七
其の他	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五	四、三三五

昭和十三年度末

| | | |

昭和十三年　八五六交　一七六交　一九〇交　一五六交　一三五交　一三五交　一三五

昭和十四年十二月十五日　印刷
昭和十四年十二月二十日　發行

朝鮮總督府編纂

定價金　壹　圓

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地
印刷所　朝鮮印刷株式會社

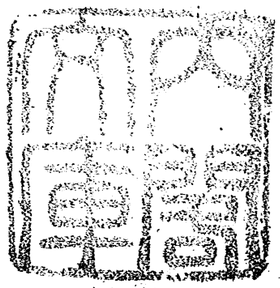

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

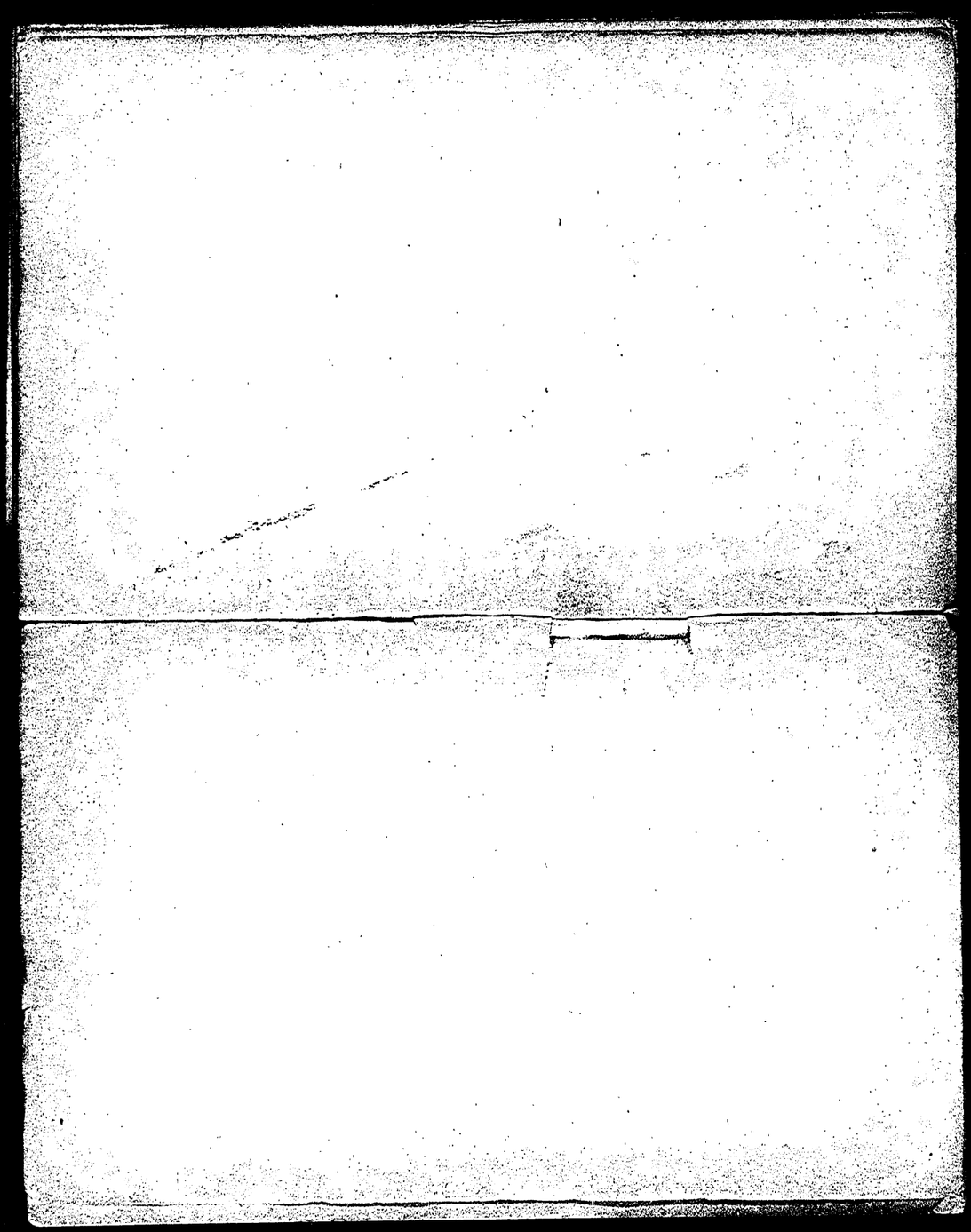

正誤表

頁	行	誤	正
一二五	六	二百三十八府郡島	現在の上に「昭和十三年末」を加ふ
一二五	六	二千三百五十三邑面	二百三十九府郡島
一二五	九	七千六百二十二名	二千三百五十一邑面
一三四	一	二億四千　九十	七千七百二十二名
一五五	一〇	二	二億六千四百九十

1 : 32 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 15

朝鮮地圖

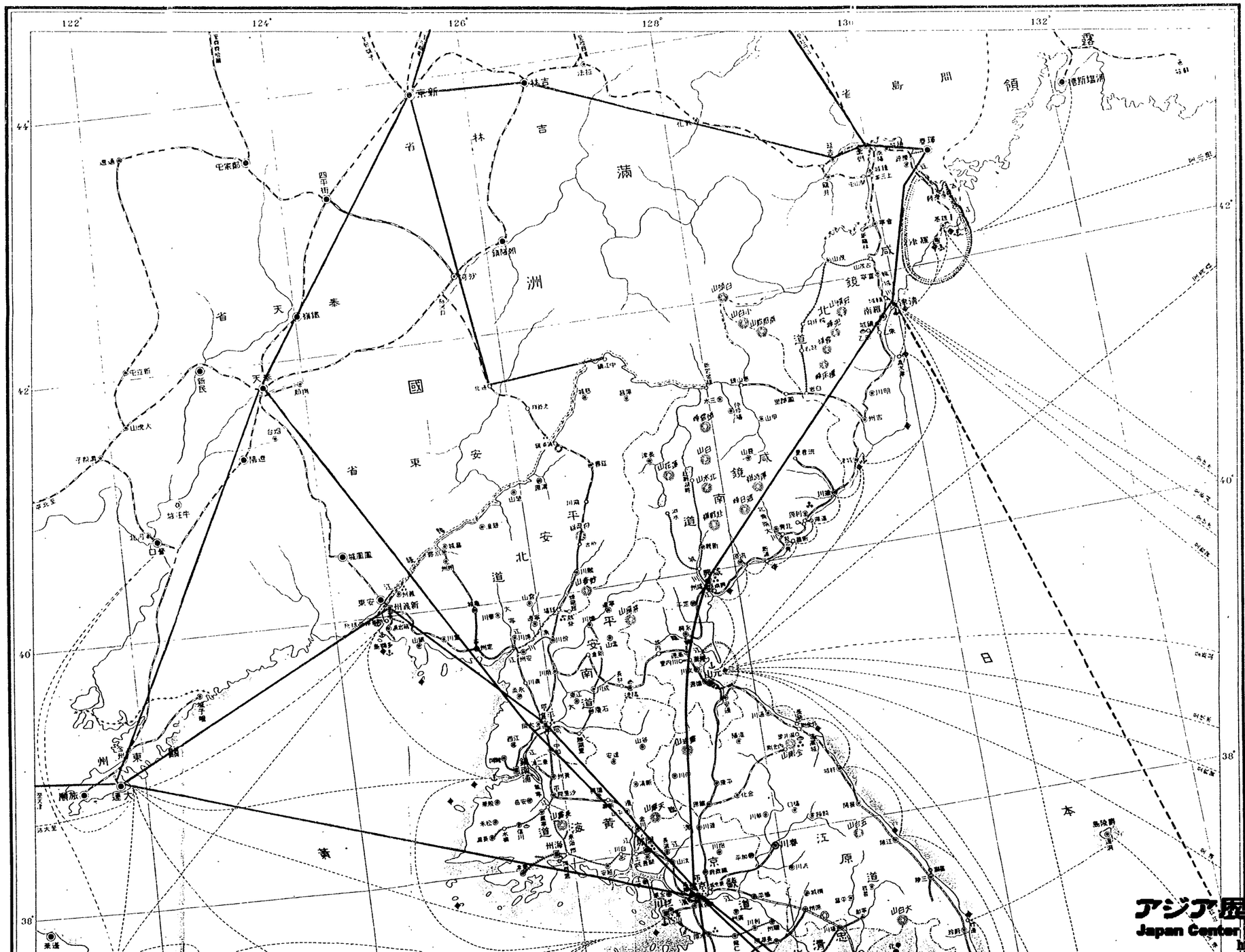

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian
http://www.jacar.go.jp

昭和十四年十月三十日現在　朝鮮總督府

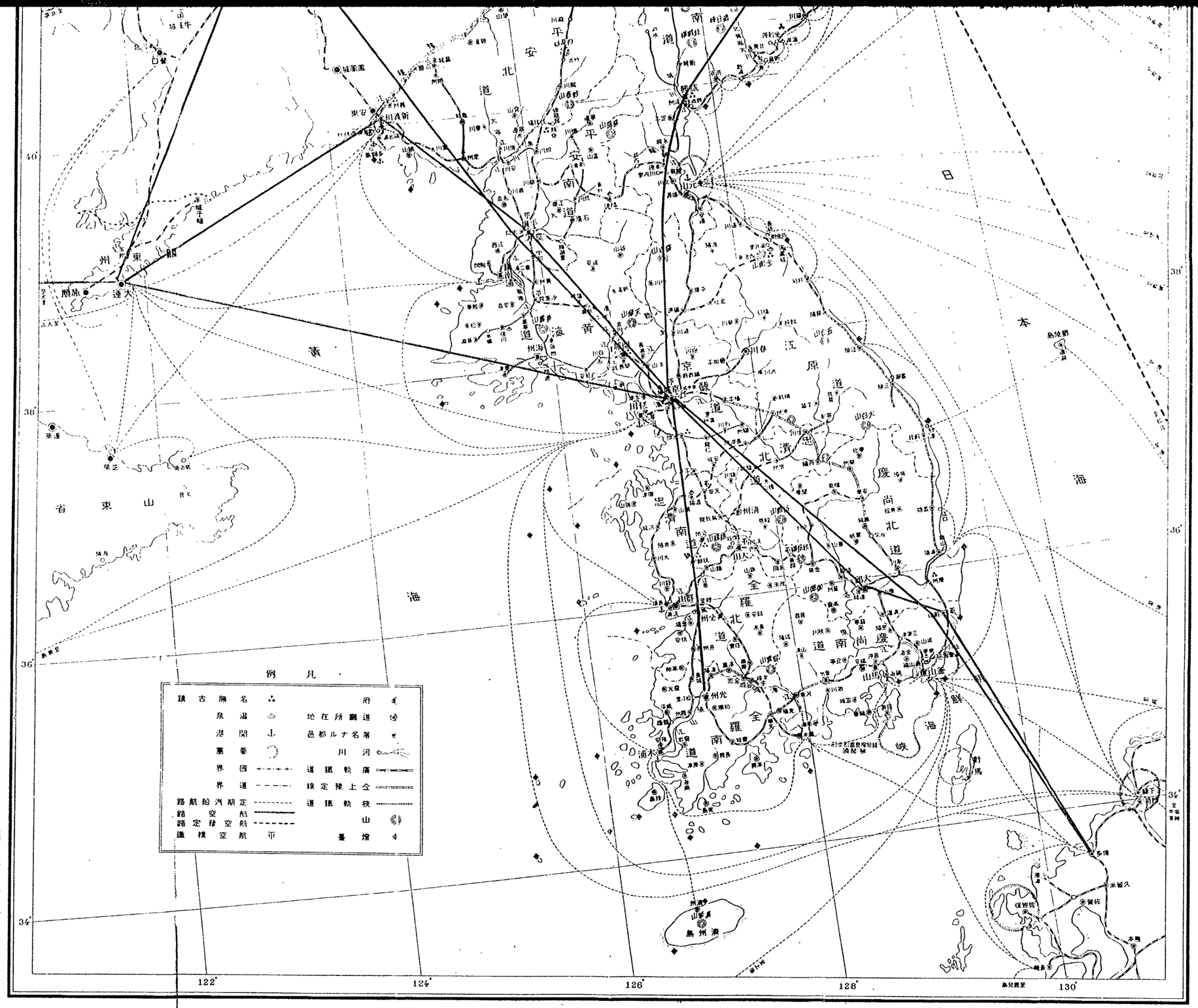

縮尺二百五十萬分之一

0 5 10 20 30 40 50

江金宮始永平安和利穆協勉相建田深宮　四裕　穆清成元哲穆平府章馬登大光六金洋大開仁彦

華浦川興原深統仁川州平平川川州州湖東郡穆州島津津興山　指論　幾南　城州山山山城州建州山田綾川統府

府府府

21.9

219
1

朝鮮事情

昭和十七年版

朝鮮總督府

内閣文庫

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/